

①

シュバルツ簿記書(1518年本)の研究

岡 下 敏

## 目次

序章	1
1 南ドイツ商人の登場	1
2 フッガー家	3
3 ヤコブ・フッガー	5
4 フッガー家の支店網	7
5 シュバルツ——簿記書執筆前	9
6 シュバルツ——簿記書執筆後	12
7 原本・写本・翻刻版	15
8 エルビング写本と翻刻版の違い	17
9 エルビング写本の構成	19
10 過去におけるシュバルツ簿記書の研究	21
第1章 説明文	27
1 説明文の構成	27
2 説明文の内容	29
3 説明文のまとめ	39
第2章 第一例示の仕訳帳	43
1 第一例示の帳簿組織	43
2 記帳順と取引内容	44
3 仕訳原則	46
4 取引10要素の結合関係	74

第3章 仕訳の書き方	79
1 仕訳の問題点	79
2 仕訳の記載事項	79
3 日付のつけ方	81
4 借方勘定科目を示す部分	83
5 貸方勘定科目を示す部分	84
6 小書き(I)	88
7 小書き(II)	91
8 第一例示における仕訳の発展段階	93
9 仕訳形式化の過程	95
第4章 第一例示の仕訳の特徴	99
1 商品取引の処理	99
2 商品勘定の役割	102
3 仕訳のタイミング	105
4 仕訳の勘定科目数	108
第5章 債務帳の形式と転記	113
1 資料上の制約	113
2 勘定口座の開設順	114
3 勘定口座の形式と記載事項	117
4 期中における新勘定口座開設	119
5 転記のタイミング	122
6 期末日前の勘定口座締切り	125
第6章 帳簿の締切り	131
1 仕訳帳の締切り	131

2 期中処理の検算方法	131
3 勘定口座締切りの形式	133
4 勘定口座の締切手続(I)	135
5 勘定口座の締切手続(II)	138
6 現金勘定およびヤコブ・フッガー氏勘定の締切り	140
7 期末締切法の吟味	143
第7章 計算書	149
1 計算書の作成	149
2 計算書の体裁	149
3 繰越手続	151
4 記載金額	155
5 地名等を書く理由—借方	158
6 地名等を書く理由—貸方	161
7 計算書と仕訳帳	163
8 計算書末尾の記入額(I)	164
9 計算書末尾の記入額(II)	167
10 第一例示の検算方法	168
第8章 第二例示の仕訳帳	171
1 第一例示との関係	171
2 第一例示の他支店勘定期末残高	172
3 第一例示との非連続性	175
4 貸借の区別	177
5 仕訳原則	181
6 取引内容	184

第9章 仕訳の問題点	191
1 取引の区分と仕訳	191
2 仕訳の記載事項	192
3 債務帳へ転記する場合	193
4 Capus へ転記する場合	194
5 貸借を区別する語の順	196
6 二取引を一パラグラフで処理した場合	198
7 一連の取引の仕訳	202
8 独立した取引の仕訳日	204
第10章 商品取引の処理	209
1 商品勘定と金額	209
2 銅受入れの処理	210
3 金額を記入しない理由(I)	213
4 金額を記入しない理由(II)	215
5 金額を記入しない理由(III)	218
6 10月24日の仕訳	223
7 fur einnemen と fur ausgeben の混乱	225
第11章 第二例示の勘定口座	229
1 債務帳と Capus	229
2 勘定口座の記載事項(債務帳)	231
3 転記のタイミング	234
4 Capus の勘定口座開設順	236
5 勘定口座の記載事項(Capus)	238
6 取引内容の表示	241

第12章 勘定口座の締切り	245
1 締切直前の勘定口座	245
2 現金およびローマ支店勘定の残高振替	246
3 債務帳の各勘定口座の締切り	250
4 Capus の各勘定口座の締切り	251
5 二つの集計表	254
6 検算表としての集計表	257
7 検算方法の吟味	259
8 集計表の目的	260
第13章 第三例示—主要簿の No.1	265
1 主要簿の構成	265
2 説明文と勘定科目一覧表	266
3 ヴェニス支店勘定	267
4 ヴェニス支店勘定と他の諸勘定の関係	270
5 他の諸勘定の記載内容(I)	272
6 他の諸勘定の記載内容(II)	275
7 一貫した処理のなされていない場合	277
8 アウグスブルク勘定借方	279
9 ヤコブ・フッガー氏勘定借方—①の場合	281
10 ヤコブ・フッガー氏勘定借方—②の場合	283
11 ボッツェン等各支店勘定借方	285
12 ヤコブ・フッガー氏勘定貸方—一貫した処理の場合	286
13 ヤコブ・フッガー氏勘定貸方—②の場合	289
14 ローマ支店勘定貸方	291
15 ボッツェン支店・ハル支店各勘定貸方	293
16 仕訳帳と主要簿の関係	295

17	計算書での+印の意味	298
18	ヴェニス支店勘定の役割	302
第14章 第三例示ー主要簿の No.2		
1	No.1との関係	307
2	他の諸勘定の借方(I)	308
3	他の諸勘定の借方(II)	310
4	他の諸勘定の貸方(I)	313
5	主要簿の目的	315
第15章 主要簿の要約		
1	総括表	319
2	主要簿から求めうる金額(I)	321
3	主要簿から求めうる金額(II)	324
4	主要簿から求めえない金額	325
5	総括表に記載されていない金額(I)	328
6	総括表に記載されていない金額(II)	330
7	総括表の目的	331
8	総括表での計算の誤り	334
おわりに		
参考文献		

## 序 章

### 1. 南ドイツ商人の登場

15世紀から16世紀にかけてのヨーロッパは、歴史上の一つの転換期であった。それまでの政治的・経済的体制が崩れ、新しい体制がヨーロッパを支配しはじめたのが、この時期なのである。

政治的にみると、最盛期には神聖ローマ帝国皇帝さえをも破門し、たび重なる十字軍遠征を行ったローマ法王の力が衰退し、代って王権をいただく中央集権国家が生まれた。また経済の面では、南北双方で大きな変化があらわれた。すなわち北方では、ハンザ同盟が中央集権を確立した諸国の特権的外来商人排撃政策によって衰退をはじめ、南方では、東方貿易を支配してきた北イタリア諸都市とくにヴェニスに、スペイン、ポルトガルという競争相手があらわれたのである。

このようにヨーロッパ社会が大きく変動しつつあった中で、政治的にみた場合のドイツだけは、例外であった。依然として、中世以来の政治的分裂状態をつづけていた。形式上は神聖ローマ帝国という体裁をとってはいたが、実情は300あまりの領邦国家の連合体にすぎず、宗教的にはローマ法王の下に置かれていたのである。このことは、中央集権化の進んだ地域で失った法王の収入源を、ドイツが補填しなければならないことを意味し、マルチン・ルターを登場させる素地となった。

このような時期に、南ドイツ諸都市の商人が歴史の舞台に登場したのである。

南ドイツ諸都市は、南からイタリア商人が北上し、北からはハンザ同盟諸都市の商人が南下して取引する接点に位置した。その地の商人は、南北から訪れる外部の商人にまじって、かれら自身も相互に競争しつつ、こしょう、絹、毛織物、皮革製品さらには美術工芸品の売買を行っていたのである。このように

二大商圏の中間にあって小規模な商取引を行ってきた南ドイツの商人が、ヨーロッパ商業の主役の一員として活躍することになる切掛は、かれらが銀と銅を手にしたことであった。

北イタリア諸都市の商人が東方から輸入するさいに支払ったのは、銀と銅であった。しかしそれらの銀と銅が、かれらの近くにあったわけではない。北イタリアの商人は、それらをヨーロッパの内陸から求めていた。その銀と銅を、15世紀末から16世紀中葉にかけて支配したのが、南ドイツの商人であったわけである。

ただ南ドイツの商人も、はじめから銀と銅を手にしていただけではない。かれらが銀と銅を手にすることができたのは、少しずつ蓄積してきた資本を、各地の領主に貸付けるチャンスが巡ってきたからであった。

南ドイツで鉱山熱が盛んになったのは、1470年ごろといわれている。それはまず、領主から採掘を認められた鉱夫たちが、ギルド的の共同体を組織して、小規模に経営を行うかたちではじめられた。そこへ、戦費および宮廷経費に困った領主に貸付を行い、見返りとして鉱山特権(Bergregal)を取得した南ドイツの商人が、参加していったのである。はじめ南ドイツの商人が進出したのは、ザルツブルク地方とチロル地方の鉱山であった。

この時期に歴史的出来事が二つ生じた。一つは、ポルトガルによる喜望峰まわりの東洋航路開発である。そのルートを通して、安いこしょうが多量に持ち込まれることとなったわけであるが、そのこと自体は南ドイツ商人の地位に、さほどの打撃は与えなかった。たとえポルトガルがこしょうを輸入するとしても、支払いは銀で行われ、その銀は依然として南ドイツ商人が支配していたからである。南ドイツ商人に大きな打撃を与えたのは、それよりもむしろ、もう一つの歴史的出来事すなわちコロンブスによるアメリカ大陸の発見であった。中南米の鉱山には、水銀アマルガム法という精練技術が導入されたが、その方法によって精練された多量の安い銀の輸入がはじまったのである。この多量の安い銀の登場で、鉱脈が枯渇し湧水に悩まされていたヨーロッパの鉱山業は、決定的な打撃を受けた。こうして重要な生産基盤を失った南ドイツの商人は、

アントワープ市場での高利貸しと投機に、その活路を求めていくしかなかった。

このようなヨーロッパにおける政治的・経済的な大変革期に、南ドイツのアウグスブルクに本店を置き、ヨーロッパ全土に支店網を敷いて金融業と鉱山業を営み、一時は歴史上稀れにみるほどの巨万の富を蓄えながら、徐々に衰退の途を辿った商家の一つが、フッガー家であったのである。

## 2. フッガー家

フッガー家(die Fugger)の先祖は、アウグスブルクの南にあるレヒフェルトのグラーベン(Graben)村で織物業を営んでいたハンス・フッガー(Hans Fugger)まで辿ることができる<sup>(1)</sup>。ハンスはマリアと結婚したが、かれらの間には3人の男子が生まれた。そのうち長男ハンスと次男ウルリッヒは、早くから家業を手伝った。この二人が家業を手伝いはじめた当時は、丁度ドイツ産の亜麻と外国産の木綿で織った綾織綿布の需要が増しつつあった時期であったが、織物業を続けるにはアウグスブルクの織物工組合に加わる必要であった。そこで長男ハンスが1367年に、つづいて翌年ウルリッヒもアウグスブルクへ移住したのである。これが、アウグスブルクでのフッガー家のはじまりである。移住したハンスは、織物工組合の中心人物ヴィードルフの娘クララと結婚し、1370年に市民権を得た。しかしクララは間もなく死亡し、ハンスは1382年に、織物工組合の有力者グファッターマンの娘エリザベートと再婚した。ハンスは着実に財産をふやし、1408年に死亡したときは3,000グルデンの遺産を残したが、この額は、未だ当時のアウグスブルクでは金持ちといえるほどのものではなかった<sup>(2)</sup>。

ハンスには6人の男子があったが、成人したのは三男アンドレアス(Andreas)と六男ヤコブ(Jakob)の2人だけであった。かれらは父親の死後も母親を助けて家業を営んだが、1454年になってアンドレアスが独立した。フッガー家が二つに分かれたのである。その後アンドレアスの子孫は1462年から「鹿紋のフッガー家」(die Fugger von Reh)を、ヤコブの子孫は1473年から「百合紋のフッガー家」(die Fugger von Lilie)を名乗った<sup>(3)</sup>。

両家のうちでまず栄えたのは、鹿紋のフッガー家であった。一時はオランダ、デンマークとも取引を行うほどであったが、アンドレアスの子ルウカス(Lukas)が国王フィリップに貸付けた10,000グルデンが1494年に回収不能に陥り、家運が傾きはじめた<sup>(4)</sup>。それでも1495年までは、鹿紋のフッガー家が百合紋のフッガー家を凌いでいたが、その後鹿紋のフッガー一家一族は手仕事につくか百合紋のフッガー家の使用人となって、歴史の表舞台からは姿を消していった。

ハンスの六男ヤコブはバルバラ(Barbara)と結婚したが、彼女の父ページンガーの破産を眼の当りにみたこともあって<sup>(5)</sup>、控え目で堅実に仕事を行った。後には織物工組合の代表として大参事会にかかわり、徴税吏、亜麻布検査員、判事にも任命された。この間、財産も着実に蓄え、1461年にはアウグスブルクで12番目の、そして6年後には7番目の金持ちにまでなった。ヤコブが商人組合に加わったのは、1463年のことである<sup>(6)</sup>。

ヤコブとバルバラとの間には、男子7人女子4人の子供が生まれた。そのうち四男と七男を除く男子は早くから家業を手伝ったが、次男と三男は、若くして修業中のヴェニスで死亡した。1469年にヤコブが死んだとき、四男はすでに僧侶になっていたが、七男は幼くもあり働き手も十分であったので、将来進むべき道を未だきめていなかった。この七男は父親と同じヤコブと名付けられていたが、この人物こそ、われわれが取上げた簿記書の著者シュバルツがフッガー一家に雇われたときの当主であり、フッガー家を史上最大といわれるまでの商家に築き上げた人物である。父子二人のヤコブは、父親を老ヤコブ(Jacob der Ältere)、息子を大ヤコブ(Jacob der Reiche)と呼んで区別されている。

老ヤコブの死後、大ヤコブは母たちのすすめで僧侶になることになった。そしてまずヘリーデンの神学校へ入った。しかしそこでの生活にヤコブは熱が入らなかったようで、たえず家に帰っていたといわれている<sup>(7)</sup>。そんなかれに一大決心をさせたのは1478年のことであった。

それは、当時ローマ法王庁の請願局で書記をしていた4番目の兄マルクスの死であった。マルクスの遺産整理のためにヤコブがローマへ赴いたのであるが、その地で僧籍放棄の手続をとり、ヴェニスはリアルト橋畔のドイツ商館(Fon-

daco dei Tedeschi, 現ヴェニス中央郵便局)へと向かったのである<sup>(8)</sup>。このことは、かれが商人となる決心をしたことを意味している。当時のひとかどの商人の息子は、ヴェニスで修行するのがふつうであったのである。

疫病の発生から逃れるために予定を早め、ヤコブがアウグスブルクへ帰へったのは、1479年であった。その後のかれは、兄達を助けて家業に精を出したのであったが、かれは沈着かつ豪胆で断乎たる決断力を持ち、使用人であっても優秀な人材は優遇し、身内でも能力のないものは重くは用いなかった。かれは、決して好んでは表面に出ず、商人としては愛想のよくない人物であったといわれている<sup>(9)</sup>。

### 3. ヤコブ・フッガー

ヤコブが加わったとき、家業に従事していたのは長兄のウルリッヒと6番目の兄ゲオルグの2人であった。1480年代に入ると、フッガー家も鉱山業に進出したが、最初に進出したのはザルツブルク地方の鉱山であった。

それ以前のザルツブルクの鉱山は、ユーデンベルクの商人が支配していた。そして産出した銀を、東方貿易の支払のためにヴェニスへ、また銀貨製造のためにミラノへ供給していた。フッガー家の兄弟がこの地に目を向けたのは、同地方の鉱山が小資本で営まれていたためであるが、かれらはユーデンベルク商人よりも有利な条件を鉱夫に保証することで、またたく間に支配権を握った。この結果として、ユーデンベルク商人は銀をヴェニスへ供給することができなくなり、ヴェニスのドイツ商館で確保していた個室を開けわたすことになった。その部屋を1484年以降は、フッガー家が使用した<sup>(10)</sup>。

ザルツブルク地方への進出に成功したフッガー家は、つぎにチロル地方にも進出をはじめたが、それは1485年12月5日のことである。

当時チロル地方を領有していたのはジクムント大公(Erzherzog Siegmund der Münzreich von Tirol)であったが、かれは見境のない浪費家であった。そのため金に困ることが多く、たびたびアウグスブルクの商人達から、鉱山を担保に借金をしていた。この大公へ、鹿紋のフッガー家、アントン・フォン・ロー



ス (Anton von Roß), バウムガルトナー家 (die Baumgartner) にまじって、百合紋のフッガー家が3,000グルデンを貸付けたのである。このとき見返りとして、大公へ引渡すべき銀のうちの1,000マルクを、鉱夫クリスチャン・テンツル (Christian Tänzl) から受取る契約をしたのであるが、その契約日が1485年12月5日であったわけである<sup>(11)</sup>。この契約書には、長兄ウルリッヒが署名しているが、当時すでにフッガー家の主導権は、ヤコブに帰していたといわれている<sup>(12)</sup>。

1487年には、百合紋のフッガー家が大公に対する最大の債権者となったが、フッガー家の支援にもかかわらず、1490年3月16日に大公は、チロル地方の領有権を放棄せざるをえなくなった。このときヤコブは、領有権が後の神聖ローマ帝国皇帝マクシミリアン (Maximilian) に渡るべく工作した<sup>(13)</sup>。このことによってヤコブは、マクシミリアンとの結びつきを強めたわけであるが、後にフッガー家が大幅に発展する切掛けとなった。

このようにしてフッガー家は、ザルツブルク地方とチロル地方の鉱山を手中に収めたわけであるが、そこからの銀と銅だけでは、未だヨーロッパを支配するには不十分であった。そこでヤコブが目を向けたのは、ハンガリーであった。たまたまマクシミリアンが東方に関心を向けたのを機に、ヤコブもハンガリーへ進出したのである。ただ、その正確な時期はわかっていない。はじめはブレスロウの商人キリアン・アウエル (Kilian Auer) を表面に立て、ヤコブの存在を隠していたからである<sup>(14)</sup>。

当時ハンガリーでの採掘権を国王コルビヌスから認められていたのは、クラカウの技術者ヨハン・トルゾー (Johann Thurzo) であった。かれは Wasserkunst という技法によって採掘していたが、資金は不足がちで、負債さえ負っていた。そのトルゾーに、アウエルの仲介によってヤコブが資本を投下したのである。1495年5月24日にヤコブは、トルゾーと契約を結んで「フッガー・トルゾー会社」を設立したが、ハンガリーにヤコブが進出したことの知れたのは、この時である。

鉱山業に参入して大きく発展したフッガー家ではあったが、その後も常に順調に発展しつづけたわけではない。最初の難関は、1509年のプリクセンの司教

メルヒオル・フォン・メッカウ (Melchior von Meckau) の死であった。

フッガー家の目ざましい発展は、他方で資金不足という問題を生じさせた。もともとフッガー家は、他人資本を受入れないことを表向きは方針としていたが、1488年より、資金不足を補うために秘密裡に確定利子付預金の受入れを行った。その預金者中で最大であったのがメッカウであったのであるが、かれが1509年3月5日にローマで死んだのである<sup>(15)</sup>。

この時のメッカウの預金額は、20万グルデンであったといわれている。この預金の存在を知った国王ユリウス、アニマ教団、プリクセンの後任司教さらにザクセン公が、それぞれに返済を求めてきたのである。この難事は、ヤコブの巧妙で大胆な作戦によって同年8月までに解決できたが、さらにつづいて二つの歴史上の出来事にフッガー家は巻き込まれた。

一つは、1514年2月7日に、ローマ支店の支配人ツィングが法王庁と免罪符販買の契約を結び、フッガー家がドイツでの販売業務を独占したことに端を発するものである。このことを知った若きマルチン・ルター (Martin Luther) が抗議し、いわゆる宗教改革がはじまったのである。他の一つは、老年に達した皇帝マクシミリアンの後継者選びで、ハプスブルグ家とヴァロア家が争ったいわゆる皇帝選挙である。マクシミリアンは孫でスペイン国王のカルルを立てたが、7人の選帝候の過半数から賛成をうるには、莫大な資金が必要であった。このときヤコブはマクシミリアンを資金面で支え、その調達に奔走したのである。

シュバルツがフッガー家に雇われたのは、これら二つの出来事が進行していた最中のことである。

#### 4. フッガー家の支店網

15世紀末から16世紀初頭にかけての時期に、フッガー家がどの地に支店を置いていたかは、ポェルニッツ (Götz Freiherr von Pölnitz) によって明らかにされている。かれはその著書 Jakob Fugger, Quellen und Erläuterungen (1951) の巻末に Niederlassungen und Handelswege der Fugger in Zeitraum von 1495 bis 1525 とタイトルを付した地図を掲げているが、それによるとこの時期のフ

ッガー一家は、つぎの22の都市に支店を置いていた。リスボン、セビリア、マドリッド、アントワープ、ケルン、フランクフルト、ミラノ、ローマ、ヴェニス、インスブルック、ハル、シュワルツ、ニュールンベルク、ザルツブルク、ガシユタイン、ビルラッハ、ライプチヒ、ウィーン、オフエン(現在のブタペスト)、ブレスロウ、ダンチヒ、クラカウである。これらのうちの6支店、すなわちアントワープ、ローマ、ヴェニス、インスブルック、ニュールンベルク、ブレスロウの各支店を、ポエルニッツはとくに大支店(Gross Faktorei)と呼び、他を支店(Faktorei)と呼んでいる。これら以外にポエルニッツは、代理商または連絡員事務所の所在地50あまりと、鉱山5ヶ所、製錬所5ヶ所、領地5ヶ所をも示している<sup>(16)</sup>。

ポエルニッツの示した地図は、かれが永年にわたって研究した成果をもとに作成したものであるから、信頼すべきものであろう。しかしここで見落とすことの出来ない資料が、他に一つある。ヤコブが1526年1月30日にこの世を去ったあと、甥アントンによって作成された1527年12月31日付のフッガー一家の会計報告書がそれである<sup>(17)</sup>。この会計報告書は、会社財産を把握し、1511年以降の各社員の取分の変化を明らかにする目的で作成されたものであったから、そこにはすべての店の財産までが記載されているはずである。しかし、そこには18の地名しか記載されていない。ハル、シュワルツ、フッゲラウ、ウィーン、ライプチヒ、ホッホキルヘ、ブレスロウ、オフエン、ノイゾール、ニュールンベルク、ケルン、アントワープ、ヴェニス、ローマ、スペイン、ボツェン、フランクフルト、リオンがそれである。

1527年の会計報告書に記載されている地名は、ほとんどがポエルニッツの言う大支店または支店の所在地である。そうでないとしても、かれが領地・製錬所等として示している地名の中に含まれている。会計報告書にスペインとして記載されている金額は、ポエルニッツが示したマドリッド、リスボン、セビリア三店の総額なのであろう。このように考えると、会計報告書に示されている地名すべてを、ポエルニッツもまた大支店または支店等の所在地として示していることになる。しかし、ポエルニッツが大支店または支店等の所在地として

示したのが約90の都市であるのに対して、会計報告書に示されているのは、わずか18都市でしかない。この違いは、何を意味するのであろうか。

おそらくそれは、フッガー一家が全体の会計報告書を作成するのに用いた、手順によるのであろう。フッガー一家では、大支店または支店等の所在地を18の地域に区分し、それぞれの地域のある店がその地域の各店の計算書を一応集計し、それを本店に送っていたのではなかろうか。会計報告書に地名があるのは、各地域で集計を行った店の所在地と考えるのである。もちろん店によっては、自店だけの計算書を本店に送ったところもあるであろう。ヴェニス支店は、自店だけの計算書を本店へ送っていたと考えられる<sup>(18)</sup>。

なおついでまでに言えば、フッガー一家は年ごとに決算を行ってはいない。1527年以前に会計報告書を作成したのは、1511年1回だけである。それは、ゲオルグついでウルリッヒが死亡し、兄弟三人の会社契約が事実上意味を持たなくなったのを機に、ヤコブが作成したものである。1527年以降ではじめて会計報告書を作成したのは、1533年であった<sup>(19)</sup>。

シュバルツが簿記書で記帳主体としたヴェニス支店は、ポエルニッツの言う大支店である。ただ開設年次は不明である。ドイツ商館に、それまでの相部屋から一室を確保したのが1484年であるから、それ以前に存在していたといいうるにすぎない。

シュバルツが簿記書を書いた当時は、ヴェニス支店はすでにこしょう取引は行っていなかった。1516年のヴェニス支店の取引総額は、約931,000ドゥカテンであったが、そのうち7割強は金銭貸借または振替業務の金額である。残り3割弱が商品売買の額であるが、取扱われた商品は銀・銅・絹布が中心である<sup>(20)</sup>。ヴェニスという土地柄のためか、ダイヤ、眞珠の購入と本店への発送も幾度か行われているが、こしょうは取扱われてはいない。

##### 5. シュバルツ——簿記書執筆前

マトホイス・シュバルツは、1497年2月20日に、当時ニュールンベルクと並ぶ南ドイツの商業都市であったアウグスブルク(Augsburg)に生まれた<sup>(21)</sup>。かれ

には男16人と女14人の兄弟姉妹があったが、マトホイスは10男である。このように兄弟姉妹が多いのは、父親が3回結婚したためであるが、かれは父親が2度目に結婚した妻との間に生まれた子供である<sup>(22)</sup>。

シュバルツ家は、ヨーロッパ全土に名の知れていたフッガー一家ほどではないにしても、アウグスブルクでは名の通った商家であった。マトホイスの祖父ウルリッヒは三度もアウグスブルクの市長に選ばれた人物で、父親はワイン商であった<sup>(23)</sup>。

幼年時代のマトホイスは、まずシュッテラー (Ulrich Schütterer) という人物に読み書きを習ひ、その後ウルムの北にあるハイデンハイムでも勉強した。しかしその地で学んだ期間は短く、アウグスブルクへ帰って、今度はラテン語学校へ通った。かれが家業を手伝いはじめたのは、13才のときである。そして17才のとき、イタリアへ遊学した<sup>(24)</sup>。

当時ドイツ商人の男子の遊学先はヴェニスがふつうであったが、マトホイスが訪れたのはミラノであった。ミラノではその地の有名な商人宅に身を寄せ、まずイタリア語を学んだのであるが、かれが簿記というものの存在を知ったのは、この地においてであった。その時の様子をかれは、簿記書の中でつぎのように述べている<sup>(25)</sup>。「人々が簿記について話していたが、自分にはそれが何のことか理解できなかった。ただそれが、商人にとって役立つものであることはわかった。」(Wann man von buchhalten saget, so wust ich nit wauon man redet. Als ich aber mercket, das es den kaufleuten ein nutzlich ding war.)

そこでかれは、その地で簿記を学ぼうとしたのであるが、結局は断念せざるをえなかった。その辺の事情についてかれは、「しかし、人々は正しい助言を与えてくれず、不誠実であった。わたしはミラノの町をあちこちまわってみたが、満足できる教師を見出すことができなかった。」(aber ich fand die welt vntrew, da man mir schlechte anweisung thet. Wie ich aber mein nachfrag in der stat Mailand hette, da kundt ich kain maister finden, der sufficient war.) と述べている<sup>(26)</sup>。ミラノの商人達は、余所者に簿記を教えることを好まなかったのであろう。

そのためマトホイスは、教師を求めて各地を訪れることになったが、その最

初の訪問地はジェノヴァであった。ジェノヴァは13世紀以降通商の一大拠点として栄えた都市であるが、そこでも目的を達することはできなかった。そして結局は、当時アドリア海の女王といわれていたヴェニスへ行ったのである。1516年6月9日のことである<sup>(27)</sup>。

ヴェニスでのマトホイスの宿は、当然ドイツ商館であったはずである。当時のヴェニスは、近東へ輸出する産物をヨーロッパ各地から集める陸上貿易と、ヨーロッパ各地に売りさばく商品を近東から輸入する海上貿易の二つを行っていたが、利益は海上貿易のほうがはるかに多かった。そこでヴェニスの商人だけが海上貿易を独占し、他国の商人には陸上貿易だけを認めた。その一環としてヴェニス市当局は、ドイツ商人がドイツ商館以外に住むことを禁じていたのである<sup>(28)</sup>。

かれがついた教師は、その地では高名なアントニオ・マリアフィオール (Antonio Mariafior) という人物であった<sup>(29)</sup>。そして師マリアフィオールから、「最後には、かれがあまり勉強していないと感じた」(Doch im außkeren befand ich, das er auch seicht gelert was) ほどまで簿記を学んだのである<sup>(30)</sup>。ヴェニスでの学習をおえてマトホイスがアウグスブルクへ帰ったのは、1516年9月であった<sup>(31)</sup>。

帰国して間もない10月1日に、マトホイスはフッガー一家に簿記係として雇われた<sup>(32)</sup>。フッガー一家に雇われたのが、一時的な修業のつもりであったのか、はじめから一生を託すつもりであったのかは明らかではない。しかしフッガー一家に雇われて当主ヤコブと出会ったことが、マトホイスの一生を決定づける結果となった。ヤコブは、優秀な人材が去ることを思いとどまらせ、それだけ優遇したといわれているが、ヤコブはマトホイスの能力を高く評価したのであろう。

はじめの3ヶ月あまりは、見習いとしてであった。マトホイスが正式に雇われたのは、1517年1月5日のことである<sup>(33)</sup>。ヤコブはそのとき、57才であった。それから1560年に隠退するまでの44年間、かれは「黄金の帳場」(goldenen Schreibstube)といわれたフッガー一家の本店で、ヤコブおよびアントンの2代につかえたのである。かれの仕事は、各支店から送られてくる計算書を見て、当主に助言

を与えることであった。そして最後には、法律家であり義父でもあるマンゴルト (Anton Mangolt) と並ぶ地位にまで登りつめた。

## 6. シュバルツ—簿記書執筆後

マトホイスは、自信家で自己顕示欲の強い人物であったといわれている<sup>(34)</sup>。そんなかれが、師マリアフィオールがあまり勉強していないと感じるほどまで、ヴェニスで簿記を学んできたのであるから、フッガー一家に雇われた時点でのマトホイスは、自分が簿記だけは誰にも負けないほど理解していると確信していたに違いない。しかし、フッガー一家で最初に思い知らされたのは、自分が簿記を十分には理解していないということであった。この時の落胆をかれは、つぎのように書いている<sup>(35)</sup>。「だれもが、わたしのことを尊敬するに値する人物だと思ってくれた。しかし試験を受けてみて、自分がわずかしかまたは全くといってよいほど、簿記を知らないと感じた。私はいやになり、自分を恥じた。」(Da vermainet jederman ich were das magnificat. Da es aber zu der prob kam vnd in das thon, da empfand ich, das ich ein wenig mer kundt, weder gar nichts. Das verdroß mich im hertzen vnnd schambt mich vor mir selbst.)

才能に自信をもつマトホイスにとって、自分の学んだ簿記がフッガー家で役立たないと知ったときのショックは、非常に大きかったであろう。ただマトホイスが、「わずかしかまたは全くといってよいほど、簿記を知らないと感じた」と表現した意味は、いろいろに解釈することができる。

一つは、文字通りに受け取って、かれの勉強が不十分であったとか、勉強したとしてもフッガー一家の簿記のレベルにはほど遠いものでしかなかった、と解釈することである。しかしこの解釈は、ヴェニス文化の中心地であり、それに対してアウグスブルクが遠く離れた都市であることを考えると、不自然な感じも残る。マリアフィオールは、当時ヴェニスでは名の知れた教師であったといわれている。だとすればかれが教えた簿記は、決して低いレベルのものではなかったのではなかろうか。またマトホイスは、そのような師を批判するほどまで簿記を学んだのであるから、習得したレベルも一応のものであったと考

られる。そのようなマトホイスが、たとえ日の出の勢であったフッガー一家の簿記であったにしても、それがわずかしかまたは全く理解できなかったと考えるのは、無理があるように思われる。

つぎは、マトホイスがヴェニスで学んだ簿記が、フッガー一家のそれとは異質のものであったと考えるものである。当時は、パチオリの例外はあったものの、教科書は無いに等しかった。各商家がそれぞれ独自の簿記を用い、それを秘伝として伝えていたのである<sup>(36)</sup>。したがって種々の簿記が存在したわけで、マトホイスが学んだのは、そのような簿記の一つまたはいくつかがあったのであろう。そしてそれは、支店を有しない商家での簿記であったと考えるのである。そのため、多くの支店を有するフッガー一家の簿記を見て戸惑いを感じ、それを前述のように少し大袈裟に表現したと解釈するのである。この解釈が、より適切であるように思う。

フッガー一家で自分の簿記知識が役立たないことを知ったマトホイスは、仕事の傍ら改めて簿記の勉強をはじめた。フッガー一家の簿記を理解することが目的であったため、教材としては、各地の支店から送られてきた計算書および帳簿を用いた。この時、ヴェニス支店の支配人スペングラーから送られてきた1516年度の同支店の計算書を見たことが、後に簿記書の記帳例示にそれを利用したことと結びついたのであろう。

2年にわたる再度の勉強をおえ、マトホイスが簿記書の執筆を思い立ったのは、1518年のことである。執筆の動機についてかれは、つぎのように述べている<sup>(37)</sup>。「この本をわたくしは、自分がどのような人間であったかを、年老いた時に思い出すために、青春時代の記念として書いた。」(Vnd dises buch hab ich mir allain zu ainer gedechtnus meiner jugendt gemacht, im alter zusehen, was ich für ein gauggler sey gewesen.) ただこの本は、手書き本で、内容は支店簿記である。

マトホイスは、その後1550年にも、一冊の簿記書を手書きしている。それはマイル (Conratt Mair) という商人の依頼によったものであるが、依頼はアウグスブルクに本店を置きシュラッケンバルデンに支店を置いて錫取引を行う商家での簿記、というものであった<sup>(38)</sup>。したがってこの時書いた本の内容は、普通

の簿記すなわち本店中心の簿記である。

最初の簿記書を執筆した1518年が、グーテンベルク (Johannes Gutenberg) の活版印刷発明から65年近くも経過した時点であったにもかかわらず、手書きのままであった最大の理由は、それがかれ個人の記念としてであったためと考えられる。1550年の簿記書は、個人の依頼によるものであるから、印刷されなかったとして当然であろう。

ただハートソウ (Mildred L. Hartsough) は、1518年執筆部分が印刷されなかったことについて、つぎのような二つの解釈を示している<sup>(39)</sup>。

一つは、グラマチウス (Henricus Grammateus) の簿記書 *Ein new künstlich behend vnd gewiß Rechenbüchlin vff alle Kauffmanschfft* が、1518年にニュールンベルクで出版されたことと関係づけるものである<sup>(40)</sup>。ハートソウは、グラマチウスの簿記書がアラビア数字を用いて計算板で計算する方法で例示した、複式簿記の簡潔な手引書であったのに対し、シュバルツの本が簿記を一応勉強したレベルで書かれていることを強調する。この点に関するハートソウの説明はこれだけであるが、この解釈によると、たとえシュバルツの本を印刷・市販しても、グラマチウスの本ほどには売れなかったであろうということになる。

他の一つは、印刷して市販することを、ヤコブが反対したのでであろうというものである。すなわち、1518年執筆部分は記帳例示が中心で、それはヴェニス支店の実際の帳簿記録をもとにしたものである。したがってもし印刷して市販すると、フッガー家の内情の一部が外部に漏れることになる。このことをヤコブが、懸念したのでであろうというのである<sup>(41)</sup>。

これら二つの解釈は、ともに的を射てはいないように思う。年老いたときに過去を振り返るために書いたものに、これほどまでの解釈を与えることが、適当であろうか。ただもしハートソウの解釈が成り立つものとする、そのさいは、2番目の解釈がより現実味をもち、説得力もあるように思う。記帳例示に用いられている取引は、1516年のヴェニス支店の取引ほぼそのままである<sup>(42)</sup>。したがって印刷して市販すると、フッガー家の内情の一部が漏れることになる。

そのような事態を、ルターの批難にさらされている時、ヤコブが許したであろうか。

マトホイスが結婚したのは41才のときで、正確には1538年5月1日であった。相手は、同じくフッガー家に雇われていた法律専門家アントン・マンゴルトの娘バーバラであったが、彼女は30才であった。そして翌年に長男ウルリッヒが、1541年には次男コンラッド、そして1543年には長女スグネスが生まれた。男子二人は若くしてイタリアへ遊学し、帰国後はともにフッガー家の使用人になった<sup>(43)</sup>。

アムベルガーが描いた肖像画をみると、中年のマトホイスは可成りの肥満体である<sup>(44)</sup>。そのことが原因であったのか、1547年12月19日の朝5時ごろ、かれは脳溢血で倒れた。このことで左手が不自由になったが、バーデン・バーデンまで出掛けて治療した甲斐あって、1549年には仕事に復帰することができた<sup>(45)</sup>。

1560年に当主アントンがこの世を去ったのを機に、マトホイスはフッガー家を退いた。かれ63才のときである。かれはその後も長生きし、1574年に77才でアウグスブルクで死亡した。ただその正確な月日は、知られていない<sup>(46)</sup>。

## 7. 原本・写本・翻刻版

シュバルツ簿記書の原本それ自体の問題については、われわれは答えることができない。原本を見たことがないためであるが、それはすでに失われたものと考えられている。シュバルツ簿記書に最初に注目したペンドルフも、原本は見えてはいないのであろう。かれが1912年にダンチッヒ (現グダニスク) 市立図書館 (Stadtbibliothek Danzig) に写本一冊が存在することを紹介したときも、原本にはいっさいふれていないからである<sup>(47)</sup>。その後シュバルツ簿記書を取上げた一人に、経済史の立場からのヴァイトナーがいるが、かれも「多くの研究者による調査にもかかわらず、これまでに原本は発見されてはいない。おそらく、失われたのであろう。」と述べている<sup>(48)</sup>。

ペンドルフは、1913年までに、さらにエルビング市立図書館 (Stadtbibliothek

Elbing) とウィーン宮廷図書館 (Hofbibliothek Wien) にもそれぞれ一冊ずつの写本が存在することを確認した<sup>(49)</sup>。このうちウィーン宮廷図書館の写本は、1920年にオーストリア国立図書館 (Österreichische Bibliothek) に移管されたが、同写本とグダニスク市立図書館の写本は、1982年の時点でも存在していた。それは片岡泰彦教授の各図書館への問合せによって明らかとなったものであるが、同教授への返信によれば、当時のオーストリア国立図書館の整理番号は Cod 10.906、グダニスク市立図書館のそれは MS. 2297である<sup>(50)</sup>。これら二冊の写本は、現在もそれぞれにおいて所蔵されているものと考えられる。しかしエルビング市立図書館からは、それが存在しない旨の連絡があったという。同写本は、すでに失われてしまったのかもしれない。

ただわれわれの研究は、これらの写本をもとにしたものでもない。われわれが用いたのは、皮肉にも、すでに失われたと考えられるエルビング写本を専ら用いて作成された翻刻版である。翻刻版が作成された経緯は、つぎのとおりである。

前世紀末あたりから、ドイツでは経済史の立場からのフッガー家研究が盛んになった。このとき活躍した一人に、当時ミュンヘン大学の経済史教授であった枢密顧問官シュトリーダー (Jakob Strieder) 博士があったが、かれは1907年から、「フッガー家史の研究」(Studien zu Fugger Geschichte) と題した一連の叢書の監修をはじめた。この叢書は、1913年までに九巻出版されたが、第九巻の著者がヴァイトナーで、書名は「マトホイス・シュバルツの簿記教科書にもとづくフッガー家ヴェニス支店の商業活動」(Venezianischer Handel der Fugger Nach der Musterbuchhaltung des Matthäus Schwarz) である。ヴァイトナーは、出版当時シュトリーダー教授のもとで研究していた人物のようであるが、かれが行ったのは、16世紀はじめのヴェニスを中心とした各地の貨幣単位、数量単位、重量単位およびそれら相互の換算率の研究である。この研究の資料として、かれは、シュバルツの書いた簿記書の主として1518年執筆部分を用いたのである。そのため自分がまとめた研究の根拠を示さんとして、著書の後半にシュバルツ簿記書の翻刻版を付したのである。ヴァイトナーの著書は、本文が165頁、つづく166

頁から173頁にかけての8頁に基本資料 (Anlage) が示されているが、その後の174頁から306頁までがシュバルツ簿記書の翻刻版になっている。

ヴァイトナーが研究に用いたのは、はじめはダンチッヒ写本だけであった。後には他の二冊の写本も見ているが<sup>(51)</sup>、翻刻版はエルビング写本をもとに作成されている。エルビング写本が、他の二冊に比べて優れていたためである<sup>(52)</sup>。写本相互には、スペル、金額および記述順にいくつかの違いがあるが、エルビング写本と他の二冊とで異なる場合は、翻刻版に注記がなされている。ただヴァイトナーが作成したのは、エルビング写本の完全な翻刻版ではない。かれは出版にあたって、フッガー家の子孫カール・エルンスト・フッガー (Carl Ernst Fugger) 侯爵からの資金援助を受けているが<sup>(53)</sup>、それでも十分ではなかったであろう。翻刻は、経済史の立場での研究を裏付けるのに十分と考えられる範囲にかぎられている。

写本の内容は、大きく説明部分と記帳例示の部分に分かれている。そのうち1518年執筆部分の記帳例示はさらに三つに分かれているが、その最初の記帳例示の債務帳および第三の記帳例示の主要簿のそれぞれ一部を、ヴァイトナーは翻刻していない。債務帳とは現在でいう総勘定元帳であるが、第一例示の場合は、そこに示されているはずの20の勘定口座のうち14を、かれは翻刻していない。また第三の例示の主要簿には24の勘定口座が設けられていたはずであるが、そのうちの15も翻刻されてはいない<sup>(54)</sup>。

しかし、それら翻刻されていない部分より以前に記帳すべき部分(仕訳帳)は、幸いにもすべて翻刻されている。したがって、翻刻されていない勘定口座の内容を、われわれは知ることができる。このため、写本の一部が翻刻されていないこと自体は、われわれの研究に重大な支障を与えるものではない。

## 8. エルビング写本と翻刻版の違い

エルビング写本と翻刻版の間には、前述した一部が翻刻されていないことの外にも、つぎの二点で違いがある。

一つは、記載順である。シュバルツ簿記書の中心は、仕訳帳、債務帳、Capus,

計算書、主要簿等を用いた記帳例示である。これらの帳簿のうち仕訳帳は取引発生順の記録で、写本と同じ形ですべてが翻刻されている。それに対して債務帳、Capus および主要簿の勘定口座と計算書では貸借が区別されているが、この貸借をエルビング写本では、見開きの左右の頁に対照表示している。原本がそうだったのであろう。この貸借部分を翻刻版では、帳簿ごとにまず借方を示し、ついでその貸方を示すかたちで印刷している。したがって翻刻版では、貸借が同一見開きの左右の頁に示されていない。借方であっても見開きの右側頁に、貸方であっても見開きの左側頁に示されていることがある。しかもときには、写本で同一頁に書かれている事柄が、翻刻版では2頁にわたっていることもある。

他の一つは、頁割りである。翻刻版の大きさはB5版で、一頁に8級の活字で37行が組込まれている。それに対して写本では、一頁にそれほどの字数は書かれていない。このことは、エルビング写本が現代風に数えて197頁であるのに対して、翻刻版が132頁であることから、確かである。

このようなエルビング写本と翻刻版との違いから生ずる混乱を避けるために、ヴァイトナーは、いくつかの追記を行っている。翻刻版で鉤カッコの付されている部分が、それである。

鉤カッコを付した追記は、三つの場合に行われている。

まず第一は、写本での記載位置を明らかにするものである。エルビング写本には頁数が付されていない。そのため少ない頁数の紙面に翻刻すると、写本での記載個所がわからないことになる。そこで翻刻版では、写本の各紙面上部の左よりの位置に、Blatt, 数字, a または b をカッコ書きして、それを示している。

ここでの Blatt は、写本のはじめから数えて何枚目であることを示すときの、「枚」にあたるものである。つぎの数字が、何枚目であることを示す。そして a または b は、紙の表裏いずれであることを示す。a が表頁、b が裏頁である。したがって Blatt 3b と書かれておれば、それより以下の部分が写本の3枚目の裏頁に書かれている部分であることを示す。なお、ついでまでに言えば、シュバ

ルツ簿記書はドイツ語で書かれているため左開きであるから、a は見開きの右側頁、b は見開きの左側頁である。

つぎに、鉤カッコを付した追記は、記述内容の理解を助けるためにも行われている。たとえば、第一の記帳例示の仕訳帳のはじめに書かれている Journal des Ersten Buchhaltens (第一の簿記の仕訳帳)、および債務帳と計算書の貸借それぞれの冒頭に書かれている Aktiva (借方)、Passiva (貸方) がその例である。ただこの種の追記は、数が少ない。

鉤カッコによる追記の三つ目は、債務帳、Capus、計算書および主要簿の途中でなされている。前述のとおり、翻刻版では債務帳、Capus、計算書および主要簿が詰めて印刷されており、写本で同頁に記載されているものが、翻刻版では二頁にわたっていることがある。このような場合に翻刻版では、ある頁に記載された部分の記入合計額をその頁の最下に鉤カッコを付して書き、次の頁の最上部にもそれと同額を鉤カッコを付して書いている。たとえばエルビング写本28枚目裏頁に書かれている第一の記帳例示の現金勘定借方は、翻刻版では207頁と208頁の二頁にわたって示されている。そのうち207頁に書かれている記入額の合計は duc. 3224.18. 9 であるが、それを同頁の最下と208頁の最上部に、Übertrag duc. 3224.18. 9 (繰越 duc. 3224.18. 9) と鉤カッコを付して示している。

## 9. エルビング写本の構成

シュバルツ簿記書の内容は、書かれた年によって大きく二つに分けることができる。一つは1518年執筆部分で、他の一つは1550年の執筆部分である。そのうち1518年執筆部分は、さらに説明部分と記帳例示部分に分けることができる。説明の多くは、記帳例示より前で行われているが、中途で行われていることもある。1518年執筆部分の記帳例示は三つからなっているが、われわれはそれらを、はじめから第一例示、第二例示、第三例示と呼ぶことにする。

いまエルビング写本の構成を、写本での位置とヴァイトナーの著書での頁数をもって示すと、(第1表)のとおりである。なおヴァイトナーの追記にしたがって言えば、13a から47a までが第一例示、そのあと62a までが第二例示、さらに

そのあとの76a までが第三例示である。77a 以降は、1550年執筆の部分である。

(表中の鉤カッコ内は、そこに書かれている文言である。)

(第1表)

エルピング写本	記載事項	ヴァイトナー著書
1a~2b	白紙	174 頁
3a	幾何学的模様	"
3b~4b	白紙	"
5a	写本作成者の手記	"
5b	白紙	"
6a~12b	説明文	174~187
13a~26a	仕訳帳	187~207
26b~27a	白紙	207
27b	債務帳の勘定科目一覧表	"
28a	「債務帳」	"
28~38各 b	各勘定口座 (借方)	207~211
29~39各 a	各勘定口座 (貸方)	211~215
39b~40b	「注記」と記述	216~218
41a	「計算書」と説明	218
41~46各 b	計算書 (借方)	218~226
42~47各 a (55)	計算書 (貸方)	226~231
47b	説明文	231~232
48a~52a	仕訳帳	233~239
52b	白紙	240
53a	債務帳の勘定科目一覧表	"
53~56各 b	各勘定口座 (借方)	240~243
54~57各 a	各勘定口座 (貸方)	243~245
57~61各 b	Capus の各勘定口座 (借方)	246~249
58~62各 a	Capus の各勘定口座 (貸方)	249~254
62b	説明文	255
63a	主要簿の勘定科目一覧表	"
63~69各 b	勘定口座 (借方)	256~259
64~70各 a	勘定口座 (貸方)	259~263
70b~72a	翻刻なし	—
72b	「注記」と説明	264
73a	「付録」と説明	265~266
73b~75b	説明文	266~272
76a	「三種の簿記の終り」等	272
76b	白紙	"

77a	1550年執筆部分タイトル	"
77b	白紙	"
78a~78b	説明文	272~273
79a~83b	仕訳帳	274~283
84a	債務帳の勘定科目一覧表	283
84~91各 b	各勘定口座 (借方)	284~289
85~92各 a	各勘定口座 (貸方)	289~293
92b	「債務帳の終り」等	293
93a	秘密帳簿の説明	"
93~98各 b	秘密帳簿 (借方)	294~299
94~99各 a	秘密帳簿 (貸方)	300~306

#### 10. 過去におけるシュバルツ簿記書の研究

シュバルツが簿記書のはじめの部分を書いた1518年は、パチオリのスンマが出版されて24年を経た時である。しかもこの時期は、未だ簿記書が出版されることは少なかった。ドイツにかぎってみると、シュバルツが簿記書を書いた時には出版された簿記書は存在しなかった。現時点では、シュバルツ簿記書がドイツ最古の簿記書なのである。

このように簿記書がほとんど存在しなかった時期のものであるから、シュバルツ簿記書は、会計史上の一つの重要な資料であることに間違いはない。しかしこれまでは、シュバルツ簿記書はそれが持つ歴史上での重要さほどには、注目されてこなかった。スンマが、19世紀末から今日までに多くの研究者によって取上げられ、ほぼ完全といえるほどに解明されているのに比べて、この点は大きな違いである。この両者の取上げられ方の違いは、スンマが広く読まれることを目的とした印刷本であったのに対し、シュバルツ簿記書が自分の記念とするために書かれ、しかも手書きのままであったことに起因しているであろう。シュバルツ簿記書が、フッガー家の事情によって、外部の人に見られることを意識して避けたとも考えられることが、その差をさらに大きくしたものと思われる。

文献上シュバルツの名を見出しうるのは、今世紀初頭あたりからである。前



世紀末ごろからはじまったドイツの経済史家によるフッガー家の研究の中に、今世紀はじめごろからシュバルツの名を見出しうるのである。しかし、その段階では、簿記にまでふれているものは見当たらない。

その後、この経済史家達の研究に触発されたのであろう、会計史家としてシュバルツを取上げるものがあらわれた。ペンドルフ (Balduin Penndorf) がそれである。ペンドルフがシュバルツに関する最初の論文 *Matthäus Schwarz, der „Fürneme“, Hauptbuchhalter der Fugger* を *Zeitschrift für Handelswissenschaft und Handelspraxis* 誌の付録 *Der Kaufmann und Das Leben* に発表したのは、1912年11月であった。ただこの論文は、シュバルツの人物紹介が中心で、簿記書に関する説明は若干しかなされていない。ペンドルフがシュバルツ簿記書を本格的に取上げたのは、1913年に出版された著書 *Geschichte der Buchhaltung in Deutschland* の B II においてである。

ペンドルフによる紹介にもかかわらず、その以後しばらくの間は、シュバルツが会計史家によって取上げられることはなかった。戦前の欧米についてみると、つぎにシュバルツを本格的に取上げたのは、ハートソー (M. L. Hartsough) であった。かれは *Journal of Economic and Business History* 誌1932年4月号に、論文 *A New Treatise on Bookkeeping under the Fuggers* を発表している。

戦前において確かに、リトルトン (A. C. Littleton) もその著書 *Accounting Evolution to 1900* (1933) でシュバルツを取上げてはいる<sup>(56)</sup>。しかしそれは、元帳記入の進化過程とは異なり、仕訳帳がはじめから一定の形式をもって記入されていたことを示す一例としてで、本格的に取上げたものとはいえない。かれが取上げたのは、シュバルツ簿記書の第一例示に1516年9月30日付でなされている仕訳の一つで、しかもその書き出しの前半だけである<sup>(57)</sup>。リトルトンは、索引にシュバルツの名を掲げてはいない。

戦前出版された会計史の文献としてはブラウン (Richard Brown) の *A History of Accounting and Accountants* (1905) とウルフ (Arthur Woolf) の *A Short History of Accountants and Accountancy* (1912) を見落とすことができない

が、それらではシュバルツの名さえ見ることができない。

戦前のわが国で、会計史家としてシュバルツを取上げた方が、一人おられる。田中藤一郎教授がそれである。教授は昭和15年4月に、経営学論集第14輯に論文「マテウス・シュバルツの吟味」を発表された<sup>(58)</sup>。しかしそれは7頁ほどのもので、本格的にシュバルツを論じたものとはいえない。

戦後になっても、欧米では、会計史の立場からシュバルツを取上げたものは少ない。ヤーメイ (Basil Yamey) が *Journal of Accounting Research* 誌1967年4月号に発表した論文 *Fifteenth and Sixteenth Century Manuscripts on the Art of Bookkeeping* とハーヴェ (ten Have) の名で1974年に出版された *De Geschiedenis van het boekhouden* ぐらいである。

それに対して戦後は、わが国においてシュバルツは注目された。まず茂木虎雄教授がその著書「近代会計成立史論」(昭和44年)で、ペンドルフの著書を紹介されるさいに、マタイス・シュバルツという名を示しておられる<sup>(59)</sup>。ついで昭和49年ごろからは、白井佐敏教授、井上清教授、片岡泰彦教授の御三方に筆者を加えた四人が、シュバルツ簿記書に関する数多くの論文を発表した<sup>(60)</sup>。それらによってシュバルツ簿記書が完全に解明されたとは思えないが、現在御三方は他へ関心をむけられている。今日もなお、依然としてシュバルツにこだわっているのは、筆者ただ一人のようである。

- (1) 最も権威あるフッガー家の家系図は、Hermann Kellenbenz が監修した *Studien zur Fuggergeschichte* の Band 26 として公刊されている Gerhart Nebinger と Albrecht Rieber の共著 *Genealogie des Hauses Fugger von der Lilie Stammtafeln* (1978, J. C. B. Mohs) であるが、それにも Hans Fugger in Graben 以前は示されていない。
- (2) Götz Freiherr von Pölnitz, Jakob Fugger, Kaiser, Kirche und Kapital in der oberdeutschen Renaissance (以下では Pölnitz I と呼ぶ), S. 8. Götz Freiherr von Pölnitz, Jakob Fugger, Quellen und Erläuterungen (以下では Pölnitz II と呼ぶ), S. 2.
- (3) 百合紋を名乗ることが認められたのは、1473年6月9日である。皇帝フリードリッヒIIIの息子マクシミリアンとブルグントのカール大公の娘マリアの婚約が成立したとき、財政に苦しむ皇帝に、ヤコブの長男ウルリッヒが高級布地と絹織物を提供したためである。このとき皇帝から「無償で贈呈された」(frei geschenkt und verehrt). (Pölnitz I, S.14)
- (4) Pölnitz II, S. 70 ~71.

- (5) 1444年に、ページンガーは倒産した。このときヤコブが保証人となって債権者と示談が成立し、かれはチロルへと去った。(Richard Ehrenberg, Das Zeitalter der Fugger, Geldkapital und Creditverkehr im 16 Jahrhundert, I, S. 87)
- (6) Pölnitz I, S. 10 und 18. (7) Pölnitz I, S.11~12.
- (8) Pölnitz I, S.20~21.
- (9) まつだ・あきら, ヤーコブ・フッガー (-) —青年ヤーコブの環境と事業— (産業経済研究, 第4号) 58頁。
- (10) Pölnitz I, S.29~30. (11) Pölnitz I, S.30.
- (12) Pölnitz I, S.30. (13) Pölnitz I, S.39.
- (14) Pölnitz II, S.21.
- (15) フッガー家は、1488年にベルンハルト・レーリンガーの子供の預金として4607グルデンを預かった。メッカウからの預金は、1495年から受入れていた。(Pölnitz II, S.25.)
- (16) 代理商または連絡員事務所の所在地として示されているのは54ヶ所であるが、そのうちの11ヶ所には?印が付されている。また製錬所の所在地には、必ず代理商または連絡員事務所があった。
- (17) この会計報告書については拙著「シュバルツ簿記書の研究——ドイツ会計史」225~279頁を参照されたい。
- (18) シュバルツが1518年執筆部分で取上げた取引は、ヴェニス支店の支配人スベングラールが1516年に作成した計算書のものである。その計算書には、ヴェニス支店の取引だけが含まれている。(Alfred Weitnauer, Venezianischer Handel der Fugger Nach der Musterbuchhaltung des Matthäus Schwarz, S. 40. 以下においては、同書の頁数を、A. W., S.xとして示す。)
- (19) フッガー家はそれ以後、1539年、1546年、1563年、1577年、1579年に会計報告書を作成した。(Balduin Penndorf, Geschichte der Buchhaltung in Deutschland, S. 46.)
- (20) シュバルツ簿記書の1518年執筆部分の仕訳金額から求めたものであるが、われわれが第二例示と呼ぶ記帳例示では、銀および銅のフッガー家内部の取引の仕訳では、金額を示していない。そのような場合をも含めて考えると、商品売買の割合は、さらに増加することになる。
- (21) August Fink, Die Schwarzschen Trachtenbücher, S. 11. A. W., S. 5.
- (22) 実母は1502年に、父親は1519年に他界した。(A. Fink, a. a. O., S.12.)
- (23) 祖父ウルリッヒは、かれが立案した遠地取引がもとで、1477年に絞首刑に処せられた。(Günter Ogger, Kauf dir einen Kaiser, Die Geschichte der Fugger, S. 208.)
- (24) 出発したのは、1514年10月27日のようである。かれの絵日記のその日の絵は、剣をさし槍を持った馬上の装つきのガウン姿であるが、「自分が馬でミラノへ出発したとき」と書かれている。(A. Fink, a. a. O. 111.)
- (25) A. W., S. 183. (26) A. W., S. 183.
- (27) 同年6月2日付のかれの絵日記には「『世の流れ』第15章21頁によると、わたしは6月9日にミラノからヴェニスへ向った」と書かれている。なお「世の流れ」は、1519年に書きはじめられた、かれの自伝のタイトルである。(A. Fink, a. a. O., S. 20 und 114.)
- (28) 小島男佐夫著, 簿記史論考, 151~152頁。
- (29) これはヴァイトナーの書き方であるが、シュバルツは Anthonius Mariafior と、ペンドルフ

- は Maria Fior と、そしてオガールは Antonio Mariafior と書いている。(A. W., S. 6 und 183. B. Penndorf, a. a. O., S. 38. G. Ogger, a. a. O., S. 208.)
- (30) A. W., S. 183. (31) B. Penndorf, a. a. O., S. 48.
- (32) ヤコブは現在でいう入社試験を行ったのであるが、この時集まった若者の中では、シュバルツが最も知性的で、風采もよく、活発であった。(G. Ogger, a. a. O. S. 208.)
- (33) A. W., S. 6.
- (34) かれは派手すぎない人物で、ポェルニッツは「ヤコブ・フッガーの上品な帳簿係でアウグスブルク人の衣装道楽者マトホイス・シュバルツ」と表現している。このことは、かれ29才当時の肖像画からもうかがえる。(Götz Freiherr von Pölnitz, Anton Fugger, S. 152. A. Fink, a. a. O., S. 13.)
- (35) A. W., S. 184.
- (36) 15世紀のニュールンベルクの場合であるが、各商人が独自の記帳法を用い、かつ秘伝としていたので、当時の記帳法の発展過程を跡付けるのは困難であるという。(Hermann Kellenbenz, Der Stand der Buchhaltung in Oberdeutschland zur Zeit der Fugger und Welser, Die Wirtschaftsprüfung, Heft 22, S. 623.)
- (37) A. W., S. 184.この文章をハートゾーは、自分の得た新しい地位と自分の技術を誇るために書いたもの、と受取っている。(Mildred L. Hartsough, A New Treatise on Bookkeeping under the Fuggers, Journal of Economic and Business History, 1932, p. 543.
- (38) A. W., S. 272. Anm. 219. (39) M. Hartsough, op. cit., p. 543.
- (40) グラマチウスが数学書を書き、その中で簿記にふれたのは1518年であったが、それが印刷されたのは1521年で、ニュールンベルクにおいてであった。したがってハートゾウの解釈は、はじめから成立しないものである。
- (41) ポェルニッツの意見は異なる。かれは、フッガー一家には営業秘密を守るという考えは少なかったと考える。その根拠として、二・三年前の古い帳簿をフッガー家では新しい帳簿の表紙に用いていた事実をあげる。したがってシュバルツ簿記書が出版されなかったのは、ヤコブのせいではなく、あくまでもシュバルツ自身の考えであったというのである。(Pölnitz II, S.358.)
- (42) 記帳例示は、1516年1月1日にヴェニス支店が開設されたところからはじまっている。1484年以降、フッガー家がヴェニスのドイツ商館に独立した部屋を持っていたのは明らかであるから、この点は、シュバルツが手を加えたことになる。
- (43) A. Fink, a. a. O., S. 17. (44) この画は、45才のときのものである。(A. Fink, a. a. O., S. 14.)
- (45) A. Fink, a. a. O., S. 172~174.
- (46) 1574年7月7日から同年12月8日までの、いつかであったといわれている。(A. Fink, a. a. O., S. 16. Anm. 22.)
- (47) かれは、その発見が偶然であったとして、その番号を Stadtbibliothek Danzig. Mans. 2297 とだけ示している。(B. Penndorf, Matthäus Schwarz, der „Fürneme“, Hauptbuchhalter der Fugger, Der Kaufmann und Das Leben, Beiblatt zur Zeitschrift für Handelswissenschaft und Handelspraxis, 1912, Nov., S. 115.)
- (48) A. W., Vorwort V.

- (49) B. Penndorf, Geschichte der Buchhaltung in Deutschland, S. 48. Anm. I.  
 (50) 片岡泰彦稿, 現存した「シュヴァルツ簿記書の写本」(会計, 第121巻 第2号) 148頁。  
 (51) (52) A. W., Vorwort V. (53) A. W., Vorwort VII.  
 (54) A. W., S. 207~215, 255 und 263~264.  
 (55) 写本では, この部分に借方の記載がなされていることもある。それら借方部分は, 翻刻版では, 226頁までに含まれている。  
 (56) p. 109.  
 (57) 9月30日付のこの仕訳は, 翻刻版では4行にわたって書かれている。かれは, 後半のつぎの部分省略している。 laut des gesellenbuechtlins sider primo Zenner, ist neun monatlang. Soll man im zuschreiben vnnd mit im verrechnen, halten im hie kain conto, duc. 85.この仕訳が, シュバルツの仕訳の書き方で特に目立つものとは思えない。したがって, この仕訳を取上げて取上げた理由は, 不明である (A. W., S. 204.)  
 (58) 日本経営学会編, 139~145頁。(59) 未来社, 34頁。  
 (60) 各教授が発表された論文の一部を示すと, 次のとおりである。  
 白井佐敏教授  
 ○フッガー家の簿記技術について (経済学雑誌, 第77巻, 第4・5号)  
 ○ドイツ会計史——16世紀における複式簿記の展開—— (小島男佐夫責任編集, 会計史および会計学史 (体系近代会計学VI))  
 井上清教授  
 ○シュヴァルツの簿記法 (会計, 第109巻, 第6号, 第110巻, 第1号)  
 ○ドイツ簿記小史 (社会科学論集, 第29号)  
 ○シュヴァルツの二重簿記 (産業経理, Vol. 38, No. 10)  
 ○シュヴァルツの「3種の簿記」(1), (2) (社会科学論集, 第42号, 第43号)  
 片岡泰彦教授  
 ○シュヴァルツの損益計算法 (産業経理, Vol. 39, No.4)  
 ○フッガー家の決算諸表概観 (大月短大論集, 第8号)  
 ○フッガー家の会計諸表 (一), (二) (会計, 第115巻, 第3号, 第6号)  
 これらは加筆修正されて, 「ドイツ簿記史論」(1994年, 森山書店)に収められている。

## 第1章 説明文

### 1. 説明文の構成

翻刻版によると, エルビング写本の1枚目と2枚目は, 表裏とも白紙 (leer) である。3枚目の表頁には幾何学模様が書かれ, その模様の内側に1550という数字が, また模様の左下に M. S. と書かれている<sup>(1)</sup>。1550は, シュバルツが簿記書の後半部分を書いた年度であり, M. S. は著書がマトホイス・シュバルツであることを示すものと考えられる。

3枚目の裏頁と4枚目の表裏は, ともに白紙である。

5枚目の表頁には, この写本がどのような書物の写本であるかが, 写本作成者の手によって, つぎのように書かれている<sup>(2)</sup>。

簿記とは何か：および三種の簿記について (was das buchhalten sey :auch von dreierlay buchhalten) と題したマトホイス・シュバルツが手書きした一冊の本の写本で, かれが若かった1516年と1518年に自分で書いた。そしてその後1550年にも, 別の体系のきわめて簡潔な一冊の簿記書を書いた。かれがあとにつづく若者を愛し, 自分が身につけた知識を分ち与えんとしたため, そのことについては, 誰一人として疑うものはない。

1551年 神にのみ栄光あれ

この末尾の年数から, エルビング写本が1551年に作成されたものであることがわかる。

5枚目の裏頁は白紙である。

このあと6枚目の表頁から12枚目の裏頁までは, 説明文である。その内容は八つに分かれているが, それらの見出しおよびおおよその記述量は, つぎのとおりである。

「簿記とは何か」(Was das buchhalten sey) (6枚目表頁上~7枚目表頁上2/3)

「仕訳帳についての若干の説明」(Klaine antzaig von Zornal) (7枚目表頁下1/3)

～9枚目表頁)

「債務帳とは何か」(Was Schuldbuch sey) (9枚目裏頁2/3)

「金庫とは何か」(Was die Cassa ist) (9枚目裏頁下1/3～10枚目裏頁1/2)

「付録」(Appendix) (10枚目裏頁下1/2)

「私、市民マトホイス・シュバルツ」(Ich Matheus Schwartz burger) (11枚目表頁上～12枚目表頁1/3)

「注意書き」(Nota) (12枚目表頁下2/3)

「三種の簿記についての覚え書」(Register uber dreierlay buchhalten) (12枚目裏頁)

ただし、これら八項目のすべてが、この順でいずれの写本にも書かれていたというわけではないようである。そのことは、ヴァイトナーが翻刻版に付した脚注から明らかである。原本から写本を作成するさいに、この説明文部分の記述については、それぞれに写本作成者の判断が加わっているようである。ある写本には書かれていても、他の写本には書かれていない部分さえあり、たとえ書かれていてもその位置が違うこともある。

たとえば、翻刻版で12枚目表頁中途からとして書かれている「注意書き」は、ダンチッヒ写本にのみ存在し、エルビング写本およびウィーン写本には存在しない。エルビング写本とウィーン写本では、その位置に、3枚目表頁に書かれていると同様な幾何学模様が書かれており、その内側には1518と書いて、それを中心にして上方左の位置には Omne quare, 上方右の位置には Suum quia &c., そして数字の下には Matheus Schwarcz. A. V. と書かれているという<sup>(3)</sup>。ウィーン写本では、このあとすぐ第一例示の仕訳帳部分になっている。それに対してエルビング写本では、幾何学模様の下に、つぎのような短い注釈が、写本作成者とは違う人の手によって書かれている<sup>(4)</sup>。

債務帳では、払出しについて soll vns, 受入れについて soll wir という表現を用いる。しかし Capus では逆に、受入れを soll vns, 払出しを soll wir という。

またエルビング写本では12枚目の裏頁に書かれている「三種の簿記についての覚え書」は、三つの写本のすべてに書かれてはいるが、ウィーン写本の場合は1枚目の裏頁または5枚目の裏頁の最上部から書かれていたようである<sup>(5)</sup>。

説明文は、当然16世紀のドイツ語で書かれている。当時は、未だ単語のスペルが定まっておらず、したがって同じ単語でも幾通りものスペルで書かれている。たとえ名詞であっても、大文字ではじめているとはかぎらない。また、現在は用いられていない単語が、多くみられる。しかも翻刻版で八つの見出しに分けて書かれている説明は、決して要領よくまとめられているとはいえない。八つに分けられた各部分では、それぞれ見出しが示す内容について書かれてはいるものの、関連することが他の部分にも書かれており、重複していることも多い。

いまシュバルツの記述を尊重しつつ概要を紹介すると、以下のとおりである。

## 2. 説明文の内容

### 「簿記とは何か」

簿記 (Das buchhalten) は貯金箱 (sparhafen) のようなもので、イタリアで考え出された商人のための独創的で(wercklich), 形式化された(artlich), しっかりとした(ordentlich), 正確な(richtig), 興味のもてる(kurtzweilig), 美しくかつ要領よく(schön vnd kurtz erdicht) 構成された技法である。このような簿記を、これまでのドイツ人はあまり知らなかった。計算係(rechenmaister)たちの間ではわずかに用いられていたようではあるが、かれらとてあまり重要視していたとは思えない。商人でさえ、Soll mirとかSoll ichという言葉<sup>(6)</sup>が何を意味するのかについて議論することがなく、自分がどれだけ儲けたのか損をしたのかを正しく計算することに、あまり関心を持たなかった。諸国の商人を相手に商品売買を行い、その過程で現金の授受、債権または債務の発生・決済を行うものにとっては、簿記は大いに役立つものである。簿記を用いると、「鏡で自分自身をみるように」(als wann er sich selbst in ainem spiegel bsehe), いつでも取引の結果を知ることができ、正しい決定を行うことができる。

ただ簿記は、わずかな学習や骨折りでは到底身につくものではなく、簿記を役立てようとするものは、それなりの努力をする必要がある。いったん身につけると簿記は十分に役立つ、儲けを知ろうとするときに大いに役立つ。しかし

商人達は簿記を身につけるための努力をしようとはせず、専ら記憶にたよることが多く、結局は誤りをおかすことが多かった。商人は紙片 (zedel) や壁土 (Klaibens an die wänd) または窓板 (fensterpret) に書きとめる程度のことしかせず、そのため結局は自分の行った取引がわからなくなって、最後には夜逃げしなくてはならなくなったものも可成りいた。商人が正しく記録する術を知らず、完全な記録を行わないまま死んでしまうと、あとに残った人々には、その商人がどのような取引を行っていたのかわからなくなってしまう。

簿記はもともと、古代ローマ時代にすでに用いられていたもので、キリストが生まれる可成り以前に教養のあるユダヤ人によって考えられ、商人の間で伝えられてきたものである。そして商人の関係した裁判においては、かれらのつけた簿記の記録をもとに判決が下され、そのことが国王の制定する法律にも定められていた。16世紀の現在においては、ローマ国王の支配する地域ばかりでなく、多くの国々において、簿記記録が必要に応じて裁判で取り上げられている。

簿記は、一冊の帳簿だけを用いるのではない。仕訳帳、債務帳、Capus、現金出納帳 (Cassa)、計算書、備忘録 (Recordantzen)、費用帳 (Vnkostbuechlin)、当座付込帳 (Strazobuechlin) といった諸々の帳簿を用いる<sup>(7)</sup>。これらのうち仕訳帳 (Zornal) は、一人の担当者によって記入される。その人を帳簿係 (buchhalter) といい、かれは明敏であることが必要である。帳簿係が日々の取引を仕訳帳に記入するさいに間違いをおかしても、仕訳帳から債務帳または Capus に転記する転記係 (mutierer) がしっかりしているかぎりには発見できるが、さもないと結局間違っただけで正しい計算ができなくなる。現金出納帳の処理にも一人の担当者があたる。現金出納帳に記入された事柄は仕訳帳にも記入され、さらに債務帳または Capus に転記される。このように仕訳帳への記入は帳簿係によって、債務帳または Capus への転記は転記係によって、現金出納帳への記入はさらに別の人によってそれぞれ分担されるので、これらの三人が共謀でもしないかぎりには不正の行われることはない。これらの三人がともに悪人であっても、共謀して悪事を働くことは稀れであろうから、ふつうは三人にそれぞれの仕事

をまかせておけばよいであろう。それらの人々が職務を十分に果たさないときは、人々の笑いものになるであろう。

これまでは一応の規模以上の商人を前提としたが、規模の小さい商人の場合はどうであろうか。規模の小さい商人は、自分の行った取引を自分自身で仕訳帳、債務帳等の帳簿に記入するであろう。そのような場合は、自分で盗むことはないはずであるから、簿記は正しく記録されることとなろう。

#### 「仕訳帳についての若干の説明」

仕訳帳 (Zornal) という言葉はイタリア語 (welsch wort) であって、日々記入する帳簿 (täglich buch) という意味である。そこには受入れ (einnemen) と払出し (außgeben), 受取り (empfangen) と発送 (wegksenden), 商品の購入 (kauffen) とその売却 (verkauffen), 手形の受取り (wechßlen) と手形の振出し (verwechßlen), 交換 (tauschen) とその他の記入 (merggken), 現金の出入れ (aus vnd in die cassa) といった日々の取引を、すべて記入する。その日の取引は、その日のうちに記録する。すなわち仕訳帳には、どのように、いつ、何を、なぜ (wie, wann, was vnd warumb) 行ったかを、正しい判断のもとに記録するのである。

仕訳帳に記入された事柄は、すでに述べた転記係によって、債務帳または Capus に勘定科目をもとに (auf seinen namen) 転記される。仕訳帳に金額を記入するさいは、二つの短い言葉を用いねばならない。すなわち一つは Soll vns で、借方 (Debitor) を意味する。他の一つは Sollen wir で、貸方 (Creditor) のことである。そして各取引を仕訳帳に記入するつど、債務帳または Capus に転記するのであるが<sup>(8)</sup>、そのさいは仕訳帳の余白に (ad marginem) その転記先を示す。すなわち短い一本の棒線 (zwerckstrichlein) を引き、その上部に仕訳の Soll vns が転記された債務帳の丁数 (die ziffer des Schuldbuchs das soll vns) を、その下部に仕訳の Sollen wir が転記された債務帳の丁数を書く。ac.14 と ac.40 に示すとおりである<sup>(9)</sup>。Capus に転記する事柄も仕訳帳に記入することになるが、その処理には上述の債務帳に転記する事柄の場合とは違う短い言葉を用いる。たとえば、四週間後にアウグスブルクで支払わねばならない2,000fl.をニュール

ンベルクで受取ると、その時点では仕訳帳には記入しない(vnbuchhalterisch)。ニュールンベルクでの受取り(einnemen)とアウグスブルクへの支払い(ausgeben)を、同時にまず備忘録または取引日誌(scarteca)に記入する。これを、ニュールンベルクが支払い、われわれが四週間以内に某に2,000fl.を支払わねばならなくなると、ニュールンベルクが本日支払いを行い、われわれは将来それを支払う、と表現する。そしてその後に仕訳帳にニュールンベルクの払出しとアウグスブルクの受入れ、すなわちニュールンベルクに対する自己の債務の減少または債権の発生と、アウグスブルクに対する自己の債権の減少または債務の発生を記入するが、そのさいは棒線の上部にKと書いてCapusの丁数を示し、棒線の下部にSと書いて債務帳の丁数を示す<sup>(10)</sup>。もしわれわれがニュールンベルクに2,000fl.を支払い、誰かがそれをわれわれにアウグスブルクで四週間以内に支払うというときは、上述とは逆の表示を行う。仕訳帳ではVns sollをニュールンベルクとしてそこでの受入れを示し、他方をアウグスブルクとする。ニュールンベルク自身は同じときにかれの受入れを書いて、わたしに対して支払わねばならない債務者となる。かれがわたしに支払っても、それはCapusに関係ない。ニュールンベルクはすでに相殺されているからである。この場合は棒線の下部にKと書いてCapusの丁数を、棒線の上部にSと書いて債務帳の丁数を記入する。この点に関する多くの多くはac.36に示している<sup>(11)</sup>。ただそれらは、簿記にたずさわる人であれば、当然知っていることであろう。

#### 「債務帳とは何か」

債務帳(Schuldbuch)はイタリア語でBilanzaといわれ、天秤(wag)にたとえられる。この帳簿には債権者と債務者のすべての勘定口座が含まれる。その様式はac.28からac.45に示すとおりであるが、勘定口座はすべてが二つの側に分けられている。そのうち帳簿を開いたときの見る人の心臓の側が左、すなわち借方(Soll mir)で、もう一つの側すなわち右側が貸方(Soll ich)である。天秤は左右双方に皿(schalen)があり、それぞれの皿には1本ずつの脚(Kloben)がついている。そのような天秤の一方の皿に分銅を、他方の皿に物をのせたとし

て、天秤の正面からみて心臓の側の逆、すなわち物をのせた側が軽かったとしよう。そのときはMir sollに残高があることを意味する。そこで右側すなわちSoll ichに、天秤が水平になるまで重さを加えると左右同じ重さになるが、この場合の右側にのせた重さが残高(Soldo)を示す。たとえば100fl.だけ、向って右側が軽いとしよう。わたしの心臓の側が、それだけ重いのである。この時は、わたしからみて債務者である人の勘定口座の心臓の側に残高がある。その後かれがわたしに80fl.を支払うと、わたしは100fl.のうちそれだけを回収したことになる。そのときは、わたしは債務者の勘定口座の右側に記入する。その結果、重さは依然として債務者がわたしに対して20fl.だけ少ない。すなわち勘定口座のVns sollが未だ重い。この後かれがわたしにさらに20fl.を支払うと、それだけわたしは回収し、その勘定口座には残高がなくなる。貸借とも、100fl.になるのである。

#### 「金庫とは何か」

Cassaもまたイタリア語であって、金庫(truhen)のことである。金庫内の現金については、特別な現金出納帳(Cassabuch)と名付けられた帳簿をつける。貴方は現金出納帳を開いて、金庫内の現金を見る。金庫内の現金が貴方を見るわけではない。この帳簿もまた二つの側に分けられている。現金出納帳には、現金(bargelt)が何であるかを書くのではなく、そこにはいろいろな支払いや受入れを、毎日行うつど記入するのである。受入れはSoll vnsすなわち左側に、支払いはSollen wirすなわち右側に書く。わたしが100fl.を人に貸付けた場合を考えよう。そのさいは前に述べた現金出納帳に支払を記入する。すなわち、わたしが現金に対して債務を負うのである。債務帳では、このことを貸方に記入する。わたしが80fl.と20fl.を受入れると、わたしはそれを金庫すなわちcassaにおさめる。すると金庫がわたしにそれだけ債務を負うことになり、債務帳では債務者の勘定口座の貸方に記入する。すると債務帳のその債務者の勘定口座の残高はなくなる。しかし現金は、そのことによって増加するわけではない。わたしがそこから現金を取出し、再びそこへもどしたただけだからである。この

金庫内の現金の取扱いは特定の人にまかされる。帳簿係が現金出納帳に記入することが、できないわけではない。しかしそのような記入の仕方は適当ではない (argkwönisch)。帳簿係は、かれが望むところのことを記入しようと思えばできるからである。この現金出納帳に記入する人を、われわれは出納係 (cassirer) という。この出納係が、毎日行われる支払いと受入れを体系的に現金出納帳の二つの側に記入する。帳簿係は出納係から現金出納帳を預り、それに従ってすべてを仕訳帳に種々の勘定科目をもって記入する。そのさい Soll vns と Sollen wir という二つの言葉を用いる。もし帳簿係が現金出納帳の記載内容を十分に理解できないときは、出納係に質問すればよい。帳簿係が現金出納帳をみつつ仕訳帳に記入を行うさいに、現金出納帳の余白に、仕訳帳のどこに記入したのかを丁数をもって記入する<sup>(12)</sup>。その後、帳簿係とは別の人によって仕訳帳の記載内容が債務帳と Capus に転記される。そのさいは、現金出納帳に記入された事柄以外の諸事項をも仕訳帳から債務帳または Capus に転記し、借方と貸方にすべて同額ずつ複式に (zwifach) 記入する。このことのために、債務帳には現金勘定口座を設けねばならないことになる。この点については、ac.18 と ac.27 を参照されたい<sup>(13)</sup>。債務帳に設けられた現金勘定口座には、その貸借に記入することになる。したがって現金出納帳は債務帳に対する相対勘定 (ein scontro gegen Schuldbuch) ということになる<sup>(14)</sup>。現金出納帳に仕訳帳の丁数を記入すると同時に、債務帳に設けられた現金勘定口座の貸借同じ側に記入し、現金勘定口座に記入したのと貸借逆の側の記入を、債務帳または Capus の他の勘定口座にも行う。

イタリア人のいう格言に、つぎのようなものがある。受入れたら必ず記入せよ。まず現金を払出すべきではなく、その前に必ず記入しなければならない。このようにすると、記入漏れは生じない。現金の受入れの場合は、まず受入れて、つぎに記入することになる。ただ記入することを忘れても、現金が金庫内に存在することにはかわりない。出納係が現金出納帳の貸借に記入するときは、右側に若干のスペースを残しておかねばならない。金庫内に残っている金額を、次のスペースに繰越すためである。金庫内に残っている現金を次期へ繰越すた

めの記入を右側に行うと、現金出納帳における貸借の記入額は相互に一致する。これより前に、債務帳の現金勘定口座にも記入されて、その貸借が平均している。現金出納帳の記入に関しては、つぎのことを注意すべきである。もし現金の受入れとして Vns soll に記入すべき100fl.を、誤って現金の支払いとして Sollen wir に記入すると、200fl.だけ Sollen wir が多くなり、正しい姿を示さない。もし現金の支払いとして Sollen wir に記入すべき100fl.を、誤って現金の受入れとして Vns soll に記入すると、200fl.だけ違ってくる。このことを注意しなければならない。

#### 「付 録」

conto de tempo : 借用証書または手形と引換えにわたしが貸付けた場合、またその債権を決済日に受取ったときに記入するのが conto de tempo である。すなわち、conto der Zeit である。

conto de corrento : täglich conto のことである。他人と日々取引を行い、そのつど相互に支払いをすますとき、すなわち支払いに関して猶予期間が全く認められていないときに記入する。いつでも必要とするときに記入する勘定 (lauffendt conto)、すなわち顛末記入帳 (die rechenschaft) である。

conto aparte : 誤った処理を行うと、正しく訂正するか現金の支払いまたは受入れを行うことになる。ただそれだけでは本来の支払人または受取人が誰れであるかがわからない。そこで、それらのことを Mathes conto<sup>(15)</sup>に記入しなければならない。そのため conto de corrento または conto de tempo においてどのような調整を行ったかを、この勘定に記入する。そのためこの勘定は、訂正のおわったことについて記入する顛末記入帳である。

Gesellenbuch : この帳簿は、現金出納帳と並んで、2日ないし3日の期限で貸付けたとき、および日々の費用について記入するものである。その時々において計算しなければならない。

#### 「私、市民マトホイス・シュバルツ」

アウグスブルク生まれ。わたしは若いとき、すなわち1514年、1515年、1516年に、イタリアに滞在したが、最初はミラノへ行ってある商人の家に寄宿した。そこでわたしは、書き方を学び簿記を知った。はじめは簿記について人々が話しているとき、わたしは人々の話していることが理解できなかった。しかし簿記が商人にとって有用なものであることがわかったので、学んでみようと考えた。しかし有益な助言を与えてくれる人がいなかったため、ミラノでは簿記がどのようなものであるかを十分には理解することができなかった。わたしは自分の疑問をミラノで解決しようとしたが、良い教師をみつけることができなかった。人々はわたしに、ジェノヴァに良い教師がいることを教えてくれた。そのためわたしは同地へ良い教師を求めて行ったが、結果はおもわしいものではなかった。そこでわたしは、さらにヴェニスへ行った。そして高名なアントニウス・マリアフィオール (Anthonius Mariafior) という名の教師を見出すことができた。けれどもわたしは、かれが表面的な勉強しかしていないことを感じたので、かれのもとを去った。わたしは自分が簿記を十分に理解したと思ったので、1516年9月にヴェニスからアウグスブルクへ帰へり、フッガー氏のもとを訪れた。そのさいわたしは、誰れよりも簿記を理解していると信じていた。しかし試験 (prob) を受けてみて、自分があまり理解していないか全くわかっていないのだということを悟った。不愉快になり、自分自身を恥じた。わたしは簿記をさらに学ぶこととし、アウグスブルクで沢山のことを勉強した。簿記の方法と特性を我武者羅に学んで、簿記の楽しさを知った。その後わたしは、1518年に苦難をのりこえ、結果としては満足のゆく三通りの莫大ではあるが基本的な簿記書をまとめた。それ全体は、文章で書いた計算である。その作業には年上の誰れからも助言を得なかった。わたしは、立派な経験をもつ誰れにも質問しなかったのである。三通りの簿記は、このような苦難の結果まとめられたものであり、その全体は後に示すとおりである。その中で用いているのは、現存する人々の名前で、それらの人々とはイタリアに滞在していたときに知り合い、交際もした。また数量、重量、交換率と金銭の評価額も、イタリアで用いられているものである。

最初の ac.1 から ac.14 までに示すのは、仕訳帳である。仕訳帳では、余白に一本線を引き、その上下に S を記入する。そのうち上の S は、債務帳の左側すなわち借方 (dare) を、下の S は債務帳の右側、すなわち貸方 (habere) を意味する。この仕訳帳からは債務帳へ転記されるのであるが、債務帳は ac.18 から ac.28 に示すとおりである。債務帳では、イタリアの若干の場所で行われているように商品の受入れを借方に示すが、そこでいつどれだけ儲けたか損をしたかがわかる。一般の商品ばかりでなく鉱石、宝石、銅および銀または香料を購入したときも、借方に記入する。わたしはこの本を書くにあたって、商品の売買についてばかりでなく、もっと多くの事柄を含めた。この簿記書は、これまでに簿記の勉強を全く行ったことのない人を対象として書いたのではない。商売を行い自分で帳簿をつけている商人は、この簿記書または記帳例示から多くを学ぶことができ、その結果としてそれぞれの人々は役立つ多くのことを身につけるであろう。

わたしがこの本を書いたのは、自分が年老いたときに、若いときにどのような会計担当者 (gauggler) であったかを知る目安にするためである。そのような理由のため、若さのせいだとわたしを非難する人がいるかもしれない。神よ、わたしはさらにもっと多くのことを学ぼうと思う。アーメン。

わたしはヤコブ・フッガー氏を自分の主人にきめた。かれはわたしを、かれの代りとしてヴェニスに行かせて留まらせ、そこで経理の仕事を行わせた。そのためヤコブ・フッガー氏という名前が帳簿の中にでてくるが、それはアウグスブルクの本店を指している。ローマ、アントワープ、リオンといった各地の支店は、別々の勘定で示している。最初の簿記では、締切るにあたって、まず債務帳 (ledger) の各支店勘定の借方および貸方の残高について仕訳を行う。その後借方と貸方に書かれている第三者に対する債権と債務および現金についての処理を行う。この一つ一つについて行う計算は、ac.30 から ac.35 に示すとおりである。その結果として、各勘定口座の借方と貸方の金額が一致することになる。締切り前に各勘定口座にある残高は、ヤコブ・フッガー氏勘定へ振替える。するとその勘定口座は、すべての債権と債務を相殺したあとの残高を示



すことになる。ac.27 に、9ヶ月分について行ったものを示す。

以上の記帳例示につづけて、仕訳帳、債務帳、Capus を用い、期間を3ヶ月とする別の記帳例示を示す。その記帳例示に関して注意すべき事項を、ac.29 と ac.35 に示す。

そのあとに主要簿 (Hauptbuch) を示すが、それについての計算はアウグスブルクの主要簿において行うべきものである。そこでさらに全体計算 (general rechnung) を行うのであるが、一番最後の部分 ac.60 の注意書きに示すとおりである。これをもって、この本についてのここでの記述はすべておわりにする。(そして最後に年月日が、「1518年12月31日」と書かれている。)

#### 「注意書き」

主な帳簿として、仕訳帳と債務帳の2冊しか用いていないことがある。そのような場合は、もし Kapus があるときはその中に記入する事柄すなわち為替または商品も、債務帳に記入して計算書に記載する。これらのことについて仕訳帳に記入するときは、債務帳への転記に関して繰り返して述べたように、余白に棒線を引いて S を書く。Vns soll 等を示す S を棒線の上下に書くことについて例を示すと、S vns / S wir のとおりである。

債務帳に転記すべきものは、必ず債務帳に転記しなければならない。転記しないのは、もってのほかである。債務帳に転記するときは、その頁の丁数すなわち頁数を S の横に書く。そのさい、S をつけないこともある。すなわち記入しないか、記入することを省略するのである。ときには、一つの仕訳から債務帳の五ヶ所に転記するようなことがある。S を書くときは、どちらの S が Vns soll をどちらの S が Wir sollen を示すかを、棒線をもって区別すべきことに注意しなければならない。このことによって、どの取引を記入するのに行われたものであるかを、一層はっきりさせることができる。

#### 「三種の簿記についての覚え書」

まず仕訳帳を ac.1 から ac.14 に、つづいて債務帳を ac.17 から ac.29 に示す。

債務帳につづいて作成すべき計算書は ac.30 から ac.35 に示す。これらの仕訳帳、債務帳および計算書は、イタリアで行われている方法に従って示した。商品は債務者ごとに記入する。その点に関する ac.29 の注意書きを参照のこと<sup>(16)</sup>。Capus に記入する事柄の仕訳帳の記入については、さらに ac.36 から ac.40 までを参照のこと。

さらにつづいて ac.41 から ac.45 に債務帳を、ac.46 から ac.50 にわたって Capus を示す<sup>(17)</sup>。このような仕訳帳、債務帳および Capus を用いる方法は、ドイツにおいて広く行われている。この場合でも、債務者ごとに商品を記入する。Capus は前述の ac.29 に示す注意書きのとおり、受入れと払出しに属するものだけを記録する帳簿である。ac.51 から ac.60 にわたって、主要簿を示す。その中には、ac.60 の注意書きとは異なり、すでに述べた二つの計算書と全取引が含まれている。主要簿は ac.51 から ac.60 にわたって示す。ac.1 から ac.60 までに示したすべてを、わたしマトホイス・シュバルツ自身が書き、多くの個所に1516年と書いているにもかかわらず、それらは1518年12月に書いたものである。わたくしは1516年にヴェニスに滞在し、わたし自身が商売を行うつど、帳簿にそのような記入を行っていた。

#### 3. 説明文のまとめ

シュバルツは、以上のような説明を行っているのであるが、まとめるとつぎのようになるであろう。

- ① 簿記は商人にとって有効なものであるから使用すべきであるが、ドイツではあまり用いられていない。
- ② 簿記は古代ローマの時代から用いられてきたもので、現在では裁判においても採用されている。
- ③ 簿記では仕訳帳、債務帳、Capus のほか、種々の帳簿や勘定が用いられ、それらへの記入は分担される。
- ④ 仕訳帳に行った記入は、債務帳または Capus に必ず転記しなければならない。

- ⑤ 仕訳帳の記入は Vns soll と Sollen wir という言葉を付して行い、余白にその転記先の丁数を分数形式で示す。
- ⑥ 債務帳と Capus に設けられる各勘定口座は、借方と貸方の二つの側に区分されている。
- ⑦ 現金の増減はまず現金出納帳に書くが、この帳簿も二つの側に分けられており、現金の増加は Vns soll に、その減少は Sollen wir に記入する。
- ⑧ 現金出納帳に記入した事項は、仕訳帳に記入したうえで債務帳または Capus に転記するが、仕訳帳に記入するさいは、現金出納帳に仕訳帳の丁数を書く。
- ⑨ シュバルツがどこで簿記を学び、どのような理由で簿記書を書いたか。
- ⑩ 76枚目の裏頁までは1518年12月に書かれたが、その内容は、イタリア (welschlanden) で行われている仕訳帳と債務帳を中心とするもの、ドイツ (deutsch landen) で行われている仕訳帳、債務帳および Capus を中心とするもの、主要簿での計算の三つの部分に分けられる。

ただ説明文だけでは、シュバルツ簿記の具体的な記帳方法をはっきりとは把握できない。より具体的な点については、あとにつづく記帳例示を詳細に検討しつつ明らかにしてゆくしかないわけである。

- (1) この部分がウィーンおよびダンチッヒの各写本でどのように書かれているかは、片岡泰彦稿、「現存した『シュヴァルツ簿記書の写本』」(会計、第121巻、第2号、150頁)参照。
- (2) ここで1516年に書いたという部分は、写本作成者の誤解であろう。片岡教授も1516年と1518年に書いたと述べられているが、シュバルツ自身が明言していることと矛盾する。(A. W., S. 174 und 187. 片岡泰彦著、ドイツ簿記史論、59頁)
- (3) とすると、「注意書き」の部分は、ヴァイトナーがダンチッヒ写本を写したことになる。
- (4) A. W., S. 185. Anm.51.soll wir はおかしい。
- (5) ヴァイトナーの付した Anm.3 では Blatt 5b とあるが、Anm.53では Blatt 1b とある。
- (6) 多くの場合にシュバルツは、Soll mir に代えて Soll vns を、Soll ich に代えて Sollen wir を用いている。
- (7) Capus は Kapus と書かれていることもあり、商品帳または商品記入帳と訳されている(白井佐敏著、複式簿記の史的考察、59頁。片岡義雄、片岡泰彦訳、ウルフ会計史、131頁)。しかしシュバルツの場合、それらの訳語は適当ではない。商品勘定ばかりでなくフッガー他家の

- 勘定口座も含まれているからである。われわれは以下において、Capus のまま用いる。
- (8) 個別転記が原則ではあっても、簿記書の執筆にあたっては、一定期間の仕訳をまとめて転記したと考えられる個所がある。(本書122~125頁参照)
- (9) ac.は a carta (丁数)の略。1518年執筆部分では、この種の分数形式による丁数表示はなされていない。1550年執筆部分においてのみ、なされている。
- (10) Kは Kapus (Capus) の、Sは Schuldbuch の頭文字であるが、この種の丁数表示も、1518年の執筆部分ではなされていない。
- (11) ac.36 は第二例示の仕訳帳のはじめの部分であるが、この種の丁数表示はなされていない。
- (12) 翻刻版には、現金出納帳の例示はない。したがってそこで仕丁をどのように表示しているかを知ることはできない。原本においてさえ、現金出納帳は例示されていなかったものと考えられる。
- (13) ac.18 は債務帳の最初で現金とヤコブ・フッガー氏の各勘定口座が、ac.27 は債務帳の最後から二つ目の見開きで、期中に新設した現金とヤコブ・フッガー氏の各勘定口座が設けられている。
- (14) 現金出納帳→仕訳帳→債務帳の順に記入するため、現金出納帳は仕訳帳を中心に債務帳と相対することになる。相対勘定とは、このことを指すのであろう。
- (15) この勘定がいかなるものであるかは、知ることができない。
- (16) ac.29 には、計算書が債務帳から作成されるものであること、そこには1516年1月1日から同年9月30日までの、すべての受入額と払出額が示されることが書かれているにすぎない。(本書149~150頁参照)
- (17) これらより前の ac.36 から ac.40 までには、第二例示の仕訳帳が示されている。

## 第2章 第一例示の仕訳帳

### 1. 第一例示の帳簿組織

シュバルツがイタリア式 (welschen) と呼ぶ第一例示は、フッガー家のヴェニス支店の立場で記帳されている。第一例示は、支店簿記すなわち代理人簿記なのである。

そこでの取引は、1516年1月1日の同支店開設からはじまっている。前述のごとく、第一例示の取引としては1516年にヴェニス支店で実際に行われた取引が用いられているとはいえ、この点はシュバルツによって手が加えられていることになる。すでに述べたごとく、ヴェニス支店は1484年にすでに存在していた<sup>(1)</sup>。第一例示は同年9月30日に締切られているが、その間行われた期中取引数は、107である。

これらの取引を記帳するために、第一例示では、仕訳帳 (Zornal) と債務帳 (Schuldbuch) を主要簿として用いている。仕訳帳は、現在と同じく、取引を発生順に記録する帳簿である。債務帳は現在でいう総勘定元帳で、そこには仕訳で用いられた勘定科目すべての勘定口座が設けられており、仕訳帳から転記される。これらの主要簿のほか、前述した説明文の「簿記とは何か」から明らかのように、現金出納帳 (Cassa)、備忘帳、費用帳、当座付込帳が用いられている。これらを補助簿として用いているわけである。ただ補助簿は、これだけというわけではない。説明文の「付録」 (Appendix) においては Gesellenbuch なる帳簿が掲げられており、また3月30日および6月2日の仕訳の小書き中に Kupfferbuechlin、4月5日の仕訳の小書き中には Silberbuechlin なる帳簿を見出すことができる。しかし残念なことに、現金出納帳および Gesellenbuch を除いては、いっさい説明がなされていない<sup>(2)</sup>。わずかに Kupfferbuechlin および Silberbuechlin については、小書きから若干その記帳形式、記帳目的、記帳内

容をうかがうことができるものの<sup>(3)</sup>、その他の帳簿については全くその記帳形式、記帳目的、記帳内容を知ることはできない。備忘録、費用帳、当座付込帳は、前述の個所(30頁参照)にその名前が示されているだけであって、他の個所ではそれらの名称さえ見出すことが出来ないのである。

これら主要簿および補助簿のほかに、説明文の「付録」に、勘定(conto)と名のついた三つのものが示され、短い説明が行われている。conto de tempo, conto de corrento, conto aparte である<sup>(4)</sup>。ただこれらの勘定についても、記述はそれだけで、記帳例示では名前さえ見出すことができない。

したがって第一例示で掲げられている帳簿のうち、その記帳形式、記帳目的、記帳内容までを完全に明らかにしうるのは、具体的に例示されている仕訳帳、債務帳および計算書だけということになる。不完全ながら概要を把握することができるものといえば、現金出納帳、Gesellenbuch, Kupfferbuechlin それと Silberbuechlin だけである<sup>(5)</sup>。

## 2. 記帳順と取引内容

第一例示では、取引をまず仕訳帳に仕訳し、ついで債務帳に設けた各勘定口座に転記している。仕訳は、Vns soll (借方) と Sollen wir (貸方) に分かれ、複式に同額ずつ記入されている。そのさい期中取引に関する仕訳では、貸借の勘定科目が常に一つずつとなっている。

仕訳帳になされた仕訳を債務帳の各勘定口座に転記する方法は、現在われわれが行っているそれと同じである。すなわち借方と貸方に分けて複式に行われた仕訳の借方金額は、その借方勘定科目と同じ勘定科目が付されている勘定口座の借方に、仕訳の貸方金額はその貸方勘定科目と同じ勘定科目が付されている勘定口座の貸方に、それぞれ転記するのである。この段階の問題としては、シュバルツがこの簿記書を書くときも、本当に勘定口座への転記を仕訳のつど行ったか否かも検討しなければならないであろう。しかしそれは一応おくとして、ここではまずどのような事柄を取引として処理し、それをどのような仕訳原則で複式に仕訳しているかを検討することにする。

第一例示の場合、取引として取上げられている事象がどのようなものであるかは、債務帳に設けられている勘定口座をみることで、一応は明らかになる。

債務帳の最初に掲げられている勘定科目一覧表(Alphabet)には、つぎの20の勘定科目が示されている。

現金(cassa)、ヤコブ・フッガー氏(Herr Jacob Fugger)、フランコ・チウエナ氏(Miser Franco Ciuena)、ローマ(Roma)、フランコ・フェルツェリン氏(Miser Franco Verzelin)、絹布(Seiden gwand)、ミラノ(Mailand)、カペロ銀行(Bancho Capello)、ビザニ銀行(Bancho Bisani)、アントワーブ(Anttorff)、銅(Schwatzer garkupffer)、ボツェン(Botzen)、オフエン(Ofen)、ダニエル・デ・ソウイッチョ氏(Miser Daniel de Souicho)、リオン(Lion)、銀(Silber soll)、ハル(Hall)、ジモン・デ・パガチーニ氏(Miser Simon de Pagathini)、ニュールンベルク(Nurnberg)、プロイリ銀行(Bancho Preulli)。

これらの諸勘定科目のうち、地名は、その地に設けられているフッガー一家の支店を意味する。したがって以下では、たとえばローマをローマ支店と示すことにする。第一例示の記帳主体がヴェニス支店であることから、それらはフッガー一家の他支店と総称することができるであろう。ヤコブ・フッガー氏は、アウグスブルクにあるフッガー一家の本店を意味する。絹布、銅、銀は、一括して商品とというるであろう。また個人名および銀行名は、第三者の勘定である。したがって上記20の勘定科目は、現金勘定、商品勘定、第三者勘定、本店勘定、フッガー一家他支店勘定の五つにまとめることができる。

債務帳にこのような勘定科目の勘定口座だけが設けられていることから、第一例示では、これらの勘定科目の増減に関する事象だけが取引として処理されていることになる。シュバルツは、固定資産の増減を取引として処理しておらず、資本勘定、収益勘定、費用勘定も用いてはいないのである<sup>(6)</sup>。

では上記の諸勘定科目に関係する増減を取引として取上げるとして、それは具体的にどのようなものであろうか。この点を明らかにするには、幸いにして仕訳に可成り詳細な小書きが付されているため、それらを一つ一つ吟味すればよいことになる。このことはまた、第一例示の仕訳原則を明らかにすることにもなる。以下においては、上記の五つにまとめた勘定科目群を借方と貸方に分けた25の場合について、一つ一つ検討することとする<sup>(7)</sup>。

### 3. 仕訳原則

①第一例示では、仕訳の貸借の勘定科目がともに現金となる仕訳は行われていない。第一例示の取引には、単位を異にする各地の貨幣単位によるものが含まれている。しかしそれらはすべて、ヴェニス<sup>9</sup>の貨幣ドゥカテン (Ducaten, 略して duc.) に換算して処理されている。

②借方の勘定科目が現金で、貸方の勘定科目がヤコブ・フッガー氏となる仕訳は、五つある。1月1日の最初、4月15日の最初と3番目、7月28日および9月20日の2番目の各仕訳がそれである<sup>(8)</sup>。

1月1日の最初の仕訳は支店開設に関するものであるが、「それだけをわれわれに、アウグスブルクからインスブルック経由で運搬人ハンス・ネゲリンが運んできた。三つの袋に分かれており、それぞれに duc.1000ずつ入っている。それをもって営業をはじめ<sup>(9)</sup>」という小書きが付されている。4月15日の最初の仕訳の小書きは「当地で、リオナルド・シュルツァー氏がわれわれに支払った。その額をアウグスブルク勘定に貸記する<sup>(10)</sup>」というものである。同日3番目の仕訳のそれは、「われわれは、運搬人ハンス・ネゲリンとフェルバーの手をへて六つの袋を受取った。それぞれの袋に duc. 1000ずつ入っている<sup>(11)</sup>」というものである。7月28日の仕訳の小書きは、「7月1日以降われわれは、12回に分けてハンガリー貨幣80000グルデンをアウグスブルクから受取った。われわれはさらにローマへ送らねばならない。すなわち老フェルバーから4000グルデン、息子フェルバーから4000グルデン、ヘッケルから4000グルデン、ネゲリンから8000グルデン、2頭の馬に積んできたホヒステターから15000グルデン<sup>(12)</sup>」というものである。9月20日の2番目の仕訳の小書きは、「われわれは、ヨハン・モダ氏からウルリッヒ・レーリンガーに支払うものとして受け取った<sup>(13)</sup>」というものである。

これらのうち4月15日の最初と9月20日の2番目の仕訳を除く三つの仕訳は、ともにヤコブ・フッガー氏からヴェニス支店が送金を受けた場合である。4月15日の3番目の場合も、運搬人がたびたびアウグスブルクから現金を運ん

でくるネゲリン達であることから、アウグスブルクからの送金と考えるのである。したがってこれらの場合は、ヴェニス支店に現金が増加するとともに、ヤコブ・フッガー氏すなわち本店に対して債務が生じていることになる。4月15日の最初の仕訳は、リオナルド・シュルツァーが本来はヤコブ・フッガー氏に直接支払うべき現金を、ヴェニス支店を通して支払うこととして当支店に支払った場合と考えられる。9月20日の2番目の場合は、モダ氏がアウグスブルクの本店でレーリンガーに支払うこととなっている現金を、フッガー一家としてまずヴェニス支店が受取った場合と考えられる。このように考えると、これら二つの場合もヴェニス支店に現金が増加するとともに、ヤコブ・フッガー氏に対して債務が生じていることになる。

だとすると、第一例示では、現金が増加した場合はそれを仕訳の借方に記入し、ヤコブ・フッガー氏に対して債務が生じたときにはそれを仕訳の貸方に記入していることになる。このことから、仕訳原則全体が整合性をもっているかぎりは、現金が減少すると貸方に、ヴェニス支店で現金と同じ財貨である商品が増加したときはそれを仕訳の借方に示し、他支店および第三者に対して債務が生じたときはそれらを貸方に記入するであろうことが予測できる。

③以上のことを念頭におきつつ、つぎに借方勘定科目が現金で、貸方勘定科目がフッガー家の他支店となる仕訳をみることにする。そのような仕訳は、4月9日の5番目、4月15日の8番目、5月10日の最初、7月24日の各仕訳として行われている。

これらの取引が、現金の増加している場合であることは、すでに明らかであろう。そこで貸方に注目すると、4月9日の5番目の仕訳の貸方勘定科目は、ローマ支店である。そして小書きには、「ローマ支店の3月29日付の手紙にしたがって、グリマルディー氏がローマ支店に支払うべき現金を、アンドリア・グリット氏から当支店が受け取った<sup>(14)</sup>」と記されている。4月15日の8番目の仕訳の貸方勘定科目はリオン支店で、小書きには「ズワン・アントニオ氏からリオン支店が受取るべき現金を、同氏から当支店が受け取った<sup>(15)</sup>」と書かれている。5月10日の最初の仕訳の貸方勘定科目はボツェン支店であるが、その小書き

には「4月30日付のボツツェン支店からの手紙による指示にしたがって、当支店がボツツェン支店の受取額をピエロ・コンタリン氏から受取った<sup>(16)</sup>」と記されている。7月24日の仕訳の貸方勘定科目はアントワープ支店で、小書きには「6月30日付のアントワープ支店からの手紙にしたがって、同封されていた借用証書すなわちラインハルト・フレッシュゴアルディ氏がアントワープで現金を受取ったときに書いた借用証書の金額を受取った<sup>(17)</sup>」と書かれている。

以上四つの場合は、ともにヴェニス支店が他支店に代って現金を受取った場合であることは明らかである。したがってヴェニス支店では、一方で現金が増加するとともに、他方で各支店に対して債務が生じている。そしてこれらの場合に、債務の生じた相手方支店名を仕訳の貸方勘定科目としていることから、他支店に対して債務が生じたときもそれらを貸方の勘定科目として記入していることが確定できる。

④借方の勘定科目が現金で、貸方勘定科目が第三者となる仕訳は、5月20日の5番目として一つだけ行われている。ここでの貸方勘定科目は、フランコ・フェルツェリン氏である。小書きによるとそれは、「フランコ・フェルツェリン氏がわれわれに、かれの債務を現金をもって支払った<sup>(18)</sup>」ことについての記入である。ヴェニス支店が、フェルツェリン氏に対する債権を現金で回収したわけである。したがった第三者に対する債権が減少したときは、貸方を当該第三者勘定として仕訳することがわかる。と同時にヤコブ・フッガー氏または他支店に対する債権の減少も、同様に処理するのであろうことが予測できる。

⑤借方勘定科目が現金で、貸方勘定科目が商品となっている仕訳は、9月1日に一つだけ行われている。その貸方勘定科目は銅である。それは、「われわれは8月1日以降、合計で1662ツェントナー10¼ポンドの銅を、1マイラー当たりduc. 42で売却した<sup>(19)</sup>」ことについての、一括記入である。このことから、銅(商品)を現金販売した場合は、現金の増加を借方に記入するとともに、商品の減少は貸方に記入することがわかる。

⑥借方勘定科目がヤコブ・フッガー氏で、貸方勘定科目が現金となる仕訳は、全部で15回行われている。1月25日の最初、3月28日の最初、4月15日の2番

目・4番目・7番目、5月10日の3番目、6月8日の2番目、6月12日、6月23日、7月16日の最初と2番目、7月20日、9月21日、9月30日の最初と2番目の各仕訳がそれである。

1月25日の最初の仕訳には、つぎの小書きが付されている。すなわち、「今月3日付のヤコブ・フッガー氏からの手紙にしたがって、エンドリス・グランダー社に対して現金を支払った<sup>(20)</sup>」。3月28日の最初の仕訳には、「われわれがかれに代って支出し、宿泊代(zerung)を支払う。ウイルヘルム公爵はわれわれに返済しなければならない。われわれはハンス・バンブスト氏に与えた<sup>(21)</sup>」という小書きが付されている。ここで、「かれに代って」の「かれ」がヤコブ・フッガー氏であることは、仕訳の勘定科目から明らかである。「われわれ」がヴェニス支店であることはいうまでもない。ウイルヘルム公爵がヤコブ・フッガー氏に対してハンス・バンブスト氏への支払いを依頼し、ヤコブ・フッガー氏からの指示にしたがってヴェニス支店が現金を支払ったわけである。4月15日の2番目の仕訳の小書きは、「今月3日付に手紙による指示にしたがってズワン・アングロ氏に支払った<sup>(22)</sup>」というものである。これも、仕訳の勘定科目がヤコブ・フッガー氏であることから、同氏の指示によって、ヴェニス支店が現金を立替払いした場合であることは明らかである。

4月15日の4番目の仕訳には、「われわれが前記二人の運搬人に支払った<sup>(23)</sup>」と小書きされている。ここで「前記二人の運搬人」とは、直前の仕訳の小書きに書かれている、本店から同日現金を運んできた運搬人ハンス・ネゲリンとフェルバーの二人を指す。このことから、運賃等現在でいう費用の支払いはヤコブ・フッガー氏に対する債権の増加(または債務の減少)として処理していることがわかる。4月15日の7番目の仕訳には、「われわれが、ローマ教皇陛下の手紙を携えてウィーンからローマへ行く郵便配達人に現金を支払い、アウグスブルクと同陛下の勘定につけかえた<sup>(24)</sup>」という小書きが付されている。支払った現金の回収を、本店に依頼したか、本店の指示によって支払った場合である。5月10日の3番目の仕訳には、「4月28日付のヤコブ・フッガー氏からの手紙にしたがって、ペトロ・アマデオ氏に現金を支払った<sup>(25)</sup>」という小書きが付されて

いる。本店の指示による立替払いである。6月8日の2番目の仕訳の小書きは、「われわれは、上記のダイヤモンドに関する手数料として、ピエロ・デ・ピアンチョ氏とズワン・デ・マリッツ氏に現金を支払った<sup>(26)</sup>」というものである。ここで「上記のダイヤモンド」とは、6月8日にビザニ銀行から購入し、直ちに本店に発送したダイヤモンドを指す。これまた現代風にいえば、費用の現金による支払いである。

6月12日の仕訳は、「リスボンの出納係が1月31日に書いた手紙をもとに3月29日にヤコブ・フッガー氏が書いた手紙にしたがって、グレシアから来たマティエ・フォルト、マルコ・フォルトという修道士兄弟に、われわれが現金を支払った<sup>(27)</sup>」ことの記入である。これも本店の指示による立替払いである。6月23日の仕訳には、「われわれが当地で現金を支払い、アウグスブルクへ送った<sup>(28)</sup>」という小書きが付されている。したがって本店への送金である。7月16日の最初の仕訳には、「銀と銅を絹布と交換して手数料を支払い、絹布は手もとに引取ったが、手数料は本店の負担とした<sup>(29)</sup>」という小書きが付されている。仕訳は支払った費用に関するものであるが、本店に対する債権の増加(または債務の減少)として処理したのである。つづく7月16日の2番目の仕訳の小書きには、「ヤコブ・フッガー氏の6月2日付の手紙にしたがって、ジョアンニ・ボッヒス氏に現金を支払った<sup>(30)</sup>」と書かれている。本店の指示による立替払いであることは明らかである。

7月20日の仕訳の小書きは、「当地でヤコブ・フッガー氏夫人のために duc. 130. g. 21と duc. 245. g. 21の二つの真珠を現金で購入し、運搬人ハンス・フェルバーに持たせて直ちにアウグスブルクへ発送した<sup>(31)</sup>」と書かれている。ここでの真珠の購入を本店からの指示によるものと考え、ヤコブ・フッガー氏に対する債権の増加(または債務の減少)、現金の減少となる。9月21日の仕訳は、「9月2日付のヤコブ・フッガー氏からの手紙にしたがって、ヴェニス市に現金を支払い、若干名の捕虜を解放した<sup>(32)</sup>」ことの記入である。いわば、本店の指示による現金の立替払いである。9月30日の最初の仕訳は、「マトホイス・シュバルツが当地ヴェニスにおいて1月1日以降の9ヶ月間に使用し、gesellen-

buechlinに記入していた<sup>(33)</sup>」ことについての記入であり、つづく2番目の仕訳は、「当地で家計のために使用し、gesellenbuechlinに記入していた<sup>(34)</sup>」ことについての記入である。これらは、支払いのつど現金出納帳と gesellenbuechlin に記入しておいたものを、帳簿締切りにあたって、それぞれをまとめて仕訳帳に記入したものと考えられる。現在であれば費用勘定をもって処理するところを、ヤコブ・フッガー氏に対する債権の増加(または債務の減少)として処理したのである。

以上の各仕訳の小書きをみることにより、借方勘定科目をヤコブ・フッガー氏、貸方勘定科目を現金とする仕訳は、二つの場合に行われていることがわかる。

一つは、ヤコブ・フッガー氏からの指示またはその了解のもとに、ヴェニス支店が現金を支払った場合である。1月25日の最初、4月15日の2番目、5月10日の3番目、6月12日、7月16日の2番目および9月21日の六仕訳がそれであることは明らかである。3月28日の最初の仕訳の小書きにある「かれ」がヤコブ・フッガー氏で、4月15日の7番目の取引もヤコブ・フッガー氏の了解のもとに行われたのであるから、これらの場合も、上記六つの場合と同様に考えられる。7月20日の真珠購入も、本店の指示によるものと考えられ、同様である。これらのことから、ヤコブ・フッガー氏の指示または了解のもとに現金を支払った場合は、そのことから生ずる同氏に対する債権の増加(または債務を減少)は同氏勘定の借方に記入することがわかる。だとすると、6月23日に現金をヤコブ・フッガー氏に送金した場合も、借方をヤコブ・フッガー氏勘定をもって仕訳することは当然といわねばならない。

借方勘定科目をヤコブ・フッガー氏とし、貸方勘定科目を現金として仕訳するもう一つの場合は、現在であれば借方勘定科目を費用として処理する場合である。4月15日の4番目、6月8日の2番目、7月16日の最初、9月30日の最初と2番目の各仕訳がそれである。現在であれば借方勘定科目を、4月15日の4番目の場合は運賃とし、6月8日の2番目と7月16日の最初の場合とともに支払手数料、9月30日の最初と2番目の場合はともに支店経費とでもするとこ

ろであろう。このように現在であれば費用勘定をもって処理するところを、ヤコブ・フッガー氏すなわち本店勘定をもって処理しているのは、シュバルツが費用勘定を全く用いていないためである。第一例示では損益の計算は意図されておらず、収益勘定と費用勘定は用いられていない。だとすると費用の発生は、本店に対する債権の増加(または債務の減少)として処理することとなるわけである。

⑦仕訳で貸借の勘定科目がともにヤコブ・フッガー氏となる場合は、期中取引に関するかぎりは存在しない。ヴェニス支店の立場からみて、一方でヤコブ・フッガー氏に対して債権が生じ(または債務が減少し)、他方で同氏に対する債務が発生している(または債権が減少している)場合は、期中取引としては、もともと考えられないのである。

⑧借方勘定科目がヤコブ・フッガー氏で、貸方勘定科目がフッガー一家他支店となる仕訳も、行われていない。ただこれは、そのような貸借の要素に分解できる取引が、もともと存在しえないためではなく、たまたま行われなかったにすぎないと考えねばならない。たとえばもし、他支店に対する債権を本店に対する債務と相殺するために、ヴェニス支店が為替手形を振出すか、ヴェニス支店に債務のある支店が、ヴェニス支店受取りヤコブ・フッガー氏支払いの為替手形を振出したとすると、借方をヤコブ・フッガー氏勘定、貸方を当該他支店勘定とする仕訳を行うこととなるであろう。支店相互間の債権・債務を決算時に本店で清算している所からみると<sup>(35)</sup>、日頃は本店と支店が当事者となる為替手形は、フッガー一家の場合振出されていなかったようである。

⑨借方勘定科目がヤコブ・フッガー氏で、貸方勘定科目が第三者である仕訳は、全部で4回行われている。4月9日の最初と2番目、6月8日の最初、8月15日の2番目の各仕訳がそれである。

4月9日の最初の仕訳の小書きは、「ダイヤモンドの首飾り一つをジモン・デ・パガチーニ氏からヤコブ・フッガー氏のために掛で購入し、直ちにハンス・フェルバーに持たせてアウグスブルクへ発送した<sup>(36)</sup>」と書かれている。この仕訳の貸方勘定科目は、ジモン・デ・パガチーニ氏である。つづく同日2番目の

仕訳では、小書きとして「5羽の駒鳥を1羽 duc. 412で、ヤコブ・フッガー氏のためにジモン・デ・パガチーニ氏から掛で購入し、ハンス・フェルバーに持たせてアウグスブルクへ発送した<sup>(37)</sup>」と書かれている。いうまでもなく、この仕訳の貸方勘定科目もジモン・デ・パガチーニ氏である。ハンス・フェルバーにダイヤモンドと駒鳥を持たせて送ったことを、二つの仕訳をもって別々に処理しているのである。6月8日の最初の仕訳には、小書きがつぎのように書かれている。「アルケイヨのソルダン王が所有していた $\frac{1}{2}$ オンスのダイヤモンドの首飾りを、ヤコブ・フッガー氏のために購入し、直ちにアウグスブルクへ送った。その代金 duc. 29800のうち duc. 25978 $\frac{1}{2}$ は銀3247マルク5ロットで、duc. 3821 $\frac{1}{2}$ は銅909ツェントナー $86\frac{3}{4}$ ポンドで、後日アリクソ・ビザニ氏に支払う<sup>(38)</sup>。」この仕訳の貸方勘定科目は、ビザニ銀行である。8月15日の2番目の仕訳には、「同銀行が、われわれのために立替払した<sup>(39)</sup>」という小書きが付されている。ここで同銀行とは、仕訳の貸方勘定科目からビザニ銀行であることがわかる。同日、ヴェニス支店は絹布をヤコブ・フッガー氏の命によりアウグスブルクへ発送したが、そのさいヴェニスで支払うべき絹布の代金の2%にあたる税金と運搬人の宿泊代等を、ビザニ銀行が立替えたのである。

以上四つの仕訳のはじめの三つの場合は、掛で購入したものをヤコブ・フッガー氏に送ったのであるから、同氏に対する債権が生じ(または債務が減少し)、将来支払わねばならない第三者に対する債務が生じている。これらの場合に、借方をヤコブ・フッガー氏、貸方を当該第三者として処理していることから、ヤコブ・フッガー氏に対する債権の発生(または債務の減少)を借方とすることが再確認でき、第三者に対する債務の発生を貸方に示すことがわかる。8月15日の2番目の場合は、現在でいう未払費用についての処理である。この場合に借方をヤコブ・フッガー氏勘定とするのは、費用勘定を用いていないためであることはすでに述べた。

⑩借方勘定科目がヤコブ・フッガー氏で、貸方勘定科目が商品となる仕訳は、8月15日の最初と9月18日の最初にみられる。それらの仕訳の貸方勘定科目は、ともに絹布である。



8月15日の最初の仕訳では、小書きに「われわれはヤコブ・フッガー氏の命により、アウグスブルクへ送った。すなわち褐色の紋織物1個、長さ61½エレン、1エレン当たり duc. 2½, したがって duc. 153. g. 18.p. ー。赤い紋織物1個、61½エレン、1エレン当たり duc. 2½, したがって duc. 153. g. 18.p. ー。黒いピロード1個、70½エレン、1エレン当たり duc. 3, したがって duc. 211。80個の黒いピロード、うち40個は各60エレン、20個は各47エレン、20個は各40エレン、したがって全部で4140エレンで1エレンあたり duc. 1¾, したがって duc. 7245. われわれは以前に、それら80個のピロードを1725ツェントナーの銅と10ツェントナーを duc. 42と計算して交換した。さらに424個の長い schamlot を送った。1個当たり duc. 19, したがって duc. 8056. それらを購入したときに、われわれは銀で支払った。さらに440個の短い多色の schamlot, 1個当たり duc. 4½と計算して銅で支払った。したがって duc. 1980. 合計額は上記のとおりであったが、クリストフ・エルツィンガーに依頼してアウグスブルクへ送った。それらの商品は、われわれが取得したときの価格で評価した<sup>(40)</sup>と書かれている。9月18日の最初の仕訳の小書きは、つぎのとおりである。「われわれがピロードと紋織物を購入した2月4日に支払った金額のうち、それだけの金額が絹布勘定の借方に残っていた。その勘定残高を、わたくしは絹布勘定の貸方に記入し、ヤコブ・フッガー氏勘定に借記する<sup>(41)</sup>。」

8月15日の最初の仕訳は、絹布をアウグスブルクへ送ったのであるから、絹布が減少するとともにヤコブ・フッガー氏に対して債権が生じ(債務が減少)したことになる。絹布(広く考えて商品)が減少したときは、貸方に記入することは、すでにみたとおりである。9月18日の最初の仕訳は、絹布が存在しないにもかかわらず残っている絹布勘定の残高(借方 duc. 1. g. 1. p. 12.)を、清算したものである。絹布勘定の残高をヤコブ・フッガー氏勘定残高と相殺したのである。このことから、ヤコブ・フッガー氏に対する債務の減少は、同氏に対する債権の発生と同様に、借方に記入することがわかる。そしてさらに、他支店および第三者に対する債務の減少も、借方に記入するであろうことが推測できる。

①借方勘定科目がフッガー家の他支店で、貸方勘定科目が現金となる仕訳は、

全部で9回行われている。1月25日の2番目、4月15日の5番目と6番目、6月4日の2番目、7月30日の最初と2番目、8月3日の2番目、8月20日の2番目、9月10日の各仕訳である。

1月25日の2番目の仕訳には、つぎの小書きが付されている。すなわち、「われわれは1月15日付のローマ支店の手紙にしたがってジュアン・デ・ソウイッチョ・ピセンティオ氏に対する支払いとして、ヤコブ・コルン氏に現金を支払った<sup>(42)</sup>。」現金を立替払いしたわけで、仕訳の借方勘定科目はローマ支店である。4月15日の5番目の仕訳には、「われわれはハンガリー貨幣で2000を、ペトロ・アマデオに依頼してローマ支店へ発送した<sup>(43)</sup>」という小書きが付されている。仕訳の借方勘定科目はローマ支店である。つづく4月15日の6番目の仕訳には、「われわれは、4月1日付のニュールンベルク支店の手紙にしたがって、ブルリッヒ・フィンツング氏に支払った<sup>(44)</sup>」という小書きが付されている。これも立替払いで、仕訳の借方勘定科目はニュールンベルク支店である。6月4日の2番目の仕訳には、「われわれは、ローマへ送った25個の銀の運賃として、現金を支払った<sup>(45)</sup>」という小書きが付されている。仕訳の借方勘定科目は、ローマ支店である。ヴェニス支店が、ローマ支店の負担とすべき運賃を立替えたのである。7月30日の最初の仕訳の小書きは、「マリエット氏に依頼して、ローマ支店に現金を送った<sup>(46)</sup>」と書かれている。いうまでもなく、借方勘定科目はローマ支店である。

7月30日の2番目の仕訳には、「われわれは本日、ズワン・アンドレ・デ・アンゼロ氏に依頼して、25ツェントナーの銀とともに、ミラノ支店へ現金を送った<sup>(47)</sup>」という小書きが付されている。ミラノ支店への送金で、仕訳の借方勘定科目は当然ミラノ支店である。8月3日の2番目の仕訳には、「上記の絹布に関して、われわれは支払った<sup>(48)</sup>」と小書きが付されている。仕訳の借方勘定科目は、オフエン支店である。ここで「上記の絹布」とは、同日最初の仕訳に書かれている絹布を指すのであるが、この日に同支店宛に絹布を送っている。この絹布の発送に関して、オフエン支店が負担すべき費用を立替えたのである。8月20日の2番目の仕訳の小書きは、「それだけの金額をわれわれは、ズワン・ア

ントニオ・デ・ベルザコ氏に持たせてローマ支店宛てに上記24個の銀を送ったときに、運賃として支払った<sup>(49)</sup>と書かれている。仕訳の借方勘定科目は、ローマ支店である。24個の銀をローマ支店に発送したことについては、同日最初の仕訳として記録されている。ローマ支店が負担する発送費用を、ヴェニス支店が立替えたのである。9月10日の仕訳には、「8月25日付のローマ支店の手紙にしたがって、現金を支払った<sup>(50)</sup>」という小書きが付されている。立替払いで、借方勘定科目はローマ支店である。

これらの仕訳で現金が支払われた理由は、三つに分けることができる。一つは、フッガー家の他支店からの手紙にしたがって、指定された第三者またはその代理人に現金を支払った場合である。1月25日の2番目、4月15日の6番目、9月10日の各仕訳がそれである。二つ目は、他支店に対して現金を送金した場合である。4月15日の5番目、7月30日の最初と2番目の各仕訳がそれである。三つ目は、他支店へ商品を発送したさいの当該他支店の負担となる費用をヴェニス支店が支払った場合である。6月4日の2番目、8月3日の2番目、8月20日の2番目の各仕訳がそれである。支払った費用を他支店の負担とすべく処理するさいに、当該他支店に対する債権の増加として処理することは、ヤコブ・フッガー氏に対する場合と同様の理由からであろう。

⑫借方勘定科目が他支店で、貸方勘定科目がヤコブ・フッガー氏となる仕訳は、8月3日の3番目の仕訳として一つだけ存在する。それにはつぎの小書きが付されている。すなわち、「われわれは7月16日に、絹布に関する手数料をduc. 80だけ現金で支払った。前記のとおりである。その半分は、アンブロッシ・ザルコン氏がアントワープでわれわれに支払わねばならない。絹布の半分をかれに送ったからである<sup>(51)</sup>。」ただこの取引については、若干の説明が必要であろう。まず7月8日に、ヴェニス支店が所有していた銅と銀を、アレクソ・デ・ネルリ氏の所有する絹布と交換したが、そのさいの手数料duc. 80は、7月16日に現金で支払った。小書き中の「前記のとおり」とは、このことを指す。このときは、借方をヤコブ・フッガー氏勘定、貸方を現金勘定と仕訳したのは、前述のとおりである<sup>(52)</sup>。ついで、7月8日に入手したこれら絹布の半分を、7月

12日付のヤコブ・フッガー氏からの手紙にしたがって、8月3日にアンブロッシ・ザルコン氏宛にアントワープ支店に向けて発送したのである。そこでヴェニス支店としては、7月16日にヤコブ・フッガー氏に対してduc. 80の債権が生じた(または債務の減少)として処理したうちの半分duc. 40を、オフエン支店に対する債権の発生としてつけ替えたのである。この仕訳の借方勘定科目はオフエン支店である<sup>(53)</sup>。⑧で述べたごとく、支店間の債権と債務は決算時に本店で清算するのが常であるため、この仕訳は必ずしも必要ではなかったと思われる。

⑬借方勘定科目が他支店で、貸方勘定科目も他支店である仕訳は、6月18日に一つだけ行われている。その小書きは、つぎのとおりである。「ローマ支店は、5月9日付のわれわれの依頼にしたがって、枢機卿シルイオ・デ・マルトネ様に支払った。支払われたのはduc. 16218 de cameraである。それらの貨幣の回収はビザニ銀行に依頼したが、同銀行はその回収をアントワープ支店に依頼した<sup>(54)</sup>。」この取引は、枢機卿がヴェニス支店に申し出た借金について、ヴェニス支店がローマ支店に貸出しを依頼し、その回収をはじめビザニ銀行に依頼したが、同銀行がさらにアントワープ支店が受取るべく取り計ったものである。この仕訳の借方勘定科目はアントワープ支店で、貸方勘定科目はローマ支店である。このことから、他支店に対する債権の発生は当該他支店勘定をもって借方に、他支店に対する債務の発生は当該他支店勘定を持って貸方に示すことが確認できる。

⑭借方勘定科目がフッガー家他支店で、貸方勘定科目が第三者となる仕訳は、全部で18回行われている。1月1日の3番目、2月4日の2番目、3月1日、3月30日の最初、4月9日の4番目、4月15日の9番目、4月25日、4月27日の最初と2番目、5月4日の最初、5月8日の2番目、5月10日の2番目、5月15日の最初と3番目、5月20日の6番目と7番目、9月19日および9月20日の最初の各仕訳が、それである。

1月1日の3番目の仕訳には、「ローマ支店がわれわれの指示にしたがって処理した。同地でセバスチャン氏からduc. 74 de cameraを受取った<sup>(55)</sup>」という小書きが付されている。仕訳の借方勘定科目はローマ支店で、貸方勘定科目は

フランコ・フェルツェリン氏である。このことからこの取引は、フェルツェリン氏からヴェニス支店が受取るべき金額を、フェルツェリン氏の代理人であるセバスチャン氏からローマ支店が受取り、その旨連絡を受けた場合であることがわかる。2月4日の2番目の仕訳の小書きは、「われわれに、ミラノ支店が手紙を書いた。われわれは、ペトロ・モルス氏の代理であるズワン・デ・ソウイッチョ氏に支払わねばならない。モルス氏は1月27日にミラノで払込みを行った<sup>(56)</sup>」と付されている。この仕訳の貸方勘定科目はカペロ銀行である。借方勘定科目がミラノ支店であることはいうまでもないであろう。ミラノ支店にモルス氏が払込んだ現金を、同支店の指示でヴェニス支店がカペロ銀行を通してソウイッチョ氏に支払うことになったときの仕訳である。3月1日の仕訳には、「ビザニ銀行が、アントワープ支店振出しヴェニス支店受取りの手形代金を決済するにあたって、ローマ支店受取りグリマルディ氏支払いの手形を振出した<sup>(57)</sup>」という小書きが付されている。2月9日にアントワープ支店が、ヴェニス支店受取りビザニ銀行支払いの手形を振出していたが、ビザニ銀行がローマ支店受取りグリマルディ氏支払いの為替手形を振出し、そのことについての連絡をヴェニス支店が入手したのである。仕訳の借方勘定科目はローマ支店、貸方勘定科目はビザニ銀行である。

3月30日の最初の仕訳の小書きは、「ビザニ銀行が、アンブロッシ・ザルコン氏支払い（オフエン支店受取り……筆者）の手形を振出した<sup>(58)</sup>」というものである。仕訳の借方勘定科目はオフエン支店、貸方勘定科目はビザニ銀行である。したがって、本来ヴェニス支店がビザニ銀行から直接受取るべき金額を、ビザニ銀行の指示によってザルコン氏がオフエン支店に支払うこととなり、その連絡をヴェニス支店が入手したのである。4月9日の4番目の仕訳には、「ローマのフランコ氏が、ミラノ支店受取り、支払期限14日以内の手形を振出した<sup>(59)</sup>」という小書きが付されている。借方勘定科目はミラノ支店、貸方勘定科目はビザニ銀行である。この直前の時点で、ヴェニス支店の同銀行に対する債権は duc. 590. g. 8 であったが、そのうちの一部（duc. 200）をビザニ銀行の代理であるフランコ氏がミラノ支店を通して支払うこととなった場合である。

4月15日の9番目の仕訳には、「プロイリ銀行はボローニャで、3月30日付のニュールンベルク支店の手紙にしたがって、われわれのために食事代等を立替えた。ニュールンベルク支店はすでに受取っている<sup>(60)</sup>」という小書きが付されている。この仕訳の借方勘定科目はニュールンベルク支店、貸方勘定科目はプロイリ銀行である。ニュールンベルク支店が預り、それをボローニャで自ら支払うべきものを、同支店がプロイリ銀行に支払いを依頼し、その支払の請求を同銀行がヴェニス支店に対して行ったのである。4月25日の仕訳には、「フランコ・チウエナ氏がカスパル・ダダ氏を通してミラノ支店に支払った<sup>(61)</sup>」と小書きされている。チウエナ氏が、ヴェニス支店に支払うべき金額をミラノ支店に支払ったのである。仕訳の借方勘定科目はミラノ支店、貸方勘定科目はフランコ・チウエナ氏である。4月27日の最初の仕訳には、つぎの小書きが付されている。「ローマ支店はフランコ・マルテリー氏がフランコ・チウエナ氏に支払うべき金額を受取っているが、同支店からの本月9日付の手紙により、チウエナ氏への支払いを依頼された<sup>(62)</sup>。」仕訳の借方勘定科目はローマ支店、貸方勘定科目はフランコ・チウエナ氏である。立替払いの引受けである。4月27日の2番目の仕訳には、「グアルデラティ氏がトマゾ・グァダノ氏に支払う<sup>(63)</sup>」とだけ小書きされている。借方勘定科目はリオン支店、貸方勘定科目はフランコ・チウエナ氏である。したがってグアルデラティ氏がグァダノ氏への支払いを、リオン支店に依頼したが、それを同支店からヴェニス支店がさらに依頼された場合と考えられる。グアルデラティ氏はリオン支店に、グァダノ氏はチウエナ氏のもとに口座を持っているのであろう。5月4日の最初の仕訳には、「オフエン支店はアンブロッシ・ザルコン氏から受取っていたが、それをダニエル・デ・ソウイッチョ氏に支払うために、ヴェニス支店支払いの手形を4月18日に振出した<sup>(64)</sup>」と小書きされている。借方勘定科目はオフエン支店、貸方勘定科目はダニエル・デ・ソウイッチョ氏である。オフエン支店からソウイッチョ氏に支払うべく振出された為替手形を引受けたのである。5月8日の2番目の仕訳には、「ビザニ銀行が14日以内に、当方の受取額をローマ支店に支払う<sup>(65)</sup>」と小書きされている。借方勘定科目はローマ支店、貸方勘定科目はビザニ銀行である。

5月10日の2番目の仕訳には、「ミラノのバルタザール・デ・ブラセリ氏からボッツェン支店が受取った<sup>(66)</sup>」という小書きが付されている。仕訳の借方勘定科目はボッツェン支店、貸方勘定科目はビザニ銀行である。このことから、ヴェニス支店が直接ビザニ銀行から受取るべき金額を、ビザニ銀行がブラセリ氏を介してボッツェン支店に支払い、その連絡をヴェニス支店が入手した場合と考えられる。5月15日の最初の仕訳の小書きは、つぎのとおりである。「アントワープ支店はフレッシュゴウアルディ氏から同地で現金を受取った。われわれはカペロ銀行勘定に貸記する。われわれは2ヶ月以内に同銀行に支払わねばならない<sup>(67)</sup>。」フレッシュゴウアルディ氏がカペロ銀行に支払うべき現金をまずアントワープ支店が受取り、その支払を同支店からヴェニス支店が依頼されたのである。借方勘定科目はアントワープ支店、貸方勘定科目はカペロ銀行である。5月15日の3番目の仕訳には、「5月5日のミラノ支店からの手紙のとおり、同支店がローマのフランコ氏から同地で受取った<sup>(68)</sup>」と小書きされている。借方勘定科目はミラノ支店、貸方勘定科目はカペロ銀行である。カペロ銀行からヴェニス支店が受取るべき金額を、ミラノ支店が同銀行の代理人フランコ氏から受取ったのである。5月20日の6番目の仕訳には、「手形が示すとおり、ガディー銀行を通してフランコ・フェルツェリン氏はローマ支店に支払わねばならない<sup>(69)</sup>」という小書きが付されている。ヴェニス支店が受取るべき金額について、フェルツェリン氏がガディー銀行支払いローマ支店受取りの手形を振出し、そのことについての連絡をヴェニス支店が入手したのである。借方勘定科目はローマ支店、貸方勘定科目はフランコ・フェルツェリン氏である。

5月20日の7番目の仕訳の借方勘定科目はアントワープ支店、貸方勘定科目はフランコ・フェルツェリン氏であるが、「フレッシュゴウアルディ氏は支払わねばならない<sup>(70)</sup>」と小書きされている。フランコ・フェルツェリン氏がヴェニス支店に支払うにあたり、アントワープ支店受取りフレッシュゴウアルディ氏支払いの為替手形を振出し、その連絡をヴェニス支店が入手したのであろう。9月19日の仕訳には、「ビザニ銀行はグミアノ・パルミ氏およびトマゾ・グァダノ氏を通して、リオン支店に支払うという手形を振出した<sup>(71)</sup>」という小書きが付さ

れている。ビザニ銀行がヴェニス支店に支払うべき金額について、パルミ氏およびグァダノ氏が支払人でリオン支店受取りの2枚の為替手形を振出し、その連絡をヴェニス支店が入手したのである。借方勘定科目はリオン支店、貸方勘定科目はビザニ銀行である。9月20日の最初の仕訳には、つぎの小書きが付されている。「われわれは、ダニエル・デ・ソウイッチョ氏勘定に貸記する。リオン支店はヴェニス支店向けにグアルデロッチィ氏に依頼して送った<sup>(72)</sup>。」ヴェニス支店に支払うべき金額をソウイッチョ氏がリオン支店に支払い、リオン支店がそれをヴェニス支店に送ったとの連絡を受けたのである。借方勘定科目はリオン支店、貸方勘定科目はダニエル・デ・ソウイッチョ氏である。

以上18の仕訳の取引内容は、大きく三つに分けることができる。一つは、本来はヴェニス支店が第三者から直接受取るべき現金を他支店が受取った場合で、受取った当該他支店に対して債権が生じ、支払った第三者に対する債権が減少するか債務が発生した場合である。1月1日の3番目と9月20日の最初の仕訳の場合が、これにあたる。二つ目は、他支店よりヴェニス支店が立替払いを依頼され、それを引受けた場合で、依頼した他支店に対して債権が生ずるか債務が減少し、支払うべき第三者に対して債務が生じた場合である。4月15日の9番目および5月4日の最初の仕訳が、それである。三つ目は、本来は第三者が直接ヴェニス支店に支払うべき金額について、当該第三者が他支店を受取人とする手形を振出し、そのことについての連絡をヴェニス支店が受取った場合で、当該他支店に対して債権が生じ、当該第三者に対する債権が減少するか債務が発生した場合である。1月1日の3番目、9月20日の最初、4月15日の9番目および5月4日の最初の各仕訳を除く14の仕訳の場合が、これである。したがって、第三者に対する債権が減少するか債務が発生したときは、貸方に示すことができる。

⑤借方勘定科目が他支店で、貸方勘定科目が商品となる仕訳は、5回行われている。6月4日、7月15日、7月30日の3番目、8月3日の最初および8月20日の最初の各仕訳がそれである。

6月4日の仕訳には、つぎのような小書きが付されている。「われわれは本日、

ローマ支店に対して No. 1から No. 25 までの銀25個を送った。すべて重量は99マルク11ロットで、合計2492マルク3ロットである。わたくしはそれらを自分が取得したときと同様に、1マルク当たり duc.  $7\frac{1}{4}$  で評価する<sup>(73)</sup>。これが銀のローマ支店に対する発送であることは明らかで、ローマ支店に対して債権が生じ、銀が減少している。借方勘定科目はローマ支店、貸方勘定科目は銀である。7月15日の仕訳には、つぎの小書きが付されている。「7月1日付のローマ支店の手紙にしたがって、ベルンハルト・ビニ氏宛に、アンコーナに向けて No. 67から No. 76までの銀10個を送った。すべて重量は180マルク3ロット  $3\frac{1}{2}$  クイントリンで、合計1802マルク6ロットである。1マルク当り duc. 8とする。ローマ教皇は、われわれに対する支払いをローマ支店に6ヶ月以内に行わねばならない<sup>(74)</sup>。」ローマ教皇の使用人であるビニ氏に銀を送り、その決済をローマ支店で行うこととしたのである。借方勘定科目はローマ支店、貸方勘定科目は銀である。

7月30日の3番目の仕訳の小書きは、つぎのとおりである。「25ツェントナーの銅が入っている壺一つを、上記の現金3000ハンガリー・グルデンとともに、ミラノ支店に送った。1ツェントナーを自分が取得したときと同じく  $5\frac{1}{4}$  ライン・ゴールドグルデンで評価したため合計131 $\frac{1}{4}$  ライン・ゴールドグルデンであるが、ドゥカテンとの換算率が duc.  $\times 1.45$  = ライン・ゴールドグルデンであるため、duc. 90. g. 12 p. 13である。費用の支払いはない<sup>(75)</sup>。」ここで「上記の現金」とは、直前の7月30日の2番目の仕訳に示されている、ミラノ支店への送金を示す<sup>(76)</sup>。この取引が、ミラノ支店への銅の発送であることはいうまでもなく、ミラノ支店に対して債権が生じ、銅が減少している。借方勘定科目はミラノ支店、貸方勘定科目は銅である。8月3日の最初の仕訳には、つぎの小書きが付されている。「われわれは、ストウルバイセンブルクのゼッケル・ヨルグ氏に依頼して、黒色の紋織物1個、長さ60エレン、1エレン当たり duc.  $1\frac{1}{2}$  (中略) 合計で duc. 10756を送った。われわれはそれらをわれわれが受取った時の価格で計算する。われわれは、それらを購入し、7月12日付のヤコブ・フッガー氏の手紙にしたがって、オフエン支店に送った<sup>(77)</sup>。」オフエン支店への絹布の発送

で、同支店に対して債権が生じ、絹布が減少している。借方勘定科目はオフエン支店、貸方勘定科目は絹布である。

8月20日の最初の仕訳には、つぎの小書きが付されている。「われわれはベルザゴのズワン氏に依頼して、ローマ支店へ銀を送った。すなわち個数24個、重量2033 $\frac{1}{4}$  マルクで、うち4個は No. 77から No. 80、各98 $\frac{1}{2}$  マルク、計394マルク。10個は No. 81から No. 90、各80マルク、計800マルク。5個は No. 91, 92, 93, 94, 95、で各70マルク、計350マルク。5個は No. 96, 97, 98, 99, 100で各98マルク、計490マルクである<sup>(78)</sup>。」ローマ支店に対する銀の発送であり、同支店に対して債権が生じ、銀が減少している。借方勘定科目はローマ支店、貸方勘定科目は銀である。

これら五つの取引は、すべて商品の他支店への発送であり、すでに明らかとなっている事柄、すなわち送り先の支店に対する債権の発生は借方に示し、商品の減少は貸方に記入することが再確認できる。

⑩借方勘定科目が第三者で、貸方勘定科目が現金となる仕訳は、二つ行われている。8月28日および9月2日の各仕訳が、それである。

8月28日の仕訳には、つぎの小書きが付されている。「カペロ銀行勘定に示すとおり、同銀行に対してはミラノ支店およびアントワープ支店が振出した2枚の手形の債務が残っている。われわれは本日現金をもってそれらを支払い、同銀行との取引を清算した<sup>(79)</sup>。」すなわちこの取引は、債務の現金による支払いである。借方勘定科目はカペロ銀行である。9月2日の仕訳の小書きは、「われわれは、ジモン・パガチーニ氏勘定の残高を現金をもって清算した<sup>(80)</sup>」というものである。この取引も債務の支払いである。借方勘定科目は、ジモン・パガチーニ氏である。これら二つの取引の仕訳から、債務の減少は借方に記入することが再確認できる。

⑪借方勘定科目が第三者で、貸方勘定科目がヤコブ・フッガー氏となる仕訳は、5月1日と8月18日に一つずつ行われている。

5月1日の仕訳には、つぎの小書きが付されている。「アウグスブルクの本店が支払わねばならない。すなわちハンス・マンリッヒ氏に duc. 2000、ホヒステ

ッテルン氏に duc. 2000, ヴェルゼレン氏に duc. 1400<sup>(81)</sup>。」この仕訳の借方勘定科目はフランコ・チウエナ氏である。この取引直前の段階で、ヴェニス支店にはチウエナ氏に duc. 5479. g. 12 の債務が存在した。このうちの duc. 5400については、チウエナ氏がアウグスブルク本店支払い、上記三人が受取りの為替手形を振出し、本日その連絡を受けたのであろう。チウエナ氏に対する債務は減少し、本店に対する債務が生じたのである。チウエナ氏が、アウグスブルクで上記三人にそれぞれ支払わんとしているのである。8月18日の仕訳には、「われわれは本日現在、フランコ・フェルツェリン氏に対してかれの勘定残高だけの債務があった。かれは、われわれがかれのために手形支払等で貢献したことを理由に、それを免除した。わたくしはヤコブ・フッガー氏勘定に貸記し、フェルツェリン氏勘定にはその勘定残高だけ借記する<sup>(82)</sup>」という小書きが付されている。この仕訳の借方勘定科目はフランコ・フェルツェリン氏で、金額は duc. 2. g. 12 である。現在であれば、この金額は債務免除益として処理するところである。しかし収益勘定を用いずしかも支店の立場であるため、ヤコブ・フッガー氏に対する債務の増加として処理したのである。これら二つの仕訳から、第三者に対する債務の減少を借方に記入することが再確認できる。

⑱借方勘定科目が第三者で、貸方勘定科目が他支店となる仕訳は、全部で14回行われている。1月1日の2番目、2月9日、3月30日の3番目、4月9日の3番目と6番目、4月20日の2番目・3番目・4番目、5月4日の2番目・3番目・4番目、5月15日の2番目、5月20日の最初と2番目の各仕訳である。

1月1日の2番目の仕訳の小書きは、「知人チウエナ氏の依頼により、支払人をローマ支店、受取人をかれの知人グリマルディ銀行とする金額 duc. 520. g. 12 の手形を振出した<sup>(83)</sup>」と書かれている。借方勘定科目はフランコ・チウエナ氏、貸方勘定科目はローマ支店である。2月9日の仕訳には、「アントワープ支店がコルネリウス・シャッツ氏に80フレミッシュを支払う。それらをビザニ銀行を通してわれわれにドゥカテンで支払わねばならない<sup>(84)</sup>」という小書きが付されている。当日の時点では、ヴェニス支店とアントワープ支店の間には債権も債務も存在しないことから、アントワープ支店がシャッツ氏に貸付けた現金の回

収を、ヴェニス支店が依頼された場合と考えられる。借方勘定科目はビザニ銀行、貸方勘定科目はアントワープ支店である。回収をビザニ銀行を通して行うこととなっているのである。3月30日の3番目の仕訳には、「トマゾ・グバンダノ氏がアレックス・ベルテリ氏に支払う<sup>(85)</sup>」と小書きが付されている。借方勘定科目はダニエル・デ・ソウイッチョ氏、貸方勘定科目はリオン支店である。これは、ソウイッチョ氏と取引のあるグバンダノ氏の依頼によって、ヴェニス支店がリオン支店を支払人としベルテリ氏を受取人とする為替手形を振出した場合であろう。グバンダノ氏からはソウイッチョ氏を通して返却を受けることとなっているものと考えられる。

4月9日の3番目の仕訳の小書きには、「ミラノ支店がズワン・アマデオ氏に支払う<sup>(86)</sup>」とだけ書かれている。借方勘定科目はカペロ銀行、貸方勘定科目はミラノ支店である。ミラノ支店がアマデオ氏に貸付け、その回収をカペロ銀行を通して行うこととなった場合と考えられる。4月9日の6番目の仕訳の小書きは、「アントワープ支店は、われわれの指示に従ってレオナルド・フレッシュゴウアルディ氏に支払ったが、われわれはその金額をヴェニスの領主から受取ることになっている。そのことに関してビザニ銀行はわれわれが受取人である手形を振出した<sup>(87)</sup>」と書かれている。ビザニ銀行から受取ることになったが、それをアントワープ支店に支払わねばならないのである。借方勘定科目はビザニ銀行、貸方勘定科目はアントワープ支店である。4月20日の2番目の仕訳には、「われわれはローマ支店宛にジモン・デ・パガチーニ氏受取りの為替手形を振出した<sup>(88)</sup>」という小書きが付されている。借方勘定科目はジモン・デ・パガチーニ氏、貸方勘定科目はローマ支店である。この直前の時点で、ヴェニス支店はローマ支店に duc. 3573. g. 18 の債権が、パガチーニ氏に対しては duc. 2460 の債務があった。これらのうち duc. 2000 を為替手形を振出して相殺したのである。

4月20日の3番目の仕訳には、「ニュールンベルク支店が受取るべきウルリッヒ・ヒュター氏からの duc. 2000 とラインハルト・ヒルシュオーゲル氏からの duc. 2000 を、プロイリ銀行を通してヴェニス支店が回収することになった<sup>(89)</sup>」

と小書きされている。借方勘定科目はプロイリ銀行、貸方勘定科目はニュールンベルク支店である。4月20日の4番目の仕訳は、「ニュールンベルク支店がラインハルト・ヒルシュオーゲル氏に支払ったが、それをテロ・デイント氏がビザニ銀行を通して当地でわれわれに支払う<sup>(90)</sup>」と小書きされている。借方勘定科目はビザニ銀行、貸方勘定科目はニュールンベルク支店である。これら二つの取引は、ともに他支店の回収分を代って受取ることとなった場合である。5月4日の2番目の仕訳の小書きには、「それをアンブロッシ・スピノッチ氏が2ヶ月以内に支払う<sup>(91)</sup>」とだけ書かれている。借方勘定科目はダニエル・デ・ソウイッチョ氏、貸方勘定科目はローマ支店である。これら仕訳の勘定科目から、ローマ支店がスピノッチ氏から受取る金額について、スピノッチ氏がダニエル・デ・ソウイッチョ氏支払いヴェニス支店受取りの為替手形を振出し、その手形をヴェニス支店が入手した場合と考えられる。

5月4日の3番目の仕訳には、「リオン支店がクリスト・ペンサニ氏およびフランコ・ペンサニ氏に支払う<sup>(92)</sup>」という小書きが付されている。借方勘定科目はダニエル・デ・ソウイッチョ氏、貸方勘定科目はリオン支店である。ヴェニス支店に申込まれた両ペンサニ氏に対する貸付けを、ヴェニス支店の依頼によってリオン支店が行い、その回収をダニエル・デ・ソウイッチョ氏を通して行うこととなった場合、または両氏に対するリオン支店の貸付けについて、ヴェニス支店がその回収を依頼された場合で、その回収はダニエル・デ・ソウイッチョ氏を通して行うこととなっている場合と考えられる。5月4日の4番目の仕訳には、「ミラノ支店は、ダニエル・デ・ソウイッチョ氏の兄弟ズワン氏に支払う<sup>(93)</sup>」と小書きされている。借方勘定科目はダニエル・デ・ソウイッチョ氏、貸方勘定科目はミラノ支店である。これもヴェニス支店が行うべき貸付をミラノ支店に依頼し、回収はダニエル・デ・ソウイッチョ氏を通して行う場合と、ミラノ支店の行った貸付金の回収をダニエル・デ・ソウイッチョ氏を通して行うべくヴェニス支店が依頼された場合と考えられる。5月15日の2番目の仕訳には、「リオン支店が、ダミアノ・パラミ氏とペンサニ氏に支払う<sup>(94)</sup>」という小書きが付されている。借方勘定科目はカペロ銀行、貸方勘定科目はリオン支店

である。これについても、ヴェニス支店の指示にしたがってリオン支店が両名に貸付け、その回収はカペロ銀行を通して行うこととなった場合と、リオン支店の行った貸付けについて、その回収をヴェニス支店が依頼された場合と考えられる。

5月20日の最初の仕訳の小書きは、「ローマ支店がズワン・ズッピ氏に支払った<sup>(95)</sup>」というものである。借方勘定科目はカペロ銀行、貸方勘定科目はローマ支店である。ローマ支店がズワン・ズッピ氏に貸付けた金額の回収をヴェニス支店がカペロ銀行を通して行う場合と、ヴェニス支店の依頼によってローマ支店が支払った金額を、カペロ銀行を通して回収せんとしている場合と考えられる。5月20日の2番目の仕訳には、「ローマ支店がベルナルド・ビニ氏に支払った<sup>(96)</sup>」という小書きが付されている。借方勘定科目はフランコ・フェルツェリン氏、貸方勘定科目はローマ支店である。これについても、上記の各仕訳と同様に、二つの解釈ができる。

以上のことから、第三者に対して債権が生ずるか債務が減少すると借方に書き、他支店に対する債務が発生するか債権が減少したときは貸方に記入することが、改めて確認できる。

⑨仕訳で貸借の勘定科目がともに第三者である取引は、全部で七つ行われている。5月8日の最初、5月20日の3番目と4番目、6月28日、8月1日、8月9日および9月18日の2番目の各仕訳がそれである。

5月8日の最初の仕訳には、「ダニエル・デ・ソウイッチョ氏が、われわれに対してビザニ銀行で支払う旨の為替手形を振出した<sup>(97)</sup>」と小書きされている。借方勘定科目はビザニ銀行、貸方勘定科目はダニエル・デ・ソウイッチョ氏である。この直前には、ヴェニス支店にダニエル・デ・ソウイッチョ氏に対するduc. 4500の債権があった。そのうちの一部を同氏がビザニ銀行支払いの為替手形をもって支払ったのである。したがってビザニ銀行に対して債権が生じ、ダニエル・デ・ソウイッチョ氏に対する債権は減少している。5月20日の3番目の仕訳の小書きは、「われわれはプロイリ銀行支払い、フランコ・フェルツェリン氏受取りの為替手形を振出した<sup>(98)</sup>」というものである。この時点でヴェニス

支店は、プロイリ銀行に対して duc. 3700の債権を有していた。このうちの一部をフェルツェリン氏に支払うべく指示したのである。借方勘定科目はフランコ・フェルツェリン氏、貸方勘定科目はプロイリ銀行である。5月20日の4番目の仕訳には、「ビザニ銀行はフランコ・フェルツェリン氏に対して、われわれに支払うべく指示した<sup>(99)</sup>」という小書きが付されている。借方勘定科目はフランコ・フェルツェリン氏、貸方勘定科目はビザニ銀行である。この時点で、ヴェニス支店は、ビザニ銀行に対して duc. 2190. g. 8の債権を有していた。そのうちの一部をビザニ銀行が、フェルツェリン氏支払いの為替手形を振出してわれわれに支払ったわけである。

6月28日の仕訳には、「ダニエル・デ・ソウイッチョ氏は、フランコ・チウエナ氏がわれわれに支払う為の為替手形を振出した<sup>(100)</sup>」という小書きが付されている。借方勘定科目はフランコ・チウエナ氏、貸方勘定科目はダニエル・デ・ソウイッチョ氏である。このときヴェニス支店は、ダニエル・デ・ソウイッチョ氏に対して duc. 500の債権を有していた。その全額を為替手形をもって同氏が支払うこととしたのである。8月1日の仕訳の小書きは、「フランコ・チウエナ氏は、かれの勘定残高が示すだけの債務をわれわれに負っていた。かれはわれわれに対して、ビザニ銀行から受取るべく為替手形を振出した<sup>(101)</sup>」というものである。借方勘定科目はビザニ銀行、貸方勘定科目はフランコ・チウエナ氏である。この時点でフランコ・チウエナ氏は、ヴェニス支店に対して duc. 420. g. 12の債務があった。その全額を為替手形を振出して支払ったわけである。8月9日の仕訳の小書きは、「プロイリ銀行は、カペロ銀行支払いの手形を振出した。これは、かつてニュールンベルク支店が振出したプロイリ銀行支払いの手形代金の残りである。カペロ銀行は4週間以内に支払う約束である<sup>(102)</sup>」というものである。借方勘定科目はカペロ銀行、貸方勘定科目はプロイリ銀行である。この時点でプロイリ銀行に対して duc. 3599. g. 18の債権が残っていた。この支払いを受けたわけである。

9月18日の2番目の仕訳には、「カペロ銀行は8月26日に、ビザニ銀行でわれわれに支払う旨の為替手形を振出した<sup>(103)</sup>」と小書きされている。借方勘定科目

はビザニ銀行、貸方勘定科目はカペロ銀行である。この時点で存在したカペロ銀行のヴェニス支店に対する債務全額について、同銀行が為替手形を振出し、その手形を本日ヴェニス支店が入手したのである。

いずれの場合も、すでに確認したとおり、ヴェニス支店に債権が生ずるか債務が減少したときは、その相手方の勘定科目をもって借方に記入し、ヴェニス支店に債務が生ずるか債権が減少したときは、その相手方の勘定科目をもって貸方に記入しているわけである。

⑩借方勘定科目が第三者で、貸方勘定科目が商品となる仕訳は、7月1日と7月4日に一つずつ行われている。

7月1日の仕訳には、つぎの小書きが付されている。「われわれは duc. 29800の大きなダイヤモンド一つを取得し、銀と銅をもって支払うことを約束した。われわれは No. 26から No. 46までの21個の銀を与える。うち12個はすべて同重量で各130マルク2ロット、9個は各187マルク5ロット、したがって総重量3247マルク5ロットで、1マルク当たり duc. 8で計算する。われわれはほかに銅を与えるが、ここではまず銀についてのみ記入する。そのダイヤモンドは6月8日にアウグスブルクへ発送した<sup>(104)</sup>。」借方勘定科目はビザニ銀行、貸方勘定科目は銀である。小書き中でいう「ダイヤモンドを取得し」たのは6月8日で、購入先はビザニ銀行であった。6月8日に取得して、直ちにアウグスブルクへ発送したのであるが、そのさいは借方勘定科目をヤコブ・フッカー氏、貸方勘定科目をビザニ銀行とする仕訳を行った。このビザニ銀行に対する債務の一部を、7月1日に銀で支払ったのである。したがってこの仕訳は、第三者に対する債務の減少と商品の減少を記録したものである。

7月4日の仕訳には、「すなわち、われわれは duc. 29800の大きなダイヤモンドに関して、つぎに示すだけの銅をビザニ銀行に渡した。われわれが渡したのは909 ツェントナー $86\frac{3}{4}$ ポンドで、1マイラー当たり duc. 42で計算する。われわれは上記ダイヤモンドの代金を銀と銅をもって支払った。われわれはそのダイヤモンドを、6月8日にアウグスブルクへ送った<sup>(105)</sup>」という小書きが付されている。この仕訳は、7月1日の仕訳で示されている「ほかに銅を与える」こ



とに関する記入である。この仕訳の借方勘定科目はビザニ銀行で、貸方勘定科目は銅である。この場合も、第三者に対する債務の減少と商品の減少であることはいうまでもない。

したがってこれら二つの仕訳から、第三者に対する債務の減少を借方に、商品の減少を貸方に記入することが再確認できる。

①借方勘定科目が商品で、貸方勘定科目が現金となる仕訳は、全部で5回行われている。2月4日の最初、3月30日の2番目、4月5日の2番目、5月28日の2番目、それと6月2日の2番目の各仕訳がそれである。

2月4日の最初の仕訳の小書きは、つぎのとおりである。「四つの紋織物、うち一つは60エレンで黒色、1エレン当たり duc. 1½。一つは黄色で62エレン、1エレン当たり duc. 2。二つは赤とブラウンで、二つの長さは全部で123エレン、1エレン当たり duc. 2½。したがって duc. 521½。さらに三つのピロード、全部の長さは211エレン、1エレン当たり duc. 3。したがって duc. 633を購入した。そのための費用として人夫の飲み代等 duc. 1. g. 1. p. 12を支払った<sup>(106)</sup>。」絹布を購入し、その代金と付随費用を現金で支払ったのである。借方勘定科目は絹布である。3月30日の2番目の仕訳の小書きは、つぎのとおりである。「上記の、1樽に25ツェントナーずつ入っている140樽の銅を取得したことに関して、ポッツェンからの途中で要した関税および報酬を支払った。何回にも分けて支払ったが、詳細は銅記入帳の ac. 35に示すとおりである。またさらにヴェニスに到着したあと役所にも支払った<sup>(107)</sup>。」銅を購入したさいの付随費用を、現金で支払ったのである。借方勘定科目は銅である。

4月5日の2番目の仕訳には、「上記80個の銀をハルからヴェニスに運ぶにあたり、関税および当地の役所に支払った<sup>(108)</sup>。」という小書きが付されている。ハル支店から46便に分けて80個の銀を受取ったのであるが、そのさいに要した付随費用を現金で支払ったのである。借方勘定科目は銀である。5月28日の2番目の仕訳には、「わたくしは、マテイス・ストール氏に上記の銀に関して duc. 15の運賃を支払った。さらに当地ヴェニスで、銀の代金 duc. 11890につき duc. 1000当たり duc. 20、すなわち duc. 237. g. 18. p. 23を役所に支払った。さらにスト

ール氏に対して死んだ2頭の馬の代金として各 duc. 20ずつ支払った。そのほかに諸費用として duc. 3. g. - p. 2<sup>(109)</sup>」という小書きが付されている。銀の取得に要した付随費用の支払いで、借方勘定科目は銀である。

6月2日の2番目の仕訳の小書きは、つぎのとおりである。「われわれは銅記入帳に示すとおり、関税等を duc. 205¼支払い、さらにヴェニスにおいて運搬夫に運搬費を合計 duc. 25支払い、銅代金 duc. 8369の1. 5パーセントすなわち duc. 125½を役所に支払った。<sup>(110)</sup>」借方勘定科目は銅である。銅の取得に要した付随費用の処理であることはいうまでもない。

2月4日の場合は絹布の代金をも現金で支払っているが、そのほかはすべて付随費用だけの処理である。銅と銀は掛けによって購入したのである。費用勘定を用いない場合の処理としては、付随費用の支払いを、ヤコブ・フッガー氏に対する債権の発生または債務の減少として同氏の勘定に借記することもできる。事実そのように処理している場合もある<sup>(111)</sup>。しかし取得した商品の勘定に含めることも考えられる。ここでは後者の方法で処理しているのである。

②借方勘定科目が商品で、貸方勘定科目がヤコブ・フッガー氏となる仕訳は、9月27日に一つだけ行われている。その仕訳には、つぎの小書きが付されている。「銀からそれだけのものが得られた。われわれはハル支店から銀を入手したが、その評価額は銀勘定に示すとおりである。われわれはヤコブ・フッガー氏勘定の貸方と、銀勘定の借方に上記の勘定残高を記入する<sup>(112)</sup>。」小書きに示されているとおり、この仕訳の借方勘定科目は銀である。銀勘定の処理を現在でいう総記法で行った結果として求められた勘定残高、すなわち現在でいう銀の販売益を、ヤコブ・フッガー氏勘定に振替えたのである。利益勘定を用いない場合の支店の処理としては、販売益を本店に対する債務の増加として処理するしかないのである。

③借方勘定科目が商品で、貸方勘定科目が他支店となる仕訳は、5回行われている。3月28日の2番目、4月5日の最初、4月20日の最初、5月28日の最初および6月2日の最初の各仕訳がそれである。

3月28日の2番目の仕訳には、「われわれは13便に分けて、ポッツェンの重量

で3500ツェントナーの銅をポッツェン支店から受取った。わたくしは1ツェントナー当り5¼ライン・ゴールドグルデンで評価する。したがって18375ライン・ゴールドグルデンである。記入帳に示すとおり、140樽を受取った<sup>(113)</sup>という小書きが付されている。ポッツェン支店からの掛による銅の受入れで、当然銅が増加し、同支店に対して債務が生じている。借方勘定科目は銅、貸方勘定科目はポッツェン支店である。4月5日の最初の仕訳の小書きは、つぎのとおりである。「No. 1からNo. 80までの80個の銀、ウィーンの重量で9892マルク2ロットを、われわれは46便に分けて受取った。それぞれの重量は、銀記入帳ac. 40に示すとおりである。すなわち25個は各99マルク11ロット、12個は各130マルク2ロット、4個は各98½マルク、20個は各97マルク13ロット、9個は各187マルク5ロットで、さらに10個は各180マルク3ロット3⅕クイントリンである。したがって総重量は上記のとおりであるが、わたくしは1マルク当りduc. 7¼と評価した。これらの銀を、3月4日以降に受取った<sup>(114)</sup>。」借方勘定科目は銀、貸方勘定科目はハル支店である。このことから、この仕訳の取引は、ハル支店からの掛による銀の受入れで、それによって銀が増加し、債務が同支店に対して生じたことがわかる。

4月20日の最初の仕訳の小書きは、つぎのとおりである。「われわれはハル支店から、ウィーン重量で25ツェントナーずつ入った32樽の銅と、20ツェントナー入った1樽の銅を受取った。No. 81からNo. 113である。ポッツェンの重量に換算すると、12パーセント増の918ツェントナー40ポンドで、金額は4821½ライン・ゴールドグルデン、ヴェニス貨幣でduc. 3325. g. 6. p. 12である<sup>(115)</sup>。」借方勘定科目は銅、貸方勘定科目はハル支店である。銅をハル支店から掛で受取り、銅が増加するとともに同支店に対して債務が生じたのである。5月28日の最初の仕訳には、つぎの小書きが付されている。「No. 1からNo. 100までの20個の銀、ウィーンの重量で1640マルクを、マテイス・ストール氏の手をへてハル支店から受取った。うち10個は各80マルクで計800マルク。5個は各70マルクで計350マルク。5個は各98マルクで計490マルクである。合計は上記のとおり。わたくしは1マルク当りduc. 7¼で計算する<sup>(116)</sup>。」借方勘定科目は銀、貸

方勘定科目はハル支店である。これも、銀の受入れと、ハル支店に対する債務の発生である。6月2日の最初の仕訳には、つぎの小書きが付されている。「ポッツェンの重量で1200ツェントナーの銅を、フッガー一家の家紋のついたNo. 1からNo. 48の48樽で、12便に分けてポッツェン支店から受取った。わたくしは1ツェントナー当り5¼ライン・ゴールドグルデンで評価する。したがって7300ライン・ゴールドグルデンで、ヴェニス貨幣でduc. 5034. g. 11. p. 7である<sup>(117)</sup>。」借方勘定科目は銅、貸方勘定科目はポッツェン支店である。銅が増加し、ポッツェン支店に対して債務が生じていることはいままでの間もない。

これら五つの場合は、ともに他支店から商品を掛で取得した場合で、商品の増加を借方に記入することが確認できる。また他支店に対する債務の発生を貸方に記入することも再確認しうる。

㊤借方勘定科目が商品で、貸方勘定科目が第三者となる仕訳は行われていない。すなわち商品が増加し、他方で第三者に対して債務が生ずるか債権が減少する取引、いわば第三者から商品を掛で購入する取引は行われていないのである<sup>(118)</sup>。もし第三者から掛で商品を購入すると、貸方勘定科目が当該第三者となる仕訳を行ったであろう。

㊦借方勘定科目および貸方勘定科目の双方がともに商品である仕訳は、7月8日に三つ行われている。これら三つの仕訳の借方勘定科目は、ともに絹布である。最初の仕訳には、つぎの小書きが書かれている。「われわれはアレクソ・デ・ネルリ氏との交換によって、80個の黒い紋織物を取得した。すなわち40個は長さがそれぞれ60エレン、20個は各47エレン、20個は各40エレンで、計4140エレンである。1エレン当りduc. 1¼とする。したがって上記の金額になる。それに対してわれわれは、アレクソ・デ・ネルリ氏にそれぞれに25ツェントナーずつ入った銅69樽、したがって1725ツェントナーの銅を与えた。銅を1マイラー当りduc. 42と計算するため、合計duc. 7245である。わたくしは銀についてもその勘定の貸方に記入する。紋織物には、銅の金額を記入する<sup>(119)</sup>。」仕訳の貸方勘定科目は銅である。2番目の仕訳は、1番目の仕訳の小書き中で「銀についてもその勘定の貸方に記入する」と示したことの記入であるが、その小書

きは、つぎのとおりである。「われわれは、アレクソ・デ・ネルリ氏に No. 47 から No. 66 までの20個の銀を与えた。その合計重量は、オーストリア単位で1957 マルクで、1 マルク当り duc. 8 で計算する。したがって上記のとおりである。それに対してかれは、われわれに1個が duc. 19 である長い多彩のピロード824 個を与えた<sup>(120)</sup>。」仕訳の貸方勘定科目は銀である。3番目の仕訳の小書きは、つぎのように書かれている。「われわれは、アレクソ・デ・ネルリ氏と取引を行った。かれに1071ツェントナー43ポンドの銅を、1マイラー当り duc. 42 の計算で与えた。それに対して1000個の多彩な短いピロードを受取り、1個を duc. 4½ とした。したがって duc. 4500 である。わたくしは銅勘定に貸記し、絹布勘定に借記する<sup>(121)</sup>。」貸方勘定科目は銅である。

これらの仕訳は、すべて交換により絹布を取得した取引の記帳である。絹布が増加し、交換のために提供した銅または銀が減少している。したがって仕訳の貸借の勘定科目から、増加した商品は借方に、減少した商品は貸方に記入することが再確認できる。

#### 4. 取引10要素の結合関係

以上で、シュバルツが第一例示で処理しているのがどのような取引で、それをどのように貸借に分けて仕訳しているかが明らかになった。かれの仕訳原則を、これまでの検討で用いた五つの項目の増減をもって示すと、(第2表)のようになるであろう。

この仕訳原則は、もっと簡単に示すことができる。ヤコブ・フッガー氏、他支店および第三者に対する債権の増加は、ともにヴェニス支店の外部に対する債権の増加であるから、まとめて「債権の増加」とあらわすことができる。同様に考えて、ヤコブ・フッガー氏、他支店および第三者に対する債権の減少は、まとめて「債権の減少」と、それら三者に対する債務の増加は「債務の増加」、そしてそれら三者に対する債務の減少は「債務の減少」とまとめることができる。したがって(第2表)は、まず(第3表)のように書き改めることが可能である。

(第2表)

(借方要素)	(貸方要素)
現金の増加	現金の減少
ヤコブ・フッガー氏に対する債権の増加 (または同氏に対する債務の減少)	ヤコブ・フッガー氏に対する債務の増加 (または同氏に対する債権の減少)
他支店に対する債権の増加 (または他支店に対する債務の減少)	他支店に対する債務の増加 (または他支店に対する債権の減少)
第三者に対する債権の増加 (または第三者に対する債務の減少)	第三者に対する債務の増加 (または第三者に対する債権の減少)
商品の増加	商品の減少

(第3表)


(借方要素)	(貸方要素)
現金の増加	現金の減少
債権の増加	債権の減少
債務の減少	債務の増加
商品の増加	商品の減少

この(第3表)を、さらに簡単にすることはできないであろうか。シュバルツの場合は、それが可能である。かれは、現金が増加したときになぜ借方に書き、現金が減少したときになぜ貸方に書くかについて、つぎのように述べているからである<sup>(122)</sup>。「受入れは Soll vns すなわち左側に、支払いは Sollen wir すなわち右側に書く。わたしが100ライン・ゴールドグルデンを人に貸付けた場合を考えよう。そのさいは前に述べた現金出納帳に支払いを記入する。すなわち、わたしが現金に対して債務を負うのである。債務帳ではこのことを、貸方に記入する。わたしが80ライン・ゴールドグルデンと20ライン・ゴールドグルデンを受入れると、わたしはそれを金庫すなわち cassa におさめる。すると金庫がわたしにそれだけ債務を負うことになり、債務帳では勘定口座の借方に記入する。」

これは金庫に人格を与え、現金の支払いすなわち金庫からの取出しを、金庫に対する債務の発生と、現金の受入れすなわち金庫に収めることを、金庫に対

する債権の発生と考えるものである。状況によっては、現金の金庫からの取出しは金庫に対する債権の減少と、現金を金庫に収めることは金庫に対する債務の減少となるであろう。シュバルツ自身は全くふれてはいないが、これと同じ考え方は商品の場合にも行うことができるはずである。商品の受入れすなわち倉庫に商品を納めることは、倉庫に対する債権の増加(または債務の減少)と、また商品の売却すなわち倉庫から商品を取り出すことは、倉庫に対する債務の増加(または債権の減少)となるのである。このように現金勘定および商品勘定の場合も、金庫または倉庫に対する債権の増加(または債務の減少)を左側すなわち借方に、それらに対する債務の増加(または債権の減少)を右側すなわち貸方に記入するとすれば、(第3表)は、つぎのように書き改めることができることになる。

(第4表)

(借方要素)		(貸方要素)
債権の増加		債権の減少
債務の減少		債務の増加

シュバルツが第一例示で用いている仕訳原則は、このようなものなのである。したがって第一例示は、債権と債務の増減を記録しているものといえるであろう。

- (1) 本書5頁参照。
- (2) GesellenbuchはGesellenbuechlinと書かれていることもあり、従業員が費した諸費用を記入する帳簿のようである。したがって、従業員経費記入帳と訳すことができるであろう。
- (3) Kupferbuechlinは銅記入帳と訳しうるであろう。そこには、銅の増減について日付、樽数、重量、単位重量ctr.(Zentnerの略)当りの価格、付随費用が記入されたようである。Silberbuechlinは銀記入帳と訳しうるであろう。そこには、銅記入帳と同様の内容が記入されたはずである。これらの他に絹布記入帳(Seidin gwand buechlin)も用いていたはずであるが、その名称さえ見出すことができない。
- (4) 本書35頁参照。
- (5) 現金出納帳およびGesellenbuchの概要については、拙稿「シュバルツ簿記における補助簿—現金出納帳を中心として—」(会計、第138巻 第1号 15~28頁)参照。
- (6) 固定資産取引が存在しないのは、フッガー一家では不動産を所有する相続団体と、その団体が

ら委託されて営業を行う社員団体とを区別していたためであろう。(諸田実著、フッガー一家の遺産、31頁)。ヴェニス支店は、社員団体の一部である。資本勘定がないのは、ヴェニス支店を記帳主体とするためであるが、当時のフッガー一家では、本店においても資本勘定を用いていない(拙著、シュバルツ簿記書の研究—ドイツ会計史—273~274頁参照)。収益および費用勘定が存在しないのは、収益および費用という概念はあったものの、未だ損益計算を行っていないためである。

- (7) 仕訳原則は、勘定口座の記入を見るだけで一応は把握しうる。しかしそのような方法での検討は、正統なものとは思えない。全く白紙の状態に臨む場合は、仕訳を十分に検討し、そこから仕訳原則を抽出しなければならないであろう。
- (8) その日の仕訳が一つだけの場合は、何番目かを示さない。以下同じ。なお duc. 1 = 24 Groschen (略して g.), 1 g. = 32 Pizzoli (略して p.) .
- (9) A. W.,S. 187. (10) A. W.,S. 190. (11) A. W.,S. 190.
- (12) ヴァイトナーも指摘したとおり、ここには誤記と欠落がある。ウィーンおよびゲンチッヒの写本によると、ホヒステターが運んできたのは20000グルデンで、さらにエンドリス・グランダーが25000グルデン、それともう一度ホヒステターが15000グルデン運んできている。(A. W.,S. 199. Anm. 103)
- (13) A. W.,S. 204. (14) A. W.,S. 190. (15) A. W.,S. 191.
- (16) A. W.,S. 192. (17) A. W.,S. 198. (18) A. W.,S. 193.
- (19) A. W.,S. 202~203. 1ツェントナー(Zentner, 略してctr.)は100ポンド(Pfund), 1ポンドは32ロット(Lot), 1ロットの1/4は1クイントリン(Quintlein, 略してqz.) 1クイントリンの1/4は1ペーニヒ(Pfennig)。また10ツェントナーを1マイラー(Meiler)という。
- (20) A. W.,S. 184. (21) A. W.,S. 188. (22) A. W.,S. 189.
- (23) A. W.,S. 190. (24) A. W.,S. 191. (25) A. W.,S. 193.
- (26) A. W.,S. 195. (27) A. W.,S. 195. (28) A. W.,S. 195~196.
- (29) A. W.,S. 197. 交換は、7月8日に行った。(30) A. W.,S. 197~198.
- (31) A. W.,S. 198. (32) A. W.,S. 204. (33) A. W.,S. 204.
- (34) A. W.,S. 204~205.
- (35) 第一例示から第二例示へ移行する過程で、他支店に対する債権と債務は、すべて相殺されている。決算ごとに、本店の帳簿上で各支店間の債権と債務は相殺されているのである。(本書173頁参照)
- (36) A. W.,S. 189. (37) A. W.,S. 190. (38) A. W.,S. 194~195.
- (39) A. W.,S. 201. (40) A. W.,S. 201. (41) A. W.,S. 203.
- (42) A. W.,S. 188.
- (43) A. W.,S. 190. この仕訳金額は、ハンガリー貨幣とドゥカテンの換算率が前者が後者の1.01増であることから duc. 2020のはずであるが、duc. 2000と誤記されている。
- (44) A. W.,S. 191. (45) A. W.,S. 194. (46) A. W.,S. 194.
- (47) A. W.,S. 199. (48) A. W.,S. 199. (49) A. W.,S. 202.
- (50) A. W.,S. 203. (51) A. W.,S. 200. (52) A. W.,S. 197. (本書50頁参照)
- (53) 8月3日の小書き中にある「アントワーブでわれわれに支払わねばならない」が正しいもの

とすると、借方勘定科目がオフエン支店であることは誤りということになる。アントワーブ支店が正しいはずである。小書きと借方勘定科目がともに正しいとすると、アントワーブに向けて送り、その支払いをまずオフエン支店が行って、それをヴェニス支店が受取ることになる。

- (54) A. W.,S. 195. (55) A. W.,S. 187. (56) A. W.,S. 188.  
 (57) A. W.,S. 188. (58) A. W.,S. 189. (59) A. W.,S. 190.  
 (60) A. W.,S. 191. (61) A. W.,S. 191. (62) A. W.,S. 192.  
 (63) A. W.,S. 192. (64) A. W.,S. 192. (65) A. W.,S. 192.  
 (66) A. W.,S. 193. (67) A. W.,S. 193. (68) A. W.,S. 193.  
 (69) A. W.,S. 193. (70) A. W.,S. 193. (71) A. W.,S. 203.  
 (72) A. W.,S. 203. (73) A. W.,S. 194. (74) A. W.,S. 197.  
 (75) A. W.,S. 199. (76) A. W.,S. 199. (77) A. W.,S. 200.  
 (78) A. W.,S. 201~202. 重量の2033¼マルクは、2034マルクの誤りであろう。  
 (79) A. W.,S. 202. (80) A. W.,S. 203. (81) A. W.,S. 192.  
 (82) A. W.,S. 201. (83) A. W.,S. 187. (84) A. W.,S. 188.  
 (85) A. W.,S. 189. (86) A. W.,S. 190. (87) A. W.,S. 190.  
 (88) A. W.,S. 191. (89) A. W.,S. 191. (90) A. W.,S. 191.  
 (91) A. W.,S. 192. (92) A. W.,S. 192. (93) A. W.,S. 192.  
 (94) A. W.,S. 193. (95) A. W.,S. 193. (96) A. W.,S. 193.  
 (97) A. W.,S. 192. (98) A. W.,S. 192. (99) A. W.,S. 192.  
 (100) A. W.,S. 196. (101) A. W.,S. 199~200. (102) A. W.,S. 200.  
 (103) A. W.,S. 203. (104) A. W.,S. 196. (105) A. W.,S. 196.  
 (106) A. W.,S. 188. (107) A. W.,S. 189. (108) A. W.,S. 189.  
 (109) A. W.,S. 194. (110) A. W.,S. 194. (111) 本書51頁参照。  
 (112) A. W.,S. 204. (113) A. W.,S. 188~189. (114) A. W.,S. 189.  
 (115) A. W.,S. 191.  
 (116) A. W.,S. 193~194. 「No. 100まで」は、「No. 20 まで」の誤りであろう。  
 (117) A. W.,S. 194. 7300は6300の誤りであろう。  
 (118) 第一例示では、銅はポッツェン支店とハル支店から、銀はハル支店だけから受入れている。  
 (119) A. W.,S. 196~197. (120) A. W.,S. 197. (121) A. W.,S. 197.  
 (122) 本書33頁参照。

### 第3章 仕訳の書き方

#### 1. 仕訳の問題点

第一例示においては、主要簿として、仕訳帳 (Zornal) と債務帳 (Schuldbuch, 現在の総勘定元帳) の二冊が用いられている。そのうち、最初に記入される仕訳帳に、どのような取引をどのような仕訳原則に従って複式に仕訳するかについては、前章で明らかにした。

では、取引を複式に仕訳するとして、どのような事項を、どのような順に、どのような形式で記載するのであろうか。また仕訳の発展過程において、第一例示での仕訳の仕方は、どの段階のものとして考えるべきであろうか。

#### 2. 仕訳の記載事項

まず第一例示の仕訳として最も典型的で簡潔な、五つの仕訳を示すことにする。これらは、5月20日付で行われている七つの仕訳の、はじめの五つである<sup>(1)</sup>。  
 (訳文中カッコ内は、筆者。以下同じ。)

Adi 20. Mazo.

Vns soll bancho Capello duc. 2900. Die sollen wir Roma. Haben die vnsern daselbst zalt a 1½ percento a Zuan Zupi, duc. 2900.

Vns soll Franc<sup>o</sup> Verzelin duc. 999. g. 12. p. 13. Die sollen wir Rom. Haben die vnsern daselbst zalt Bernardo Bini 1½ percento, duc. 999. 12. 13.

Vns soll Franc<sup>o</sup> Verzelin duc. 100¼. Die sollen wir al bancho Preulli. Haben wir in gemelten bancho lassen schreiben, duc. 100. 6. -.

Vns soll Franc<sup>o</sup> Verzelin duc. 1 M<sup>o</sup>. Die sollen wir al bancho Bisani. Hat uns gemelter bancho bey disem Franc<sup>o</sup> verschafft, duc. 1000.

Vns soll cassa duc. 569. Die sollen wir Franc<sup>o</sup> Verzelin. Zalt er vns bar an seiner schuld, duc. 569.

5月20日

カペロ銀行は、われわれに duc. 2900を(与え)ねばならない。それをわれわれはローマ

支店に(与え)ねばならない。同地のわれわれの支店は(換算率を)1½パーセントとしてズワン・ズッピ氏に支払った, duc. 2900.

フランコ・フェルツェリン氏はわれわれに duc. 999. g. 12. p. 13を(与え)ねばならない。それをわれわれは、ローマ支店に(与え)ねばならない。同地のわれわれの支店は(換算率を)1½パーセントとしてベルナルド・ピニ氏に支払った, duc. 999. g. 12. p. 13.

フランコ・フェルツェリン氏はわれわれに duc. 100¼を(与え)ねばならない。それをわれわれはプロイリ銀行に(与え)ねばならない。われわれは、上記銀行において手紙を書かせた, duc. 100. 6. —.

フランコ・フェルツェリン氏はわれわれに duc. 1000を(与え)ねばならない。それをわれわれはピザニ銀行に(与え)ねばならない。上記銀行はわれわれに対してこのフランコ氏に委託した, duc. 1000.

現金はわれわれに duc. 569を(与え)ねばならない。それをわれわれは、フランコ・フェルツェリン氏に(与え)ねばならない。かれはわれわれに、現金をもってかれの債務を支払う, duc. 569.

これらを見ることから明らかなごとく、仕訳の前半は不完全な文章(動詞を省略した文章)で書かれており、一つの仕訳は一つのパラグラフに納められている。一仕訳一パラグラフに対する例外は、期中取引の仕訳107と期末取引の仕訳13の合計120のうち、一つだけである。4月5日の最初の仕訳がそれである。その仕訳だけは、小書きの後半で改行され、二つのパラグラフに分かれている<sup>(2)</sup>。また多くの仕訳の書き出しは、前掲の各仕訳のごとく、若干右からはじめられている。例外といえば、4月15日の4番目の仕訳だけで、そこでは二行目と同じ位置から書きはじめられている<sup>(3)</sup>。

一つの仕訳中に書かれている事項は、大きく五つに分けることができる。はじめからいえば、(日付)、借方勘定科目を示す部分、貸方勘定科目を示す部分、小書き、金額である<sup>(4)</sup>。

前掲の五つの仕訳では、「5月20日」が当然日付である。そして Vns soll ではじまり duc. (Dukaten の略、ヴェニスの貨幣単位)をもって金額を示すまでが、借方勘定科目を示す部分である。つづく Die ではじまる文章が、貸方勘定科目を示す部分である。前掲の五つの仕訳の場合は、この部分には金額の記入がないが、そのように金額を示さないのが最も一般的な書き方である。借方勘定科目を示す部分では、Vns soll のつぎに書かれている名詞、貸方勘定科目を示す

部分では、Die sollen wir のつぎに書かれている名詞が、それぞれの側の勘定科目である。第一例示は、すべての仕訳において貸借の勘定科目とも常に一つずつであるが、このことのために、貸方勘定科目を示す部分に金額を書かなかったとしても、とくに混乱は生じていない。

貸方勘定科目を示す部分に続いて書かれている文章は、小書きである。それが、直前に貸借の勘定科目と金額を示した取引の簡単な説明であることは、いうまでもない。前掲の各仕訳においては、小書きが比較的短か目であるが、ときにはそれらの20倍以上のこともある<sup>(5)</sup>。金額は、小書きにつづけて再度必ず書かれているが、金額欄は独立していない。したがって、各仕訳の金額を合計することは不可能ではないにしても、容易ではないかたちになっている。このためであろう、9月30日の帳簿締切りにあたって行われている検算においては、期中仕訳の合計額は、その仕組みに組込まれていない<sup>(6)</sup>。

このように、ほとんどの仕訳は、(日付)、借方勘定科目を示す部分、貸方勘定科目を示す部分、小書き、金額の順に一つのパラグラフをもって書かれており、しかもエルビング写本では一つの仕訳は同一頁におさめられていることが多い。同写本で一つの仕訳が同一頁に納められていないのは、8月3日の最初、8月20日の最初それに9月30日の5番目の各仕訳だけである<sup>(7)</sup>。ただしこのことは、とくに問題とすることはないのであろう。もともと仕訳の金額を合計すること自体行っていないことからして、仕訳帳には取引が貸借に分けて記入されており、その金額と簡単な説明がなされておれば十分と考えていたのであろう。

ただし、すべての仕訳に(日付)、借方勘定科目を示す部分、貸方勘定科目を示す部分、小書き、金額が書かれているとはいえ、常にこれらの事項が、この順に記入されているわけではない。例外がある。つぎに、各事項の記入について、より具体的にみることにする。

### 3. 日付のつけ方

日付のつけ方は、仕訳帳の最初の頁とそれ以降の頁とで違っている。

まず仕訳帳の2頁以降の場合からみると、そこでは前掲の5月20日のように、

日が改まるごとに中央部分に独立したかたちで月日だけが書かれている。しかも同日最初の仕訳が仕訳帳の最上部から書かれるときは、月日ばかりでなく「1516」と年数をも付すのがふつうである。たとえば仕訳帳の2頁の最上部には2月9日付の仕訳が記入されているが(この日の仕訳はこれ一つである)、そこには「Adi 9. Febrer 1516」(1516年2月9日)と書かれている<sup>(8)</sup>。

同じ日に二つ以上の仕訳がなされ、しかもそれらの仕訳すべてが同じ頁に記入されている場合は、2番目の仕訳からは日付を付していない。直前の仕訳につづけて改行して書かれているだけである。同じ日の2番目以降の仕訳が、頁をあらためて次頁の最上部から書かれている場合の日付のつけ方には、二つがある。一つは日付を全く付さないもので、他の一つは年月日を書くものである。同じ日の2番目以降の仕訳が次頁最上部から書かれているのは二箇所だけであるが、仕訳帳 ac. 5 (17枚目表頁)の最上部から書かれている6月4日の2番目の仕訳の場合は、日付が書かれていない<sup>(9)</sup>。したがって仕訳帳のその頁には、どこにも1516という年数が書かれていないのである。それに対して仕訳帳 ac. 12 (24枚目裏頁)の最上部から書かれている9月30日の2番目の仕訳では、その上の中央部に「Adi ultimo Settembri 1516」(1516年9月30日)と書かれている<sup>(10)</sup>。

これに対して仕訳帳の最初の頁の場合は、若干異なっている。最上部の中央には、「Jhesus Maria. 1516<sup>(11)</sup>」と書かれている。仕訳帳への記入をはじめるとあたっての、祈りの言葉と年数が書かれているのである。この頁には、1月1日付の仕訳三つ、1月25日付の仕訳一つ、2月4日付の仕訳二つの六仕訳が書かれているが、月日は各日の最初の仕訳の書き出し、すなわち Vns soll の前にだけ書かれている<sup>(12)</sup>。2番目の仕訳から月日を付さない点は、他の頁の場合と同じである。もし1頁も2頁以降と同様の日付のつけ方をしたとすると、最上部の中央にまず「Jhesus Maria」とだけ書き、改行してその下に「Adi primo Jenner 1516」(1516年1月1日)と書いて、1月1日の最初の仕訳は、Vns soll から書いたであろう。そして1月25日と2月4日の場合は、それぞれの最初の仕訳の上中央部に「Adi 25 Jenner」, 「Adi 4 Febrer」と書いて、仕訳は Vns soll から書いたであろう。

このように、最初の頁だけ年月日のつけ方が違っているのは、この頁の最上部に祈りの言葉を書いているためと思われる。しかし、たとえ祈りの言葉を最上部に書くとしても、前述のように、他の頁と同様に年月日を書くことはできたはずである。このことから、年月日のつけ方は、はじめからきまっていたのではないと言うべきであろう。2頁以降の仕訳でも、文頭に月日を書くことはありえたわけである。

#### 4. 借方勘定科目を示す部分

勘定科目は、借方勘定科目と貸方勘定科目を別々の文章をもって示すのがふつうであるが、そのさいは借方勘定科目を示す文章から書かれているのが一般的である。このことから、第一例示の仕訳の書き方には、ほぼ定まった一つのパターンがあるといえる。ただ借方勘定科目を示す文章から書くことについては、例外が二つある。その一つは、9月30日に勘定口座を締切るためになされている仕訳の4番目の場合である。その仕訳では、貸方勘定科目を示す部分から書かれている<sup>(13)</sup>。他の一つは5月20日の6番目の仕訳で、その仕訳では借方と貸方の勘定科目を別々の文章をもって示すことをせず、一つの文章中に双方の勘定科目を含めている<sup>(14)</sup>。

借方勘定科目を示す文章から書く場合は、その文頭は必ず Vns soll (われわれに~しなければならない) となっている。この点に関しては例外はない。それにつづけて、多くは勘定科目と金額が書かれている。これら以外の語は書かれていないのがふつうである。勘定科目である名詞が、主語として書かれているのである。したがって借方勘定科目を示す文章は、「(主語)がわれわれに(金額)を~しなければならない」という構文になっている。動詞 geben (与える) が省略されているのである。ただしつづく金額の記入の仕方には、数少ないとはいえ、二つの例外がある。一つは、金額をこの位置には書かず、あとにつづく貸方勘定科目を示す文章の末尾に書く場合である。他の一つは、そこにも書かず、小書きのあとだけに書く場合である。後者の場合は、借方の勘定科目を示す文章の末尾に、金額ではなく商品の重量、個数の書かれていることがある。

借方勘定科目を示す文章の末尾に金額を示さず、貸方勘定科目を示す文章の末尾にそれを示しているのは、2月4日の最初、7月8日の2番目、8月3日の3番目、9月10日の最初、9月20日の最初の各仕訳においてである<sup>(15)</sup>。小書きのあとだけに金額を示しているのは、3月28日の2番目、5月25日の2番目、6月2日の2番目、7月28日の最初、7月30日の3番目、8月3日の最初の各仕訳においてである<sup>(16)</sup>。そして借方勘定科目を示す部分の末尾に、金額ではなく重量と個数を書いて、小書きのあとだけに金額を書いているのは、4月5日、4月20日、5月28日、6月2日のそれぞれ最初の仕訳においてである<sup>(17)</sup>。これら四つの仕訳の取引は、銀、銅または絹布(まとめて商品)を取得または売却(他支店への発送を含む)したものである。例として4月5日の最初の仕訳の借方部分を示すと、つぎのとおりである<sup>(18)</sup>、

Vns soll das silber mark 9892 lot 2 wienisch gschmeidig, stück 80 mit N<sup>o</sup>1 bis 80.  
銀はわれわれに、ウィーンの重量で9892マルク2ロット, No.1からNo.80の80個を、(与え)ねばならない。

借方勘定科目を示す文章のおわりは、多くの場合ピリオド(.)になっている。そこで文章がおわっているのである。しかしコンマ(,)またはセミコロン(;)のこともある。2月4日の最初、3月28日の2番目、3月30日の3番目、7月8日の2番目の各仕訳の場合はコンマで<sup>(19)</sup>、4月4日の2番目の仕訳の場合はセミコロンになっている<sup>(20)</sup>。

### 5. 貸方勘定科目を示す部分

貸方勘定科目を示す部分はDieではじまり、さらにsollen wir とつづいているのがふつうである。大文字ではじまっているのは、借方勘定科目を示す文章が多くはピリオドでおわっており、新しい文章として書かれているためであろう。しかしときとして、Dieの代わりにdie, das または Das と書かれていることもあり、さらにそれらさえ書かれていないことがある。2月4日の2番目と3月28日の2番目の各仕訳ではdie<sup>(21)</sup>、また2月4日の最初と7月8日の2番目の各仕訳ではdas と書かれている<sup>(22)</sup>。5月28日の2番目の場合は、文頭がDas

になっており<sup>(23)</sup>、6月2日の2番目の場合は、Die, Das, die, das のいずれも書かれていない<sup>(24)</sup>。

貸方勘定科目を示す文章の文頭が小文字になっている場合は、前の借方勘定科目を示す文章の末尾がコンマまたはセミコロンでおわっていることが注目される。ただし3月30日の3番目の場合は、借方勘定科目を示す文章がコンマで終わっているにもかかわらず、なぜかDieになっている<sup>(25)</sup>。

では、借方勘定科目を示す文章がコンマまたはセミコロンでおわっているときに、なぜすべてをdie または das のいずれかに統一しないのであろうか。2月4日の最初と7月8日の2番目の場合に、文頭がdas になっているのは、それらの場合の借方勘定科目を示す文章中にともに金額が書かれていないことが関係しているように思う。これら二つの仕訳の借方勘定科目を示す文章は、ともにVns soll das seiden gwand, (絹布はわれわれに~しなければならない) とだけ書かれており、金額の表示がない<sup>(26)</sup>。したがってここでの das は、das seiden gwand を指示していることになる。このように文法をふまえて書いたとすると、3月28日の2番目の場合の、貸方勘定科目を示す文章の文頭は das とすべきであったであろう。なぜなら借方勘定科目を示す文章中には金額が書かれておらずコンマでおわっており、勘定科目が das garkupffer(銅)だからである<sup>(27)</sup>。しかしなぜか、前述のとおり die ではじまっている。

5月28日の2番目の仕訳の借方勘定科目を示す文章は、Vns soll das silber. (銀はわれわれに~せねばならない。)と書かれている<sup>(28)</sup>。末尾はピリオドでおわっている。ここでは借方勘定科目を示す文章中の das silber を指示するものとして、貸方勘定科目を示す文章の文頭を Das としたのであろう。ここでも、文法をふまえた書き方のなされていることがうかがえる。

6月2日の2番目の仕訳では、貸方勘定科目を示す文章が、Sollen wir ではじめられている<sup>(29)</sup>。この場合も、借方勘定科目を示す文章の末尾に金額が書かれておらず、勘定科目が das kupffer (銅) であることから、Die sollen wir としなかったことはうなずけるが、なぜ Das sollen wir と書かなかったかについては疑問が残る。2月4日の2番目の仕訳では、借方勘定科目を示す文章中に



金額が記入されており、セミコロンでおわっている。したがって貸方勘定科目を示す文章を *die* ではじめているのは、借方勘定科目を示す文章中の金額を指示するためと考えられる。

これまでのところから明らかなように、貸方勘定科目を示す文章の文頭の *Die, Das, die, das* は、それ以前に書かれている借方勘定科目を示す文章中の語を指示するものとして用いられているようである。すなわちそれらは、指示代名詞なのである。貸方勘定科目を示す文章すなわち「われわれがそれを～せねばならない」という文章中の、「それを」にあたる目的語として用いられている。したがって借方勘定科目を示す文章中の末尾に金額が書かれており、ピリオドでおわっている最も一般的な場合は、その金額(複数)を指示し、文頭であるため *Die* としたのであろう。

*Die* 等については *sollen wir* と書かれ、さらに続けて貸方の勘定科目となる人名、銀行名、地名または商品名が書かれている。この後に金額の書かれている場合もあるが、それが例外であることは、すでに述べたとおりである。

ただ貸方勘定科目を示す文章は、上述のようにほぼ一定の語順、すなわち多くの場合に *Die sollen wir*+勘定科目という順に書かれているとはいえ、すべてにおいてそのような書き方がされているというわけではない。別の書き方がされている場合もある。それは二つの場合で、5月10日の3番目と9月27日の最初の場合がそれである。5月10日の3番目の場合は、貸方勘定科目を示す文章が、つぎのように書かれている<sup>(30)</sup>。

Zalt wir bar auf schreiben herr Jacob Fuggers de adi 28. April per cassa ;  
われわれは、4月28日付のヤコブ・フッガー氏からの手紙に従って、現金を支払う；

ここでの勘定科目は *per cassa* (現金) である。Zalt wir (現在であれば *Zahlen wir*) となっているのは、強調のための倒置であろう。この文章を一般的な書き方で示すと、*Die sollen wir cassa* となるであろう。このように書いた場合は、実際に貸方勘定科目を示す文章中に書かれているほとんどのものが、小書きに含まれることになるであろう。

9月27日の仕訳の貸方勘定科目を示す文章は、つぎのとおりである<sup>(31)</sup>。

Vmb souil ist mer aus den silbern worden, so wir von Hall empfangenn haben, dann wir die angeschlagen haben laut desselbigen conto. Machen wir den auanzo herrn Jacob Fugger gut.

それだけが、銀から得られた。われわれはハル支店から取得し、われわれはそれらを同勘定に示すとおりに評価した。われわれは、それをヤコブ・フッガー氏勘定に貸記する。

ここでは、末尾近くのヤコブ・フッガー氏が、貸方の勘定科目である。これらを一般的な書き方で示すと、*Die sollen wir Jacob Fugger* となるであろう。このように書いた場合も、実際に書かれている貸方部分の中味の多くは、小書きとして書かれることになる。このことから、これら二つの場合は、借方勘定科目と貸方勘定科目を示す文章は区分されているが、貸方勘定科目を示す文章と小書きとは、未だ区別されていないことになる。

以上のように、借方勘定科目と貸方勘定科目を示す文章は、それぞれ区別され、独立しているのがふつうである。ただ例外もある。それは一つだけであるが、5月20日の6番目の仕訳がそれである。そこでは、一つの文章の中に借方と貸方の各勘定科目双方が、ともに含まれている。つぎのとおりである<sup>(32)</sup>。

Vns soll Rom duc. 560. g. 12. p. 13. per Franc<sup>o</sup> Verzelin.

ローマ支店はわれわれに、フランコ・フェルツェリン氏のために duc. 560. g. 12. p. 13 を(与え)なければならない。

ここでは、フェルツェリン氏に代ってローマ支店がわれわれにしなければならないのであるから、われわれのフェルツェリン氏に対する債権が減少し(または債務が増加し)、ローマ支店に対して同額の債権が生じていることになる。すなわち借方勘定科目はローマ支店で、貸方勘定科目はフェルツェリン氏である。この仕訳を、他の多くの仕訳と同様な書き方で示すと、つぎのようになるであろう。

Vns soll Rom duc. 560. g. 12. p. 13. Die sollen wir Franco Verzelin.

この仕訳には、短いながらも小書きがついている。したがってこの仕訳では、借方勘定科目と貸方勘定科目を示す文章は区分されていないものの、それらと小書きとは区分されているのである。

5月10日の3番目、9月27日の最初それに5月20日の6番目の場合だけ、な

ぜ特殊な書き方をしているかはわからない。ただ少なくとも仕訳の書き方が、ほぼ定形化しているものの、最終的には未だ固定していなかったことは、断言できるであろう。そしてさらにこれら三つの仕訳をみると、最初期の仕訳においては、借方勘定科目を示す文章、貸方勘定科目を示す文章および小書きの三つを意識的には区分せず、ともかく取引の内容を正しく示すことだけを意図した書き方がなされていたであろうことが推測できる。

## 6. 小書き (I)

貸方勘定科目を示す文章の後に書かれている小書きは、それが取引についての簡単な説明であることから、当然どのような取引であるかによって、記載内容は違っている。とはいえ、小書きも文章をもって書かれてはいる。したがって文法を踏まえてはいるものの、120の仕訳全体を通して見たとき、勘定科目を示す文章のように、ほぼきまった語順での書き方がなされているとはいえない。異なる記載内容を、すべて一つの型にはまった書き方で表現することは、不可能だからであろう。しかし類似する取引の小書きでは、同種取引すべてについてとはいえないものの、記載内容にはつぎのような一定の共通点もみられる。

まず、当方が現金を受取った場合は、借方勘定科目として現金、貸方勘定科目として実質的支払人を示し、また当方が現金を支払った場合は、借方勘定科目として当方からの実質的受取人、貸方勘定科目として現金を示し、小書き中に、さらに当方に実際に現金を支払った人物または当方が実際に現金を支払った人物の名前を記している<sup>(33)</sup>。この点は現金の授受を他人から依頼された場合も同じである。

手形を入手または引受けた場合も、勘定科目として実質的な振出人、支払人または受取人を示し、当方が実際に支払うべき人物および当方に実際に支払うべき人物の名前が小書き中に書かれている。現金または掛けによる商品の受入れまたは発送の場合は、勘定科目として現金または債権者名および商品名を示し、さらに小書き中に、その商品の重量、個数、単価を示している<sup>(34)</sup>。現在であれば個々の費用勘定をもって処理するであろう場合は、その主な内訳が小書

き中に書かれている。さらに授受される貨幣がヴェニス<sup>35</sup>の貨幣(すなわちドゥカテン)以外である場合は、その貨幣とドゥカテンとの換算率がパーセントで小書き中に示されている。もちろんこれらの事柄のいくつかは、一つの小書き中に共に書かれていることもある。つぎに、そのいくつかの例をみることにする。

まず当方が、人を介してドゥカテン以外の貨幣で現金を受取った場合の例として、7月28日の最初の仕訳の小書きをみよう。この仕訳の借方勘定科目は当然現金で、貸方勘定科目はヤコブ・フッガー氏である。すなわち取引は、ヤコブ・フッガー氏からヴェニス支店が現金を受取ったというものである。小書きは、つぎのとおりである<sup>(35)</sup>。

Ist vmb souil haben wir von Augspurg her empfangen sino primo Luio in zwelf mal 80 M<sup>o</sup> ungar. guldin, die weiter auff Rom zu schicken. Nemlich empfangen mit alt Ferber 4 M<sup>o</sup>, mit jung Ferber 4M<sup>o</sup>, mit Heckel 4M<sup>o</sup>, mit Negelin 8 M<sup>o</sup>, mit zway rossen vnd durch die Höchstettern 15000, alles in ire gietter eingeschlagen gewest; die thund duc. C<sup>t</sup>. a uno percento in summa duc. 80800.

われわれは、7月1日以降に12便に分けて、80000ハンガリー・グルデンをアウグスブルクから受取った。それらはさらに、ローマに送らねばならない。すなわち老フェルバーから4000、フェルバーの息子から4000、ヘッケルから4000、ネゲリンから8000、2頭の馬に積んできたホヒステッターから15000、すべて格子目(袋)に納められており：1ドゥカテンは1パーセント増で、合計でduc. 80800。

実質的な支払人はヤコブ・フッガー氏であるが、ここに示されている老フェルバー以下の人物が、アウグスブルクから現金を運び、ヴェニス支店に渡したのである。また「1パーセント増」が換算率で、ハンガリー・グルデン×1.01=ドゥカテンであることを示す。

つぎに、他者の依頼によって現金を支払った場合の例として、9月10日の場合をみよう。この仕訳の借方勘定科目はローマ支店、貸方勘定科目は現金で、当方がローマ支店の依頼によって現金を支払った場合である<sup>(36)</sup>。小書きは、つぎのとおりである。

Die haben wir bar betzalt auf schreiben der vnsern von Rom de adi 25. Augusto. Nemlich Zuan Amado duc. 400 von wegen Bernardo Bini, duc. 100 a Franc<sup>o</sup> Geruiza von wegen detto Bini, duc. 400 Petro de Grofloettori, duc. 200 von wegen Calixto de Verbo, duc. 200 Beffabemi Amado instanzia Jorio de Vbertis, duc. 200 Balthassa de

Prazelli. duc. 1 M<sup>o</sup> Franc<sup>o</sup> de Romon, gehabt von reddi de Ambrosio Spinochi. In summa, als vor, haben die vnsern eingenomen zu 2½ percento, thut duc. 2500.

われわれは、8月24日付のローマ支店からの手紙にしたがって、現金を支払った。すなわち、ベルナルド・ビニ氏からの分としてズワン・アマド氏に duc. 400, 同じビニ氏からの分としてフランコ・ゲルイザ氏に duc. 100, ペトロ・デ・グロフロエトリ氏に duc. 400, カリクト・デ・ベルボ氏の分として duc. 200, ベファベニ・アマド氏に duc. 200, バルタサ・デ・ブラゼリ氏に duc. 200, フランコ・デ・ロモン氏に duc. 1000。これらはアムプロッシオ・スピノッチ氏から受取ったものである。合計は上記のとおり、ローマ支店は(ドゥカテンで計算した額より) 2½パーセント多い額を受取った。duc. 2500。

この取引の前段階としては、スピノッチ氏が、小書き中の各人物に自分が返済するかまたは他人から依頼されて返済するために、その実行をローマ支店に依頼し、予め現金を同支店に渡したという事実があったと考えられる。そしてここでの取引は、返済を依頼されたローマ支店が、その支払いをさらにヴェニス支店に手紙で依頼し、ヴェニス支店が実際に支払った時のものである。したがって、スピノッチ氏自身が自己の債務を返済するために、仕訳金額を支払うというのではない。たとえば「ベルナルド・ビニ氏からの分からとしてズワン・アマド氏に……」とは、ビニ氏がアマド氏に行くべき支払いをまずスピノッチ氏に依頼し、それをスピノッチ氏がさらにローマ支店に依頼し、結局実際にはヴェニス支店がアマド氏に支払ったのである。2½パーセントがローマ支店が受取った貨幣とドゥカテンとの換算率であることは、いうまでもない。

手形を受け入れた取引で、小書き中に実質的な債務者と当方への支払人が記入されている例としては、4月20日の4番目の仕訳をあげることができる。この仕訳の借方勘定科目はビザニ銀行で、貸方勘定科目はニュールンベルク支店である。このことは、同手形の振出人がニュールンベルク支店、支払人がビザニ銀行、受取人がヴェニス支店であることを意味する。小書きは、つぎのとおりである<sup>(37)</sup>。

Vmb souil haben die vnsern daselbst bezalt L<sup>1</sup> HirBuogel; solt vns hie zalt haben Jhero. Dinto zu 45 percento, duc. 1000.

それだけをわれわれの同地の支店がヒルシュオーゲル氏に支払った。当地でイエロ・デイント氏が45パーセント増で支払わねばならない、duc. 1000。

この取引の本来的な債務者は、ニュールンベルク支店から支払いを受けたヒ

ルシュオーゲル氏である。かれはビザニ銀行に口座を有しているのであろう。そこでニュールンベルク支店が債権を回収するにあたって、ビザニ銀行を支払人とする為替手形を振出し、同手形をヴェニス支店が入手したのである。ただ実際の支払いは、ビザニ銀行またはヒルシュオーゲル氏の指示によって、デイント氏がヴェニス支店に対して行うこととなっているのである。ヴェニス支店は、その受取った金額をニュールンベルク支店へ送金せねばならない。これらのことからいえることは、ヴェニス支店が取引を行っていたのは、限られた相手だけであったであろうということである。ビザニ銀行等、勘定科目が仕訳帳上でみられる相手とだけ、ヴェニス支店は取引を行ったのであろう。その他のものは、ヴェニス支店が取引を行っているそれら限られた数の相手を通してのみ、関係をもったと考えられる。

## 7. 小書き(II)

商品を取得した場合で、その重量、個数、単価を示している例としては、4月5日の最初の仕訳をあげることができる。この仕訳の借方勘定科目は銀、貸方勘定科目はハル支店で、ハル支店からヴェニス支店が銀を掛けて入手した取引である。小書きは、つぎのとおりである<sup>(38)</sup>。

vmb souil haben wir in 46 posten empfangen vnd was ein jegklich stück wigt, findt man im silberbuechlin ac. 40. Nemlich haben gewegen 25 stuck alle gleich zu 99 mark 11 lot, vnd 12 stuck zu mark 130 lot 2, vnd stuck 4 zu 98½ mark, stuck 20 zu mark 97 lot 13, stuck 9 zu mark 187 lot 5 e stuck 10 zu mark 180 lot 3 qz. 3½.

In summa als vor, schlag ich an die wienisch rauch mark per 7¼ duc. Haben sollich w. empfangen sider 4. Martzo, thut duc. 71727. 21. 24.

われわれは、46便に分けて受取った。各重量は、銀記入帳の丁数40に示すとおりである。すなわち25個はすべて同じ重量でそれぞれ99マルク11ロット、12個はそれぞれ130マルク2ロット、そして4個はそれぞれ98½マルク、20個はそれぞれ97マルク13ロット、9個はそれぞれ187マルク5ロット、10個はそれぞれ180マルク3ロット3½クイントリンである。

合計で上記のとおりであるが、私は粗銀1ウィーン・マルクを duc. 7¼で評価した。それらの銀を3月4日以降に受取った。duc. 71727. 21. 24.

120の仕訳中にただ一つだけ、小書きが途中で改行されているものがあることはすでに述べた。この仕訳がそれである。ここでは、全部で80個の荷物を受取

っているが、そのすべてを一度に受取ったのではなく、46便に分けて受取っている。そしてこの仕訳は、すべての荷物が到着したあとに、まとめて行ったものである<sup>(39)</sup>。現在であれば、到着したときに、そのつど記帳するであろう。この場合は、46便にも分かれているのであるから、ヴェニス支店に銀を引き渡した運搬人はそれぞれ違っていたと考えられる。しかしそれらの氏名は示されていない。同様にハル支店から銀を受取った場合の記入として、5月28日の最初の仕訳があるが、その場合は重量、個数、単価とともに、運搬人がマティス・ストールであることを示している<sup>(40)</sup>。

商品を発送した場合の例としては、6月4日に銀をローマ支店宛に送ったときの仕訳をあげることができる。当然、この仕訳の借方勘定科目はローマ支店で、貸方勘定科目は銀である。小書きは、つぎのように書かれている<sup>(41)</sup>。

Haben wir auf datum gen Rom gesant stuck 25 N<sup>o</sup> 1 bis 25. Die haben alle gleich gewegen zu 99 mark 11 lot, thut mark 2492 lot 3. Die schlag ich an zu 7¼ duc., wie ich sie angeschlagen hab im empfahen; was sie dann mer daraus lösen, sollen sie dem herren verrechnen, duc. 18068. 8. 20.

われわれは本日、ローマ支店に No. 1 から No. 25 までの25個を発送した。それらはすべて同じ重量各99マルク11ロットで、2492マルク3ロットである。私はそれを1マルク当り、受取ったときと同様に、duc. 7¼で評価した。それらがその額より高く売却されたときは、それらを主人の勘定に記入しなければならない。duc. 18068. 8. 20.

費用の内訳を示している例としては、6月2日の2番目の仕訳をあげることができる。この仕訳の借方勘定科目は銅、貸方勘定科目は現金である。小書きには、つぎのように書かれている<sup>(42)</sup>。

Haben wir merlay maut, zoll vnd anders außgeben laut des kupfferbuechlin in summa 205¼ duc. Zoe von dem hie haben 1200 ctr. vnd ac. 3 ctr. 918⅞; vnd sonst zu Venetia den Vackinen tragerlon, wegerlon etc. in summa 25 duc. vnd per stima im officii von duc. 8369 a 1½ percento thut duc. 125½; thut alles in summa duc. 355. 18.

われわれは銅記入帳に示すとおり、種々の関税、通行税およびその他を合計で duc. 205¼ (支払った)。その結果として現在1200ツェントナーと918⅞ツェントナー(の銅)を所有している。さらにヴェニスで荷物運搬人に運賃と計量費等を合計で duc. 25、役所に評価額 duc. 8369の1½パーセントとして duc. 125½、したがって総計 duc. 355. 18.

小書き中にある1200ツェントナーは、6月2日にボツツェン支店から取得したものであり、918⅞ツェントナーは4月20日にハル支店から取得したもので

ある<sup>(43)</sup>。したがって二回の銅取得に要した費用について、6月2日にまとめて処理したのである。なお6月2日に仕訳した銅の価額は duc. 5034. 11. 7で、4月20日に仕訳したそれは duc. 3325. 6. 12である。したがって役所での評価額が duc. 8369とあるのは、大ざっぱに計算したものとしても、計算違いのように思う。正しくは duc. 8359とすべきであろう。なお費用の支払い額を銅勘定に借記することは、表面的には、現在一般に行われている付随費用の処理方法と同じである。しかしここでの処理の基本にある考え方は違っている。第一例示では費用勘定をいっさい用いていない。用いているのは現金、商品および人名勘定だけである。しかもここでの記帳主体は、フッガー家の一支店であるヴェニス支店である。支店の立場で現金、商品、人名勘定だけをもって費用の支払いを処理しようとする、本店勘定の借方に記入して、本店に対する債権の増加または債務の減少として処理することと、取得した商品の額に加えて間接的に本店に対する債権の増加または債務の減少として処理することが考えられる。ここでは、後者の処理を行っているのである。

## 8. 第一例示における仕訳の発展段階

以上から明らかなように、第一例示での仕訳の主要部分(貸借の各勘定科目を示す部分)は、一つの定まった書き方によってなされているとはいえない。とはいえ、助動詞 sollen の位置および活用形からみて、文法をふまえて書かれていることは確かである。ではこのような仕訳の書き方は、その発展段階において、どの段階のものとして位置づけうるであろうか。

仕訳形式の発展過程について論じたものの一人として、かのリトルトン(A. C. Littleton)をあげることができる。かれは、つぎのように述べている<sup>(44)</sup>。

まず、「仕訳は複式勘定記入が完成した後に簿記の構造に付加されたもの」であることを強調する。すなわち仕訳は、元帳に「取引の一部始終が全部にわたって二度記入され」という記入方法が確立したあとに、登場したものというのである。このことは、もはや学会の常識であって、現在誰一人として反論するものはないであろう。そしてかれはさらに、借方を Per、貸方を A ではじめ

る15世紀・16世紀のテクニカルな形式の仕訳六つを示して、仕訳ははじめから、まったく専門的な形式・用語をもって現れたと述べる。

しかしいったんはこのように主張するものの、リトルトン<sup>1)</sup>は、仕訳がはじめから専門的な形式と用語をもって現れたとすることに疑問をもっている。仕訳は、Per および A といったテクニカルな意味をもつ用語を用い、しかもテクニカルな形式をもって、突然現われたのではないと考えるのである。この点がこれまで十分に解明されなかったのは、単に、テクニカルな用語および形式が、「どのようにして発生したかを明らかにした権威者のいない」ためであって、テクニカルな用語も形式も用いない仕訳の時期がその前にあったのではないかというのである。そして、テクニカルな用語と形式をもつ仕訳以前の様子を明らかにする「研究の手がかりは、初期のドイツの仕訳に現れた辞句に見出される」として、一つの仕訳を引用している。彼はその仕訳について、「有名なドイツ商人 Fugger 家の簿記長 Matthäus Schwarz の行った記入例で、1516年の日付」であるとのみ述べているが、それは、われわれがここで取上げているシュバルツ簿記書第一例示中の、9月30日の最初の仕訳である。それはつぎのとおりである<sup>(45)</sup>。

Vns soll herr Jacob Fugger duc. 85 C<sup>l</sup>. Die sollen wir a cassa. Vmb souil hat Matheus Schwartz hie zu Venetia fur sich gebraucht laut des gesellenbuechlin sider primo Zenner, ist neun monatlang. Soll man im zuschreiben vnnnd mit im verrechnen, halten im hie kain conto, duc. 85.

われわれにヤコブ・フッガー氏は85ドゥカテンを(与え)ねばならない。その金額をわれわれは、現金に(与え)ねばならない。それだけの金額をマテウス・シュバルツが当地ヴェニスで自身のために使用したが、1月1日以降の9カ月間に gesellenbuechlin に示すとおりである。現金の貸方に記入し、フッガー氏の勘定に記入する。ここにはシュバルツが使用した金額を記入する勘定がないからである。duc. 85.

リトルトン<sup>1)</sup>は、この仕訳中の Vns soll および sollen wir は「テクニカルな意義をもつ」ものであるが、形式の面ではテクニカルな形態には達していないという。そして動詞 give (ドイツ語では geben) が省略されていることを指摘し、それを補充すると「仕訳は、まったく簿記的技法を失った一つの単純な文章形態」となることから、テクニカルな用語および形式をもって仕訳する以前に、

文章をもって仕訳した段階があったであろうと考えるのである。

これまでシュバルツ簿記書を検討してきたわれわれも、かれと同様に、仕訳ははじめからテクニカルな形式で書かれたのではなく、それ以前に文章をもって書かれた段階があったと考える。しかし第一例示のほとんどの仕訳で書かれているとはいえ、そこでの Vns soll および sollen wir について、かれがテクニカルな意義をもつものとする点には、直ちには賛成できない。

借方勘定科目と貸方勘定科目を示す文章は区分するのがふつうで、そのさいは借方勘定科目を示す文章から書くのが一般的であること。借方勘定科目を示す文章の文頭は Vns soll となっていること。これらはすでに述べたとおりである。しかし貸方勘定科目を示す文章の文頭は指示代名詞 Die とし、つづけて sollen wir の順に書かれていることが多いとはいえ、Die の代りに Das, die または das となっていることもあり、それらがなく直接 Wir sollen と書かれていることもある。また貸方勘定科目を示す文章を借方勘定科目を示す文章より前に書いていることも、例外とはいえ存在する<sup>(46)</sup>。これからすると、第一例示の仕訳は、形式はもちろん用語の点でも、未だテクニカルなレベルにまで達していないというべきであろう。

## 9. 仕訳形式化の過程

シュバルツが第一例示で行っている仕訳は、文法に従って書かれた文章の段階のものなのである。Vns soll の soll および Die sollen wir の sollen の位置は、まさに文法によって定められている定位置である。Vns および Die を文頭におくのは、強調のためである。したがって多くの場合に Vns soll および sollen wir の語順で書かれているとはいえ、Vns soll を「借方」、sollen wir を「貸方」ということは、便宜的な表現としては間違えとはいえないものの、厳密には正しい言い方とはいえない。第一例示では、テクニカルな用語が、未だ確立していないのである。では、第一例示での仕訳には、テクニカルな方向に進むなんらの兆候もみられないのであろうか。

われわれは、最初期の仕訳は借方勘定科目、貸方勘定科目、小書きおよび金

額をすべて含む一つまたは複数の完全な文章で書かれていたと考える。仕訳が、このように完全な一つまたは複数の文章で書かれていたとすると、それがテクニカルな用語および形式をもった書き方へ発展するまでには、連続するいくつかの段階が存在したであろう。われわれはその大筋の過程を、つぎのように考える。まずは借方勘定科目、貸方勘定科目、小書きの各文章が、それぞれ独立することである。テクニカルな用語および形式へ進む第一段階がこれである。ただそれら三つの文章が独立しても、ドイツ語の場合は定形正置ばかりでなく定形倒置もあるため、各文章の語順は比較的弾力的である。したがってテクニカルな書き方へと進むには、つぎに三つの文章の順序と各文章中の語順が固定されねばならない。

三つの文章をそれぞれ分けて書くとなると、仕訳では貸借の勘定科目を明らかにすることが最重要事項であることから、小書きより前にそれらの文章を書くことになるであろう。では借方勘定科目を示す文章と貸方勘定科目を示す文章は、どちらを先に書くことになるであろうか。ドイツ語が左から右に書かれることからすると、借方勘定科目を示す文章を前に書くのが自然である。では借方勘定科目を示す文章の語順はどのように決まるであろうか。

Jacob Fugger soll vns duc. 10 geben (ヤコブ・フッガー氏はわれわれに duc. 10 を与えねばならない) という文章は、Duc. 10 soll Jacob Fugger vns geben または Vns soll Jacob Fugger duc. 10 geben と書くことができる。したがって定形化にはこれら三通りの書き方のうちの一つに語順を固定することが必要であるが、自己の状態を強調するとすれば、最後の書き方をとることになるであろう。テクニカル化への第二段階がこれである。ついで、自己と相手方との関係を示すうえで無くとも意味がわかる語、すなわち動詞 geben を省略する。これが第三段階である。語順の固定とその語の省略とでは、前者が先であったであろう。そしてそのような書き方が定着したあとに、文法から脱してテクニカルな用語を用いた簡潔な書き方が登場し、それと同時にその書き方を定形化してテクニカルな仕訳の形式が確立されたのであろう。

この様な発展段階を経て仕訳がテクニカルな方向に向かったとすれば、第一

例示での仕訳は、第三段階のものであったことになろう。貸方勘定科目を示す文章では、文法的には Das とすべきところを Die としていることもあることから、この段階よりもさらに若干進歩していたということも可能であるかもしれない。

- (1) A. W., S. 193.
- (2) 本書91頁参照。なぜ二つのパラグラフに分けたかは不明である。二つのパラグラフに分けたとしても、そのことに特別意味があったとは思えない。
- (3) A. W., S. 190. 右によせて書かなかった理由は不明である。
- (4) 日付にカッコをつけたのは、書かれていないことがあるからである。(次節参照)
- (5) 例示した五つの仕訳は、翻刻版ではいずれも勘定科目を含めても二行、小書きだけでは一行で書かれている。それに対して8月20日の最初の仕訳は、小書きだけで23行になっている。
- (6) 本書168~170頁参照。(7) A. W., S. 200, 202 und 205.
- (8) A. W., S. 188. Adi=am Tage (~日に)。
- (9) A. W., S. 194. (10) A. W., S. 202. (11) A. W., S. 187.
- (12) たとえば1月1日の最初の仕訳では、Adi primo Jenner と書かれている。
- (13) A. W., S. 205. (14) A. W., S. 193. (本書87頁参照)
- (15) A. W., S. 188, 197, 200, 203 und 204.
- (16) A. W., S. 188~189, 194, 198~199 und 200.
- (17) A. W., S. 189, 191, 193~194 und 194.
- (18) A. W., S. 189. (19) A. W., S. 188, 189 und 197.
- (20) A. W., S. 188. (21) A. W., S. 188. (22) A. W., S. 188 und 197.
- (23) A. W., S. 194. (24) A. W., S. 194. (25) A. W., S. 189.
- (26) A. W., S. 188 und 197. ただし7月8日の場合は、seidenではなく seidin となっている。
- (27) A. W., S. 188. (28) A. W., S. 193. (29) A. W., S. 194.
- (30) A. W., S. 193. (31) A. W., S. 204.
- (32) A. W., S. 193. この時点でのフェルツェリン氏に対する債権は、duc. 1458. 6. 13であった。
- (33) ここで実質的とは、フッガー家と取引関係のある商人を指す。
- (34) 絹布の場合には、色および長さを示す。
- (35) A. W., S. 199. ここでは一行ほど欠落している、ウィーンおよびダンチッヒの写本では、つぎのように書かれているという。…mit zway rossenn vnnd durch die Höchstöter 20M<sup>o</sup>, durch Enndris Grannder 25 M<sup>o</sup> vnnd durch die Höchstöternn 15000, alles inn ire gieter eingöschlagenn gewöst… (A. W., S. 199. Anm. 103)
- (36) A. W., S. 203. (37) A. W., S. 191. (38) A. W., S. 189.
- (39) 第一例示では、取引のつど仕訳してない場合がある。一連の取引終了後にまとめて仕訳しているわけである。(本書105~108頁参照)
- (40) A. W., S. 193~194. (41) A. W., S. 194. (42) A. W., S. 194.

- (43) A. W., S. 191.  
 (44) A. C. Littleton, Accounting Evolution to 1900, p. 107~110 (片野一郎訳, リトルトン会計発達史, 166~171頁)。  
 (45) A. W., S. 204. リトルトンは、貸借の勘定科目を示す部分を英語に訳すさいに、動詞 give(ドイツ語だと geben)を補い、カッコを付している。かれは laut 以下を示していない (A. C. Littleton, op. cit., p. 109).  
 (46) 9月30日付6番目の仕訳 (A. W., S. 205).

## 第4章 第一例示の仕訳の特徴

### 1. 商品取引の処理

銅勘定、銀勘定、絹布勘定といった商品勘定には、それら財貨の増加が借方に、減少が貸方に記入されている。4月20日の最初の仕訳をみると、その借方勘定科目は銅で、貸方勘定科目はハル支店である。そして小書きには、つぎのように記入されている<sup>(1)</sup>。

Haben wir von dannen empfangen zoe 32 fass zu 25 ctr. e 1 faß zu 20 ctr. Seind mit N° 81 bis 113; thund a 12 percento ctr. 918 pfund 40 Botzner gwicht; thut fl. 4821½; vnd zu 45 percento duc. 3325. 6. 12.

われわれは、それら(の銅)を受取った。すなわち25ツェントナーずつ入った32樽と20ツェントナー入った1樽である。それらにはNo. 81からNo. 113の番号がついている;(ウイーン重量とボツェン重量の換算率は)12パーセントであるから、ボツェンの重量では918ツェントナー40ポンド;すなわち4821½ライン・グルデン;したがって(貨幣の換算率は)45パーセントであるから duc. 3325. 6.12.

この取引は、ハル支店から銅を掛で購入した場合で、銅が増加していることはいうまでもない。

7月30日の3番目の仕訳をみると、その借方勘定科目はミラノ支店で、貸方勘定科目は銅である。そして小書きは、つぎのように書かれている<sup>(2)</sup>。

Ain faß, darin 25 ctr. Botzner gewicht, haben wir gen Mailand gesant mit 30 M° vng. gulden, als enthalb steet; schlag ich den ctr. an zu 5¼ fl. rh., wie ich in im empfangen angeschlagen hab, thut fl. 131¼ rh. vnd zu 45 percento thutt duc. 90. g. 12.p.13. Haben nicht vnkost ausgeben, duc. 90.12.13.

なかにボツェンの重量で25ツェントナー入った1樽を、われわれは直前(の仕訳)に示した30000ハンガリー・グルデンの現金とともにミラノ支店へ送った;わたくしは1ツェントナー当り、わたくしがそれを取得したときに評価したのと同じく、5¼ライン・グルデンとする。したがって131¼ライン・グルデン。そして(換算率はライン・グルデンが duc. の)45パーセント増であるため duc. 90. g. 12. p. 13. 費用の支払いはない。duc. 90. 12. 13.

これは、銅を掛でミラノ支店へ送ったときの仕訳である。取得時に銅勘定の

借方に記入するのであるから、売却・発送時に貸方に記入するのは当然であろう。

このように商品を取得したときはその取得価額をもって商品勘定の借方に、売却したときはその売価をもって商品勘定の貸方に記入している<sup>(3)</sup>。したがって、第一例示では、現在でいう総記法と表面的には同じ記帳方法を用いているわけである。しかし商品勘定に記入するのは、これら取得または売却についてだけではない。商品勘定の借方には他に二つの場合が、貸方には他に一つの場合が記入されている。それらのうちまず借方に記入されている場合からみることにする。

そのような場合の一つの例を、すでに示した6月2日の2番目の仕訳にみることができる<sup>(4)</sup>。その仕訳の借方勘定科目は銅、貸方勘定科目は現金である。

それが、現在でいう付随費用についての記入であることは、いうまでもない。4月20日に銅を取得したときの付随費用を、まとめて記入しているのである。

商品勘定の借方に取得価額以外を記入するもう一つの場合は、9月27日の仕訳にみるることができる。その仕訳の借方勘定科目は銀で、貸方勘定科目はヤコブ・フッガー氏である。この仕訳の貸方勘定科目の示めし方が例外的で、小書きとの区別が明確でないことはすでに明らかにしたとおりであるが<sup>(5)</sup>、いま先に示した小書きの一部を再度示すと、つぎのとおりである<sup>(6)</sup>。

vnnd dem silber zu als obsteet per saldo desselbigen contos. Dann auff dato kain silber mer verhanden ist. Haben auch ein copi des silber conto von wort zu wort, wie die im Zornal steend auf Augspurg gesant, duc.3897.17.19.

そして、銀勘定にその勘定の残高だけ、上記のように記入する。本日現在、銀は存在しない。仕訳帳に示すように詳細に書いた銀勘定の記録を、アウグスブルクへ送った。duc. 3897. 17. 19.

この小書きの内容を理解するには、9月27日までに行われた銀勘定への記入をみておくことが必要である。銀はその日までに、4月5日と5月28日の2回、ともにハル支店から取得している。それらの取得価額と付随費用の合計 duc. 84966. 4. 17が、借方に記入されている。他方9月27日までの間に、取得した銀のすべてを6月4日、7月1日、7月8日、7月15日そして8月20日の5回に

わたり、掛で販売するかまたは絹布と交換した。それらの場合には、販売または交換のつどその売価を貸方に記入しているが、その合計額は duc. 88863. 22. 4である。このような諸記入の結果として、銀は存在しないにもかかわらず、9月27日には銀勘定の貸方に duc. 3897. 17. 19の残高が残っていたのである。取得に要した金額より販売または交換によってえた金額が多かったわけであるから、現在の考えからすると、この残高は銀の販売益ということになる。この現在でいう銀の販売益を本店勘定に振替えたのが、9月27日の仕訳なのである。この結果、銀勘定の記入額は貸借一致する。

商品勘定の貸方に、その売価以外を記入している例を、9月18日の最初の仕訳にみるることができる。その仕訳の借方勘定科目はヤコブ・フッガー氏で、貸方勘定科目は絹布である。その小書きには、つぎのような記入がなされている<sup>(7)</sup>。

Vmb souil ist das seidin gwand noch fur debitor gestanden vnkost, so wir ausgehen haben adi 4. Febrer, als wir samat, damast kauften. Die schreib ich dem seidin gwand wider gut vnd den herrn zu per saldo desselbigen conto, duc. 1. 1. 12.

それだけの費用が絹布勘定の借方に残っている。それは、われわれが2月4日にピロードと紋織物を買入れたときに支払ったものである。わたくしはそれを絹布勘定に貸記し、そして主人勘定に絹布勘定の残高として借記する。duc. 1. 1. 12.

絹布は、2月4日に現金で購入し、また7月8日に銅と銀との交換によって取得した。それらの取得価額は合計で duc. 28555. 12であったが、2月4日の取得には duc. 1. 1. 12の付随費用を要した。したがって9月18日の時点で、絹布勘定の借方にはそれらの合計 duc. 28556. 13. 12の記入がなされていた。他方取得した絹布のすべてを、取得したときと同じ単価をもって、8月3日にオフエン支店にそして8月15日にはヤコブ・フッガー氏に、ともに掛で販売した。したがって絹布勘定の貸方には、9月18日までに合計で duc. 28555. 12が記入された。この結果として、絹布は存在しないにもかかわらず、その時点で借方に2月4日に支払った付随費用の額 duc. 1. 1. 12だけの残高が生ずることになったのである。したがってこの残高は、現在でいえば絹布の販売損なのである。この duc. 1. 1. 12をヤコブ・フッガー氏勘定に振替えるために行ったのが、この



9月18日の仕訳なのである。

## 2. 商品勘定の役割

これまでのところから明らかなように、商品勘定の借方には取得価額と現在でいう付随費用および商品販売益を、その貸方には売価と現在でいう商品販売損を記入している。したがって表面的にみると、付随費用を取得価額に含めるかたちで、現在でいう総記法の処理を行っていることになる。では、現在と同じ意味で付随費用を含める総記法を用いているのであろうか。

答えは、当然ノーである。なぜなら、もともとここでは、損益の計算は意図されていない。そのような場合に、商品販売損益の計算を目的とする総記法を用いて、何の意味があるであろうか。ここで表面上現在の総記法と同じ記入がなされているのは、つぎのような理由からなのである。

債権と債務のみを記録する支店の立場からすると、すべての債権および債務は、最終的には本店に対する債権および債務と考えねばならない。そのような場合は、債権の総額と債務の総額が一致すること、すなわち最終的な本店に対する債権と債務が一致することを示すことにより、会計責任は全うしうことになる。第一例示では、現金または商品といった現在では債権と区別されるものまでが、本店に対する債権と考えられている<sup>(8)</sup>。

このような考え方によれば、商品の取得は、それだけ本店に対する債権が増加(または債務が減少)したことになる。したがって支店の立場での処理方法の一つとしては、商品を取得した場合に、その額だけ本店に対する債権が増加したか債務が減少したとして、本店勘定に直接記入(ここではヤコブ・フッガー氏勘定の借方に記入)することが考えられる。しかしもう一つの処理方法も考えられる。すなわち取得した商品の額を、別の勘定の借方に示すのである。そのさいは、商品の取得によるものであるから、その勘定科目を商品(またはより具体的な品名)勘定とすることになる。これは、直接本店に対する債権を増加させるか債務を減少させる代りに、間接的に債権を増加させるか債務を減少させる処理方法である。

これら二つの処理方法のいずれを用いても、他方で別の債務が生ずるか債権が減少し(掛購入の場合)、現金(現金購入の場合)または商品(交換の場合)が減少するため、全体としての債権と債務のバランスには変わりがない。両者の違いは、ヤコブ・フッガー氏勘定の借方に直接記入すると、最終的には本店に対する債権となる商品の取得を、帳簿上で明らかにしえないのに対し、商品勘定の借方に記入すると、そのことが明らかになるという点だけである。

第一例示では、これら二つの処理法のうちの後者を選んで、その取得価額を商品勘定の借方に記入しているのである。したがって第一例示では、単に全体として債権と債務が最終的に一致することだけを明らかにせんとしているのではなく、それらの内訳をも若干は明らかにせんとしていることになる。

このように、商品を取得したときにそれだけ本店に対する債権が増加(または債務が減少)したことを示すねらいをもって、商品勘定の借方に記入するとすれば、付随費用を商品勘定の借方に記入することも、一つの処理方法として認められることになる。支店が営業活動上必要であった費用を現金で支払うと、それだけ債権としての現金が減少し、他方で本店に対する債権が増加するか債務が減少することになる。したがってこの場合に、直接本店に対する債権の増加または債務の減少として処理するとすれば、ヤコブ・フッガー氏勘定の借方に記入することになる<sup>(9)</sup>。これに対して間接的にそのことを処理せんとすると、ヤコブ・フッガー氏勘定以外の勘定の借方に記入することが考えられる。後者の場合に、付随費用の支出によって生じた債権だけを、一つの独立した勘定をもって処理することも当然可能である。しかし同様な意味をもった勘定として商品勘定が存在するときは、そこに含めることもできるのである。

第一例示においては、このような考え方のもとに、付随費用を商品勘定の借方に記入しているのである。したがって表面上はともかくも、基本的な考え方は、付随費用を取得価額に加算することとした場合の現在の総記法とは、全く異なるものなのである。ここでは、現在のような付随費用を取得価額に加え、費用と収益の対応を容易にかつ間違いなく行わんとする考え方は、微塵も存在しない。

一方商品を販売すると、そのことによって入手した現金(現金販売の場合)、債権(掛販売の場合)または別の商品(交換の場合)のいずれかが増加すると同時に、他方で本店に対する債権が減少するか債務が生ずることになる。この場合も、本店に対する債権の減少もしくは債務の発生を、直接ヤコブ・フッガー氏勘定に貸記することができる。しかし別の処理方法として、商品の売却によって生じた本店に対する債権の減少または債務の発生を、別の勘定の貸方に記入することも考えられる。これら二つの処理方法のいずれを用いても、全体としての債権と債務のバランスには変わりはない。売却によってえられた現金、債権または他の商品が、それぞれの勘定の借方に記入されるからである。

商品の売却によって生じた本店に対する債権の減少または債務の発生を独立した勘定科目をもって示すと、そのような債権または債務の増減の状況を知る上で都合はよい。しかし、債権または債務の大まかな内訳を示し、結果として債権総額と債務総額の一致を得んとする場合は、同種の他の債権または債務とともに一つの勘定科目をもってまとめて示すことも考えられる。第一例示では、取得時に個々の商品勘定の借方に記入するため、売却によって生じた本店に対する債権の減少または債務の発生を、その貸方に記入しているのである。

したがって、取得した商品をすべて売却したあとに生ずる商品勘定の借方残高は、売買の結果残った本店に対する債権超過額を示すことになる。商品販売損とは考ええない。同様に、すべての商品を売却しつくしたあとに生ずる商品勘定の貸方残高は、売買の結果残った本店に対する債務超過額となる。商品販売益ではない。このことは、商品が未だ売れ残っている状態での勘定残高についても同じである。借方残高(貸方残高)は、その時点での債権残額(債務残額)を示すのである。したがって商品を売りつくしたか否かにかかわらず商品勘定に生じた残高は、それが借方残高であれ貸方残高であれ、結局は本店勘定と相殺されることになる。

第一例示では、取引中に固定資産の増減に関するものはない。しかし仮りに固定資産に関する取引が行われたとすると、その場合は、商品売買の場合と同様の処理を行ったであろう。

### 3. 仕訳のタイミング

現在は、取引が生ずると、すなわち資産、負債、資本、収益、費用のいずれかに増減変化が生ずると、そのつど仕訳を行うのが原則である。そのさい、借方および貸方の各勘定科目数がそれぞれいくつになるかは、特に意識されない。一取引の仕訳であるかぎり、貸借の各勘定科目数がそれぞれいくつになろうと、貸借の各合計額が相互に一致し、取引の内容を適確にあらわすことだけが意識される。このような現在の仕訳の仕方と比べると、第一例示の仕訳帳においては、二つの点が注目される。一つは取引が生じても、そのつど仕訳帳に仕訳するとはかぎらないこと、他の一つは、仕訳のさいに、常に貸借の勘定科目がともに一つずつになるように意識的に処理されていることである。

取引が生じてもそのつど仕訳帳に仕訳しないのは、記帳の経済性を意識したためと考えられる。そのような処理が行われている場合は、内容的に二つに分けられる。一つは、財貨を購入して他へ発送した場合である。その例を4月9日の最初の仕訳にみることができる。その仕訳の借方勘定科目はヤコブ・フッガー氏で、貸方勘定科目はジモン・デ・パガチーニ氏である。その小書きには、つぎのように書かれている<sup>(10)</sup>。

Ist vmb ain diemantbund, ime abkaufft vnd auf datum mit Hans Ferber gen Augspurg gsant, duc. 400.

それだけの(額の)ダイヤモンド・バンド。それを購入し、本日ハンス・フェルバーに持たせて、アウグスブルクへ送った。duc. 400.

この取引が、ダイヤモンド・バンドを購入し、そのままの価額で本店に送ったものであることは、いうまでもない。ダイヤモンド・バンドの購入とその発送(販売)という一連の取引の結果だけを、一括して仕訳しているのである。ここで発送したのが本日であることは明記されているが、購入したのが本日であったかは不明である。ただ現在であれば、たとえ購入と発送が同じ日に行われたとしても、それぞれについて仕訳を行うであろう。ここで行われているように、現在であれば別々に行うであろう二つの仕訳をまとめて行ったとしても、

当然第一例示が目的としている債権と債務の記録および結果としての全体のバランスには、なんの影響もない。この種の処理は、4月9日の2番目および6月8日の最初の仕訳でも行われている。財貨の購入とその発送を、別々に仕訳している場合はない。

取引が生じてもそのつど仕訳帳には仕訳しないもう一つの場合を、現金授受および商品売買の処理にみることができる。例として、9月1日の仕訳をみよう。この仕訳の借方勘定科目は現金で、貸方勘定科目は銅である。取引は、銅を現金で売却したというものである。小書きには、つぎのように記入されている<sup>(11)</sup>。

Ist, vmb souil haben wir kupffer verkaufft sider primo Augusto, in summa ctr. 1662 pfund 10¼ vnd den meiler per duc. 42; thut als vorsteet. Vnnd habenn sollich kupffer verkaufft, nemlich: a la Signoria de Venetia ctr. 1000, a Zuan Anto Mor de Fiore ctr. 100, Petro Amadeo ctr. 100, Aluixo Luchasini ctr. 50, Petro de Buffonireni ctr. 80, Casparo de Romano ctr. 132 pfund 10¼, Zuan Jacob di la Burzo vodo ctr. 200. In summa ctr. 1662 pfund 10¼ in 63 fassen als vorstet; thut an gelt duc. 6980.20.30.

それだけ(の額の銅)を、われわれは8月1日以降に販売した。合計で1662ツェントナー-10¼ポンドで、マイラー当り duc. 42; したがって(金額は)上記のとおり。それらの銅を販売した。すなわちヴェニスにシグノリア氏に1000ツェントナー、フィレンツェのズワン・アント・モア氏に100ツェントナー、ペテロ・アマデオ氏に100ツェントナー、アルイクソ・ルカシーニ氏に50ツェントナー、プフォニレニのペトロ氏に80ツェントナー、ローマのカスパラ氏に132ツェントナー-10¼ポンド、ブルゾ・ボトのズワン・ヤコブ氏に200ツェントナー。全部で(重量は)上記のとおり1662ツェントナー-10¼ポンドで63樽; したがって金額にして duc. 6980. 20. 30.

この小書きをみるかぎり、販売した相手は一人ではないが、その各相手とそれぞれへの販売重量は明らかである。しかしそれぞれへ販売した日は、8月1日から仕訳日9月1日までのいつかであるにしても、具体的にはわからない。ともかく、一ヶ月間に行った販売先および販売日を異にする銅の販売全部について、まとめて仕訳したのがこれである。

このように、同種の取引についてまとめて仕訳している場合は、他にもみることができる。4月5日付で行われている、ハル支店から3月4日以降に掛で取得した銀についての記入、6月23日付でなされている、4月以降に購入した

ぶどう酒(malvasier)をアウグスブルクへ発送したことについての記入、7月28日付でなされている、7月1日以降にアウグスブルクから受取った現金についての記入、および9月30日付でなされている、1月1日以降のシュバルツ自身の生活費とヴェニス支店の経費についての記入がそうである<sup>(12)</sup>。

そのほか、同じ売手のもとから複数の運搬人によって運ばれてきた商品の受取りについての記入、たとえば6月2日付でなされているボツツェン支店からの銅の取得についての記入、および自己受取りの手形代金を複数の相手から受取ったことについての記入、たとえば7月24日付でなされているアントワープ支店振出し、ラインハルト・フレッシュゴウアルディ氏支払い、ヴェニス支店受取りの為替手形代金を、アレクソ・デ・ネルリ氏以下計5人の人物から受取ったことについての記入、これらもおそらく、全部の銅または手形代金すべてを一度に受取ったのではなく、何回かに分けて行われた一連の受取りが完了したときに、結果だけは正しく示すものとしてまとめて記入したものであろう<sup>(13)</sup>。

では、一連の取引が完了すると、その時点で必ずそのことについて仕訳をしたのであろうか。そうとは限らないことは、すでに示した6月2日の2番目の仕訳から明らかである。それは銅の取得に要した付随費用の記入であるが、銅は4月20日にハル支店から、6月2日にボツツェン支店から取得した。したがって4月20日までに、ハル支店からの銅の取得はおわっており、その銅については4月20日に仕訳を行っている。しかしそのさい要した付随費用についての記入は、6月2日の銅の取得に要した付随費用とともに、後になってまとめて行われている<sup>(14)</sup>。

では記帳の経済性を意識したとしても、なぜ仕訳帳に間違いなく正しい合計額をもって記入することが可能なのであろうか。それぞれの取引金額は、合計額をもって仕訳されるまで、どのように処理されていたのであろうか。結論をいえば、第一例示においては各種の補助簿が用いられているため、このような合計額による仕訳が可能なのである。現金を受取るか支払うとそのつど現金出納帳(cassabuechlin)に、商品を受取るか販売すると銅記入帳(kupfferbuechlin)

等に記入していたのである。補助簿を用いるまでに、すでに帳簿組織が整備されていたのである。

#### 4. 仕訳の勘定科目数

仕訳における勘定科目数をみてみよう。もともと当時の経済社会自体が未熟であったため、取引も複雑なものは少ない。現金の授受、商品の現金または掛による売買、手形の振出・引受・代金回収が、そのほとんどである。したがってそのまま仕訳しても(たとえ現在のわれわれが仕訳しても)、貸借双方の勘定科目数は、常に一つずつになることが多い。しかしときには、そのまま仕訳すると貸借の一方の勘定科目数が複数になる場合がある。そのさいは意識的に、貸借の勘定科目数がともに一つずつになるように処理されている。その例をわれわれは、7月8日の銅と銀をもって絹布と交換したさいの仕訳にみることができる。

その取引は、アレクソ・デ・ネルリ氏の所有する絹布 duc. 27401と、自己の所有する duc. 11745の銅および duc. 15656の銀を交換したというものである。現在であれば、この取引は借方勘定科目を絹布、貸方勘定科目を銅および銀として、一つの仕訳で処理するであろう。それを第一例示では、なぜか三つの仕訳に分けて処理しているのである。

それら三つの仕訳の借方勘定科目がともに絹布 (seidin gwand) であることは、いうまでもない。それに対して貸方勘定科目は、1番目の仕訳では銅、2番目の仕訳では銀、3番目の仕訳では銅になっている。それらの仕訳の小書きを順番に示すと、それぞれつぎのとおりである<sup>(15)</sup>。

Nemlich haben wir getauscht vnd empfangen von Alex<sup>o</sup> de Nerli 80 stuck schwartz samat ; halten nemlich 40 stuck zu 60 elen vnd 20 stuck zu 47 elen vnd 20 stuck zu 40 elen. Summa thut 4140 elen vnd die elen genomen per 1 $\frac{3}{4}$  duc.; thut als vor. So haben wir gemeltem Alex<sup>o</sup> de Nerli geben zoe 69 faß kupffer zu 25 ctr., thut ctr. 1725 Botzner gewicht ; vnd den M<sup>o</sup>ilon geben per 42 duc., thut duc 7245. Schreib ich also das silber dem conto gut, zoe das kupffer, vnd schreib das gelt an kupffer stat dem seidin gwand zu, duc. 7245.

すなわち、われわれは交換し、アレクソ・デ・ネルリ氏から80個の黒いピロード地を受取った；すなわち、40個は(長さ)60エレン、20個は(長さ)47エレンそして20個は(長

さ)40エレン。したがって全部で4140エレンで、エレン当り duc 1 $\frac{3}{4}$ と計算する；したがって上記のとおり。それに対して我々は上記アレクソ・デ・ネルリ氏に対して、それぞれに25ツェントナーずつ入った69樽の銅、したがってポツツェンの重量で1725ツェントナーを与えた；そしてマイラー当り duc. 42と計算する。したがって duc. 7245. わたくしはその銀について、その勘定すなわち銅勘定に貸記する。絹布の代りに与えた銅の代金を借記する、duc. 7245.

Ist vmb das wir gemeltem Alex<sup>o</sup> de Nerli geben haben 20 stuck silber mit N<sup>o</sup> 47 bis 66. Haben in summa gewegen mark 1957 wienisch rauch gewicht vnd die mark per 8 duc., thut als obsteet. Daran hat er vns wider geben 824 stuck lang zamalot zu 19 duc. von allerlay farben, thut duc. 15656.

われわれが、上記アレクソ・デ・ネルリ氏に与えたのは No. 47から No. 66までの銀20個である。合計でウィーンの重量で1957マルクで、マルク当り duc. 8である。かれはわれわれに単価 duc. 19の824個の長い多色のピロードを与えた。duc. 15656.

Haben wir gestochen mit Alex<sup>o</sup> de Nerli. Im gebenn ctr. 1071 pfund 43 Botzner gewicht, den Meiler per 42 duc., thut als vor. Dagegen empfangen 1000 stuck kurtzen zamalot allerlay farben vnd das stuck zu 4 $\frac{1}{2}$  duc., thutt duc. 4500. Schreib ich also dem kupffer gut vnd dem seidin gwand zu, duc. 4500.

われわれは、アレクソ・デ・ネルリ氏と取引を行った。かれにポツツェンの重量で1071ツェントナー43ポンドを、上記のとおりマイラー当り duc.42の計算で渡した。それに対して1000個の短い多色のピロードを受取った。1個 duc. 4 $\frac{1}{2}$ で、したがって duc. 4500である。わたくしは銅勘定に貸記し、絹布勘定に借記する、duc. 4500.

これらの小書きをみることにより、この日に取得した絹布が黒いピロード、長い多色のピロードおよび短い多色のピロードの三種類で、交換条件はそれぞれの種類ごとにきめられていることがわかる。では、このような現在であれば一つの仕訳をもって処理するであろう事柄を、なぜ三つの仕訳に分けて処理するのであるのか。また、仕訳で借方勘定科目が絹布で貸方勘定科目が銅となる1番目の仕訳と3番目の仕訳を、なぜ分けて行うのであるのか。結論をいえば、交換の条件が種類ごとにきめられていたためであろう。では、なぜ交換条件を別々にきめねばならないのであるのか。

第一例示の仕訳の書き方では、借方の勘定科目と貸方の勘定科目を示す文章はそれぞれ独立しており、借方の勘定科目を示す文章から書かれているのがふつうである。そのさい多くの場合は、借方勘定科目を示す文章は文頭を Vns soll ではじめて勘定科目が主語になっており、貸方勘定科目を示す文章は文頭が

Die sollen wir で勘定科目は目的語になっている。貸借の勘定科目を示す各文章はともに一つで、ただ動詞 geben だけが省略されている<sup>(16)</sup>。このようなほぼ定まった一つの形で仕訳するとすれば、勘定科目は複数であるよりも一つのほうが混乱が少なく、転記も正しく行うことができたであろう。このような理由から、意識して貸借の勘定科目をそれぞれ一つずつにするとすれば、取引価額も、貸借の勘定科目が一つずつになる範囲ごとに決定されねばならないであろう。

いま他人の所有する duc. 3のAおよび duc. 7のBを、自己の所有する duc. 4のCおよび duc. 6のDと交換したとする。この取引を一つの仕訳で示すとすれば、当然自己の行う仕訳では、借方が A duc. 3と B duc. 7となり、貸方は C duc. 4と D duc. 6になる。ところでこの取引を、第一例示での書き方に真似て仕訳すると、どのようになるであろうか。借方部分は Vns soll A duc. 3 (geben) und vns soll B duc.7 (geben) となるであろう。しかしこれでは明らかに二つの文章で、第一例示ではそのような書き方はなされていない。ではこの借方部分を第一例示の書き方にしたがって一つの文章をもって書くとすれば、どのようになるであろうか。一つとしては ① Vns soll A duc. 3 und B. duc.7 (geben) と書くことができ、また ② Vns soll A und B duc. 3 und duc. 7 (geben) とも書きうるかもしれない。これらが一つの文章であることは明らかであるが、転記に支障はないであろうか。転記時になんらかの転記済みの印(現在でいう元丁)を付すとすれば、これでも支障はなかったかもしれない。しかし第一例示では、元丁に相当するなんらの記入も行っていない<sup>(17)</sup>。文章中より勘定科目を選び出し、その金額をも確定して転記するとすれば、勘定科目が一つで金額も一つしか書かれていないほうが、間違いは少なかったであろう。ただ借方側の場合は、勘定科目がたとえ二つ以上になったとしても、必ず支障が生ずるというわけではない。①の場合がそうである。勘定科目を一つにすることの必要性は、貸方側においてより切実である。

貸方勘定科目を示す文章を、必ず Die sollen wir をもって書きはじめるものとする、そのさいは、勘定科目が一つであることが、どうしても必要になる。

総額 duc. 10の借方を、Die で指示する場合、貸方の勘定が一つであればとくに問題はない。しかし貸方の勘定科目が二つ以上であると、貸方勘定科目を示す部分に金額を具体的に示さないかぎりは、それぞれの勘定科目ごとの金額をきめることが不可能である。この意味で、Die sollen wir という形にこだわる限りは、貸方の勘定科目を一つにすることが、絶対に必要なのである。この形にこだわる限り貸方の勘定科目を一つにせざるをえないことが、仕訳の定形化・均衡化の面から、借方の勘定科目も一つにすることに影響したとさえいえるかもしれない。

このように、仕訳の書き方をできるだけ固定化せんとする意識が先行し、そのことからくる制約によって、貸借の各勘定科目を一つずつにせざるをえなかったとすると、交換条件も貸借の勘定科目が一つずつになる区分ごとにきめる必要があったであろう。この意味で、前掲の7月8日の2番目の仕訳は、必ず独立して行われたものと考えられる。では借方勘定科目が絹布で貸方勘定科目が銅と同じになる1番目と3番目の仕訳を、なぜ分けて行っているのだろうか。

黒いピロードおよび短い多色のピロードを銅と交換する場合、その交換条件をまとめて一括決定することもできる。そのさいは、一つの仕訳で処理したであろう。しかし勘定科目としては絹布をもって処理することになっても、黒いピロードと短い多色のピロードを分けて交換条件をきめることもありえよう。たとえ分けて別々に交換条件をきめた場合でも、依然として、一つの仕訳として合計額で処理することは当然可能である。しかし種類ごとにきめられた価額をもって、そのまま二つの仕訳として処理することも、もちろんありうる。結果には違いないからである。1番目と3番目の仕訳を分けて行っているのは、黒いピロードと短い多色のピロードとを分けて交換条件をそれぞれきめ、そのまま分けて仕訳したのではあるまいか。

(1) A. W., S.191. (2) A.W.,S.199.

(3) フッガー一家他店に対する売却はすべて掛で行い、他店へは取得価額のままで送っている。

- (4) 本書71頁参照。(5) 本書87頁参照。(6) A. W., S. 204.  
 (7) A. W., S. 203. (8) A. W., S. 147~148.  
 (9) 4月15日4番目の処理は、そのような考え方によるものといえよう。(本書49頁参照)  
 (10) A. W., S. 189. (11) A. W., S. 202~203. (12) A. W., S. 189, 198~199 und 204~205.  
 (13) A. W., S. 194 und 198. (14) A. W., S. 194.  
 (15) A. W., S. 196~197.最初の仕訳の末尾近くの ich also das silber は、ich also das kupffer の誤りであろう。  
 (16) 本書第3章注(45)参照。  
 (17) 分数形式で元丁を表示するとは述べられているが、例示では、それが行われていない。

## 第5章 債務帳の形式と転記

### 1. 資料上の制約

シュバルツ簿記書の第一例示では、主要簿として仕訳帳 (Zornal) と債務帳 (Schuldbuch) が用いられている。まず帳簿係 (buchhalter) によって取引が仕訳帳に記入され、ついで転記係 (mutierer) によって、そこから債務帳の各勘定口座に転記されるのである。このような体系と記帳順で記入する簿記全体を解明する作業のうち、これまでに、どのような事象を取引として取上げ、それをどのような仕訳原則に従って、どのような形式で、いつ記入するかについての検討をおわった。それらによって、仕訳帳に関する諸問題については、一応の検討を行えたと考えている。そこでつぎは、仕訳帳から転記する債務帳に関する諸問題に目を向けることになる。

ただこれから行わんとする債務帳の検討には、仕訳帳の場合に比して、資料の面で可成りの制約のあることを予め覚悟せねばならない。われわれの研究は、ヴァイトナーが作成した翻刻版に依存している。その翻刻版では、仕訳帳部分はすべて示されているものの、債務帳の一部は省略されているのである。ヴァイトナーはエルピング写本を中心に翻刻したのであるが、同写本では、24頁にわたって20の勘定口座が設けられている。しかし翻刻版では、そのうちの六つ、すなわち現金、ヤコブ・フッガー氏、フランコ・チウエナ氏、アントワープ支店、銀、プロイリ銀行の各勘定口座しか示されていない。ただ幸いなことに、示されている六つの勘定口座は、第一例示で用いられている勘定口座を大きく現金、商品、ヤコブ・フッガー氏、フッガー家の他支店、第三者の五種類に分けたときの、すべてにわたっている。したがってわれわれの検討にとっては、完全ではないにしても、十分な資料ではある。

債務帳は、現在でいうところの総勘定元帳である。したがってそこには、各

勘定科目ごとの集計場所すなわち各勘定口座が設けられており、仕訳帳から転記される。そのさい、仕訳の借方金額はその勘定科目と同じ勘定科目の勘定口座の借方に、仕訳の貸方金額はその勘定科目と同じ勘定科目の勘定口座の貸方に、転記する。すなわち、この点に関するかぎりは、現在と同じである。では第一例示では、各勘定口座がどのような形式をもってどのような順に設けられており、そこにはどのような事項がいつ記入され、締切りはどのようにしていつ行われているのであろうか。

## 2. 勘定口座の開設順

仕訳帳は、26枚目の表頁(丁数14)すなわち見開きの右側頁でおわっている。したがってつづく26枚目の裏頁(丁数15)から、債務帳の主要部分(すなわち勘定口座を設けた場所)を示すことが可能であったはずである。しかしその見開きには、左側頁に丁数15、右側頁に丁数16と書かれているだけである。いわば白紙である。これは、原本もしくは写本の段階で、仕訳帳と債務帳をはっきりと区別する目的で、意識的になされていたことなのかもしれない。つぎの見開きも、未だ債務帳の主要部分とはなっていない。その左側頁すなわち27枚目の裏頁(丁数16)には、つぎのような記入だけがなされている<sup>(1)</sup>。

Das Alphabet.

Cassa ac. 18,27, 28.—Herr Jacob Fugger ac. 18,27, 28.—Miser Franc<sup>o</sup> Ciuenta ac. 19.—Roma ac. 19.—Miser Franc<sup>o</sup> Verzelin ac. 20.—Seidin gwand ac. 20.—Mailand ac. 21.—Bancho Capello ac. 21.—Bancho Bisani ac. 22.—Anttorff ac. 22.—Schwatzter garkupffer ac. 23.—Botzen ac. 23.—Ofen ac. 24.—Miser Daniel de Souicho ac. 24.—Lion ac. 25.—Silber soll ac. 25.—Hall ac. 25.—Miser Simon de Pagathini ac. 26.—Nürnberg ac. 26.—Bancho Preulli ac. 26.—

これは、主要部分と見くらべることによって、債務帳ではどの勘定口座がどこに設けられているかを、丁数をもって示したものであることがわかる。現代風にいえば、勘定科目一覧表とでもいうべきものである。

同じ見開きの右側頁すなわち28枚目の表頁の丁数は17であるが、そこには Das Schuldbuch とだけ書いて、その下にヴァイトナによってカッコを付して

Aktiva と書かれている<sup>(2)</sup>。債務帳の主要部分が示されているのは、つぎの28枚目の裏頁(丁数18)からである。

28枚目の裏頁からはじまる債務帳の主要部分では、各勘定口座が同一見開きの左右二頁を使って設けられている。すなわち見開きの左側頁に勘定口座の借方(Aktiva)部分を設け、右側頁のそれに見合う位置に同じ勘定口座の貸方(Passiva)部分を設けているのである<sup>(3)</sup>。そのさい、貸借を区分する縦線は引かれていない。同一勘定口座の貸借には、同じ丁数が付されている<sup>(4)</sup>。ただ各見開きに、勘定口座が一つずつ設けられているというわけではない。前掲の勘定科目一覧表から明らかなごとく、一つの見開きには、二つもしくは三つの勘定口座が設けられているのがふつうである。

勘定口座は、つぎのようにして設けられたものと考えられる。まず、ある見開きに勘定口座を設けるときは、当然その上部から設ける。そしてつぎの勘定口座を設けるときは、すでに設けられている上部の勘定口座への将来の記入量を予測し、それに必要と考えられるスペースを確保したうえで開設する。したがって残りのスペースが、すでに設けられている上部の勘定口座の記入だけでいっぱいになると考えられる場合は、当然つぎの見開きの上部に、新しい勘定口座を設けることになる。

勘定口座は、仕訳ではじめてその勘定科目が用いられたときに設けられる。必要になると考えられる勘定口座を、最初の段階で、予めまとめて開設しているのではない。このことは、仕訳帳においてある勘定科目がはじめて用いられた順と、勘定口座の開設順を比べることにより明らかである。たとえば仕訳帳の最初になされている1月1日付の仕訳は、借方勘定科目が現金で、貸方勘定科目はヤコブ・フッガー氏である。このように現金とヤコブ・フッガー氏の二つの勘定科目がまず仕訳で用いられたため、それを転記する必要から、それらの勘定口座が設けられたのである。ここで現金とヤコブ・フッガー氏の二つの勘定口座だけが同じ見開きに設けられているのは、その時点で、それぞれの勘定口座の将来の記入量に半頁ずつを要すると予測したためであろう。3番目と4番目の勘定口座としてフランコ・チウエナ氏とローマ支店のそれが開設され

ているのは、1月1日付の二番目の仕訳で借方勘定科目がフランコ・チウエナ氏、貸方勘定科目がローマ支店であったためである。1月1日付の3番目の仕訳は、借方勘定科目がローマ支店、貸方勘定科目がフランコ・フェルツェリン氏であるが、この時点ですでにローマ支店勘定口座は設けられているため、フランコ・フェルツェリン氏勘定口座だけを、新しい見開きの上部に設けたわけである。

1月1日付の最初と2番目の仕訳に従って新しく勘定口座を開設したときにみられるように、仕訳がなされ、それに伴って新しく開設しなければならない勘定口座が二つの場合は、仕訳の借方側の勘定科目の勘定口座から設けられている。2月4日の2番目、2月9日の最初、3月28日の2番目、3月30日の3番目および4月5日の最初の各仕訳の場合も、それぞれの仕訳時点で貸借の勘定科目ともはじめて用いられている<sup>(6)</sup>。それらの各場合も、勘定口座は借方側から設けられている。

このようにして各勘定口座が開設されたとすると、27枚目の裏頁からはじまる債務帳の部分は、はじめ27枚目の裏頁の上部に丁数および「Das Alphabet」が、そして28枚目の表頁には丁数および「Das Schuldbuch」だけが書かれていたことになる。そして新しい勘定口座を設けるつど、開設した個所の丁数と勘定科目を Das Alphabet に順次記入していったことになる。

勘定口座の開設にあたっては、同一見開きの左右の頁のそれぞれ中央部分に勘定科目を書く。そのさい、それが借方側であれば勘定科目につづけて soll vns と、また貸方側の場合は勘定科目につづけて sollen wir と書くのがふつうである<sup>(6)</sup>。たとえば現金勘定の場合は、借方を Cassa soll vns、貸方を Cassa sollen wir とするのである。ただし、勘定口座を設けることが必要になったとしても、その時点で必要なのは、勘定口座の貸借のうちのいずれか一方だけのはずである。同一勘定口座の貸借双方に同時に記入するような取引、すなわち貸借双方の勘定科目が同じである仕訳は、期中取引には存在しない。もし借方に転記することが必要になると、当然勘定口座の借方は開設したであろう。しかし、その時点で反対側(ここでは貸方)をも開設したのか、それともその時点では反対側

に余白だけを確認しておき、そこに転記することとなったときに開設したのか、この点は明らかではない<sup>(7)</sup>。

### 3. 勘定口座の形式と記載事項

第一例示で用いられている勘定口座が、現金、ヤコブ・フッガー氏、フッガー一家の他支店、商品、第三者の五つに分けうることはすでに述べた。これら諸勘定口座のうち商品勘定を除く各勘定口座では、貸借とも左から転記日、転記される仕訳の相手方の勘定科目(およびときとして簡単な取引の説明)、転記される仕訳がなされている仕訳帳の丁数(現在でいう仕丁)、転記される仕訳の相手方の勘定科目が転記された債務帳の丁数および金額が書かれている。商品勘定にもこれらがこの順に記入されているが、そこではさらに、転記日の前に授受された商品の重量および荷物数が書かれている<sup>(8)</sup>。一回の転記が一行で書かれているとはかぎらない。

商品勘定以外の勘定口座の場合は、転記日が左よりに、金額が右よりに、それぞれ他から独立したかたちで書かれている。転記日と金額の間に書かれている相手方の勘定科目からその勘定科目が転記されている債務帳の丁数までは、適当な巾の中に二・三行で書かれている。商品勘定の場合は、商品勘定以外の場合に転記日を書く位置に重量と荷物数が書かれ、転記日は、商品勘定以外の場合に仕訳の相手方勘定科目を書く位置に、書かれている。いずれの場合でも、相手方の勘定科目が転記されている債務帳の丁数までの部分が、行の中途でおわっている場合は、その行の右はしの位置に duc. と金額単位を書いて、その間を点線でうめている。したがって仕訳の相手方の勘定科目等が二行以上で書かれているときは、その最下行の右よりの位置に金額は書かれているわけである。

各勘定口座の貸借とも、最初の転記にだけは、転記日の記入に「1516」と年数をも付し、月日の前に Adi (am Tage の略) をつけている。商品勘定以外の勘定口座においては、2番目以降の転記日の前に、「また」もしくは「つぎに」を意味する「E」が書かれている。またそれらの月日の記入においては、それが直前の転記と同じ月の場合は日数だけを書き、同月であることは短い横棒をも



って示している。同月同日の場合は、短い横棒二本を書いているだけである。例示されている商品勘定すなわち銀勘定においては、直前の転記と同じ月の場合であっても月を明示し、月日の前に Adi を付している。また直前の転記日と同日の場合は、detto(上述日)と書かれていることもあり、なにも書かれていないこともある。

日付の右に書かれている相手方の勘定科目の前には、per がつけられている。これは原因もしくは理由を示す「~のために」または「~に見合うものとして」の意味であって、相手方の勘定科目に見合うものとして、ここに転記したことを示すものである。転記される仕訳が記入されている仕訳帳の丁数は、「Zornal ac. X」(仕訳帳の丁数X)というかたちで書かれ、仕訳の相手方の勘定科目が転記されている債務帳の丁数は、「dises ac. Y」(この帳簿の丁数Y)というかたちで示されている。

いま例として、現金勘定の借方部分(丁数18)と銀勘定の借方部分(丁数25)を示すと、それぞれつぎのとおりである<sup>(9)</sup>。

(現金勘定口座)

	Cassa soll vns.	
1516. Adi primo Zenner. per herr Jacob Fugger von Augspurg bar		
entpfangen, thut Zornal ac. 1, dises ac. 18, .....	duc. 3000.—	—
E 9. April. per Rom, Zornal ac. 2, dises ac. 19, .....	duc. 12. 6.—	—
E 15. —. per herr Jacob Fugger. Zornal ac. 2, dises ac. 18, duc.	212.12.9	—
E ——. per herr Jacob Fugger detto. Zornal ac. 2, empfangen,		
thut dises ac. 18, .....	duc. 6060.—	—
E ——. per Lion ain wexel laut Zornal ac. 2, dises ac. 25, duc.	2000.—	—
E 10. Mazo. per Botzen ain wexel, thut Zornal ac. 3, dises ac. 23,		
.....	duc. 1200.—	—
E 20.—. per Verzelin thut Zornal ac. 4, dises ac. 20, .....	duc. 569.—	—
	Summa duc. 13053.18.9	

(銀勘定口座)

	Silber Soll vns.	
1516. m. 9892 lot 2 stuck 80. Adi 5. April per Hall empfangen sina 4.		
Marzo, ac. 2. 25, .....	duc. 71727.21.24	
m. —, —, —. Detto per Cassa ac. 2. 18, .....	duc. 1052.12.—	

m. 1640., —, 20.	Adi 28. Mazo per Hall ac. 4.25, .....	duc. 11890.—
m. —, —, —.	per Cassa vnkost ac. 4.18, .....	duc. 295.18.25
m. —, —, —.	per herr Jacob Fugger auazo ac. 12.27, ...	duc. 3897.17.19
S <sup>a</sup> m. 11532 lot 2 stuck 100.		Summa duc. 88863.22. 4

現金勘定の最初の記入についていえば、Zenner(1月)までが年月日、その後の entpfangen までが相手方勘定科目と摘要、つづく ac. 1が仕丁、ac. 18が相手方の勘定科目が転記されている勘定口座の丁数である。

上掲の現金勘定および銀勘定から明らかなごとく、勘定面には、締切りにあたって合計を求めるさいの合計線(横線一本)は引かれているものの、それ以外はいかなる縦線および横線(数字の零を示す—を除く)も用いられてはいない。合計額の下に締切線(横線二本)を引くことも、なされてはいない。

4. 期中における新勘定口座開設

前述のごとく、勘定口座を開設するときは、直前に設けられている勘定口座の将来の記入量を予測し、それに必要なスペースを確保したうえで開設している。そしてほとんどの勘定口座の場合は、予め用意したスペースで十分であった。しかしそうではなかった勘定口座が、二つある。丁数18に開設されている現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定がそれである。なおここで書ききれなくなったとは、その勘定口座の貸借一方が書ききれなくなった状態をいい、他の一方がどれほど余裕を残しているかは関係ない。

勘定口座が書ききれなくなると、当然別の場所に新しく勘定口座を開設することが必要になる。そのさいその位置が、既設の最後の勘定口座(具体的にはプロイリ銀行勘定口座)のつぎであることは、いうまでもない。では書ききれなくなった勘定口座はいつどのように締切り、新しい勘定口座はいつどのようにして開設されているのであろうか。

現金勘定口座は、6月4日に貸方に duc. 12の記入を行った時点で、その側のスペースが締切りに要する行数だけを残す状態になった。同勘定口座には、この時点で借方に7回、貸方には15回の記入がなされており、貸方のスペースが

いっばいになったのである。そこで新勘定口座を開設することになったのであるが、それは37枚目の裏頁と38枚目の表頁(丁数はともに27)の上部に開設されている。既設の最後の勘定口座すなわちプロイリ銀行勘定口座が設けられている丁数26には、新たに現金勘定口座を設けるだけのスペースがなかったのである。このときの旧現金勘定口座の締切りと、新現金勘定口座の開設は、つぎのような手順で行われている。

6月4日付で貸方に duc. 12を記入したあと、まず勘定残高を求めている。この時点での借方記入額合計は duc. 13053. 18. 9で、貸方記入額合計は duc. 7684. 7. 4であったため、勘定残高は借方に duc. 5369. 11. 5 存在した。この勘定残高を、同日付で貸方に「per se ain rest, hin ac. 27」(残高について、丁数27へ)と通常であれば相手方の勘定科目等を書く位置に書いて、記入している。この記入によって旧現金勘定口座は、貸借とも合計が duc. 13053. 18. 9になったことはいうまでもない。そこで、この各合計額をそれまでになされている貸借の各記入の下に合計線一本を引いて、Summa(合計)を付して記入している。したがって貸借の各合計額は横一線に書かれておらず、記入回数の少ない借方の合計額が可成り上の位置に書かれている。これで旧現金勘定口座の締切りはおわることになる。このように旧勘定口座は、貸借の一方が書ききれなくなった日に締切られているのである。

それに対して新現金勘定口座の開設は、6月8日に行われている。すなわち旧現金勘定口座を締切った日には、新現金勘定口座の開設を行ってはいない。新現金勘定口座の開設にあたっては、「per se ain rest, her von ac. 18」(残高について、丁数18より)と書いて、借方に duc. 5369. 11. 5が記入されている。いま旧現金勘定口座の貸方末尾部分と新現金勘定口座借方のはじめの部分を示すと、それぞれつぎのとおりである<sup>(10)</sup>。

(旧勘定口座貸方末尾)

	Cassa sollen wir	
	(中略)	
E 4. —	per Rom, thut Zornal ac. 5, dises ac. 19, .....	duc. 12.—
E — —	per se ain rest, hin ac. 27, .....	duc. 5369.11. 5

Summa duc. 13053.18. 9

(新勘定口座借方はじめ)

	Cassa Soll vns.	
1516. Adi 8. Zungno. per se ain rest, her von ac. 18, .....	duc.	5369.11. 5
E 24. Luio. per Anttorff ain wexel ac. 7. 22, .....	duc.	85900.—
		(以下略)

一方ヤコブ・フッガー氏勘定は、借方に13番目の記入として7月16日付で duc. 80の記入を行ったことで、その側は締切りに要するスペースだけを残すだけになった。したがって、この時点では貸方に4回の記入しかなされておらずスペースを可成り残してはいたが、勘定口座を締切らざるをえなくなったのである。このとき借方には合計で duc. 35497. 12.—が、貸方には合計で duc. 14672. 12.9が記入されていた。この締切りでは、借方残高 duc. 20824.23.23を貸方に、「per se ain rest, hin ac. 27」(残高について、丁数27へ)と書いて記入している<sup>(11)</sup>。この結果、旧ヤコブ・フッガー氏勘定口座の記入額は、貸借ともそれぞれ合計で duc. 35497. 12.—になったわけである。ここでの合計額の示し方も、旧現金勘定口座の場合と同じである。

新ヤコブ・フッガー氏勘定口座は、新現金勘定口座と同じ丁数27に設けられている。丁数27だけで、それら二つの勘定口座の記入を十分に行いえると予測したのであろう。また新ヤコブ・フッガー氏勘定口座の開設日は、旧ヤコブ・フッガー氏勘定口座の締切り日と同じ7月16日である。そのさいは借方に「per se vmb ain rest, her von ac. 18」(残高について、ac.18より)と書いて、duc. 20824. 23. 23を記入している。いま旧ヤコブ・フッガー氏勘定口座の貸方末尾部分と、新ヤコブ・フッガー氏勘定口座借方のはじめの部分を示すと、それぞれつぎのとおりである<sup>(12)</sup>。

(旧勘定口座貸方末尾)

	Herren Jacob Fugger Sollen wir	
	(中略)	
E p <sup>o</sup> . Mazo. per Ciuena ain wexel, thut Zornal ac. 3 vnnd		
	in disem ac. 19, .....	duc. 5400.—
E 15. Luio. per se ain rest, hin ac. 27, .....	duc.	20824.23.23

Summa duc. 35497.12.—

(新勘定口座借方はじめ)

Herr Jacob Fugger Soll vns.

1516. Adi 16. Luio. per se vmb ain rest, her von ac. 18, .....duc. 20824.23.23

(以下略)

これまでのところから明らかなごとく、旧勘定口座の締切りは、現金勘定口座およびヤコブ・フッガー氏勘定口座の場合とも、旧勘定口座が書ききれなくなった日に行われている。このことから、役目をおわった旧勘定口座は、直ちに締切ったことが推測できる。しかしその後必要となる新勘定は、ヤコブ・フッガー氏勘定の場合は旧勘定の締切り日に開設されているが、現金勘定の開設日は旧勘定を締切ったあと4日を経過した時点である。新勘定は、必ずしも旧勘定の締切り日に開設されているとはかぎらないのである。では、新勘定はいつどのような時点で開設したのであろうか。この点の解明にヒントとなるのは、新勘定に仕訳帳から転記されている最初の日付であろう。

旧現金勘定を締切ったあとに生じた最初の現金勘定に関係ある取引は、6月8日であった。それに対して旧ヤコブ・フッガー氏勘定を締切ったあとに生じた最初の同勘定に関係ある取引は、旧勘定口座の締切り日と同じ7月16日であった<sup>(13)</sup>。したがって現金勘定口座の場合は、6月8日までは転記されることがなかったのであるから、新勘定口座が存在しなくても支障はなかったことになる。一方ヤコブ・フッガー氏勘定口座の場合は、旧勘定口座を締切った直後に転記する必要が生じたため、新勘定口座を直ちに開設しなければならなかったわけである。このことから、新勘定口座は、旧勘定口座を締切ったあととはじめて当該勘定口座に関係する取引が生じた時点で、転記の必要から開設されていたことになる。

### 5. 転記のタイミング

前述のごとく、期中に書ききれなくなったときの新勘定口座は、旧勘定口座締切り後はじめて当該勘定口座に関係する取引が生じた時点で、仕訳を転記す

る必要から開設されている。したがってこの場合は、仕訳すると直ちに転記していることになる。だとすると、すべての仕訳が、そのつど直ちに勘定口座へ転記されたであろうことが推測できる。事実、期中取引および期末取引全体を通してみると、仕訳日と債務帳への転記日は多くの場合に一致している。シュバルツ自身「仕訳のつど転記する」と書いているのであるから、かれ自身実務ではそのように行うものと理解していたのは確かであろう<sup>(14)</sup>。しかし、とはいうものの、本書の執筆にあたっては、そうはしなかったのではないかと想像しうる点がある。二つの例外的な転記がみられ、そのような転記をなぜ行わねばならなかったかを考えるとき、一つの解釈として、一定期間の仕訳をまとめて転記したのではないかと考えうるのである。ここでいう例外的な二つの転記は、新現金勘定口座貸方においてなされている。

6月8日に新設された現金勘定口座には、それ以後9月30日の締切りまでに、借方に5回そして貸方に16回の記入が行われている。いま、ここでの問題に関係のある貸方部分を示すと、つぎのとおりである<sup>(15)</sup>。

Cassa Sollen wir

(中略)

E 2.	Settember.	per Basatini, thut ac. 11.26, .....	duc.	460.—
E 10.	—	per Roma, thut ac. 11.19, .....	duc.	2500.—
E 21.	—	per herr Jacob Fugger, thut ac. 12.27, .....	duc.	2000.—
E —	—	zoe 23. Zungno. per herr Jacob Fugger ac. 5.18, .....	duc.	900.—
E —	—	zoe 28. Augusto. per Capello ac. 10.21, .....	duc.	140.—
E ult <sup>o</sup> .dett <sup>o</sup> .	—	per herr Jacob Fugger ac. 12.27, .....	duc.	85.—

(以下略)

ここで問題となるのは、9月21日付の2番目と3番目の記入である。それらを除く他の場合は、転記日、転記された仕訳の相手方の勘定科目、転記された仕訳がなされている仕訳帳の丁数、仕訳の相手方が転記された債務帳の丁数および金額、すなわち商品勘定以外の諸勘定に必ず記入されている事項だけが書かれている。しかも転記日と仕訳日が一致しており、仕訳後直ちに転記されたと考えて、なんの無理もない。しかし前掲の二つの転記においては、他の場合と同じ事項も書かれてはいるが、相手方の勘定科目の前に、その他の事項も書

かかれている。2番目の記入における「zoe 23. Zungno」(すなわち6月23日)および3番目の記入における「zoe 28. Augusto」(すなわち8月28日)がそれである。

9月21日2番目の転記では、per herr Jacob Fuggerとあることから、相手方の勘定科目はヤコブ・フッガー氏であることがわかる。しかもここでの現金勘定の記入が貸方であることから、相手方は借方ということになる。したがって仕訳の勘定科目は、借方がヤコブ・フッガー氏、貸方が現金であったはずである。ところが、そのような仕訳は転記日の9月21日にはなされていない。その仕訳がなされているのは、6月23日である。「zoe 23. Zungno」は、仕訳を転記していなかったことにあとから気づき、9月21日に転記するさいに、仕訳日を示したもののなのである。同様に考えると、3番目の転記は、借方勘定科目がカペロ銀行で貸方勘定科目が現金である仕訳の貸方を転記したもののはずである。しかしこの場合も、9月21日付では、そのような仕訳はなされていない。その仕訳がなされているのは、「zoe 28. Augusto」が示すとおり、8月28日である。

このように、これら二つの転記は、仕訳日よりあとになされたものである。なお双方の場合とも、借方は仕訳日に転記されている。ではなぜ、転記すべきときに転記しなかったのであろうか。

これら二つの転記については、仕訳のつど個別に転記することを原則としながら、なんらかの理由で仕訳した時点でそれを忘れ、9月21日になって気付いて直ちに転記したことが考えられる。常識的に考えると、この解釈が最も妥当ではあろう。とはいうものの、6月23日と8月28日の各仕訳が、それぞれの日になされた唯一のものである点が気にかかる。仕訳のつど個別に転記するという原則のもとで、一つしか行われていない仕訳の転記を忘れることが考えうるであろうか。実務では転記は仕訳帳に仕訳を行う帳簿係とは別の、転記係によってなされるものである。その転記係が、一つしかなされていない仕訳の転記を忘れることがあるであろうか。実務では、ここでのような事態は生じなかったであろう。ここでの二つの転記は、短期間に執筆したこの本の場合に限って生じたものと信ずる。ではシュバルツは、この本をどのような手順で書いたの

であろうか。

ある期間に行われた仕訳を、日付だけは仕訳日をもって貸借別にまとめて転記するとしよう。たとえば6月18日(6月23日以前の最後の仕訳日)までの仕訳については前回の転記時に処理し、今回は6月23日からたとえば7月30日までの間になされた仕訳について、貸借別にまとめて転記するものとする。この場合に、6月23日の仕訳の貸方側を、前回の転記時に処理しおわったものと勘違いして、転記しないということが考えられないであろうか。仕訳帳に元丁もしくはそれに代る転記済みのマークを示していない第一例示においては、おおいにありうるように思える。もしこのような事情から転記を忘れたことに9月21日に気付いたとき、それを6月23日付で転記すると、すでにその後にくつつかの仕訳が転記されている場合は、日付の面で奇妙なことになる。そこで転記日は9月21日としながら、ただ仕訳日が6月23日であったことを示すとすると、上掲のような記入になるのではないであろうか。

6月23日の転記落ちの理由をこのように考えるときは、それ以後いつまとめて転記したかは明らかでないにしても、8月20日(8月28日以前最後の仕訳日)にはまとめて転記を行っており、つぎに転記するさいに、8月28日の転記を落したと考えることになる。

このような理由から、転記は仕訳のつど個別に行うのが実務では当然であったにしても、本書に限っては、一定期間の仕訳をまとめて転記したと考えられるのである。

## 6. 期末日前の勘定口座締切り

以上のような転記の仕方によって記入した結果、1516年9月30日締切り前までに、各勘定口座には(第5表)(127頁)のような金額が記入されていた。なおここで締切り前とは、それまで補助簿に記入していた事柄をも仕訳を通して勘定口座へ転記し、あとは各勘定口座を平均させるだけとなった時点をいう。

これら各勘定口座への記入額は、貸借とも合計 duc. 779400. 6. 13である。

(第5表)から明らかのごとく、いくつかの勘定口座は、この段階ですでに

貸借の記入額が相互に一致している。すなわち9月30日の締切り前の段階で、勘定残高が零になっている。ただ勘定残高が零になっている理由は、二つに分けることができる。一つは、記帳処理または営業活動の進行に伴う当然の結果として、勘定残高が零となっている場合で、他の一つは意識的に勘定残高が零にされていると考えられる場合である。

丁数18の現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定で勘定残高が零となっているのは、すでにみたごとく、書ききれなくなったことからそれぞれ新勘定口座を設け、そこへ勘定残高を振替えたためである。したがって、記帳処理の進行に従って当然に勘定残高が零になっている場合である。

フランコ・チウエナ氏、カペロ銀行、ジモン・バガチーニ氏およびプロイリ銀行の各勘定口座の場合は、発生した債権または債務がすべて9月30日以前に回収または返済されたため、残高が零となったものである。フランコ・フェルツェリン氏勘定の場合も、債務の返済を行い、その後に残った端数ともいうべき duc. 2. 12.- について8月18日に債務免除の連絡をうけ、その額をヤコブ・フッガー氏勘定に振替えた結果である。したがってこれら五つの勘定の場合、すべて営業活動の進行に従って自ずと勘定残高が零となった場合である。

ただそれらの諸勘定が、勘定残高が零となった各時点で締切られたのか否かは、早断できない。おそらくは9月30日に他の諸勘定とともに締切られたと考えられるが、将来当該相手との取引が生じないと判断された場合は、勘定残高が零となった時点またはそれ以後のある時点で締切られたことも考えられる。

絹布および銀の各勘定口座の場合は、9月30日以前に、意識して勘定残高が零にされているように思う。絹布は、2月4日と7月8日に取得し、8月15日までにそのすべてを買入単価をもって売却している。取得時には同勘定の借方に、売却時にはその貸方に記入されていることはいうまでもないが、取得に要した付随費用も借方に記入している。したがって8月15日の段階で、絹布は存在しないながら、同勘定の借方に付随費用の duc. 1.1.12 だけが残った。この勘定残高は、9月30日にヤコブ・フッガー氏勘定に振替えれば十分であったはずである。しかしその振替えを、9月18日に行い、勘定残高を零にしているので

(第5表)  
勘定口座記入額集計表 (単位 duc.)

借方			勘定科目	貸方		
Blatt	丁数	記入額合計		記入額合計	丁数	Blatt
28b	18	13053. 18. 9	現金	13053. 18. 9	18	29a
"	"	35497. 12. -	ヤコブ・フッガー氏	35497. 12. -	"	"
29b	19	6420. 12. -	フランコ・チウエナ氏	6420. 12. -	19	30a
"	"	122810. 10. 17	ローマ支店	24332. 6. 13	"	"
30b	20	2102. 6. 13	フランコ・フェルツェリン氏	2102. 6. 13	20	31a
"	"	28556. 13. 12	絹布	28556. 13. 12	"	"
31b	21	34130. 12. 13	ミラノ支店	3000. -. -	21	32a
"	"	15639. 18. -	カペロ銀行	15639. 18. -	"	"
32b	22	46610. 14. -	ビザニ銀行	45779. 11. 24	22	33a
"	"	25800. 6. -	アントワーブ支店	93690. 8. -	"	"
33b	23	22778. 23. 16	銅	22637. 21. 1	23	34a
"	"	900. -. -	ボツツェン支店	19404. 18. 5	"	"
34b	24	13738. 14. 27	オフエン支店	-. -. -	24	35a
"	"	6200. -. -	ダニエル・デ・ソウイッチョ氏	6440. -. -	"	"
35b	25	7740. -. -	リオン支店	12200. -. -	25	36a
"	"	88863. 22. 4	銀	88863. 22. 4	"	"
"	"	-. -. -	ハル支店	86943. 4. 4	"	"
36b	26	2460. -. -	ジモン・バガチーニ氏	2460. -. -	26	37a
"	"	328. -. -	ニュールンベルク支店	5000. -. -	"	"
"	"	4000. -. -	プロイリ銀行	4000. -. -	"	"
37b	27	180050. 8. 3	現金	177637. 20. 27	27	38a
"	"	121718. 6. 27	ヤコブ・フッガー氏	85740. 5. 19	"	"

ある。

銀は、4月5日と5月28日に取得し、それらの各時点で買入価額と付随費用が借方に記入されている。他方銀のすべてが8月20日までの間に5回に分けて

売却され、それぞれの金額がそのつど貸方に記入された。その結果として8月20日の時点では、勘定残高（貸方）が duc. 3897.17. 19残っていたのである<sup>(16)</sup>。この勘定残高が、現代風にいえば、総記法によって計算された銀の売却益であることはすでに指摘した。この勘定残高も9月30日にヤコブ・フッガー氏勘定へ振替えれば十分であったはずであるが、9月27日にその振替えを行ったため、勘定残高が零になったのである。

絹布および銀勘定の場合とも、それぞれ絹布または銀の売りつくされた時点と、各勘定残高をヤコブ・フッガー氏勘定へ振替えた時点との間に、1ヶ月以上の開きがある。これは、それぞれの振替日に、その後それらの勘定口座に転記すべき取引が生じないことが明らかであったためであろう。しかしそのような場合でも、それらの時点で勘定残高をヤコブ・フッガー氏勘定に振替えて、勘定残高を零にしなければならない積極的な理由は見出せない。ここで9月18日および9月27日という、9月30日に近い時点で振替えていることには意味があるのかもしれない。すなわち、将来転記されることがない場合は、前もって締切り、9月30日に行う手続をそれだけ軽減できることを示さんとしたのではあるまいか。この解釈が正しいとすると、絹布および銀の各勘定口座は、勘定残高をヤコブ・フッガー氏勘定に振替えたときに、貸借の各記入合計額をも求め、締切手続をも行ったかもしれない。

もし絹布および銀勘定を9月30日以前に締切り、その理由が以上のようなものであるとすると、フランコ・チウエナ氏等の人名勘定の場合も、勘定残高が零になった時点またはそれ以後、将来それらの勘定に関する取引が生じないとわかった時点で、勘定口座の締切手続を行ったことが十分に考えられる。先に、フランコ・チウエナ氏勘定等が9月30日以前に締切られたのかもしれないと述べたのは、このためである。

もし仮りに、9月30日以前に勘定口座を締切っていたとしても、それが短期間になされた簿記書執筆のためであったことは、十分に考えられる。

(1) A. W., S. 207.

(2) A. W., S. 207. [ ]が付されている部分は、翻刻時につけ加えられたものであることを示す。

[Aktiva]は、次頁の最上部に書くべきであったであろう。同様に38枚目裏頁末尾の[Passiva]も、29枚目表頁の最上部に書くべきであったと思う。

- (3) 原本および写本では、各勘定口座の貸借が同一見開きの左右対照の位置に設けられていた。しかし翻刻版では、まず開設順に借方部分を、ついで貸方部分を示している。
- (4) この点は、一枚の紙の表裏に同一丁数を付した仕訳帳の場合とは異なる。
- (5) これらの仕訳の貸借の勘定科目は、それぞれつぎのとおりである。

	借方	貸方
2月4日	ミラノ支店	カペロ銀行
2月9日	ビザニ銀行	アントワープ支店
3月28日	銅	ボツウェン支店
3月30日	ソウイッチョ氏	リオン支店
4月5日	銀	ハル支店

- (6) ただプロイリ銀行の場合は、借方が Vns soll bancho Preulli, 貸方が Wir sollen al bancho Preulli と書かれており、勘定口座を締切るために最後に設けられた現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定の場合も、Vns soll と Wir sollen が勘定科目の前に書かれている。
- (7) 記入が貸借の一方だけであった勘定口座は存在しないため、判定は不可能である。
- (8) 銀勘定では、重量をマルク (Mark, 略して m.) とロット (lot) をもって、荷物数を stuck をもって示している。16ロットが1マルクである。このことからして、銅勘定の場合は、重量をツェントナー (Zentner, 略して ctr.) をもって、荷物数を樽 (Fass) をもって示し、絹布の場合は長さをエレン (Elen), 荷物数を stuck で示していたと考えられる。
- (9) A. W., S. 207~208 und 209. (10) A. W., S. 210 und 212.
- (11) この記入日は「E 15. Luio」(7月15日)である。しかしこれは、明らかに「E 16. Luio」の誤りであろう。さもないと、旧ヤコブ・フッガー氏勘定借方に7月16日付で転記されていることと、矛盾する。
- (12) A. W., S. 210 und 212. (13) A. W., S. 195 und 197. (14) A. W., S. 177.
- (15) A. W., S. 214. 三つ目の記入額は、duc. 2000ではなく、duc. 82000であろう。9月21日付の仕訳金額は、duc. 82000である。
- (16) 5回のうち2回は、買入時と同じ1マルク duc. 7 $\frac{1}{4}$ で売却している。残る3回は、いずれも1マルク duc. 8で売却しているが、取得時に duc. 1348. 6. 25の付随費用が生じ、それが銀勘定借方に記入されていたので、この勘定残高となった。

## 第6章 帳簿の締切り

### 1. 仕訳帳の締切り

第一例示での記帳方法を解明することを目的として、これまでにわれわれは、どのような取引が、どのような仕訳原則にしたがって、どのような書き方をもって仕訳帳に記入され、仕訳帳から債務帳の各勘定口座にはいつどのように転記されているかをみてきた。記帳順に解明をすすめて、ここまで到達したのである。したがってつぎは、期末(1516年9月30日)に、どのような目的をもってどのように仕訳帳と債務帳が締切られているかを検討することになる。

とはいえ仕訳帳の場合は、形式面に関するかぎりは、さほど論ずべきことはない。なぜなら、そのための特別な処理がほとんど行われていないからである。現在であれば当然のことである期中仕訳の合計額の算出およびその記入と、二本線による締切りは、第一例示の場合なされていない。仕訳帳では、9月30日に、期中取引の仕訳につづけて後述するような債務帳の諸勘定を締切るための決算振替仕訳がなされているが、それらのあとに、「ここで仕訳帳はおわる」(Hie endet sich das Zornal)と書かれているだけである<sup>(1)</sup>。現在であれば、期中取引の仕訳と決算仕訳とを区別するために、決算仕訳の前に見出しをつけるであろう。第一例示では、そのような見出しもつけられてはいない。

債務帳の各勘定口座は、最終的には、貸借の記入額が相互に一致している。そのさい記入回数によって締切りの形ちに違いがあるが、後述するごとく、それとてさほどの問題ではない。そこで本章での関心は、債務帳の各勘定口座を何を目的として、どのような順に締切っているかが中心になる。

### 2. 期中処理の検算方法

現在は、勘定口座を締切る前に、必ず合計試算表を作成する。各勘定口座の

借方記入額の合計と貸方記入額の合計が相互に一致し、さらに仕訳帳の期中取引の貸借各合計額とも一致することを確かめるはずである。しかし第一例示では、そのような間接的な検算は行われていない。勘定残高を求めているのであるから、その過程で各勘定の貸借各合計額は求めたはずである。ただそれらの合計額を集めて、合計試算表を作成していないのである。もちろん合計試算表は作成しないとしても、各勘定残高を集めて直接残高試算表を作成することはできる。しかし、そのような検算も行っていない。

ただこのことをもって、第一例示では期中の記入について検算を行わないまま、直ちに勘定口座の締切り手続に取り掛ったと考えるのは早計である。合計試算表および残高試算表による検算は、複式簿記の基本的性格である記帳のバランスを利用し、そのバランス関係が維持されているか否かによって正確性を間接的に判断するものである。第一例示では、そのような間接的な検算は行っていないのである。

第一例示では、直接的な検算、すなわち仕訳帳の記入と債務帳の記入とを個別に突合せのやり方での検算が行われていると考えられる。

第一例示では、たとえ個別に仕訳帳と債務帳の記入を突合せたとしても、そのさい突合せ済みであることを示すなんらの印（たとえばレ印）もつけてはいない。したがってすべての取引を正しく仕訳し、それが正しく債務帳に転記されていた場合は、直接的な検算を行ったとしても具体的な証拠は残らないことになる。しかし幸か不幸か、個別に突合せたと考えねば理解できないイレギュラーな記入が存在し、そのような記入が行われることになる理由を考えることから、直接的な検算を行ったのは確かであるとわれわれは信ずるのである。

ここでいうイレギュラーな記入とは、前述した現金勘定貸方に9月21日付でなされている、二つの記入である。この仕訳日に転記されなかった二つの誤りは、どのようにすれば発見できるであろうか。

これら二つの貸方転記に見合う借方側の転記は、仕訳日付で正しく行われている。したがって9月21日にもし合計試算表を作成したとすると、これらの転記落ちは必ず発見できたであろう。しかし、期末にさえ作成しない合計試算表

を、9月21日という中途の時点で作成したとは考えられない。合計試算表を作成せずにこれらの転記落ちを発見しうる方法としては、仕訳帳の記入と債務帳の記入を個別に突合せることしか考えられないはずである。

ではどのような期間を区切って、仕訳帳の記入と債務帳の記入を個別に突合せたのであろうか。

ここでの考え方としては、二つが可能であろう。

一つは、9月21日という期間中途において誤りを発見しているのであるから、回数はわからないにしても、それ以前にも突合せを行ったと考えるものである。そのような突合せを行ったとすると、それは6月23日以前であったであろう。もし6月23日以降に突合せを行ったとすると、そのときに、少なくとも6月23日の転記落ちが発見できたはずである。ただ6月23日以前の記入には転記落ちはなく、仕訳日と転記日が一致している。そのためたとえ突合せを行ったとしても、われわれにはなんの手掛りも残されていない。

他の一つは、9月21日になってはじめて突合せを行ったと考えるものである。これは、9月21日が締切日に近いことに着目するものである。9月30日以前に勘定口座が締切られたと考えられる場合がある<sup>(2)</sup>。それを、締切日の処理を少なくするためと考えると、その時突合せを行ったであろうことは、十分に考えるであろう。いずれの場合も、9月30日にはその後の記入について必ず突合せを行ったであろう。

### 3. 勘定口座締切りの形式

現在であれば、合計試算表および残高試算表を作成すると、つづいて精算表を作成する。しかし第一例示では、その作成も行っていない。個別に突合せたあとは、直ちに勘定口座の締切りを行っている。

締切りのおわった勘定口座は、現在と同じく、貸借記入額が一致した形になっている。しかし各勘定口座の締切りを、どの時点でどのような順序に行ったかは、明らかではない。

銀は、8月20日にローマ支店へ送った時点で、ヴェニス支店にはなくなった。



その時点の銀勘定には、現在でいう銀の販売益だけが残った。その全額を、9月27日に、本店に対する債務の増加として振替え、同勘定の貸借を平均させている。この処理を、期末日に近いことから、9月30日の手続を少なくするためであったと考えると、勘定口座の締切りも9月27日に行ったであろうことが十分に考えられる。このことから、期中に残高のなくなったその他の勘定口座の場合も、勘定口座の貸借が平均した日もしくはそれ以降で9月30日以前の適当な日に締切ったことが考えられる。しかし断言はできない。たとえ9月30日に締切ったとしてもまたそれ以前に締切ったとしても、勘定面からは判断できないからである。断言できるのは、9月30日に残高を有した勘定口座は、その日に締切ったということだけである。

ただ締切りのかたちは、場合によって異なるとはいえ、同種の場合はほぼ同じ形式をもって行われている。すなわち、その側に二回以上の記入がなされている場合は、それがいかなる勘定口座であるかに関係なく、最下の記入額のすぐ下に、摘要の部分に若干かかる長めの一本線を引き、摘要部分の右端の下あたりに「合計 duc.」(Summa duc.)と書いて金額欄に合計額を記入している。合計額を書いた場合であっても、その下に二本線(締切り線)は引いていない。記入回数が一回の場合は、貸借逆の側の記入回数に関係なく、「合計」と書くだけにとどめ、duc. および合計額は記入していない。貸借の記入回数が異なる場合に、相互の合計額を横一線に書いていないのが、ここでの特徴である。

いま、期中の記入回数が一回の場合と二回以上の場合の例として、プロイリ銀行勘定の貸借を示すと、つぎのとおりである<sup>(3)</sup>。

(一回の場合—借方)

Vns Soll bancho Preulli.	
1516. Adi 20. April. Per Nurnberg ain wexel ac. 3. 26, .....	duc. 4000.—
	Summa

(二回以上の場合—貸方)

Wir Sollen al bancho Preulli.	
1516. Adi 15. April. per Nurnberg ein wexel, ac. 2. 26, .....	duc. 300.—
E 20. Mazo. per Verzelin thut ac. 4. 20. ....	duc. 100. 6.—
E 9. Augusto. per bancho Capello verwißen, thut ac. 9. 21, .....	duc. 3599.18.—

Summa duc. 4000.—

#### 4. 勘定口座の締切手続 (I)

では、期末に勘定残高を有する勘定口座の場合、貸借を平均させるためにどのような手続を行うのであろうか。

期末に勘定残高を有したのは、13の勘定口座であった(第5表参照)。それらの貸借記入額をそれぞれ平均させる手続は、まず現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定を除く11の勘定口座からはじめられている。それら11の勘定口座の残高をヤコブ・フッガー氏勘定へ振替え、まずそれらの貸借記入額を平均させるのである。この振替えのためには、各勘定ごとに決算振替仕訳を行っている。先に、期中取引の仕訳につづけて行うと書いたのが、これらである。決算振替仕訳は、おおむね勘定口座の開設順に行われている<sup>(4)</sup>。したがって決算振替仕訳は、まず借方に勘定残高を有するものすべてについて行い、その後貸方に勘定残高を有するものについて行うといった順序でなされているわけではない。

決算振替仕訳でも、貸借の各勘定科目、小書き、金額がこの順に書かれている。これらの決算振替仕訳では、貸借の勘定科目の一方が必ずヤコブ・フッガー氏勘定であることは、いうまでもない。

小書きはその性質上、それぞれの仕訳によって文章が若干違っている。ただ勘定残高を当該勘定とヤコブ・フッガー氏勘定のそれぞれ貸借いずれに記入するかは、すべての仕訳において書かれている。また、締切時の勘定残高が貸借いずれでなぜそうなったかの理由と、その金額も書かれていることが多い。第三者および商品勘定の場合は、それらに加えて、1516年10月1日にはじまる次の会計期間に、それらの各勘定残高を再び引継ぐことが書かれている。フッガー一家の他支店の勘定残高は、10月1日の新しい計算には引継がれていないのである。

いま、フッガー一家の他支店勘定の残高をヤコブ・フッガー氏勘定に振替えるための決算振替仕訳の小書き例としてアントワープ支店勘定の場合を、また第

三者勘定および商品勘定の残高をヤコブ・フッガー氏勘定に振替える決算振替仕訳の小書き例としてビザニ銀行勘定の場合を示すと、それぞれつぎのとおりである<sup>(5)</sup>。

(アントワープ支店勘定に関する決算振替仕訳の小書き)

Ist ein rest so wir fur Anttorff mer eingenomen haben dann außgeben laut des Anttorffers conto. Vnd die schreib ich also Anttorff zu vnd herrn Jacob Fugger gut, vmb willen, das ich ein rechnung beschleuß auf datum vnd saldo zumachen den römischen conto, zoe dem Anttorffischen, vnd auf herrn Jacob Fuggers conto für einnemen duc. 67890. 2. -.

残高、すなわちわれわれは、アントワープ支店勘定に示すとおり、支払いよりも受入れを多く行った。そのためわたくしはその超過額をアントワープ支店勘定の借方に記入し、ヤコブ・フッガー氏勘定に貸記する。わたくしは本日計算を締切り、残高をローマの勘定すなわちアントワープ支店勘定に借記し、そしてヤコブ・フッガー氏勘定に受入れ(超過額)を記入する。duc. 67890. 2. -

(ビザニ銀行勘定に関する決算振替仕訳の小書き)

Ein rest. Mach ich gemeltem bancho gut sein conto zu saldiern. Vnd ein rechnung zubeschliessen, so schreib ich die herrn Jacob Fugger zu vnd fur außgebenn vnnd auff new rechnung primo Octobro wider fur einnemen vnd gemeltem bancho zu zuschreiben, duc. 831. 2. 8.

残高。わたくしは上記銀行の勘定を締切るために、同勘定に借記する。そして計算を締切るにあたり、わたくしはヤコブ・フッガー氏勘定に払出しを貸記し、そして新しい計算のために10月1日に再び受入れて同銀行勘定に記入する。duc. 831. 2. 8.

ここでビザニ銀行等第三者の勘定と商品勘定の期末残高だけが10月1日の新しい会計期間に引継がれ、フッガー家の他支店勘定の残高が次期に引継がれていないのは、記帳技術に起因するものではない。フッガー家の他支店の勘定残高も、10月1日からの計算に引継ぐのであれば、処理上は可能である。第三者等の勘定と同じ処理をすればよいからである。しかしフッガー家では、他支店勘定の残高について、後述のごとく、第三者および商品勘定の残高とは異なる処理を行っているのである<sup>(6)</sup>。

決算振替仕訳を行って勘定残高をヤコブ・フッガー氏勘定に振替えるさいに、各勘定口座にはどのように記入したか。その例として、アントワープ支店勘定(借方)の場合を示そう<sup>(7)</sup>。

E ult<sup>o</sup>. Sett<sup>o</sup>. per herr Jacob Fugger per saldo, Zornal ac. 13,

inn disem ac. 27, .....duc. 67890. 2.-  
9月末日、 残高をヤコブ・フッガー氏へ、仕訳帳 ac. 13, この帳簿の  
ac. 27, .....duc. 67890. 2.-

これに対して決算振替仕訳によって11の勘定口座から残高が振替えられたヤコブ・フッガー氏勘定は、つぎのように記入されている<sup>(8)</sup>。

(ヤコブ・フッガー氏勘定借方)

}		
E - -	per Roma per farsaldo ac. 12. 19, .....duc.	98478. 4. 4
E - -	per Mailand per farsaldo ac. 12. 21, .....duc.	31130.12.13
E - -	per bancho Bisani per farsaldo ac. 13. 22, .....duc.	831. 2. 8
E - -	per kupffer per farsaldo ac. 13. 23, .....duc.	141. 2.15
E - -	per Ofen per farsaldo ac. 13. 24, .....duc.	13738.14.27
同日	ローマ支店残高 ac. 12. 19, .....duc.	98478. 4. 4
同日	ミラノ支店残高 ac. 12. 21, .....duc.	31130.12.13
同日	ビザニ銀行残高 ac. 13. 22, .....duc.	831. 2. 8
同日	銅残高 ac. 13. 23, .....duc.	141. 2.15
同日	オフエン支店残高 ac. 13. 24, .....duc.	13738.14.27

(ヤコブ・フッガー氏勘定貸方)

}		
E ult <sup>o</sup> . dett <sup>o</sup> .	per Anttorf per farsaldo, thut ac. 13. 22, .....duc.	67890. 2.-
E - -	per Botzen per saldo ac. 13. 23, .....duc.	18504.18.15
E - -	per Daniel de Souicho per saldo ac. 13. 24, duc.	240.-.-
E - -	per Lion per farsaldo ac. 23. 25, .....duc.	4460.-.-
E - -	per Hall per farsaldo ac. 13. 25, .....duc.	86943. 4. 4
E - -	per Nürnberg per saldo ac. 14. 26, .....duc.	4672.-.-
同月末日	アントワープ支店残高 ac. 13. 22, .....duc.	67890. 2.-
同日	ボツツェン支店残高 ac. 13. 23, .....duc.	18504.18.15
同日	ダニエル・デ・ソウイッチョ氏残高 ac. 13. 24, duc.	240.-.-
同日	リオン支店残高 ac. 23. 25, .....duc.	4460.-.-
同日	ハル支店残高 ac. 13. 25, .....duc.	86943. 4. 4
同日	ニュールンベルク支店残高 ac. 14. 26, .....duc.	4672.-.-

これらの記入を含めて、7月16日に新設されたヤコブ・フッガー氏勘定には、借方に合計で duc. 266037. 18. 30が、またその貸方に合計で duc. 268450. 6. 6が

記入された。したがって同勘定のこの時点での残高は、貸方に duc. 2412. 11. 8 である。

### 5. 勘定口座の締切手続 (II)

ここまでの手続をおえると、貸借が平均していない勘定口座は二つだけとなる。ヤコブ・フッガー氏勘定と、これまで全く手をふれなかった現金勘定である。6月8日に新設された現金勘定には、この時点までに、借方に duc. 180050. 8. 3, 貸方に duc. 177637. 20. 27 が記入されていた。したがって、借方に duc. 2412. 11. 8 の残高が残っている。ここでヤコブ・フッガー氏勘定と現金勘定の各残高が、貸借逆ではあっても同額であるのは、決して偶然ではない。つぎに述べる理由から、当然の結果なのである。そしてこのことはまた、第一例示での締切りの意味と関係がある。

複式仕訳を行い、その貸借関係および金額を変えずに各勘定口座に転記すると、正しく処理されているかぎり、各勘定口座の借方記入額の合計と貸方記入額の合計は必ず一致しなければならない。現在であれば、このことは合計試算表の作成によって確認するところである。もし9月30日の締切り手続開始直前に合計試算表を作成したとすると、その内容は前掲(第5表)と同じものとなるであろう。貸借の合計は、それぞれ duc. 779400. 6. 13 となるはずなのである。

各勘定口座の借方記入額と貸方記入額の各合計額が相互に一致したかぎりには、各勘定口座の残高を求めてそれらを合計しても、借方合計額と貸方合計額は当然一致しなければならない。現在の残高試算表がこれである。第一例示では残高試算表を作成していないが、仮りに作成したとすると、(第6表)のようになったはずである。(勘定残高を有しないものは除外した)

残高試算表を作成してその貸借合計額が相互に一致する場合は、そこに含まれているいずれか二つの勘定だけを残し、それら二つの勘定に他の勘定残高を加減すると、すなわち貸借が同じ側の残高は加えて逆の側の残高は差引くと、残ったそれら二つの勘定の残高は、貸借逆ではあっても同額にならねばならない。ここではこのことを、現金勘定には加減せず、ヤコブ・フッガー氏勘定だ

(第6表)  
残高試算表 (単位: duc.)

借方	勘定科目	貸方
98478. 4. 4	ローマ支店	
31130. 12. 13	ミラノ支店	
831. 2. 8	ビザニ銀行	
	アントワープ支店	67890. 2. -
141. 2. 15	銅	
	ポッツェン支店	18504. 18. 15
13738. 14. 27	オフエン支店	
	ダニエル・デ・ソウイッチョ氏	240. -. -
	リオン支店	4460. -. -
	ハル支店	86943. 4. 4
	ニュールンベルク支店	4672. -. -
2412. 11. 8	現金	
35978. 11. 8	ヤコブ・フッガー氏	
182710. -. 9	合計	182710. -. 9

(上より勘定口座開設順)

けに加減するやり方で行っているのである。振替手続開始前のヤコブ・フッガー氏勘定残高が借方であったのに対し、振替手続をおわった段階で貸方残高となっているのは、加算した五つの勘定の残高より控除した六つの勘定の残高が多かったからである。

以上のことから、9月30日に行われているこの手続は、本来貸借逆ではあっても同額にならねばならない二つの勘定口座の残高が、実際にそうなるか否かを確認したものといえることができる。合計試算表の場合は、記帳全体がバランスしているか否かを、記帳された金額そのものをもって確認する。残高試算表では、それを各勘定の残高をもって確認する。それに対してここでは、残高試算表での金額をさらに要約して、二つの勘定の残高をもって、記帳全体がバランスしているか否かを確認しているのである。その意味でここで行われている手続は、合計試算表および残高試算表の場合と同じく、検算を目的とするものといわねばならない。

当然のこととして、勘定残高をヤコブ・フッガー氏勘定に振替えた11の勘定

口座には、この段階でもはや勘定残高は存在しない。しかも振替えによって各勘定口座の残高は、ヤコブ・フッガー氏勘定の残高中に埋没してしまっている。したがって9月30日に存在した11の勘定口座の残高は、決算振替仕訳をそれぞれの勘定口座に転記した部分と、ヤコブ・フッガー氏勘定に転記した部分のみ、その金額をとどめる結果となっている。このことから第一例示では、9月30日の各勘定口座の残高すべてを積極的に表示せんとする考えは、なかったものと考えねばならないであろう。

## 6. 現金勘定およびヤコブ・フッガー氏勘定の締切り

ともかくも、この段階で残高を有するのは現金勘定(借方残高)とヤコブ・フッガー氏勘定(貸方残高)だけとなった。その額はともに duc. 2412. 11. 8である。ではこれら二つの勘定口座は、どのようにして締切るのだろうか。

この場合も、二つの勘定口座の残高を決算振替仕訳を行って他へ振替えるのであるが、そのためになされている仕訳はつぎのようなものである<sup>(9)</sup>。(①②は筆者添付)

① Vns soll cassa duc. 2412. g. 11. p. 8. Die sollen a detto cassa. Ist vmb ein rest, so ich auf datum find vorhanden an barem gelt. Den trag ich für den saldo mit herrn Jacob Fuggers conto zu sehen; ist also ain rest für sich selbst, duc. 2412. 11. 8.

現金はわれわれに duc. 2412. 11. 8を(与え)ねばならない。その額をわれわれは現金に(与え)ねばならない。残高、わたくしは本日、それだけの現金が存在することを見出した。わたくしはそれと同額をヤコブ・フッガー氏勘定の残高として、見出すはずである。したがって現金勘定自体の残高、duc. 2412. 11. 8.

② Vns soll herr Jacob Fugger duc. 2412. g. 11. p. 8. Die sollen wir al detto domino Jacobo Fugger. Ist vmb ein rest für sich selbst. Den trag ich für den gantzen saldo der rechnung gegen der cassa zusehen, duc. 2412. 11. 8.

ヤコブ・フッガー氏はわれわれに duc. 2412. 11. 8を(与え)ねばならない。その額をわれわれはヤコブ・フッガー氏に(与え)ねばならない。ヤコブ・フッガー氏勘定自体の残高。わたくしはその額を現金の計算残高として見出すはずである。duc. 2412. 11. 8.

これらを現在の仕訳形式で書くと、つぎのようになる。

① (借) 現 金 2412. 11. 8 (貸) 現 金 2412. 11. 8

② (借) ヤコブ・フッガー氏 2412. 11. 8 (貸) ヤコブ・フッガー氏 2412. 11. 8

これら二つの仕訳で貸借の勘定科目がともに同じであることは、特徴ではあるが、苦心のあらわれでもある。①の貸方を現金勘定の貸方に、②の借方をヤコブ・フッガー氏勘定の借方に転記することで、これまで期中に用いてきた現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定はともに貸借が一致することになる。すなわち、それら二つの勘定口座は締切りうる状態になる。では①の借方と②の貸方は、どのように転記するのであろうか。これらを転記しないかぎり、転記の原則を逸脱することになる。しかしこれまで用いてきた現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定には、転記しようにももはやそれは不可能である。すでに貸借の記入額が平均しているからである。あえて転記すると、せっかくバランスしている状態を崩すことになる。

第一例示では、この段階で、さらに新しく現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定を38枚目裏頁(丁数28)と39枚目表頁(丁数28)を使って設けている。そしてその現金勘定の借方とヤコブ・フッガー氏勘定の貸方にまず転記している。これで、転記の原則はひとまず守られたことになる。しかしこのことによって、新設した現金勘定には借方だけ、新設したヤコブ・フッガー氏勘定には貸方だけしか記入されないという、新たな問題が生じた。これら二つの勘定は貸借平均せず、締切りうる状態には未だ至っていないのである。

ここでもし、新設した現金勘定の貸方とヤコブ・フッガー氏勘定の借方に、転記の原則を逸脱せずに記入しようとする、第一例示の場合は、①・②と全く同じ仕訳を改めてしなければならないであろう。しかしそのように改めて仕訳したとしても、転記の原則を守って転記を行うかぎり、さらに別の現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定を新設することが必要になるだけである。それでいてそれらの勘定には、貸借の一方にしか記入がなされない。ここでのように貸借の勘定科目が同じである仕訳を行う場合は、転記の原則を守って転記するかぎり、幾度同じことを繰返しても、すべての勘定口座の貸借記入額が一致することはありえないのである。いわばエンドレスである。

この点を意識してのことであろう。①と②の仕訳を行って転記する段階で、転記の原則を逸脱した処理を行っている。すなわち、9月30日に新設した現金

勘定とヤコブ・フッガー氏勘定のそれぞれ貸借に、ともに duc. 2412. 11. 8の転記をしてしまうのである。いわば①の貸方と②の借方を、別々の勘定口座とはいえ、ともに二回ずつ転記するのである。

複式に処理した場合は、勘定残高を有する勘定口座がいくつあるにしても、振替仕訳を行い、正しくそれを転記してすべての勘定口座の記入額を貸借平均させようとする、各勘定の残高を他の一つの勘定へ振替へ集合せねばならない。すなわち貸借の勘定科目が同じである決算振替仕訳ではなく、貸借の一方がすべての勘定残高を振替える勘定口座の勘定科目となる仕訳でなければならない。現在であれば、このような一時点のすべての債権・債務の勘定残高を集合するものとして、残高勘定を用いるであろう。第一例示では、現在の残高勘定のような役割をもつ勘定を用いていないのである。知らなかったのでであろう。

ともかく転記の原則を逸脱したとはいえ、すべての勘定口座が貸借平均することとなった。その結果として、9月30日に新設した現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定は、つぎのようなかたちで締切られている<sup>(10)</sup>。

Vns Soll die Cassa.	
1516. Adi ult <sup>o</sup> . Settember.	per se vmb ain rest, laut Zornals, so auf datum in der cassa vorhanden pleibt, an merlay gold vnd muntz, thut ac. 14. 27, .....duc. 2412.11. 8
Summa	
現金借方	
1516年9月末日	残高、仕訳帳のとおり、本日、種々の貨幣で金庫中に存在する、ac. 14.27 .....duc. 2412.11. 8
合計	
Vns Soll herr Jacob Fugger.	
1516. Adi ult <sup>o</sup> . Settember.	per Cassa per saldo de quello, pleibt an barem gelt; wird ich auff new rechnung wider fur emp-fahen setzen, thut ac. 14. 28, .....duc. 2412.11. 8
Summa	
ヤコブ・フッガー氏借方	
1516年9月末日	現金について、その残高、現金が存在する：わたくしは新しい計算において、再び受け入れる、ac. 14. 28, .....duc. 2412.11. 8
合計	

Wir Sollen der Cassa.	
1516. Adi ult <sup>o</sup> . Settember.	per herr Jacob Fugger de saldo de quello; wird ich auf rechnung wider fur emp-fahen setzenn, vnd fur einnemen im nechsten Schuldbuch ac. 14. 28, .....duc. 2412.11. 8
Summa	

現金貸方	
1516年9月末日	ヤコブ・フッガー氏について、その残高：わたくしは新しい計算において再び受入れ、次の債務帳の借方に記入する ac. 14. 28, .....duc. 2412.11. 8
合計	

Wir Sollen herr Jacob Fugger.	
1516. Adi ult <sup>o</sup> . Settember.	per se ain rest, als ac. 27 vnd des Zornals ac. 14, so wir fur el dett <sup>o</sup> domino Jacobo Fugger mer eing-nomen haben, dann außgeben, laut der Cassa hieoben zugeschriben, thut ac. 14. 27, .....duc. 2412.11. 8
Summa	

ヤコブ・フッガー氏貸方	
1516年9月末日	残高について、ac. 27および仕訳帳のac. 14のとおり、われわれはヤコブ・フッガー氏について、払出しよりも多くの受入れを行った。直前の現金勘定に記入したとおり、ac. 14. 27, .....duc. 2412.11. 8
合計	

## 7. 期末締切法の吟味

以上のようにしてすべての勘定口座が締切られているのであるが、最後に、さらに二つのことを検討せねばならない。

一つは、9月30日に現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定を締切るさいの、決算振替仕訳と転記との関係である。すでに述べたごとく、貸借の勘定科目が同じである仕訳を行うと、転記の原則を守って転記を行うかぎりは、仕訳のつど新たに勘定口座を新設することが必要となり、その新設した勘定口座の貸借を平均させようとする、改めて同じ仕訳を行わねばならないエンドレスの状態になる。このような処理を幾度繰返えしても、すべての勘定口座の貸借を平均

させることはできない。そして勘定口座のいずれか一つでも貸借が平均しないと、締切りがおわったことにはならない。そこで、貸借の勘定科目が同じである仕訳を行って、それでいて勘定口座を貸借平均させようとする、いずれかの段階で転記の原則を逸脱するしかないのである。転記の原則を破るとすると、そのタイミングとして二つの場合があったであろう。

一つは、当然のこととして、実際に第一例示で行われているやり方である。すなわち決算振替仕訳を行い、その貸借一方はそれまで用いてきた勘定口座に転記してそれを貸借平均させ、他方を転記するために勘定口座を新設して記入し、この段階で転記の原則を破ってその新設した勘定口座のもう一方の側にも記入するという方法である。他の一つは、決算振替仕訳を行いはするものの、勘定口座の新設は行わず、それまで用いてきた勘定口座の一方にだけ転記して、それを平均させる方法である。すなわち決算振替仕訳の貸借一方だけを転記し、他方は転記しない方法である。これら二つの方法の違いを現金勘定についていえば、決算振替仕訳の貸方を前者では二回、後者では一回転記し、借方は前者では一回転記し、後者では転記しないということになる。貸方を借方より一回多く転記するという点においては、ともに同じである。

もちろん、決算振替仕訳を行い、それを転記するために新勘定口座を設けて、その勘定口座とそれまで用いてきた勘定口座に正しく転記し、その新設した勘定口座を平均させるために改めて同じ仕訳を行ってさらに勘定口座を新設した段階で、転記の原則を破ってその最後に新設した勘定の貸借に記入するやり方、またこれと同様の手続きをさらに幾度か繰返へすやり方も考えられないわけではない。しかしそのようなやり方は、無意味であり現実的でもない。

では、決算振替仕訳は行っても新勘定口座を設けない方法があったにもかかわらず、なぜ第一例示ではわざわざ勘定口座を新設し、そこへ転記する段階で転記の原則を逸脱するやり方を取っているのでしょうか。それは、9月30日の時点で現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定の各残高が貸借逆ながら同額になることを、新設したそれらの勘定口座の上で示し、1月1日以降の処理が正しかったことを目に見えるかたちで示そうとしたのであろう。

検討を要するつぎの問題は、債務帳全体の記入がバランスしていることを二つの勘定残高の関係をもって示すとしても、そのさいその二つの勘定を、なぜ現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定にしたかという点である。債務帳に設けられた勘定口座全体の記入が貸借平均していることを、二つの勘定口座の各残高が貸借逆ながら同額になることををもって示すだけであれば、そのさいの二つの勘定が現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定でなければならないという理由はない。現金勘定およびヤコブ・フッガー氏勘定以外の二つの勘定であっても、そこまでの記帳全体がバランスとれているかぎりには、一つの勘定を除いて他の勘定の残高すべてをもう一つの勘定残高に加減・集計すると、残ったそれら二つの勘定の残高は、貸借逆で必ず同額になるであろう。したがって第一例示の最後を、現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定の関係としたことには、なんらかの積極的な理由があったはずなのである。

結論をいえば、第一例示では現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定の二つを、他の諸勘定より重視しているのである。このことは債務帳の最後、すなわち9月30日に新設した現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定のあとに、つぎのように書かれていることから明らかである<sup>(11)</sup>。

Also auff disen zwen conto ist das gantz Schuldbuch vergleicht, dann dise baide seind das haubt.

したがってこれら二つの勘定において、債務帳全体が比較される。これら二つの勘定は主要な勘定なのである。

ここでいう「二つの勘定」が、現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定を指すことはいままでのままだ。ではそれら二つの勘定が「主要な」とは、いかなる意味であろうか。それに対する答えは示されていない。したがって推測するしかないが、一つとしてつぎのように考えることができるであろう。

1月1日にヴェニス支店を開設するさいに、本店より duc. 3000の現金を受取ったのは、すでに示したところである<sup>(12)</sup>。そのさい、借方を現金勘定、貸方をヤコブ・フッガー氏勘定とする金額 duc. 3000の仕訳を行って、本店に対する債務の発生とそれに見合う同額の現金（すなわち広い意味での債権）の増加を示し

た<sup>(13)</sup>。もし支店の立場からの本店に対する会計責任を、記帳全体がバランスしているという形ちで明らかにするだけであれば、その後生じた取引も、すべて現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定だけをもって処理すれば十分であったであろう。

すなわち、現金の授受があった場合は、現金勘定の一方とヤコブ・フッガー氏勘定の反対側に記帳し、その他の場合は、すべてヤコブ・フッガー氏勘定の貸借に同額ずつを記入するのである。このような記帳を行っても、最終的には現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定の残高が貸借逆で同額となり、記帳の正しかったことを示しえたであろう。

しかしそのような処理を行うかぎりは、当然のこととして、個々の相手に対する債権または債務および各商品の有高を把握することはできない。したがって債権の回収、債務の返済には不都合であり、商品の管理もできなくなる。そこで、会計責任を明らかにするには必ずしも必要ではないものの、期中においては個々の勘定科目をもって記帳することにしたのが第一例示の処理であったのであろう。このような期中処理の結果をうけて、期末に債務帳全体がバランスしている有様を簡潔に示すためにまとめたのが、現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定の関係であったと考えたい。

期中の処理において現金勘定およびヤコブ・フッガー氏勘定以外の諸勘定が用いられているのが、上記のような理由からであったとすると、現金勘定およびヤコブ・フッガー氏勘定と他の諸勘定とでは、重要性に違いがあることになる。現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定の重要性が、他の諸勘定のそれに比して大きいことになる。もし現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定を主要勘定とでも表現すると、他の諸勘定は従属勘定もしくは仮勘定とでもいうべきことになろう。先に述べた「主要な」勘定とは、この違いをあらわしているものと思われる。

第一例示では、9月30日締切り時の各債権・債務を集計表示することは意識されていないと考えられる。その時点で意識されていたのは、そこまでの記帳処理が正しかったことを簡潔に示すことだけであったであろう。

第一例示では締切り時に、前述のごとく、仕訳帳と債務帳の記入すべてを個別に突合せている。しかしそのような個別に突合せる方法では、その結果が正しかったとしても、そのことは文章をもって示すしかない。一目瞭然という形ちで示すことはできない。

そこで、最後に現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定をわざわざ新設してまで、それらの上で記帳全体がバランスしていることを示したと思われる。

債務帳の末尾には、「債務帳の終り」(End des Schuldbuchs)と書かれている<sup>(14)</sup>。

- (1) A. W., S. 207.
- (2) たとえば絹布勘定および銀勘定の場合がそうであると考えられる。(本書126~128頁参照)
- (3) A. W., S. 210 und 213.
- (4) ビザニ銀行勘定とアントワープ支店勘定の場合だけ、逆になっている。それらの勘定口座は、ともに丁数22に設けられており、ビザニ銀行勘定が上部に設けられている。しかし決算振替仕訳は、アントワープ支店について先に行っている。(A. W., S. 205 und 207)
- (5) A. W., S. 205. アントワープ支店勘定に関する仕訳中の「ローマ勘定」は理解できない。
- (6) 本書172~174頁参照。(7) A. W., S. 209.
- (8) A. W., S. 210 und 215. 貸方のリオン支店に関する記入にある ac. 23は、ac. 13の誤りであろう。
- (9) A. W., S. 206~207. (10) A. W., S. 211 und 215. (11) A. W., S. 215.
- (12) 本書46頁参照。
- (13) シュバルツは、現金ばかりでなく商品の増減までを、債権の増減として把握していると考えられる。(本書76頁参照)
- (14) A. W., S. 215.

## 第7章 計算書

### 1. 計算書の作成

現在のわれわれからすると、仕訳が転記されている各勘定口座を期末に締切ると、そこで一連のその期の簿記手続は、すべて終わったことになる。

しかし第一例示の場合は、そこで終ってはいない。つづけてもう一つ、これまでに明らかにした手続と平行して行われたと考えられる事柄についての例示がなされている。それは「計算書」(die Rechnung)と名付けられたものの作成である。エルビング写本で、41枚目の表頁(丁数29)から47枚目の表頁(丁数35)にわたって示されているのが、それである。「計算書」と名付けられていることからわかるとおり、この部分は金額の記入とその計算が中心になっている。

では、この計算書には、どのような金額が、どのような順序で、どのような仕組みでいつ記載され、何を目的としたものなのであろうか。

### 2. 計算書の体裁

まず、外面的な面からみることにする。

41枚目の表頁から示されている計算書の部分は、大きく二つに分けることができる。一つは、文章をもって書かれている部分で、他の一つは、積極側(Aktiva)と消極側(Passiva)と名付けられた二つの場所を区分して、それぞれに上から日付順に、左から地名等、日付、摘要、金額を記入し、各記入額の計算を行っている部分である。

文章をもって書かれている部分は、計算書の最初の頁だけであるが、その全文はつぎのとおりである<sup>(1)</sup>

als enthalb ac. 30, so zuuerrechnen gehöret aus disem hieugehaltenen Schuldbuch,  
von ac. 18 bis 28 geschribenn. Das gantz einnemen vnd außgebenn von primo Zenner



1516. jars bis ultimo Settembre detto C<sup>1</sup>.

丁数18から丁数28に示した債務帳をもとに作成したもので、丁数30以下のとおりである。

1516年1月1日から同年9月30日までの、すべての受入額と払出額が示されている。

一読することにより、この部分は決して計算書の主要部分ではないことがわかる。わかるのは、以下につづく部分の内容が、これまでに検討したのと同じ取引をもとにしたものであるという点である。

積極側と消極側に区分されている部分は、積極側が主として41枚目から46枚目の各裏頁に書かれており、消極側は42枚目から47枚目の各表頁だけに書かれている。積極側部分は主として見開きの左側頁に消極側部分は右側頁だけに、それぞれ記入されているわけである。同一見開きの左右の頁には、同じ丁数が付されているが、これは債務帳の場合と同じである<sup>(2)</sup>。

各記入は、10行近いものもあるが、多くは2～4行で書かれている。その数は、次の見開きへの繰越および前の見開きからの繰越に関する記入をも含めて、積極側が58回、消極側が40回である。各記入は、前述のとおり左から地名等、日付、摘要、金額の順に書かれているが、そのさい地名等は左によせて、また金額は右によせて、日付から摘要までとは離して書かれている。例として積極側の最初の記入を示すと、つぎのとおりである<sup>(3)</sup>。

Rom. 1516. Adi primo Zenner. Haben wir zalt Franc <sup>o</sup> Verzelin auf schreiben von Rom von wegen Sebastian de la Villa Noua ; daselbst eingenomen 74 duc. de camera, thut.....C <sup>1</sup> . duc.	72.12.—
ローマ、1516年、1月1日、われわれはノウア村のセバスチャンのために、ローマ支店からの手紙にしたがって、フランコ・フェルツェリンに支払った。ローマ支店は74ドゥカテン・デ・カメラを受取った、したがって.....duc.	72.12.—

ただ前述のごとく、積極側が見開きの左側頁だけに、消極側が見開きの右側頁だけにと、整然と分かれているわけではない。消極側部分はすべて見開きの右側頁だけに書かれているが、積極側部分はときに右側頁にも書かれている。積極側の記入回数が58であるのに対して、消極側のそれが40回という記入回数の大きな違いが、そのような変則的な記載を行う原因となっているように思われる。

各見開きでは、左右の頁に上から順に記入を行い、双方いずれかの頁が書ききれなくなると、その時点でそれぞれの側の各合計額を求め、それらの差額を次の見開きへ繰越しているのがふつうである。したがって、一方の側が書ききれなくなったときに、他の側にもほぼ同量の記入がなされている場合は、それで何の問題もなかったであろう。しかし一方の側が書ききれなくなったときに、他の側にまだ多くの余白があるときは、その段階で次の見開きへの繰越手続を行うと、その余白が無駄になる。このような紙面の無駄をなくすためであろう<sup>(4)</sup>、一方が書ききれなくなっても他方の側に多くの余白がある場合は、書ききれなくなった側の記入のつづきを、逆の側の下部に行っているのである。

各見開きの左右の頁の記入回数を比べると、すべて左側頁の記入回数と同じかまたは多い。各記入の行数も考慮せねばならないが、一方が書ききれなくなったときに余白を残していたのは、常に右側頁であった。積極側部分が、ときに右側頁に記入されているのは、このような理由からである。

### 3. 繰越手続

まず積極側部分が見開きの左側頁だけに記入されている場合として、最初の見開きをみよう。その見開きの左側頁(41枚目の裏頁、丁数30)には、1月1日から4月9日までの日付で、全部で10回の記入がなされている。その合計額は duc. 6308. 12.— である。それに対してその右側頁(42枚目の表頁、丁数30)には、1月1日から4月15日までの10回の記入がなされている。その合計額は、左側頁より duc. 93325. 6. 31 多い duc. 99633. 18. 31 である。この段階で双方の頁ともほぼ書ききれなくなったため、次の見開きへの繰越手続を行っている。

繰越手続は、つぎのように行われている。まず右側頁の最下の記入の下に、合計額 duc. 99633. 18. 31 を書く。そして左側頁には摘要に「残高について、私は丁数31へ繰越す。本日の段階では、払出しより受入れの方が多かった」と書いて右側頁との差額 duc. 93325. 6. 31 を記入し、その下にそれを含めた合計額 duc. 99633. 18. 31 を記入する。合計額を示すさいは、最後の記入額の下に摘要部分に若干かかる合計線を引き、その下の摘要欄の右はしあたりに「合計」

(Summa)と書いて金額を示している。

つづく見開きでは、右側頁(43枚目の表頁、丁数31)すなわち前の見開きで記入額の多かった側の最上部に、「残高、丁数30より、そこでは払出しよりも受入れが多かった」と書いて、繰越額を記入している。

41枚目裏頁の最下部と43枚目表頁の最上部を示すと、それぞれつぎのとおりである<sup>(5)</sup>。

(41枚目裏頁)

El resto. E 15. — Vmb ein rest, trag ich hin ac. 31, auf datum mer	
eingenomen dann außgeben, .....duc.	93325. 6.31
	<hr/>
Summa duc.	99633.18.31

(43枚目表頁)

Resto. 1516. Adi 15. April. Vmb ein rest her von ac. 30; daselbst mer	
eingenomen dann außgeben, .....duc.	93325. 6.31

つぎに、積極側部分が見開きの右側頁にも記入されている場合をみよう。そのように記入されているのは、全部で六つある見開きのうち、44枚目裏頁と45枚目表頁および45枚目裏頁と46枚目表頁の、二つの見開きだけである。

例として44枚目裏頁と45枚目表頁の見開きをみると、右側頁に6月4日付で前の見開きからの繰越額 duc. 100821. 22. 8を記入したことからはじまっている。その後左側頁は、6月8日、6月12日、6月18日、6月23日、7月15日にそれぞれ記入したことで、書ききれなくなった。その合計額は duc. 61419. —. —である。その間右側頁には、6月18日に一回だけ、duc. 15900. —. —の記入がなされている。したがって7月15日に左側頁が書ききれなくなった時点で、右側頁には可成りのスペースが残っていたのである。そこで、右側頁に積極側部分の記入を行うことになった。

右側頁への積極側部分の記入は、7月16日付で2回と7月20日付で1回の計3回なされたが、その合計額は duc. 551. 18. —であった。それで、その頁も繰越手続に必要なスペースだけを残すだけとなったのであるが、その間消極側部分の記入は、一つもなされていない。次の見開きへの繰越手続は、つぎのように行われている。

まず右側頁に行った積極側部分の記入の下に、「合計、同日、反対頁の合計」と書いて、左側頁に7月15日までに行った記入額の合計 duc. 61419. —. —を記入する。そしてその下に、この見開きの記入額をも含めた積極側と消極側の差額を記入する。その差額は、積極側部分の合計額が duc. 61970. 18. —で、消極側部分の合計額が duc. 116721. 22. 8であるため、消極側に duc. 54751. 4. 8生じている。この差額を「7月24日、残高について、丁数34へ」と書いて記入した結果、積極側と消極側とも合計額が duc. 116721. 22. 8となり、この見開きの記入はすべておわっている。次の見開きでは、繰越額を右側頁の上部に書くのであるが、その記入方法は43枚目の表頁の場合と同じである。

いま45枚目表頁の下部と46枚目表頁の上部を示すと、それぞれつぎのとおりである<sup>(6)</sup>。

(45枚目表頁)

Summa. E—.—Die summa entgegen .....duc.	61419.—.—
E 24.detto Luio. Per se ain rest, hinfur ac. 34, .....duc.	54751. 4. 8
	<hr/>
Summa duc.	116721.22. 8

(46枚目表頁)

Resto. 1516. Adi 24. Luio. Vmb ein rest her ac. 33, .....duc.	54751.14. 8
---	-------------

このようにして各見開きは締切られているのであるが、ある見開きへの最後の記入日とその見開きの締切日、次の見開きの開設日とその新しい見開きへの最初の記入日との関係は、どのようになっているのであろうか。まず、ある見開きの締切日と次の見開きの開設日をみると、それらはすべての場合に同じ日に行われている。しかしある見開きの締切りが、その見開きの最後の記入日になされているとはかぎらない。六つの見開きのうち、最後の記入日と締切日が一致しているのは、四つの見開きの場合だけである。また新しい見開きを開設しても、その日に、その新しい見開きへの最初の記入を行っているとはかぎらない。新しい見開きの開設日にその見開きに記入していない場合が、1回ある。これらのことから、ある見開きの締切りと次の見開きの開設は、同じ時に行うとしても、次の見開きに記入しなければならないときまでに行われていたものと考えられる。

(第7表)

[Blatt 41 b] ac. 30 積極側 (11, 1/1, 4/9) 差額 duc. 93325. 6. 31 合計 duc. 99633. 18. 31	1/1 4/15	[Blatt 42 a] ac. 30 消極側 (10, 1/1, 4/15)  合計 duc. 99633. 18. 31
[Blatt 42 b] ac. 31 積極側 (11, 4/15, 5/4) 差額 duc. 107738. 13. 11 合計 duc. 119114. 13. 11	4/15 5/4	[Blatt 43 a] ac. 31 消極側 (9, 4/15, 5/4) 繰越 duc. 93325. 6. 31 合計 duc. 119114. 13. 11
[Blatt 43 b] ac. 32 積極側 (9, 5/8, 6/4) 差額 duc. 100821. 22. 8 合計 duc. 139762. 13. 9	5/4 6/4	[Blatt 44 a] ac. 32 消極側 (9, 5/4, 6/2) 繰越 duc. 107738. 13. 11 合計 duc. 139762. 13. 9
[Blatt 44 b] ac. 33 積極側 (5, 6/8, 7/15) 合計 duc. 61419. —. —	6/4 7/24	[Blatt 45 a] ac. 33 消極側 (2, 7/18, 7/20) 繰越 duc. 100821. 22. 8 合計 duc. 116721. 22. 8 積極側 (5, 7/16, 7/20) 本頁小計 duc. 551. 18. — 転記 duc. 61419. —. — 差額 duc. 54751. 4. 8 合計 duc. 116721. 22. 8
[Blatt 45 b] ac. 34 積極側 (5, 7/30, 8/20) 合計 duc. 134252. 4. 16	7/24 9/19	[Blatt 46 a] ac. 34 消極側 (5, 7/24, 8/18) 繰越 duc. 54751. 4. 8 合計 duc. 220693. 16. 8 積極側 (4, 9/10, 9/18) 本頁小計 duc. 2501. 1. 12 転記 duc. 134252. 4. 16 差額 duc. 83940. 10. 12 合計 duc. 220693. 16. 8
[Blatt 46 b] ac. 35 積極側 (8, 9/19, 9/30) 差額 duc. 2412. 11. 8 合計 duc. 89878. 3. 31	9/19 9/30	[Blatt 47 a] ac. 35 消極側 (5, 9/20, 9/30) 繰越 duc. 83940. 10. 12 合計 duc. 89878. 3. 31

いま計算書全体の概要を示すと、(第7表)のとおりである。なお( )内の記入は、左からその頁の記入回数、仕訳帳からの最初の記入日、最後の記入日である。また中央に示す月日は、上がその見開きの開設日、下がその締切日である。記入回数には、次見開きへの繰越および前見開きからの繰越に関する記入も含まれている。

#### 4. 記載金額

つぎに、どのような金額が記載されているかをみることにする。このことに関する一つの手掛りは、積極側および消極側の各はじめに書かれているタイトルにあるように思う。

積極側のはじめすなわち41枚目裏頁の最上部には、Vns Soll herr Jacob Fugger fur ausgeben (ヤコブ・フッガー氏はわれわれに払出だけ(与え)ねばならない)と書かれている<sup>(7)</sup>。このことから、積極側には、われわれ(ヴェニス支店)が行った払出し、すなわちヤコブ・フッガー氏(本店)との関係でみた場合のわれわれの債権発生額または債務減少額が、書かれているであろうことが想像できる。これに対して消極側のはじめすなわち42枚目表頁の最上部には、Wir sollen herrn Jacob Fugger für einnemen (われわれは、ヤコブ・フッガー氏に受入れだけ(与え)ねばならない)と書かれている<sup>(8)</sup>。このことから消極側には、われわれが行った受入れすなわちわれわれからみたヤコブ・フッガー氏に対する債務発生額または債権減少額が、書かれているであろうことが予測できる。

では、積極側にはヤコブ・フッガー氏個人に対するヴェニス支店の債権発生額と債務減少額だけが、また消極側にはヤコブ・フッガー氏個人に対するヴェニス支店の債務発生額と債権減少額だけが記載されているのであろうか。そうとは思えない。41枚目表頁の説明からして、計算書には債務帳に記入されている金額、すなわちもとをただせば仕訳金額が記載されているはずであるが、仕訳で勘定科目がヤコブ・フッガー氏となっている回数、すなわち債務帳のヤコブ・フッガー氏勘定口座の記入回数と、計算書の記入回数とでは、大きな開きがあるからである。

第一例示では、ヤコブ・フッガー氏に対してヴェニス支店に債権が生ずるか

債務が減少すると、借方勘定科目がヤコブ・フッガー氏となる仕訳を行って同氏勘定口座の借方に、同氏に対してヴェニス支店に債務が生ずるか債権が減少すると、貸方勘定科目がヤコブ・フッガー氏となる仕訳を行って同氏勘定口座の貸方に記入する。したがって、もしヤコブ・フッガー氏個人に対するヴェニス支店の債権の発生および債務の減少だけが積極側に、同氏個人に対するヴェニス支店の債務の発生および債権の減少だけが消極側に記載されているものとする、ヤコブ・フッガー氏勘定口座の借方記入回数と積極側の記入回数は、また同氏勘定口座の貸方記入回数と消極側の記入回数は、もとに一致しなければならないであろう。

しかしヤコブ・フッガー氏勘定口座の借方記入回数は28回であるのに対し、積極側の記入回数は前述のごとく58回である。また同氏勘定口座の貸方記入回数は16回であるのに対し、消極側の記入回数は40回である。しかも計算書に記載されている金額が、ヤコブ・フッガー氏勘定口座の記入額をいくつかに分けたものというわけでもない。計算書の記入回数58回および40回のなかには、繰越処理に関する記入も含まれているとはいえ、これではあまりにも違いすぎる。このことから、計算書にはヤコブ・フッガー氏勘定口座の記入額以外のものも記載されていると考えられるのである。

計算書の記載額とヤコブ・フッガー氏勘定口座の記入額とを個別に突合せると、ヤコブ・フッガー氏勘定口座の借方記入額は積極側に、その貸方記入額は消極側に、それぞれ同額が必ず記載されている。では、仕訳の勘定科目がヤコブ・フッガー氏である金額以外に、どのような金額が計算書には記載されているのであろうか。

積極側の金額をみると、はじめから duc. 72. 12. —, duc. 500. —, duc. 14. —, duc. 40. —, duc. 2000. —……の順に書かれている。そしてこれらの金額と同額の記入が、仕訳帳にもしたがって債務帳にも見出せる。いまこれらの金額が書かれている各仕訳を、現在の形式をもって示すと、つぎのとおりである<sup>(9)</sup>。

1/1 (借) ローマ支店	72. 12. —	(貸) フランコ・フェルツ エリン氏	72. 12. —
5 (借) ヤコブ・フッガー氏	500. —, —	(貸) 現 金	500. —, —
〃 (借) ローマ支店	14. —, —	(貸) 現 金	14. —, —
2/4 (借) ミラノ支店	40. —, —	(貸) カペロ銀行	40. —, —
3/1 (借) ローマ支店	2000. —, —	(貸) ビザニ銀行	2000. —, —

1月1日の取引は、フェルツエリン氏からヴェニス支店が受取るべき現金を、ローマ支店が代って受取った旨連絡を受けたさいのものである。1月5日は、主人ヤコブの手紙に従って、現金を支払った場合である。同日2番目は、ローマ支店の依頼によって、現金を支払った場合である。2月4日の取引は、ミラノ支店振出し、カペロ銀行受取りの為替手形を引受けた場合である。3月1日は、ビザニ銀行からヴェニス支店が受取るべき金額を、ローマ支店が代って受取った旨連絡を受けたさいのものである。これら五つの仕訳で共通しているのは、借方勘定科目がすべてフッガー一家他店という点である。

このことから、積極側に記入されているのは、本店および他支店すなわちフッガー一家内部の他店に対して債権が生じた場合であることがわかる。フッガー一家内部の他店に対する債務が減少した場合も、仕訳の借方勘定科目がそれら他店勘定となることから、そのような場合の金額も当然積極的に記載されることになるはずである。このことが正しいことは、つづいて書かれている仕訳をみることにより確認できる。積極側に記載されている金額のうち、末尾から2番目と3番目の二つを除けば、他はすべて、仕訳したときの借方勘定科目がフッガー一家の他店となる場合だけなのである。仕訳の借方勘定科目がフッガー一家の他店であるにもかかわらず、仕訳日に積極側に記載されていないのは、誤って仕訳日に記入せず、あとで気付いて記入したと思われる最後の一つだけである。

この積極側についての検討結果から、消極側に記入されているのは、仕訳の貸方勘定科目が本店または他支店となる場合、すなわちヴェニス支店にフッガー一家の他店に対して債務が生じたかそれらに対する債権が減少した場合の金額であろうことが予想できる。そしてこの予想が正しいことは、仕訳帳および債務帳の貸方記入を消極側の記入と突合せることにより、確認できる。消極側に

記入されている金額のはじめの部分を見ると、上から duc. 3000. —. —, duc. 520. 12. —, duc. 3590. 8. —, duc. 13170. 6. 30, duc. 1700. —. —……であるが、仕訳帳において貸方勘定科目が本店または他支店となる仕訳は、つぎの順で行われている<sup>(10)</sup>。

1/1 (借) 現	金 3000. —. —	(貸) ヤコブ・フッガー氏	3000. —. —
" (借) フランコ・チウエナ氏	520. 12. —	(貸) ローマ支店	520. 12. —
2/9 (借) ビザニ銀行	3590. 8. —	(貸) アントワープ支店	3590. 8. —
3/28 (借) 銅	13170. 6. 30	(貸) ボッツェン支店	13170. 6. 30
30 (借) ダニエル・デ・ソウイッチョ氏	1700. —. —	(貸) リオン支店	1700. —. —

消極側に記入されている金額のうち、末尾の二つを除いては、すべて仕訳で貸方の勘定科目が本店または他支店となる場合だけである。仕訳の勘定科目が本店または他支店であるにもかかわらず、仕訳日にその金額が消極側に記入されていない場合は、期中取引の仕訳に関するかぎりは存在しない。

### 5. 地名等を書く理由—借方

ここで、計算書の各記入の左側に独立して書かれている「地名等」についてみることにする。それは、何を目的として書かれているのであろうか。結論をいえば、それは各記入の内容を簡潔に示すための見出しである。

債権または債務の増減を内容とする各記入を簡潔に示すためには、それら債権または債務を増減させた相手特定する語を記入するのが有効であろう。第一例示では、債権および債務の増減を人名勘定をもって処理しているため、それぞれの勘定科目すなわち他店名を書くことが、一般には、最もよく取引内容を示すこととなるのである。

ただ、計算書の各記入の左側には、常に仕訳の勘定科目である他店名だけが独立したかたちで書かれているわけではない。他店が存在する地名とともに clainat, Silber または Seiden gwand と書かれていることがあり、地名を書かず clainat, Boten, Vortail, Vnkost 等の語だけの書かれていることもある。これまで、単に「地名」といわず「地名等」と示してきたのは、このためである。

では、なぜ地名以外の語をも書くのであろうか。

勘定科目である地名とともに他の語が書かれているか、地名以外の語だけが書かれている場合は、積極側に14回、消極側に8回ある。ただそれらのうち双方の側とも5回ずつは、次の見開きへの繰越および前の見開きからの繰越を指示する語か、または積極側部分を右側頁に記入するさいの語、具体的には「合計」(Summa) または「残高」(El resto) である。記載額の内容を示すものではないが、債権または債務の内容を示すものではない。したがってそれら計10回の記入は、ここでの対象としなくてもよいことになる。ここで検討すべきは、それらを除く積極側の9回と消極側の3回の各記入である。

まず積極側の9回の記入をみると、4月9日の2番目には clainat (現在の Kleinod, 宝石) と、4月15日の2番目には Boten (配達夫)、6月4日には Rom. Silber (銀)、6月8日には Augspurg. clainat、6月12日には LiBbona (現在の Lissabon, リスボン)、7月16日の2番には Tantzge (現在の Danzig, ダンチッヒ)、8月15日には Augspurg. Seidingwand (現在の Seidengewebe, 絹布)、9月18日には Vortail (現在の Vorteil, 利得)、9月30日には Vnkost (現在の Unkosten, 費用) と書かれている。また消極側についてみると、8月18日と9月27日の各記入ではそれぞれ Vortail と、9月30日の記入では Nota (注) と書かれている。

積極側で地名とその他の語の書かれているうちの6月4日、6月8日および8月15日の記入をみると、その記入のもとになる仕訳の借方勘定科目は、6月4日がローマ支店、6月8日と8月15日はヤコブ・フッガー氏である<sup>(11)</sup>。したがってこれらの場合は、ローマ支店または本店に対して債権が増加するか債務が減少しているわけであるから、その取引内容を示すものとしてそれぞれの店の所在地を書くのは当然であろう。では、それらの名前とともに書かれている Silber, clainat, Seidingwand は、何を意味するのであろうか。

6月4日の取引は、ローマ支店に99マルク11ロットの銀を発送したというものである。したがってローマ支店相手の取引であるという面とともに、銀取引であるという面をも強調する目的で、「ローマ」とともに「銀」と書いたのであろう。6月8日の取引は、ビザニ銀行から購入したダイヤモンドを本店へ送っ

たものである。本店との取引であることと同時にダイヤモンドに関する取引であることを示すために、「アウグスブルク」とともに「宝石」と書いたのであろう。8月15日の取引は、絹布を本店へ送ったものである。そのため、「アウグスブルク」とともに「絹布」と書いたのであろう。

ただ銀等の取引であっても、すべての場合に、取引相手の所在地とともに「銀」等と書かれているわけではない。むしろ「銀」等と書き添えている場合のほうが少ない<sup>(12)</sup>。したがって以上でみた三つの場合も、他店の所在地だけを書くのがふつうで、「銀」等を書き添えるのがむしろ例外であると考えられる。これまでの推論が正しいとすると、地名以外の語のほうが内容をより適確に示すと考えられる場合は、例外的とはいえその地名以外の語のみを書くこともありえたであろう。つぎの各場合は、まさにそのような書き方のされている場合と考えられる。

4月15日付で書かれている2番目の記入は、仕訳の小書きによると、本店に口座をもつローマ教皇の手紙を携えて、ウィーンからローマへ向う途中の郵便配達夫に対して現金を支払ったときの記入である。これは内容が配達夫賃金(Botenlohn)であるため、そのことをさらに短く書いたのであろう。この仕訳の借方勘定科目は当然ヤコブ・フッガー氏であるから、「アウグスブルク」とともに「配達夫」と書くか、「アウグスブルク」とだけ書いてもよかったはずである。

9月30日の2番目の記入額は、ヴェニス支店で1月1日以降9月30日までに要した生活費である。そのため「費用」と書かれている。ただ同じ費用であっても、9月30日の最初に記入されているシュバルツ自身の生活費の記入では、「アウグスブルク」とだけ書かれている<sup>(13)</sup>。したがって2番目の場合も、「アウグスブルク」とだけ書くこともありえたはずで、そのほうがむしろ一般的であったとも思える。

4月9日の2番目の記入は、駒鳥を購入して本店へ送った場合である。おそらく駒鳥が当時はめずらしい小鳥であったため、そのことを示すものとして若干誇張して「宝石」と書いたのであろう。この場合も、「アウグスブルク」とだけ

書いて、一向にかまわない場合である。7月16日の記入は、セハニス・ボッヒス氏がダンチッヒ支店に払込んだ金額の一部を、本店の指示によって同氏に現金で支払ったことに関するものである。したがって「アウグスブルク」と書くのがむしろふつうであったにもかかわらず、取引に関係したもう一方の店名として「ダンチッヒ」と書いたのであろう。

6月12日の場合は、リスボン支店が1月31日に受取ったduc.900のうちのduc.300を、5月29日付の本店の手紙に従って、フォルト・マティエとフォルト・マルコという兄弟の僧侶に、ヴェニス支店が現金を支払った場合である。したがって仕訳の借方勘定科目はヤコブ・フッガー氏であるため、ここでも「アウグスブルク」と書くのがふつうであったはずである。

9月18日の取引は、2月4日に取得した絹布のすべてをその後その取得単価で販売したため、取得時に絹布勘定に加算した付随費用の額だけが借方に残る結果となり、それをヤコブ・フッガー氏勘定に振替えたものである。したがって絹布の販売損とでもいうべきものであるから、正しくは「Nachteil」(損失)と書くべきところを、どうしてか「利得」と書いてしまったのであろう。これは、マイナスの利得という意味であろう。「アウグスブルク」か「絹布」または双方を書くことも考えられる場合である。

## 6. 地名等を書く理由一貸方

消極側で地名以外が書かれている場合の一つは、8月18日にみられる。その金額は、その時点で残っていたフェルツェリン氏勘定の貸方残高で、同氏から免除された額である。左はしには「利得」と書かれている。ヴェニス支店が外部から債務免除を受けると、本店に対する債務が発生する。そのため仕訳の貸方勘定科目は、当然ヤコブ・フッガー氏となっている。したがって「利得」に代えて「アウグスブルク」と書くこともありえたはずである。

9月27日にも「利得」と書かれている。それは、銀勘定の貸方に生じた現在という販売益をヤコブ・フッガー氏勘定に振替えた場合の記入だからである。この場合も、「アウグスブルク」と書いて一向に問題はなかったであろう。

9月30日付の記入の前には「注」と書かれているが、後でふれることにする。以上のように、積極側および消極側の各記入の前には、地名等が書かれているのがふつうである。しかし地名等がいっさい書かれていないこともある。その回数は、積極側が4回、消極側が3回である。積極側では、4月15日の最初、5月8日、6月18日、9月20日の各記入で、消極側では、4月15日の3番目、6月18日、8月3日の各記入に書かれていない。ただこれらの場合も、4月15日の3番目の記入以外は、地名を書くべきであったと考えられる。それらの場合も、ヴェニス支店のフッガー一家の他店に対する債権または債務が増減しており、地名等を書かない積極的な理由は見出せない。地名を書くとしたら、4月15日は「アウグスブルク」、5月8日は「ローマ」、6月18日は「アントワープ」、9月20日は「リオン」、6月18日は「ローマ」、そして8月3日は「アウグスブルク」となったはずである<sup>(14)</sup>。

消極側に4月15日付でなされている3番目の記入は、いわゆる訂正記入なのである。4月15日付の4番目の仕訳の取引は、本店から現金を運んできた二人の運搬夫に対して、運賃として現金 duc.8.-. - を支払ったというものである。したがって借方勘定科目はヤコブ・フッガー氏、貸方勘定科目は現金で、仕訳額は当然 duc. 8.-. - である。そのため正しくは、計算書の積極側に duc.8.-. - と記入すべきであった。しかしそれを誤って duc.12.-. - と記入してしまったのである。仕訳日と訂正記入の日が同じであることから、この誤りにはすぐ気付いたものと思われる。しかしそのさい、積極側に記入した duc.12.-. - を直接消して duc.8.-. - と訂正することはせず、消極側に duc.4.-. - と書いて差引訂正する方法をとったのである。この場合に地名等を書くとしたら、積極側に記入した「アウグスブルク」についての記入の訂正であるから、「アウグスブルク」と書くこともできたであろう。また「訂正」であるから Korrektur と、また「控除」であるから Abzug と書くこともできたであろう。

では、このような見出しをなぜ書く必要があったのであろうか。その一つの答えとしては、つぎのように考えることができるであろう。計算書の各記入には、日付はついているものの、記入のもとになる仕訳帳の記入および債務帳の

記入が、それぞれの帳簿のどこになされているかは書かれていない。仕訳帳の丁数および債務帳の丁数は書かれていないのである。したがって計算書に誤りのあることがわかって、仕訳帳および債務帳と突合せするには不便である。この点を補うものとして、記入内容を示す「地名等」を予め書いておいたのであろう。事実、このように仕訳帳および債務帳と計算書との突合せに利用された証拠が、計算書の最後の段階で見出せる。そして、もっと別のところでもこれら「地名等」は生かされている。それは第二例示のあとに作成されている、もう一つの計算書の作成にあたってであるが、その点については後述する。

## 7. 計算書と仕訳帳

摘要は、仕訳の小書きをさらに要約したかたちで書かれている。

すでにみた計算書の最初に書かれている文章によれば、この計算書は、「債務帳をもとに作成」されたことになっている。しかしそれにもかかわらず、仕訳の勘定科目がヤコブ・フッガー氏および他支店である場合に限っていえば、計算書は仕訳を債務帳の各勘定口座へ転記するのと平行して、仕訳帳をもとに作成されたものと考えられる。なぜなら、もし債務帳をもとに作成したのであれば、計算書の記入事項すべてが、勘定口座に記入されていなければならないはずである。確かに勘定口座には、日付、その取引に関係したフッガー一家の他店名および金額が書かれている。したがって計算書の各記入のはじめに書かれているのが地名だけの場合は、債務帳の勘定口座をもとに記入したということもできなくはない。しかし、各記入のはじめに地名以外の語だけが書かれている場合で、勘定口座の摘要には、その語の書かれていないことがあるのである。

たとえば、4月9日付で積極側になされている2番目の記入のはじめには、すでにみたごとく地名ではなく「宝石」とだけ書かれている。この記入に見合う債務帳の記入は、ヤコブ・フッガー氏勘定口座の借方になされている4月9日付の2番目のものである。しかしその勘定記入には、「同年同月9日、同氏について、仕訳帳の丁数2とこの帳簿の丁数26のとおり、duc.2060.-. -」(E 9. -per el detto. Laut Zornal ac.2, dises ac. 26. duc. 2060.-. -) としか書かれていな

い<sup>(15)</sup>。この記入が「宝石」に関するものであることは、そこからは知ることができないのである。「宝石」(実は駒鳥であるが)に関する取引であることを知りうるのは、仕訳の小書きに、「5羽の駒鳥について、単価 duc.412 で彼から購入した」(vmb 5 ledig robin, ime abkaufft, kost ainer 412 duc. C.) と書かれているからである<sup>(16)</sup>。

もちろん、このような各記入のはじめに地名以外の語だけを書くときに限って、仕訳帳から直接計算書に記入したと考えられないわけではない。しかし、そのような一貫性のない計算書の作成方法を、はたして行ったであろうか。

#### 8. 計算書末尾の記入額 (I)

以上のように計算書には、仕訳の借方勘定科目がヤコブ・フッガー氏または他支店であるとき、その仕訳金額を積極側に、また仕訳の貸方勘定科目がヤコブ・フッガー氏または他支店であるときに、その仕訳金額を消極側に、上から仕訳順に記載している。いわばそれらの相手に対する債権の増加または債務の減少を積極側に、それらに対する債権の減少または債務の発生を消極側に、その仕訳日に記載しているわけである<sup>(17)</sup>。

ではそれらの記入額を、積極側と消極側に分けてそれぞれ合計すると、それら二つの合計額は、相互に一致するであろうか。当然のこととして、それらは一致しない。なぜなら、すべての仕訳金額についての集計ではないからである。仕訳の金額すべてを、貸借に分けて集計すると、それらの合計額は一致しなければならない。しかし、ここまでにみた計算書の記載額は、仕訳金額の一部でしかない。仕訳したときにその勘定科目が現金、商品、第三者となる場合は、含まれていない。

それにもかかわらず計算書末尾の最終合計額は、双方の側とも duc. 89878.3. 31 で一致している。それは、以上のような金額を記載したあとに、さらに9月30日付でいくつかの金額が加えられているためである。では、それら9月30日に加えられている金額とは、いかなる内容のものであろうか。

そのことをみる前に、9月30日にいくつかの金額が加えられる直前の段階で、

最後の見開きがどのように記入されていたかをみておこう。

最終の見開きすなわち46枚目の裏頁(丁数35)と47枚目の表頁(丁数35)は、その前の見開きの左右頁の記入差額 duc. 83940.10.12が、9月19日付で消極側に繰越されたところからはじまっている。そしてその後、仕訳の勘定科目がヤコブ・フッガー氏または他支店となる金額が、積極側に9月19日、9月20日、9月21日に各1回と、9月30日に2回の計5回、金額にして合計 duc. 86481. 12. 一が、一方消極側には9月20日と9月27日の2回、金額にして合計 duc. 4897. 17. 19が記入されている。したがって前の見開きからの繰越額を加えた消極側の合計額は、duc. 88838. 3. 31であった。

このような記入のなされているところへ、9月30日付でさらに積極側に3回、消極側には2回の記入がなされているのである。まず積極側の記入からみると、それらの記入はつぎのとおりである<sup>(18)</sup>。

Venedig. E. —. —. Pleibt man vns schuldig im beschlus diser rechnung. Setz ich fur außgeben vnd auf new rechnung wider fur einnemen, nemlich: Bancho Bisani duc. 831. g. 2. p. 8 an ainer summa de ducaten 46610. g. 14. Vnnd mer 9 faß zoe 225 ctr. Schwatzer kupffer, in summa duc. 141. g. 2. p. 15, an 5618 $\frac{2}{5}$  ctr. kupffer, so kost, zoe angeschlagen seind mit der vnkost per 22778 duc. 23 g. 26 p., .....duc. 972. 4. 23

ヴェニス、同年同月同日、ある第三者は、この計算を締切るときに、われわれに対して債務がある。私は、勘定の貸方に記入し、次期の計算において再び借方に記入する。すなわちビザニ銀行(の借方勘定残高)はduc. 831. 2. 8で、同勘定口座の合計額はduc. 46610. 14. 一である。そしてさらに9樽、225 ツェントナーの銅、金額にしてduc. 141. 2. 15が残っている。同(すなわち銅)勘定口座に記入された重量は全部で5618 $\frac{2}{5}$  ツェントナーで、原価で示すと duc. 22778. 23. 26 である .....duc. 972. 4. 23

Venedig. E—. —. Setz ich fur außgeben vnd auf new rechnung wider fur einnemen das bargelt, so vnns auf datum uberpleibt an merlay gold vnnd muntz, in summa .....duc. 2412. 11. 8

ヴェニス、同年同月同日、私は貸方に記入し、次期の計算では、再びその現金を借記する。それだけ本日現在われわれには多くの種類の現金が残っている .....duc. 2412. 11. 8



Roma. E —. Ducaten 12. Haben wir adi 4. Zungno silber 25 stuck auff Rom gesant, vnd per contuto zalt 12 duc.; bishier ubersehen worden im ausschreiben .....duc. 12. —. —  
 ローマ. 同年同月同日. duc. 12. われわれは6月4日に銀25個をローマへ送り, duc. 12の運賃を支払った。これまで, その記入をしていなかった。 .....duc. 12. —. —

最初の記入額は、ビザニ銀行勘定の借方残高と銅勘定の借方残高の合計額である。つぎの記入は、現金勘定借方残高の記入である。ただ最後の記入は、現金、商品または第三者勘定の残高を記入したものではない。その記入のはじめに「ローマ」と書かれていることから想像できるとおり、この記入のもとになっている仕訳の借方勘定科目は、ローマ支店である。したがって正しくは、その仕訳を行った6月4日に、積極側に記入すべきであったものである。しかしそれをしなかったため、この段階であとから記入したものなのである。先に、期中取引の仕訳で借方勘定科目がヤコブ・フッガー氏または他支店となるものうち、一つだけ仕訳日に積極側に記入されていない場合があると述べたのが、これであったわけである。

消極側になされている2回の記入は、つぎのとおりである<sup>(19)</sup>。

Venedig. E ultimo. —Satzten wir für einnemen. Ist, vmb das wir im beschlus diser rechnung schuldig beleiben domino Daniele de Souicho 240 duc. an ainem wexel von Lion per  $\Delta^u$  del sole, helt 224  $\frac{2}{5}$ ; werden wir auf new rechnung wider für außgeben setzen, .....duc. 240. —. —  
 ヴェニス. 同年同月同日. われわれは勘定口座の借方に記入する。われわれはこの計算を締切る時に、ダニエル・デ・ソウイッチョ氏にリオン支店が振出した手形額面224 $\frac{2}{5}$ ゾナー・クローネ、すなわちduc. 240だけ債務がある。次期の計算では、再び貸記する .....duc. 240. —. —  
 Nota. E —. —. Ducaten 800. Vmb souil hab ich zuwenig für eingenomen gesummiert ac. 34. Vnnd also diser hieoben rest de duc. 83940 vmb souil minder daher komen, als man daselbst ac. 34 sehen mag; thut .....duc. 800. —. —  
 注. 同年同月同日. duc. 800. 私は丁数34で積極側の合計を求めるときに、それだけ少なく計算した。そのため、この頁の上の繰越残高がduc. 83940と少なく計算されている。丁数34で見るとおりである .....duc. 800. —. —

duc. 240はダニエル・デ・ソウイッチョ氏勘定の貸方残高の記入で、duc. 800は丁数34での次の見開きへの繰越処理における計算違いの訂正額である<sup>(20)</sup>。

なおヤコブ・フッガー氏および他支店以外で、9月30日に残高を有したのは、これら計算書の末尾に書かれているビザニ銀行、銅、現金、ダニエル・デ・ソウイッチョ氏の各勘定だけである。

### 9. 計算書末尾の記入額 (II)

計算書には、積極側および消極側のそれぞれ最後の記入を度外視すると、つぎのように記入されている。

まず、仕訳して勘定科目がヤコブ・フッガー氏または他支店である場合、それが借方勘定科目であれば積極側に、それが貸方勘定科目であるときは消極側に、そのつどその仕訳金額を記入する。すなわちこれらの場合は、仕訳のつど債務帳の各勘定口座と計算書に記入したのである。それに対して仕訳の勘定科目がヤコブ・フッガー氏および他支店以外、すなわち現金、商品および第三者の場合は、仕訳時に債務帳の各勘定口座にだけ転記する。そして期末の9月30日にそれらの勘定口座に残高があると、それが借方残高のときは積極側に、それが貸方残高のときは消極側に記入するのである。

したがってもし、現金、商品または第三者の勘定残高を記入した段階で合計を求めると、そこまでの処理に誤りがないかぎり、積極側と消極側の合計額は相互に一致したはずである。なぜなら、ここまでの計算は、仕訳帳の借方金額と貸方金額を別々に集計したのと、実質的には同じ意味のことだからである。

仕訳金額を借方と貸方に分けて合計すると、誤りのないかぎり、当然それらの合計額は相互に一致することになる。それをこの計算書では、勘定科目がヤコブ・フッガー氏および他支店の場合と、それ以外の場合で、処理を違えているのである。すなわちヤコブ・フッガー氏および他支店の場合は、仕訳のつど計算書に記載する。したがって前の見開きから次の見開きへ繰越すときに、積極側と消極側のそれまでの記入額が相殺されているとはいえ、最後の見開きで現金、商品または第三者の勘定残高を加える以前の計算は、仕訳で勘定科目

がヤコブ・フッガー氏または他支店となる金額をすべて貸借に分けて合計したものと、実質的には同じなのである。その後に加えられている現金、商品または第三者の勘定残高は、それらも仕訳のつど記入したうえで、最後に同一勘定の貸借記入額を相殺したものと考えればよいであろう。すなわちこの計算書は、ヤコブ・フッガー氏勘定および他支店勘定については合計試算表を作成するときの考え方によって、現金、商品および第三者勘定については残高試算表を作成するときの考え方をもって、それぞれの金額を集計したものといえるのである。

したがって積極側に duc. 972. 4. 23 (ヒザニ銀行勘定および銅勘定の借方残高合計) と duc. 2412. 11. 8 (現金勘定借方残高) を、消極側に duc. 240. —. — (ダニエル・テ・ソウイッチョ氏勘定貸方残高) を加えた段階で、双方の合計額が一致しなければならないことは、十分に知っていたものと思われる。しかし現実にはそれが一致しなかったため、誤りのあることに気づき、仕訳帳および債務帳との突合せおよび計算書上での加減算の再確認の結果発見された誤りを追加または訂正するために、積極側と消極側の最後の記入を行ったのである。もし、積極側と消極側に現金、商品および第三者の勘定残高を加えた段階で、双方の合計額が一致するはずであることを知らなかったとすると、その後の追加または訂正記入は行われず、双方の合計額が一致しないままに放置されることとなったであろう。

#### 10. 第一例示の検算方法

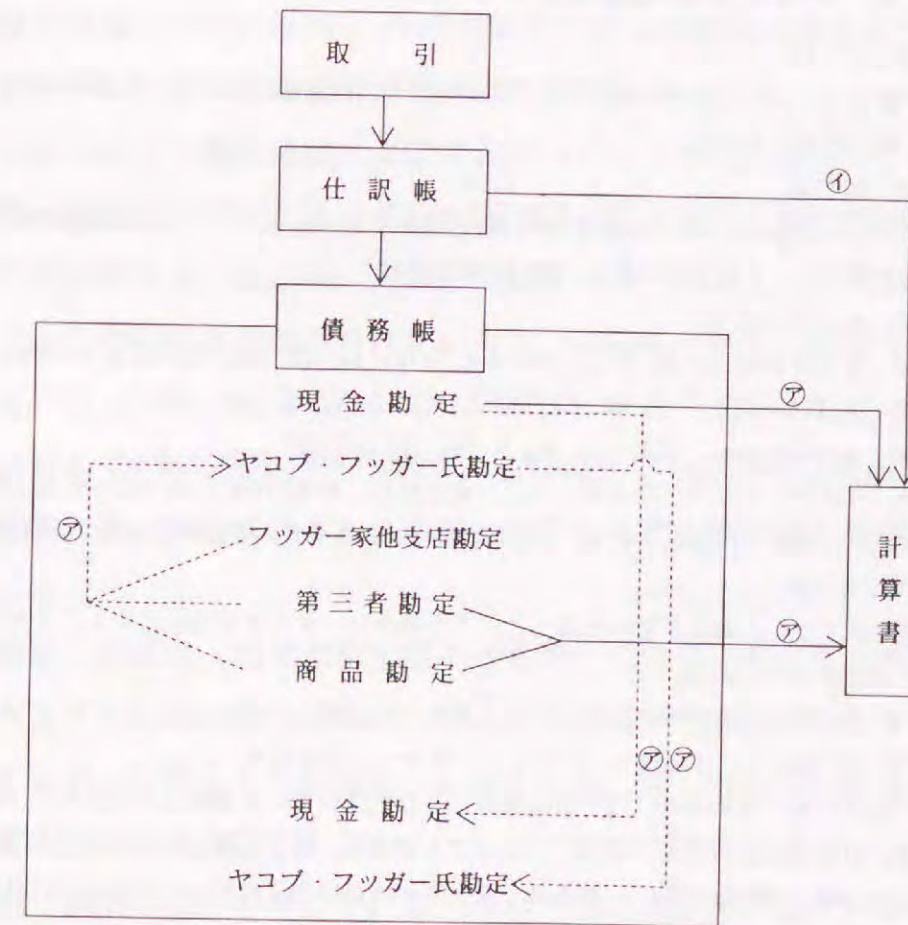
以上のことからこの計算書が、期末時点で相互に一致するはずの合計額が、確かに一致するか否かを確認しているものであることは確かである。その意味でこの計算書は、期末時点での検算を目的とするものなのである。したがって第一例示では、すでに述べた、期末の最終段階で現金勘定の借方残高とヤコブ・フッガー氏勘定の貸方勘定が一致することを確認する方法での検算と、この計算書での検算の、二重の検算が行われていることになる。

ではなぜ、この計算書による検算を行ったのであろうか。それには、仕訳帳

の様式が関係しているように思う。

第一例示の仕訳帳では、金額欄が独立してはいない。仕訳金額は、小書きのあとにつづけて書かれている。そのため仕訳金額を合計するには、都合が悪い。しかも仕訳金額は一つしか示されていないのであるから、たとえ貸借別の合計額として求めてみても意味がない。したがってそれに代るものとしてこの計算書を作成したのであろう。その意味で、もし仕訳帳で金額欄が独立しており、貸借別に金額が書かれていたとすると、この計算書は作成されなかったであらう。

(第1図)  
第一例示記帳関係図



(注)

- 仕訳原則については、本書75～76頁参照。
- 仕訳帳から債務帳への転記は、仕訳と同じ側に、仕訳のつど行う。
- 債務帳中の点線は、期末の振替を示す。
- 債務帳から計算書への実線は、仕訳を行わずに期末に移記。
- ①は、9月30日の勘定残高の振替え。
- ②は、仕訳のつど記入(勘定科目がヤコブ・フッガー氏及び他支店の場合のみ)。

う。直接仕訳帳上で借方と貸方の各合計を求めて突合せ、検算を行ったはずである。そのさいは、もう一方で、合計試算表を作成したであろう。

直接仕訳帳上で検算する代りにこの計算書を作成したとしても、そのさいすべての仕訳金額を貸借別に、仕訳のつど記載する方法もあったはずである。それを、ヤコブ・フッガー氏勘定と他支店勘定の場合だけそのつど記載し、現金、商品および第三者勘定の場合は、期末の段階で勘定残高だけを記載している。このように勘定科目によって、その処理をなぜ違えたのか。その理由は定かではないが、仕訳の合計を検算に利用しないためであるのは、確かであろう。

最後に、第一例示の記帳関係図を示すことにする。(169頁)

- (1) A. W., S. 218.
- (2) 仕訳帳では、1枚の紙の表裏に同じ丁数が付され、債務帳では、同一見開きの左右の頁に、同じ丁数が付されている。
- (3) A. W., S. 218.
- (4) 第二例示の Capus における勘定口座の開設状況を見ると、シュバルツが紙の節約を意識していたであろうことがうかがえる。(本書238頁参照)
- (5) A. W., S. 219 und 227.
- (6) A. W., S. 223 und 230. 46枚目表頁の duc. 54751. 14. 8は、duc. 54751. 4. 8の誤りであろう。
- (7) A. W., S. 218. (8) A. W., S. 226. (9) A. W., S. 187~188.
- (10) A. W., S. 187~189. (11) A. W., S. 194, 195 und 201.
- (12) 銅は、3月28日と6月2日にポツェン支店から、4月20日にハル支店から受入れて、7月30日にミラノ支店に発送している。これらの場合は、相手方の支店所在地だけが書かれている。
- (13) A. W., S. 226.
- (14) 直前の記入と同じ地名が書かれることになる場合は、それを省略している。8月3日と9月20日の場合がそうである。
- (15) A. W., S. 208. 同氏とは、ジモン・バガチーニ氏を指す。
- (16) A. W., S. 190. ここでの彼も、ジモン・バガチーニ氏を指す。
- (17) 同一他店に対する取引が、同一日に連続して仕訳されている場合は、それら二つ以上の仕訳金額を、計算書には合計して記入していることがある。たとえば、7月30日にミラノ支店に現金 duc. 30300 と銅 duc. 90. 12. 13を送ったとき、仕訳は別々に行っているが、計算書にはそれらの合計額 duc. 30390. 12. 13をもって記入している。
- (18) A. W., S. 226. (19) A. W., S. 231.
- (20) 46枚目表頁(丁数34)の消極側合計は、duc. 221493. 16. 8とすべきところを duc. 220693. 16. 8と計算している。従ってその見開きの積極側合計 duc. 136753. 5. 28との差を duc. 83940. 10. 12と計算した。duc. 800だけ、少なく計算したのである。

## 第8章 第二例示の仕訳帳

### 1. 第一例示との関係

シュバルツ簿記書の第一例示は、フッガー家のヴェニス支店を記帳主体とするものであった。そこでは、1516年1月1日に同支店が開設されたと仮定して、その日から同年9月30日までの間になされた107の期中取引を、仕訳帳に仕訳して債務帳の各勘定口座に転記し、9月30日にそれらの勘定口座を締切るまでと、それらと平行して作成される計算書が示されていた。

ただシュバルツの簿記書は、ここでおわっているわけではない。

この第一例示につづいては、さらに1516年10月1日から同年12月31日までになされた期中取引を、仕訳帳に仕訳して勘定口座へ転記し、12月31日に終るまでのもう一つの記帳例示が示されている<sup>(1)</sup>。われわれが第二例示と呼ぶのがこれである。シュバルツによると、第一例示はイタリアで行われている記帳法であるのに対して、第二例示はドイツで広く行われている方法である<sup>(2)</sup>。したがって第一例示と第二例示は異なる体系のものであるが、その違いは可成りのものである。

第二例示の内容は、表面上第一例示と連続している。すなわち第一例示の最終日である9月30日の勘定残高が、第二例示の初日である10月1日に表面上引継がれている。このことから当然のこととして、第二例示の記帳主体もまたフッガー家のヴェニス支店である。

では第二例示では、どのように第一例示の勘定残高を引継ぎ、取引をどのように仕訳し、それをどのように勘定口座へ転記して、12月31日にどのような処理を行って終了しているのだろうか。これらの諸点を一つ一つ吟味して、第二例示の全容を明らかにするのが、これからの作業である。

## 2. 第一例示の他支店勘定期末残高

第二例示は、第一例示の9月30日の残高を引継ぐところからはじまっているが、9月30日の最終の勘定残高が、そのまま引継がれているわけではない。また9月30日に存在したもののすべてが引継がれているわけでもない。では9月30日のどの段階の勘定残高を引継いでいるのであろうか。また9月30日に存在したもののうち、どのような勘定残高を引継ぎ、どのような勘定残高をなぜ引継がないのであろうか。

まず第一例示における締切手続開始直前の勘定残高をみよう。それは、つぎのとおりであった<sup>(3)</sup>。(Von soll, Wir sollenとも、勘定口座開設順。単位 duc., 合計額は貸借とも duc. 182710.—. 9.)

○ Von soll に勘定残高を有した勘定科目とその金額。

ローマ支店 98478. 4. 4, ミラノ支店 31130. 12. 13, ビザニ銀行 831. 2. 8, 銅 141. 2. 15, オフェン支店 13738. 14. 27, 現金 2412. 11. 8, ヤコブ・フッガー氏 35978. 1. 8.

○ Wir sollen に勘定残高を有した勘定科目とその金額。

アントワープ支店 67890. 2.—, ボツェン支店 18504. 18. 5, ダニエル・デ・ソウイッチョ氏 240. —.—, リオン支店 4460. —.—, ハル支店 86943. 4. 4, ニュールンベルク支店 4672. —.—.

これら13の勘定残高のうち、第二例示に引継がれているのは、借方に残高を有したうちのビザニ銀行、銅、現金、ヤコブ・フッガー氏の四つの各勘定残高と、貸方に残高を有したうちのダニエル・デ・ソウイッチョ氏勘定の残高、すなわち全部で五つだけである。フッガー一家の他支店の勘定残高は、それが貸借のいずれであるかに関係なく、一つとして第二例示には引継がれていない。

では、なぜビザニ銀行、銅、現金、ヤコブ・フッガー氏、ダニエル・デ・ソウイッチョ氏の各勘定残高だけを引継ぎ、フッガー一家他支店の勘定残高は引継がないのであろうか。それは、つぎのような理由によるものと考えられる。

9月30日の締切時にヴェニス支店に存在したものは、当然その日の帳簿にすべて勘定残高として示されている。ところで、もしそれら9月30日に存在したものが、10月1日にそのまま存在したとすると、それが現金、商品、第三者またはフッガー一家の他店に対する債権・債務のいずれであったにしても、当然ヴ

ェニス支店の帳簿上において引継がれたであろう。引継がれねばならなかったであろう。このことを逆にいえば、たとえ9月30日に存在したとしても、10月1日に存在しなかったとすると、それが何であったとしても、10月1日にヴェニス支店の帳簿上で引継がれることなど、決してありえない。第二例示に、フッガー一家の他支店に対して9月30日に存在した債権・債務が引継がれていないのは、10月1日にそれらが存在しなかったためなのである。

ではなぜ、9月30日の時点でヴェニス支店に存在した他支店に対する債権と債務が、10月1日にはヴェニス支店に存在しなくなったのであろうか。それは、9月30日にヴェニス支店で帳簿を締切った後に、同日付で本店において、それらが他支店のヴェニス支店に対する債権または債務と、帳簿上で相殺されたためなのである。

フッガー一家の各店は、本店を含めて、すべてヴェニス支店と同一の帳簿処理を行っていたであろう。だとすると、ヴェニス支店のある他支店に対する債権（または債務）は、当該他支店の帳簿ではヴェニス支店に対する同額の債務（または債権）として必ず記帳されていたであろう。したがって本店において、各支店から送られてきた計算書を集計してフッガー一家全体の計算書を作成するとき、ある支店と別の支店の間に存在した債権または債務については、相互に帳簿上で相殺消去することが、手続的に可能であったわけである。この相殺消去しようと思えば可能であった各支店間の債権と債務を、フッガー一家では帳簿を締切るときに、本店において相互に相殺消去していたのである<sup>(4)</sup>。では、相殺消去しない方法があったにもかかわらず、なぜ相殺消去する方法を選んだのであろうか。それは、支店間の債権と債務を相互に相殺消去することが、各店のその後の処理手続を減らすことになり、またフッガー一家全体としての計算書も簡潔なものとなしえたためであろう。

この意味で、第二例示においてフッガー一家他支店に対する債権と債務が引継がれていないのは、あくまで同家の方針であって、第二例示の記帳システムそれ自体のためではない。第二例示の場合でも、もし10月1日に、他支店に対する債権および債務が相殺されないまま残っていたとすると、後述する仕訳原則

によって処理したはずである。

このように、他支店に対する債権と債務を本店において相殺したとすると、手続的には、第三者に対する債権および債務も同様に処理しえたはずである。しかし第三者に対する債権と債務については、そのような処理を行ってはいない。それはなぜか。それは、第三者に対する債権と債務の場合は、特定の第三者に対するものをフッガー一家全体として集計したときに、相互に同額になるとはかぎらなかったためであろう。

もしフッガー一家全体としての特定の第三者に対する債権と債務が同額でないとしても、相殺は可能である。しかしそのさいは、本店で相殺したあとに、債権または債務が残ることになる。そのとき、フッガー一家としては、その残った特定の第三者に対する債権または債務の処理を、いずれかの店が事務上引継がねばならない。この場合、引継ぐことになった店は、以前の債権または債務をいったん消去し、引継ぐことになった債権または債務を記帳する処理を、また引継がない店はそれまでにあった債権または債務を消去する処理を行わねばならないであろう。また相手方としての特定の第三者は、フッガー一家のどの店が以後の相手であるかによって、それに見合った処理を行わねばならないことになる。これらのことは、交通・通信のシステムが十分に整っていない当時においては、スムーズに処理できなかったかもしれない。いわば、各店の第三者に対する債権または債務を帳簿の締切りごとに集計・相殺することは、フッガー一家としてもまた相手方である第三者としても、とくに好ましい処理であったとはいえないのである。

このように相殺消去したあとの手続が好ましいものとなるか否かが、相殺するか否かの基準であったとすると、特定の第三者に対する債権と債務を本店で集計したときに、たまたまそれらが同額になると、相殺したかもしれない。ただそのような場合は、記帳例示には含まれていない。

以上のことから、フッガー一家は本店中心の会計処理を行っていたものと考えられる。ただ、本店で相殺処理を行うとしても、当時の通信・交通事情からすると、期末の勘定残高がその日のうちに本店に伝えられたとは考えられない。

したがって各支店は、本店で以上のような相殺処理を行うことを前提に、期首の処理を行っていたと考えねばならない。

### 3. 第一例示との非連続性

ヴェニス支店の有した他支店に対する債権と債務を、9月30日の締切後に本店で相殺するとすれば、以後それらがヴェニス支店には存在しないことになるため、それらを9月30日付で消去しなければならない。その消去は、つぎのように行うことになる。他支店に対して存在した債権の場合は、一方における他支店に対する債権の減少と他方におけるヤコブ・フッガー氏に対する債務の減少として、すなわち第一例示の仕訳原則によると、当該他支店勘定の貸方とヤコブ・フッガー氏勘定の借方に、その債権額を記入する。また他支店に対して存在した債務の場合は、一方における他支店に対する債務の減少と他方におけるヤコブ・フッガー氏に対する債権の減少として、当該他支店勘定の借方とヤコブ・フッガー氏勘定の貸方に、その債務額を記入する。

このことを具体的にみると、ヤコブ・フッガー氏勘定の借方にローマ支店、ミラノ支店、オフエン支店に対する各債権残高の合計 duc. 143347. 7. 12 を記入し、それぞれへの債権残高をそれら各他支店勘定の貸方に記入することになる。またヤコブ・フッガー氏勘定の貸方にアントワープ支店、ボツツェン支店、リオン支店、ハル支店、ニュールンベルク支店に対する各債務残高の合計 duc. 182470. —. 9 を記入し、それぞれへの債務残高をそれら各他支店勘定の借方に記入することになる。9月30日付で、各支店勘定の残高をヤコブ・フッガー氏勘定へ振替えたのが、これである。このことの結果としては、各他支店勘定には残高がなくなり、他方で9月30日の締切手続開始前には借方であったヤコブ・フッガー氏勘定の残高 duc. 35978. 1. 8 が、貸方 duc. 3144. 15. 31 に変わることになる。

しかし第一例示での期末処理は、この段階でおわってはいない。9月30日の最終段階でのヤコブ・フッガー氏勘定の残高は、貸方 duc. 2412. 11. 8 であった。それは、他支店勘定の各残高を相殺したあとの duc. 3144. 15. 31 に、さらにそ

の時点で存在し、しかも10月1日に引継がれるビザニ銀行、銅、ダニエル・デ・ソウイッチョ氏の各勘定残高までを加減したためである。ここまでの処理を行ったのは、その時点での現金勘定借方残高とヤコブ・フッガー氏勘定貸方残高との一致を確認することで検算を行うためであったが<sup>(5)</sup>、第二例示との関係でみると、そこにはつぎのような一つの問題が存在することになる。

もし第一例示と第二例示が、手続的に真に連続しているとする、第二例示の最初の手続は、第一例示の最終の勘定残高を引継ぐものでなければならないであろう。すなわち、たとえ検算のためとはいえ現金勘定を除く諸勘定の残高をヤコブ・フッガー氏勘定に振替え、9月30日の最終段階では、勘定残高が現金勘定の借方とヤコブ・フッガー氏勘定の貸方にだけしか存在しなかったのであるから、10月1日には、現在の形式で示すと、つぎの仕訳を行わねばならなかったはずなのである。

(借) 現 金 2412. 11. 8 (貸) ヤコブ・フッガー氏 2412. 11. 8

しかし、第二例示の最初に行われている仕訳は、このようなものではなかった。実際に行われている仕訳は、現在の仕訳原則・仕訳形式に従って示すと、次のようなものであった<sup>(6)</sup>。(後述することく、第二例示の仕訳原則に従って処理すると、著しく異なったものとなる。①～④は筆者添付)

① (借) ビザニ銀行 831. 2. 8 (貸) ヤコブ・フッガー氏 831. 2. 8  
 ② (借) 銅 141. 2. 15 (貸) ヤコブ・フッガー氏 141. 2. 15  
 ③ (借) 現 金 2412. 11. 8 (貸) ヤコブ・フッガー氏 2412. 11. 8  
 ④ (借) ヤコブ・フッガー氏 240. 一. 一 (貸) ダニエル・デ・ソウイッチョ氏 240. 一. 一

これらの仕訳が、9月30日に他支店勘定の各残高をヤコブ・フッガー氏勘定へ振替えたあとに残った、それら以外の勘定残高を引継ぐためのものであることはいまでもない。いわば第一例示が、他支店勘定の各残高だけをヤコブ・フッガー氏勘定へ振替えた段階で終了していることを前提とする仕訳である。

もし第一例示から第二例示への繰越手続が真に連続しているものとするためには、つぎのいずれかの処理でなければならなかったはずである。一つは、他支店勘定の残高だけをヤコブ・フッガー氏勘定へ振替えたところで、第一例示

をおえておくやり方である。その場合は、第二例示で実際に行われている仕訳で、第一例示の最終段階と手続的に連続することになる。他の一つは、9月30日に現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定だけに残高が生ずる段階、いわば第一例示で実際に行われている最終の段階まで行い、10月1日はまず上記③の仕訳を行って、その後9月30日にヤコブ・フッガー氏勘定に振替えたものを再び独立させるために①、②、④の各仕訳を行うやり方である。しかしこの処理では、9月30日にいったんヤコブ・フッガー氏勘定に振替えて消去したものを、再び復活させる点に、問題が残ることになる。

このように、第二例示が第一例示の最終の勘定残高ではなく、それ以前の段階の勘定残高を引継いでいることをもって、第一例示と第二例示が手続的に真に連続しているといえるであろうか。当然、そうはいえないはずである。したがって、結果的にはともかくも、手続上は第一例示と第二例示は分断されており、それぞれが独立していることになる。

ただシュバルツ自身は、このような処理を行ったにもかかわらず、第一例示と第二例示は連続しているものと考えていたように思われる。それは、後に示す10月1日の最初の仕訳の小書き中に、「……前期の計算において、われわれに債務があった；(中略)その残高をもって再び受入れに記入する。」と書かれているからである<sup>(7)</sup>。かれは、9月30日に存在したものを結果として引継ぐことをもって、手続が連続していると考えていたのであろう。いずれにしても、シュバルツにおいては、期末の検算手続と締切手続が相互に独立しておらず、そのため期末と次期首を結ぶ一貫した処理手続が、未だ完成していなかったことは明らかである。

#### 4. 貸借の区別

現金、銅およびビザニ銀行に対する債権と、ダニエル・デ・ソウイッチョ氏およびヤコブ・フッガー氏に対する債務だけを引継ぐとして、それらを含めて第二例示では、取引をどのような仕訳原則をもって記帳するのであろうか。

この点を明らかにするには、第一例示の場合と同様に、仕訳の貸借の勘定科

目の関係を、小書きを吟味しつつ検討すればよいであろう。しかし第二例示の場合は、それとは違う若干手数のかからない方法がある。それは、まず10月1日付でなされている前掲の四つの開始仕訳を吟味するやり方である。9月30日に残っていた各勘定残高の内容が明らかなのであるから、引継いだ10月1日に、それらをどのように仕訳しているかがわかると、自ずと仕訳原則も明らかになるはずである。もし、四つの開始仕訳中に含まれていない取引があったとしても、それが四つの開始仕訳と反対または正負の関係にある取引であるかぎり、明らかにすることができるであろう。

そこでまず、改めて10月1日付の開始仕訳をみると、それらはつぎのとおりである<sup>(8)</sup>。

1516. Adi primo de Octobrio duc. 831. g. 2. p. 8 fur einnemen. Soll vns al bancho Bisani. Vmb souil ist er vns in nechster rechnung auff ultimo Settember schuldig beliben ; vnd per saldo derselbigen rechnung fur außgeben gesetzt. Hiemit widervmb fur einnemen, duc. 831. 2. 8.

1516年10月1日、受入れについて duc. 831. g. 2. p. 8。ビザニ銀行はわれわれに（与え）ねばならない。それだけかれは、9月末日でおわった前期の計算において、われわれに債務があった；そしてそこでの計算では、残高を払出しに記入した。その残高をもって再び受入れに記入する。duc. 831. 2. 8。

E detto fur einnemen duc. 141. g. 2. p. 15 vnd fur empfaen 9 faß in 225 ctr. Botzner gewicht Schwatzer kupffer ; ist. vmb das ich im beschlus der nechsten rechnung fur außgeben gesetzt hab, vmb rechnung zubeschließen vnd saldo zumachen, souil kupffer vorhanden beliben ist vnd per tanto dinari per creditor gestanden. Setz ich hiemit das kupffer wider fur empfaen vnd das gelt nicht fur einnemen, dann ich das kupffer nicht mer per schuldner halten will, wie im alten Zornal steet an a carta 13 benent, duc. —. An a carta 46 steet per einnemen in zwo posten vmb die 225 ctr. duc. 680½. Daruon obgemelt 141. Rest ist gwin, pleibt im einnemen.

同日、受入れについて duc. 141. g. 2. p. 15、そして受入れについてポツツェンの重量で 225 ツェントナーで9樽の銅；すなわちわたくしは、前期の決算で計算を締切のために、それだけを払出しに記入した。それだけの銅が存在し、その数量を貸方に記入した。わたくしはその残量をもって銅を再び受入れに記入するが、金額は受入れに記入しない。なぜなら、わたくしは銅については、古い仕訳帳の ac. 13に示すとおり、もはや債務者を有しないからである。ac. 46で二つに分けて225ツェントナー、duc. 680½を受入れに記入する。そのため上記 duc. 141を上まわる残高は利益で受入れ側にとどまる。

E detto fur einnemen duc. 2412. g. 11. p. 8. Die soll vns die cassa. Vmb souil ist in nechster rechnung ultimo Settember an barem gelt uberliben per resto derselbigen ;

thut duc. 2412. 11. 8.

同日、受入れについて duc. 2412. g. 11. p. 8。現金はその額をわれわれに（与え）ねばならない。それだけの金額が9月末日の前期の計算において、その残高として現金で存在した；したがって duc. 2412. 11. 8。

E detto fur außgeben per Jacob Fugger duc. 240. Die sollen wir domino Danielo de Souicho. Vmb souil seien wir im schuldig beliben im beschlus der nechsten rechnung adi ultimo Settember ; vnd per saldo derselbigen per debitori gemacht ; hiemit wider fur creditor vnnnd fur außgeben, duc. 240

同日、ヤコブ・フッガー氏について払出し duc. 240。われわれはその金額をダニエル・デ・ソウイッチョ氏に（与え）ねばならない。それだけわれわれは、9月30日でおわった前期の計算の締切りにおいて、かれに債務があった；そしてその残高を借方に記入した。その残高を再び貸方すなわち払出しに記入する。duc. 240。

上記の仕訳は、四つに分かれている。改行するごとに、新しい仕訳となっているのである。これらのうち、第一と第三の仕訳では Soll vns を、また第四の仕訳では Wir sollen を見出すことができる。これら Vns soll と Wir sollen が、第一例示で貸借を区別するものとして用いられた語句であることは、いうまでもない。第一例示では、Vns soll または Soll vns ではじまるときは仕訳の借方であることを、また Wir sollen または Sollen wir ではじまっているときは仕訳の貸方であることを示した。第二例示においても、Vns soll または Soll vns と Wir sollen または Sollen wir が、借方と貸方を示していることに変わりはない。そのことは、仕訳帳より転記される勘定口座の記入をみることにより断言できる。仕訳が Vns soll または Soll vns ではじまるときは金額は見開きの左側頁すなわち勘定口座の借方に、Wir sollen または Sollen wir ではじまるときは金額は見開きの右側頁すなわち勘定口座の貸方に、必ず転記されている。

しかし仕訳の貸借を区別するものとして Vns soll または Soll vns と Wir sollen または Sollen wir だけが用いられているのだとすると、第一、第三および第四の仕訳では、貸借の一方しか示されていないことになる。第二の仕訳にいたっては、Vns soll または Soll vns および Wir sollen または Sollen wir の双方が見当たらないのであるから、貸借の一方すら示されていないことになる。では第二例示の仕訳は、単式でなされているのであろうか。決してそうで

はない。第二例示では、Vns soll または Soll vns および Wir sollen または Sollen wir のほかに、もう一組の貸借を区別する語句が用いられているのである。勘定口座をみることにより、借方を示す fur einnemen と貸方を示す fur ausgeben が、それであることがわかる。

実は、第二例示では仕訳を転記する勘定口座が、二つの帳簿に分けて設けられている。第一例示でも用いられていた債務帳 (Schuldbuch) と Capus<sup>(9)</sup>がそれである。もちろん、いずれの帳簿の場合も、各勘定口座は見開きの左右の頁を使って、貸借の二つの側が分けられている。

そのうち債務帳には、現金、ローマ支店および第三者の各勘定口座が、Capusには銅、銀、ヤコブ・フッガー氏およびローマ支店を除く他支店の各勘定口座が開設されている<sup>(10)</sup>。そして債務帳に設けられている各勘定口座へ転記するさいの貸借を区別するものとして、第一例示と同じく Vns soll または Soll vns と Wir sollen または Sollen wir が、そして Capus に設けられている各勘定口座へ転記するさいの貸借を区別するものとして、fur einnemen と fur ausgeben が用いられているのである。

第二例示においても、仕訳の書き方は未だ文章形式を完全には脱していない。動詞が省略されている点で完全な文章とはいえないものの、文法上の語順が依然として強く意識されている。

Vns soll または Soll vns ではじまる部分では、主語が勘定科目である。Wir sollen または Sollen wir ではじまる部分では、目的語が勘定科目である。そして fur einnemen および fur ausgeben を含む場合は、per (～につき) につづく名詞が勘定科目である。

ただ上記四つの仕訳のうちはじめの三つにおいては、fur einnemen は存在するものの、per + 名詞が見当たらない。すなわち勘定科目が書かれていない。これは勘定科目が省略されているものと考えねばならないが、とすると省略されている勘定科目は何であろうか。それはヤコブ・フッガー氏勘定である。このことは、仕訳と Capus に設けられているヤコブ・フッガー氏勘定への記入を見ることにより確定できる。

10月2日以降の仕訳では、12月31日の2番目の仕訳の場合を除いて、勘定科目が省略されていることはない<sup>(11)</sup>。したがって10月1日付のはじめの三つの仕訳でヤコブ・フッガー氏勘定が省略されているのは、例外ということになる。しかし、それら四つの仕訳にかぎって勘定科目をなぜ省略したかは不明である。

## 5. 仕訳原則

すでに述べた Vns soll または Soll vns, Wir sollen または Sollen wir, fur einnemen, fur ausgeben の使い分けからすると、10月1日付の最初の仕訳は、現代風の形式で書いた場合、つぎのようになる。

(借) ヤコブ・フッガー氏 831.2.8

(借) ビザニ銀行 831.2.8

すなわち、取引を二つの要素に分けたときの勘定科目が、双方とも借方になる。現在の仕訳原則からすると、このような仕訳は決して存在しない。しかし第二例示の場合は、上記の仕訳で誤りではないのである。すなわち第二例示の仕訳においては、現在われわれが用いている仕訳原則とは、一部の貸借が逆の場合があり、複式に仕訳したときの二つの勘定科目が、ともに貸借の一方だけとなることもありうるわけである。したがって第二例示で「複式」という意味は、単に取引を二つの要素に分けるとということにとどまり、決して必ず左右二つの側に分かれるという意味ではない。

では、第二例示の仕訳原則は、どのようなものなのであろうか。

上記の仕訳が、ビザニ銀行に対して有した債権と、それに見合うヤコブ・フッガー氏に対する債務を引継ぐためのものであることはいうまでもない。したがってまず、ヤコブ・フッガー氏に対して債務が生じた場合と、第三者に対して債権が生じた場合は、ともに借方に記入することがわかる。そしてこのことからまた、取引内容が反対の場合には貸借逆に記入するはずであるから、ヤコブ・フッガー氏に対する債務が減少した場合、および第三者に対する債権が減少した場合には、ともに貸方に記入するであろうことがわかる。

以上のことからさらに、債権と債務が正負の関係であることから、ヤコブ・



フッガー氏に対して債権が生じた場合と、第三者に対して債務が生じた場合は、ともに貸方に記入するであろうことが予測できる。そしてそのような取引を、われわれは10月8日付の仕訳にみる事ができる。その仕訳の勘定科目はヤコブ・フッガー氏とフランコ・チウエナ氏であるが、ともに貸方である。そして小書きには、つぎのように書かれている<sup>(12)</sup>。

Vmb souil schrib vnns herr Jacob in vier wochen zuzalen gemeltem Ciuena nach disem datum. Ist von wegen der Grander.

ヤコブ・フッガー氏はわれわれに、本日以降4週間以内に、上記チウエナ氏に対して支払うよう、手形で指示してきた。それは太公の命によるものである。

すなわちこの取引は、太公がチウエナ氏に行うべき支払いを本店が行うよう依頼され、それを本店がヴェニス支店に指示したものである。したがってヴェニス支店には、チウエナ氏に対して債務が生じ、他方でヤコブ・フッガー氏に対して債権が生じている。

このことからさらに、ヤコブ・フッガー氏に対する債権が減少し、第三者に対する債務が減少した場合は、ともに借方に記入するであろうことが予測できる<sup>(13)</sup>。ヤコブ・フッガー氏に対する債権・債務の発生・消滅に関する記入の貸借関係は、第三者の場合の貸借関係すなわち現在われわれが用いている貸借関係とは、逆なのである。

10月1日付の2番目の仕訳は、引継いだ銅についてのものである。すなわち銅が増加し、それだけヤコブ・フッガー氏に対して債務が生じている。このような場合にともに借方に記入することから、銅が増加した場合は借方に記入することがわかる。したがって銅が減少した場合は、貸方に記入するであろうことが予測でき、11月8日の2番目の記入でそれが確認できる<sup>(14)</sup>。その取引は、ビザニ銀行に対して6樽、重さにして150ツェントナーの銅を、10ツェントナー当り duc. 42で掛売りしたものであるが、そのさい銅勘定の貸方とビザニ銀行勘定の借方に記入している。

銅の増加を借方に、その減少を貸方に記入するとすれば、同じく商品である銀の場合も同様に処理するであろうことが予測できる。そしてこの予測の正し

いことは、10月20日と11月10日の銀の受入れをそれぞれ銀勘定の借方に記入し、10月24日、11月9日、11月24日、11月28日および12月22日の銀の販売または他店への発送を、それぞれ貸方に記入していることにより確認できる<sup>(15)</sup>。

10月1日の第三の仕訳は、同日現金を引継いだものであるから、現金が増加したときは借方に記入することがわかる。そしてこのことから、現金が減少した場合は貸方に記入するであろうことが予測できる。

以上のように、10月1日の開始仕訳を検討することによって、現金および商品（銅および銀）の増減、ヤコブ・フッガー氏および第三者に対する債権・債務の増減を記入するときの貸借関係は、明らかにすることができる。では残ったフッガー家の他支店に対する債権・債務の場合は、貸借をどのように使い分けているのであろうか。この点については、当然ヤコブ・フッガー氏または第三者のいずれかと同様に処理するであろうことが考えられるが、そのことを確定するために、ローマ支店勘定以外の他支店勘定が最初に用いられている仕訳、すなわち10月5日付の仕訳をみることにする。ここでローマ支店勘定を除くのは、それだけは、第三者勘定の場合と同様の貸借をもって仕訳されているからである。その仕訳の借方勘定科目はオフエン支店で、貸方勘定科目は現金である。いま仕訳全体を示すと、つぎのように書かれている<sup>(16)</sup>。

Adi 5. de October fur einnemen per Ofen duc. 3900. Die sollen wir a cassa. Vmb souil hat vns hie zalt Jobst Ludwig, der Poner diener. Sollen im die vnsern zu Ofen betzalen in gulden unger. zu 105 fl. rh. 3861  $\frac{1}{4}$  C.; thut duc. 3900.

10月5日にオフエン支店の受入れについて duc. 3900。それだけの金額をわれわれは、現金に（与え）ねばならない。それだけの金額を、当地でポナー氏の奉公人ヨブスト・ルドヴィヒがわれわれに支払った。オフエン支店が彼に3861 $\frac{1}{4}$ ハンガリー・グルデンを支払わねばならない。

この小書きからは、ルドヴィヒがヴェニス支店に現金を支払ったこと、およびその現金は後日オフエン支店でルドヴィヒに支払わねばならないことがわかる。したがって Die sollenn wir~は誤りで、正しくは Die soll vns~とすべきはずである。この仕訳の勘定科目は、ともに借方なのである。この現金を、ヴェニス支店はオフエン支店に送らねばならないのであるから、この取引によっ

てヴェニス支店には、オフエン支店に対する債務が生じている。このオフエン支店に対する債務の発生を借方に記入しているのであるから、他支店に対して債務が発生したときにも、その支店勘定の借方に記入することが確認できる。

このことは、もしオフエン支店に対して送金し、同支店に対する債務が無くなると、同支店勘定の貸方に記入するであろうことを推測させる。そしてさらに、他支店に対して債権が生じたときは貸方に、債権が消滅したときは借方に記入するのであることも推測できる。このうち他支店に対する債権の発生を貸方に記入することが正しいことは、11月13日の仕訳をみることにより確認できる。

11月13日の仕訳の勘定科目はオフエン支店とアレクソ・デ・ネルリ氏（ともに貸方）であるが、小書き以下はつぎのように書かれている<sup>(17)</sup>。

Vmb souil hat man den vnsern zu Ofen mit vnger. muntz vegnuegt, duc. 3000.  
かれは、われわれのオフエン支店にハンガリーの貨幣をもって支払った。duc. 3000.

この小書きから、オフエン支店が現金を受取ったことがわかる。しかし、この時点では、ネルリ氏に対する債権・債務はなかった。それを上のように仕訳するのであるから、本来ヴェニス支店が受取るべきものをオフエン支店が受取った場合と考えねばならない。すなわち、オフエン支店に対して債権がネルリ氏に対して債務が生じたのである。

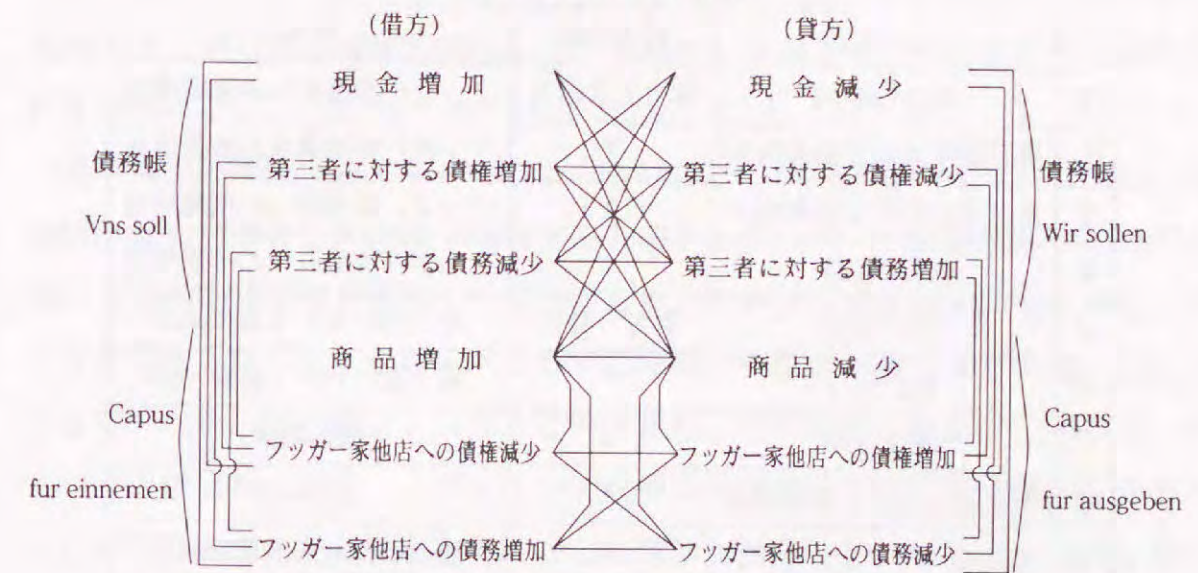
他支店に対する債権および債務の発生についてその貸借が確定できると、他支店に対する債権および債務の消滅をそれとは貸借逆に記入することは、容易に考えうる。

以上をまとめると、第二例示の仕訳原則は、次頁(第2図)のようなものであることになる。いわばフッガー一家内部の他店に対する債権と債務の処理についてだけ、第三者の場合の貸借関係したがって現在われわれが用いている貸借関係と、逆なのである。

## 6. 取引内容

(第2図)では、二つの要素を結ぶ線が35本引かれている。したがって、取引は35通りの組合せをもって仕訳できることになる。しかし、第二例示に含ま

(第2図)  
第二例示の仕訳原則



(注) ローマ支店はフッガー一家の他店ではあるが、本図では第三者として取扱われている。

れている59の取引は、そのうちの17通りの組合せをもって処理しうるものだけである。それら17通りの組合せは、(第8表)のとおりである<sup>(18)</sup>。

つぎに、これら17通りの組合せで処理されている、具体例をみることにする。

①の例としては、11月12日の取引をあげることができる<sup>(19)</sup>。それは、オフエン支店の指示に従って、ニュールンベルクの商人のヤコブ・ポナーの使用人から現金を受取ったというものである。その時点で、オフエン支店に対しては、債権はなかった。②の例としては、アントワープ支店振出し、カペロ銀行支払の為替手形を、11月10日に受取った取引をあげることができる<sup>(20)</sup>。アントワープ支店の依頼による、カペロ銀行からの債権の回収である。この時点でアントワープ支店に対しては、債権も債務も存在しなかった。

③の例としては、11月15日のダニエル・デ・ソウイッチョ氏に対する債務の支払を、アントワープ支店に依頼した取引をあげることができる<sup>(21)</sup>。④の例としては、10月1日の前期からの銅の引継ぎをあげることができる。

⑤の例としては、12月29日の、カペロ銀行から債権残高を現金で回収した場合をあげることができる<sup>(22)</sup>。⑥の例としては、11月8日の、ローマ支店の指示による現金の受取りをあげることができる<sup>(23)</sup>。このような組合せは、ローマ支

(第8表)  
第二例示の取引組合せ

	一方	貸借の別	他方
①	現金の増加	双方とも借方	フッガー家他店への債務増加
②	第三者に対する債権増加	〃	フッガー家他店への債務増加
③	第三者に対する債務減少	〃	フッガー家他店への債務増加
④	商品増加	〃	フッガー家他店への債務増加
⑤	現金増加	借方—貸方	第三者に対する債権減少
⑥	現金増加	〃	第三者に対する債務増加
⑦	現金増加	〃	商品減少
⑧	第三者に対する債権増加	〃	現金減少
⑨	第三者に対する債権増加	〃	第三者に対する債権減少
⑩	第三者に対する債権増加	〃	第三者に対する債務増加
⑪	第三者に対する債権増加	〃	商品減少
⑫	第三者に対する債務減少	〃	現金減少
⑬	第三者に対する債務減少	〃	第三者に対する債権減少
⑭	現金減少	双方とも貸方	フッガー家他店への債権増加
⑮	第三者に対する債権減少	〃	フッガー家他店への債権増加
⑯	第三者に対する債務増加	〃	フッガー家他店への債権増加
⑰	現金減少	〃	フッガー家他店への債務減少

店勘定の場合だけ第三者勘定と同様の貸借関係をもって処理することから、同支店との間でのみ生じている。純粋な第三者から現金を預かるか借入れる取引は、行われていない。

⑦の取引としては、商品を現金売りした場合が考えられる。第二例示でも商品販売の処理には、現在でいう総記法と形式上は同じ方法が用いられている。12月22日と12月28日の取引がそれである<sup>(24)</sup>。他に一つ、10月24日にも同じ組合せの仕訳がなされているが、それは商品を現金売りしたものではなく、銅および銀を絹布と交換したさいに、与えた銅および銀の額が受入れた絹布の額より大きかったため、差額を現金で受取った場合である。⑧の例としては、11月4

日の2番目の取引をあげることができる<sup>(25)</sup>。それは、ローマ支店の指示に従ってダニエル・デ・ソウイッチョ氏に対して現金を支払ったものである。ローマ支店だけを第三者と同様に処理しているため、このような組合せが生じることになる。

⑨の例としては、12月7日の取引をあげることができる<sup>(26)</sup>。それは、ローマ支店に対して存在した債権を回収するものとして、ローマ支店振出し、ビザニ銀行支払の為替手形を入手したものである。このような組合せになるのも、ローマ支店勘定についてだけ第三者勘定と同様の処理をするためであることはいうまでもない。⑩の例は、11月2日の2番目の取引にみられる<sup>(27)</sup>。それは、ローマ支店振出し、ズワン・ザチャリア氏受取りの為替手形を引受けたものである。その時点では、ローマ支店に対して債務が存在せず、ザチャリア氏に対しては債権も債務も存在しなかったため、ザチャリア氏に対して債務が生ずると同時に、他方でローマ支店に対しては債権が生じたのである。⑪の例としては、11月9日の取引<sup>(28)</sup>、すなわちビザニ銀行に対して銀を掛売りした取引をあげることができる。

⑫の例としては、11月2日の最初の取引をあげることができる<sup>(29)</sup>。それは、10月8日に引受けた為替手形の受取人チウエナ氏に対して、手形金額の一部を現金で支払ったものである。⑬の例としては、12月20日の最初の取引をあげることができる<sup>(30)</sup>。それは、チウエナ氏に対する債務を返済するために、債権を有したソウイッチョ氏宛にチウエナ氏受取りの為替手形を振出したものである。

⑭の例は、11月15日の2番目の取引にみることができる<sup>(31)</sup>。それは、ミラノ支店の指示によって、11月2日に同支店にバルトハザール氏が払込んだ現金をペテロ・アマデオ氏にヴェニス支店が支払った場合である。この時点では、ミラノ支店との間に債権・債務の関係はなかった。⑮の例としては、11月15日の最初の取引をあげることができる<sup>(32)</sup>。それは、カペロ銀行がヴェニス支店に対して債務を返済するさいに、その支払をミラノ支店に対して行ったものである。

⑯の例としては、12月6日の取引をあげることができる<sup>(33)</sup>。それは、インス

ブルック支店の振出したビザニ銀行受取りの為替手形を、ヴェニス支店が引受けたというものである。この時点で、インスブルック支店との間に債権・債務の関係はなく、ビザニ銀行に対しては約 duc. 6650の債務が存在した。

⑰の組合せとなる取引は、12月31日の帳簿締切時に生じている<sup>(34)</sup>。それは、その時点の現金勘定借方残高とヤコブ・フッガー氏勘定の借方残高（債務残高）を相殺したものである。

もしローマ支店勘定を他のフッガー家他店勘定と同様に処理していると、取引の組合せ17は15になったであろう。

(1) A. W., S. 233~254. (2) A. W., S.186 (3) A. W., S. 207 ~211.

(4) それぞれの支店は、それぞれの貨幣単位で記帳していた。したがって本店で相殺消去するとき、換算差額が生じたはずである。その点については、本書332頁参照。

(5) 本書144~145頁参照。(6) A. W., S. 233. (7) A. W., S. 233.

(8) A. W., S. 233. 二つ目の仕訳の末尾 a carta 46以下は、処理に関する説明文と考えられる。引継ぐ銅に関する説明ではない。原本および写本では、別の位置に書かれていたかもしれない。

(9) 本書第1章注(7)参照。

(10) 債務帳にローマ支店勘定を開設したのは誤りであったように思う。ただこの開設が、その訂正処理を説明するための、意識的なものであったことは十分に考えられる。12月31日の帳簿締切りでは、いったん Capus へ移記し、最後の検算では、ローマ支店勘定を他の支店勘定と同じに取扱っている。

(11) 12月31日付の2番目の仕訳は、(10)で述べたローマ支店勘定を債務帳から Capus へ移記するためのものであるが、Capus の貸方に記入することを示す部分で、ローマ支店勘定が省略されている。

(12) A. W., S. 233.

(13) ただし、この種の取引は、第二例示では行われていない。

(14) A. W., S. 235. この仕訳では、銅を売却したにもかかわらず、fur einnemen per kupffer と書かれている。このように銅等が減少したときに fur einnemen と書いている場合が、他に6回もある。この混乱については、本書225~227頁参照。

(15) A. W., S. 234, 235, 236 und 239.

(16) A. W., S. 233.現金勘定口座も借方に転記されている。

(17) A. W., S. 235.

(18) 59の取引中、二つの要素に分けて仕訳されているのは52だけである。10月1日の2番目の仕訳のように、二つの要素に分けられていない仕訳が、全部で七つあり、それらはすべて一つの文章で書かれている。

(19) A. W., S. 235. (20) A. W., S. 235. (21) A. W., S. 236.

(22) A. W., S. 239. (23) A. W., S. 234 ~235. (24) A. W., S. 239.

(25) A. W., S. 234. (26) A. W., S. 237. (27) A. W., S. 234.

(28) A. W., S. 235. (29) A. W., S. 234. (30) A. W., S. 238.

(31) A. W., S. 236. (32) A. W., S. 236. (33) A. W., S. 237.

(34) A. W., S. 239.

## 第9章 仕訳の問題点

### 1. 取引の区分と仕訳

第二例示での仕訳原則については、これまでにその検討を一応おわった。しかし仕訳原則が明らかになったとしても、第二例示の場合は、それだけで仕訳の問題すべてが解明できたことにはならない。

残された問題としては、二つがあるように思う。一つは、仕訳をどのように書いているか、取引をどのような区分で捉えているか、仕訳はいつ行われているかといった、仕訳の仕方についての問題である。他の一つは、ときに奇異とも思える仕訳を行っている、商品取引についての処理である。

仕訳の主要部分（貸借の別、勘定科目、金額を示す部分）は、一言でいって、文法の影響を未だ残した不完全な文章で書かれている。すなわち仕訳の主要部分は、完全な文章の一部を省略したかたちで書かれている。しかも、債務帳の勘定口座へ転記することとなるか、Capusの勘定口座に転記することになるかによってそこでの書き方には明らかな違いがある。

では、債務帳に転記することになる仕訳文とCapusに転記することになる仕訳文では、それぞれどのような事項がどのような順に書かれており、完全な文章からみてどれほどの省略がなされているのであろうか。

つぎに、現在であれば資産、負債、資本が増減すること、たとえつぎに行われる取引が予定されていても、また生じた取引が一連の取引の一部でしかなくとも、それらが生じた各時点で取引を認識し、仕訳するであろう。予定されるつぎの取引が行われたあと、または一連の取引すべてが終了したときに、まとめて仕訳することはしない。では第二例示でも、われわれのように取引を小さく分けて認識し、その発生ごとに仕訳するのであろうか。

## 2. 仕訳の記載事項

仕訳帳の記入は、数多くのパラグラフに分かれているが、各パラグラフは必ず同一頁におさめられている。エルビング写本に関するかぎり、二頁にわたって書かれているパラグラフはない。これら一つ一つのパラグラフが一つの仕訳であるのがふつうであるが、その数は59である<sup>(1)</sup>。

仕訳は、大きく四つの部分からなっている。ただ商品取引の仕訳においては、三つの部分にしか分かれていないことがある。

最初に書かれているのは、取引を二つの要素に分けたときの一方について示す部分である。この部分は、日付、貸借の別を示す語句、勘定科目、仕訳金額の順に書かれているのがふつうである<sup>(2)</sup>。この部分に含まれている貸借の別を示す語句は、Capus の借方を示す *fur einnemen*、その貸方を示す *fur ausgeben* または債務帳の借方を示す *Vns soll* のいずれかに限られている。債務帳の貸方を示す *Wir sollen* が、この部分に含まれていることはない。Capus の貸方を示す *fur ausgeben* がこの部分に含まれることのあるのは、第二例示の仕訳原則によると、二つの要素がともに貸方になることがあり<sup>(3)</sup>、Capus の貸借を示す語句を含むものを債務帳のそれより前に書くのがふつうだからである。

第二の部分は、取引を二つの要素に分けたときのもう一方について示す部分である。この部分は *Die* ではじまり、つづいて貸借の別を示す語句、勘定科目の順に書かれていることが多い。ここでの *Die* は、第一の部分に示されている仕訳金額を指示するものである<sup>(4)</sup>。このように第二の部分には、仕訳金額が具体的に書かれていないのがふつうである。ここでの貸借の別を示す語句は、*Vns soll* または *Wir sollen* だけである<sup>(5)</sup>。*fur einnemen* および *fur ausgeben* がこの部分に含まれることも、第二例示の仕訳原則からすればありうることになるが、そのような取引は行われていない。

前述の仕訳の主要部分とはこれら二つの部分をさすわけであるが、これらの部分が不完全な文章で書かれているのである。またこれらの部分での勘定科目は、双方の部分とも常に一つずつである。

第三の部分は、仕訳された取引を簡単に説明する文章、すなわち小書きであ

る。この部分は文法に従っているとはいえ省略も多く、内容は取引によって当然まちまちである。小書きは、一つの文章で書かれているとはかぎらない。15単語ほどの一つの文章で書かれていることが多いが、130単語ほどの複数の文章で書かれていることもある。とくに、商品取引に関する仕訳の場合は、常にいくつかの文章で書かれている。

最後すなわち第四の部分には、通常は第一の部分に書かれている仕訳金額が、改めて書かれている。ただ商品取引の仕訳においては、この仕訳金額の書かれていないことが多い<sup>(6)</sup>。

## 3. 債務帳へ転記する場合

債務帳に設けられている勘定口座へ転記するか Capus に設けられた勘定口座へ転記するかによって、第一および第二の部分の書き方は違っている。そこでまず、債務帳に転記する場合の、第一および第二の部分の書き方からみることにする。

次に示すのは12月20日付の2番目の仕訳であるが<sup>(7)</sup>、これは二つの部分が、ともに債務帳に設けられている勘定口座に転記される場合である。

*E detto soll vns die cassa duc. 60. Die sollen wir Daniel de Souicho ; zalt er vns bar per resto seins conto, duc. 60.*

同日、現金はわれわれに duc. 60 を(与え)ねばならない。その額をわれわれは、ダニエル・デ・ソウイッチョ氏に(与え)ねばならない。かれは現金をもって、かれの勘定の残高をわれわれに支払う、duc. 60。

ここでは、一行目の duc. 60 までが第一の部分であり、そのうち *E detto* が日付で、*soll vns* は借方であることを示し、*die cassa* が勘定科目、duc. 60 が仕訳金額である。文法的にいえば、*die cassa* が主語、*vns* が目的語である。それ以後 *Souicho* までが第二の部分であるが、*Die* は第一の部分の仕訳金額を指示して第二の部分もまた duc. 60 であることを、*sollen wir* が貸方であることを示し、*Daniel de Souicho* が勘定科目である。文法的にいえば、*wir* が主語、*Die* と *Daniel de Souicho* が目的語である。つづく *conto* までが小書きで、duc. 60 が改めて示される仕訳金額である。

この仕訳のような場合、すなわち二つの要素がともに債務帳に設けられている勘定口座に転記される場合は、二つの要素がともに貸借の一方となることは、第二例示の仕訳原則からしてもありえない。

債務帳に設けられている勘定口座に転記される場合の書き方では、第一および第二の部分の各末尾にくるべき動詞 geben (与える) が、省略されていると考えねばならない。動詞を書くとする、助動詞が前置されていることから、末尾にくることになる。債務帳に転記することになる場合は、第一の部分が「～はわれわれに～を(与え)ねばならない」、また第二の部分は「われわれは～に～を(与え)ねばならない」という形ちで書かれ、末尾の動詞 geben が例外なく省略されているのである<sup>(8)</sup>。ただ末尾の動詞を省略しているとはいえ、その他の文章上必要な語はすべて書かれており、しかも文法に従って配置されている。書かれている語の位置が文法に従っていることは、soll および sollen の位置がポジション・ツバイ (Position Zwei) の原則<sup>(9)</sup>を満たしていることから断言できる。

このことから、債務帳に転記することとなる場合の書き方では、最小限の語のみが文法に従って書かれており、動詞だけが省略されていることがわかる。

#### 4. Capus へ転記する場合

Capus に設けられている勘定口座に転記することになる場合の書き方をみよう。ただし前述のごとく、第二の部分に fur einnemen または fur ausgeben が含まれていることはない。そこで第一の部分が Capus に転記されることとなる場合の例として、10月5日の仕訳を取り上げる。それはつぎのとおりである<sup>(10)</sup>。

Adi 5. de October fur einnemen per Ofen duc. 3900.……  
10月5日、オフエン支店の受入について duc. 3900.……

ここでは October までが日付で、fur einnemen が借方であることを示し、per Ofen が勘定科目、duc. 3900が仕訳金額である。仮に Capus に設けられている勘定口座の貸方に転記するとすれば、fur einnemen が fur ausgeben に代ることになる。ここでは、主語と動詞が見当たらない。したがってこれらの場合も、

完全な文章にいくらかの省略がほどこされていることがわかる。

では、Capus に転記する場合の書き方が、完全な文章にいくらかの省略を加えたものとして、その省略とは、どれほどのものなのであろうか。この点の解明には、完全な文章で書くとうどうなるかを知ることが、まず必要であろう。もし仕訳の書き方が、債務帳に転記するか Capus に転記するかによって違っても、同一帳簿に転記するかぎりすべて同じ書き方でなされていると、ここで必要とする手掛りを入手することは困難である。しかし幸か不幸か、第二例示の仕訳の書き方は、未だそれほどには統一されておらず、そのためここでの考察に要する手掛りを見出すことができる。それは11月4日の最初の仕訳においてであるが、そこではつぎのように書かれている<sup>(11)</sup>。(関係する部分のみ。)

E 4. detto duc. 8000 vngar. per 8080 C<sup>1</sup>. Die schreiben wir fur einnemen per herr Jacob Fugger.

同月4日に duc. 8080に相当するものとして8000ハンガリー・ドゥカテン。その額をわれわれはヤコブ・フッガー氏についての受入れとして書く。

ここでは、日付と金額の書き方が通常とはちがっている。それらが、勘定科目等を示す部分から独立している。8080C<sup>1</sup>のあとにプンクトが打たれており、その後の部分で Die がその金額を指示していることから明らかである。ただ Die 以下では文章上必要なすべての語が、文法に従って配置されている。したがって Die 以下は、完全な文章ということができる。wir が主語、schreiben が動詞、Die が目的語、そして fur einnemen per herr Jacob Fugger が理由なのである。

いま、ここに示されているすべての語を含めて一つの文章として書くと、つぎのようになるであろう。(duc. 8000 vngar. は除く。)

E 4. detto schreiben wir fur einnemen per herr Jacob Fugger duc. 8080.

この文章に省略を加え、第二例示での仕訳の一般的な書き方になおすと、つぎのようになる。

E. 4. detto fur einnemen per herr Jacob Fugger duc. 8080.

以上のことをふまえて、前掲の10月5日の仕訳を逆に完全な文章になおすと、

つぎのようになるであろう。

Adi 5. de October schreiben wir fur einnemen per Ofen duc. 3900.

これらのことから、Capusに転記する場合の書き方においては、転記に必要な最小限の語は含まれているものの、主語 wir と動詞 schreiben が省略されていることがわかる。「われわれは、～の額を、～についての受入れ(または払出し)として書く」という文章から、主語と動詞を省略したかたちで書いているのである。動詞ばかりか主語までも省略していることから、Capusに転記することになる場合の書き方は、債務帳に転記するときの書き方より、さらに省略がすすんでいることになる。

#### 5. 貸借を区別する語の順

以上のように、取引を二つの要素に分けて仕訳する場合、第一の部分と第二の部分の債務帳と Capus のいずれに設けられている勘定口座の貸借いずれに転記するかは、ふつう Vns soll, Wir sollen, fur einnemen, fur ausgeben をもって示している。そのさい、これら四つの語句のいずれを含む(不完全な)文章から書くかには、前述のごとく、一応のきまりがみられる。すなわち仕訳は、Capusに転記することになる文章(すなわち fur einnemen または fur ausgeben を含む文章)から、例外なく書かれている<sup>(12)</sup>。勘定科目の面からいえば、商品勘定またはフッガー一家の他店勘定(ローマ支店勘定を除く)を含む文章から書かれているわけである。

フッガー一家の他店との商品の掛取引およびヴェニス支店を含むフッガー一家の三店が関係する為替取引の場合は、取引を二つの要素に分けたときの双方の勘定科目が、ともに Capus に設けられているものになる。そのため、仕訳では第一の部分と第二の部分の双方が、fur einnemen および(または) fur ausgeben を含むことになる。しかし、そのような仕訳が行われていないことは、すでに述べたところである。ではなぜ、そのような仕訳が行われていないのであろうか。それは一つには、たとえフッガー一家の他店との商品の掛取引を行ったとしても、その仕訳では金額を示さず、そのためか取引が二つの要素に分けられていない

からである。これらの場合は、授受した商品とその数量および重量が、一つの文章で示されているにすぎない。つぎに、ヴェニス支店を含むフッガー一家の三店が関係する為替取引は、第一例示の場合と同様に、行われていないのである。フッガー一家内部での為替取引を行わないのは、同家の方針であったのかもしれない。

第二例示で取引を二つの要素に分けて仕訳しているのは、第三者との取引および他店との商品取引を除く取引の場合だけである。したがって取引を二つの要素に分けて仕訳したとき、Capusに転記することがあるとしても、それは一方だけである。このような理由から、Capusに転記することになる文章から書くかぎり、fur einnemen または fur ausgeben を含む文章が、最初に書かれることになるのである。

取引を二つの要素に分けたとき、その双方が債務帳に転記されることとなる場合は存在する。第三者(ローマ支店を含む)との現金取引または為替取引等がそれで、前掲の12月20日の2番目の仕訳がその例である。このように二つの要素双方が債務帳に転記される場合は、Vns soll を含む文章から書かれているのがふつうである。双方が債務帳に転記されることになる仕訳は、全部で16行われている。そのうち、Wir sollen を含む文章を前に書いているのは、わずか一回にすぎない。それは11月8日の最初の仕訳で、10月26日付のローマ支店の手紙に従ってアントニオ・アマデオ氏から現金を受取ったことについての記入である<sup>(13)</sup>。ただこの場合も、Wir sollen を含む文章から書かねばならない積極的な理由は見出せないように思う。双方が債務帳に転記される場合の書き方として、一応は Vns soll を含む文章から書くことときまっても、それが未だ最終的にはかたまっていなかったのであろう。

この二つの要素をともに債務帳に転記する場合の書き方からしても、もし二つの要素がともに Capus に転記され、しかも貸借に記入する場合があったとすると、fur einnemen を含む文章から書いたであろうことが予測される。ただ、二つの要素がともに fur einnemen または fur ausgeben となる取引は例示されていないため、どのような勘定科目を含む文章を前に書くかは、判断できない。



ところで、二つの部分とも債務帳に転記する場合の書き方で、Vns sollを含む文章から書くのはなぜであろうか。それは、ドイツ語が左から右へと書かれ、そのため帳簿も左開きになっているためであろう。左から右に書き、しかも帳簿が左開きの場合は、まず左側頁に記入して、つぎに右側頁に記入するのが自然であろう。第二例示でも同一見開きに、二つ以上の勘定口座が開設されているのがふつうである<sup>(14)</sup>。同一見開きに一つしか勘定口座を設けていないのは、丁数47のヤコブ・フッガー氏勘定の場合だけである。このように同一見開きに複数の勘定口座を設けるのがふつうである場合は、左側頁から転記するのがとくに都合がよいであろう。

ただ、Capusに転記することになる fur einnemen または fur ausgeben を含む文章を、債務帳へ転記することになる Vns soll または Wir sollen を含む文章より、なぜ前に書くかはわからない。帳簿は債務帳ついで Capus の順に設けられている。だとすると、債務帳へ転記することになる Vns soll または Wir sollen を含む文章から書くのが都合よいように思われる。前の頁から順に後の頁へと転記してゆくのが、その逆の順に転記するより自然だからである。Capus では、他店勘定の貸借が現在とは逆の不自然なものになっている。そうしたかぎりは、それらの勘定を重視しているとも考えられる。しかし、そのために Capus に転記することになる文章を前に書いたのだとすると、なぜ Capus を債務帳より前に設けなかったのであろうか。また債務帳を仕訳帳のつぎに設けたのは、第一例示での帳簿順がそのようになっていたからかもしれない。ではなぜ、債務帳に転記することになる文章を前に書かないのであろうか。いろいろ考えられはするものの、はっきりしたことはわからない。シュバルツ自身も、この点についてはふれていない。

## 6. 二取引を一パラグラフで処理した場合

一つのパラグラフが一つの仕訳であることが多く、パラグラフ数が59であることはすでに述べた。では第二例示の取引を、その仕訳原則に従って現在のわれわれが仕訳しても、仕訳数は59なのであろうか。実は、二つの要素の勘定科

目がそれぞれ一つずつであることを守ってわれわれが仕訳すると、その数はあと二つふえることになる。すなわち59のパラグラフのうち二つには、われわれが処理すると二つの仕訳になる取引が含まれているのである。

一つのパラグラフに二つの取引を含むとすると、二つの要素の勘定科目をそれぞれ一つずつとして仕訳するかぎりは、二つの仕訳にならざるをえないであろう。そのときは、末尾に書かれている仕訳金額も、二つにならねばならないことになる。しかし、末尾に仕訳金額が二つ書かれていることはない。それでいて、末尾の仕訳金額が二つの仕訳金額の合計額というわけでもない。実は、取引がたとえ二つであっても、一方の取引については金額を示さないためなのである。前述のごとく、第二例示ではたとえ仕訳帳に仕訳しても、その仕訳に金額を示さず、したがって勘定口座へも金額を転記していないことがある。ここでの二つのパラグラフに書かれているそれぞれ一つは、そのような場合である。

一つのパラグラフで書かれていながら、われわれが処理すると二つの仕訳となるのは、10月18日と11月10日の3番目の記入である。まず10月18日付の記入からみよう。それはつぎのとおりである<sup>(15)</sup>。

E 18. detto. Setz wir fur empfahren per Schwatzer kupffer faß 20 zu 25 ctr. Botzner gewicht. Haben wir von Botzenn empfangen in mer posten. Seind die faß mit N<sup>o</sup>. 1 bis 20. So ist gewesen in dem ersten faß de N<sup>o</sup>. 18: fl. 3 M<sup>o</sup>. re. Die schreib ich fur einnemen per Botzen, vns die cassa soll; thond zu 45 percento duc. C<sup>i</sup>. 2068. g. 23. p. 5. Ist in den 20 fassen 500 ctr. Botzner gewicht, duc. 2068. 23. 5.

同月18日、われわれはポツツェンの重量でそれぞれに25ツェントナーずつ入った20樽の銅の受入れについて記入する。われわれはポツツェン支店から数便に分けて受取った。それらの樽はNo.1からNo.20までである。そして最初に受取ったNo.18の樽中に、現金3000ライン・ゴールド・グルデンが入っていた。わたくしは、その額をポツツェン支店の受入れに記入する。現金はわれわれに（与え）ねばならない。（ドッカテンの）1.45倍（がライン・ゴールド・グルデンであるため）duc. 2068. g. 23. p. 5. 20樽、ポツツェンの重量で500ツェントナー.duc. 2068. 23. 5.

ここでの記入は、三行目の bis 20までと So 以下で内容を区分することができる。前半は、ポツツェン支店から受入れた20樽の銅についての記入で、fur empfahren が借方であることを示し<sup>(16)</sup>、Schwatzter kupffer が勘定科目で、二行

目の Haben 以下が小書きである。ここでは、取引を二つの要素に分けることは行われていないが、われわれであれば銅とボツツェン支店の二つの要素に分けて仕訳することになる。後半は、20樽中の No.18の樽に入っていた現金についての記入で、一方の勘定科目は Botzen で、それが借方であることを fur einnemen をもって示し、他方の勘定科目は die cassa で、それも借方であることを vns soll が示している。後半部分は、二つの要素に分けられているが、それぞれの勘定科目とその貸借を示す語句が、小書きの中に含まれるかたちで書かれているのである。このようなわけで、二つの要素の勘定科目を一つずつとするかぎりには、この10月18日の記入は二つの仕訳になる。

シュバルツは、このパラグラフを、二つの取引であることを意識したうえで書いたのであろうか。そうではなく、このパラグラフをかれは一つの取引として書いているように思われる。それは、末尾近くに前半部分の銅の樽数と重量が書かれているからである。もし二つの取引を一つのパラグラフにつづけて書くとしても、二つの取引であることをはっきりと意識していたかぎりには、末尾近くに前半部分の銅の樽数と重量を書くことはなかったであろう。それらは、当然 bis 20の直後に書かねばならない。

11月10日付の3番目の記入は、つぎのとおりである<sup>(17)</sup>。

E detto fur empfangen per silber stuck 10 zu 81 mark wienisch rauch gewicht, von Hall empfangen mit Jörg Schuster; thut mark 810 wienisch gschmeidig. Mer fur außgeben per herr Jacob Fugger duc. 15; zalt wir detto Jörg Schuster per el suo nola. Sollen wir der cassa; thut duc. 15.

同日、ハル支店からジョルク・シュスターが運んできたウィーンの重量でそれぞれに81マルクずつ入った10個の銀の受入れについて；したがって810マルク。さらにヤコブ・フッガー氏についての払出しについて duc. 15；われわれは上記ジョルク・シュスターに運賃を支払った。われわれは現金に（与え）ねばならない。したがって duc. 15。

ここでの記入内容は、gschmeidig までと Mer 以下の二つに分かれている。前半はハル支店からの銀の受入れについてで、fur empfangen が借方であることを示し、silber が勘定科目である。この取引も、われわれであれば銀とハル支店をもって仕訳するところであるが、二つの要素に分けられてはいない。後半は、そのさいに要した運賃を現金で支払ったことについての記入である。そこでは

herr Jacob Fugger と der cassa がそれぞれの勘定科目で、fur ausgeben と Sollen wir が双方とも貸方であることを示している。後半は、二つの要素に分けて仕訳されているわけである。したがってこの場合も、二つの要素に分けて一つずつの勘定科目をもって仕訳するかぎりには、二つの仕訳になるはずなのである。

なおここでの運賃の支払いを、現金の減少とヤコブ・フッガー氏に対する債務の減少として処理しているのは<sup>(18)</sup>、第二例示においても費用勘定を用いていないためである。支店の立場では、費用勘定を用いないかぎりには、費用の支払いは本店に対する債権の増加または債務の減少として処理するしかない。

このように第二例示においては、同時に生じた二つの取引を、一つのパラグラフをもって記入していることがある。では、このような処理法を一貫して用いているのであろうか。実はそうではない。11月28日付で書かれている二つのパラグラフから、そのことを知ることができる。それらは、つぎのとおりである<sup>(19)</sup>。

E 28. detto fur wegkgeben per silber, stuck 9. Haben wir auf Rom gesant, mit N<sup>o</sup>. 12 bis 20 gleich gewegen zu 101 ¼ mark; thut mark 911 ¼. Haben wir gsant mit Zuan Andrea de Ruquollo. duc. —.—.—

同月28日に、銀9個の引渡しについて。われわれは No. 12から No. 20までのすべてに101¼マルクずつ入った合計で911¼マルクを、ローマ支店へ送った。われわれはルクオロのズワン・アンドレアに託して送った。duc. —.—.—

Vnd mer fur außgeben per herr Jacob Fugger duc. 12. Soll wir der cassa von obgemeltem silber, gen Rom gesant, duc. 12.

そしてさらに、ヤコブ・フッガー氏についての払出しについて、duc. 12。われわれは、ローマ支店へ送った上記の銀のために、現金に（与え）ねばならない。duc. 12。

上のパラグラフは、ローマ支店へ発送した銀について示すものである。下のパラグラフは、そのさい現金で支払った運賃とおぼしきものについての記入である。したがって同時に生じた二つの取引について、ここでは別々のパラグラフをもって書いていることになる。

では、同時に生じた二つの取引をときに一つのパラグラフで書き、ときに別々のパラグラフで書くこともあるのは、どうしてであろうか。それは、たとえ二

つの取引であっても、一方には金額を示さないためであろう。一方に金額を示さないかぎりは、たとえ一つのパラグラフで書いても、転記にあたって不都合が生じない。もし、二つの取引双方に金額を示さねばならない場合は、それらを一つのパラグラフをもって書くことはなかったはずである。

11月28日の場合と同様に、同時に生じた二つの取引を別々のパラグラフをもって記入している場合が、他に一つある。それは12月1日付の記入であるが、ここではボツェン支店から受入れた1250ツェントナーの銅についての記入と、そのさい支払った運賃 duc. 198の記入が、別々のパラグラフで書かれている<sup>(20)</sup>。この場合も、第二例示の仕訳法によると受入れた銅については金額を示さないことから、一つのパラグラフをもって書いても、支障はなかったであろう。

このように、同種の取引を異なる記帳法をもって処理していることから、取引の捉え方が未だ定まっていなかったことがうかがえる。

## 7. 一連の取引の仕訳

第二例示で取扱われている商品は銅と銀であるが、それらの購入先はそれぞれきまっている。銅はボツェン支店から銀はハル支店からのみで、いずれも掛で購入している。そしてこの購入時の処理をみることから、第二例示での一連の取引の記帳の仕方の一面を知ることができる。銅と銀が送られてくるときは、当時の運送事情からか何便かに分かれていることが多い。そのように、もし何便かに分けて受取ったときは、例外なくすべてが到着した時点でまとめて記帳を行っている。現在のわれわれが行うように、到着のつどそれぞれについて記帳することはしていない。

何便かに分けて受取ったことは、まず前掲の10月18日付の仕訳中に書かれている「数便に分けて」(in mer posten)から知ることができる。銅はさらにもう一度12月1日にも受入れているが、そこでは「15便に分けて」(in 15 posten)と書かれている<sup>(21)</sup>。たしかにこれらだけでは、荷物が何人かの運搬人によって別々に運ばれてきたのは事実でも、それが同時に到着したのではないとは断言できないであろう。しかし銀についての記入を見ることにより、10月18日と12月1日の

記入も、何便かに分けて日を違えて到着したのであることが推測できる。

銀は10月20日と11月10日に受入れている。そのうち10月20日の記入では、「10月4日以降」(sider 4. de Octobrio)に受取ったものについてであることが明記されている<sup>(22)</sup>。このことから、何便かに分けて到着したと示されているときは、何日間かに分けて到着したものと考えるのである。

11月10日の場合は、前掲の仕訳から明らかなように、シュスターなる人物一人によって運ばれてきたと書かれている。したがってこの場合は、一時に到着し、その到着日に仕訳したものと考えねばならない。

以上が、同種の商品を日を違えて受入れるという意味での一連の取引であったのに対し、異種の取引ながら、後の取引がはじめから予定されているという意味での一連の取引の場合は、どのように処理しているのだろうか。ここでの一連の取引とは、ある商品を購入して直ちに他へ送るといった場合であるが、そのような場合は、発送後に結果だけを仕訳している。そのような仕訳をわれわれは、10月24日と11月30日の記入にみるができる。

いま11月30日の仕訳をみよう。それはつぎのとおりである<sup>(23)</sup>。

E 30. detto fur außgeben per herr Jacob Fugger. Die sollen wir a cassa. Haben wir kaufft 4 stuck schwartzen damast; helt ain stuck 40 elen zu 2½ duc., thut 400 duc. Mer 12 stuck allerlay atlas, helt ain jegklichs 35 elen vnd zu 2 duc., thut duc. 840. Mer vmb 20 stuck kurtz schamlot zu 4½ duc., thut 90 duc. Mer 30 stuck zu 29 duc. lang schamlot, thut 870 duc. Mer 20 stuck samat, helt ain stuck 35 elen zu 3 duc., thut duc. 2100. Mer ain stuck prucardo doro auf graw damast, helt 12 elen zu 8 duc., thut 96 duc. Thut in summa duc. 4396. Vnnd daruon in officii zalt a 2 percento, thut duc. 87¾. Mer vmb canouaza, strick, gewixt tuch etc. 6½ duc. Mer den fackinen, ligatori etc. 2 duc. Vnd el cundutier auf sein lon per parte duc. 12. Summa summarum alles außgeben duc. 4504. 6.—.

同月30日、ヤコブ・フッガー氏に関する払出しについて。それをわれわれは現金に（与え）ねばならない。われわれは四つの黒いダマスカス産の紋織物を購入した：一つ40エレンで、1エレン当り duc. 2½、したがって duc. 400。さらに多色の縞子12個、それぞれ35エレンで、1エレン当り duc. 2、したがって duc. 840。さらに短い schamlot を20個、1個当り duc. 4½、したがって duc. 90。さらに長い schamlot を30個、1個当り duc. 29。したがって duc. 870。さらにピロード20個、一つ35エレンで1エレン当り duc. 3、したがって duc. 2100。さらに灰色のダマスカス産紋織物に金襴をほどこしたものの一つ、長さ12エレンで、1エレン当り duc. 8、したがって duc. 96。したがって合計は duc. 4396。そしてそれらにつ

いて役所に2パーセントを支払う、したがって duc. 87¼。さらに帆布、なわ、まきつけ用布等 duc. 6½。さらに運賃荷造費等 duc. 2。そしてあちこちでの報酬 duc. 12。すべての支払額合計 duc. 4504. 6.-。

この場合も、もしダマスカス産の紋織物等の取得時に仕訳すると、それら財貨の勘定科目を借方、支払った現金を貸方としたであろう。そして本店へ送ったときに、それら財貨勘定の貸方に記入し、同時にヤコブ・フッガー氏勘定の貸方に記入したはずである。また諸費用の支払いについては、ヤコブ・フッガー氏勘定と現金勘定のともに貸方に、支払いのつど記入したであろう。それをここでは、それら中間の処理をすべて省略し、一連の取引すべてがおわったときに、まとめてヤコブ・フッガー氏勘定と現金勘定のともに貸方に記入しているわけである。

10月24日の記入は、所有する銅と銀をもってネルリ氏の所有する種々の織物と交換し、それを本店へ送ったときのものである<sup>(24)</sup>。この交換においては引渡した銅と銀の額が受入れた織物の額を上まわったため、その差 duc. 50. 12.- をネルリ氏から現金で受取っている。10月24日の仕訳は、現金勘定の借方と銅勘定の貸方に、その差額 duc. 50. 12.- だけを記入したものである。ここでも、結果だけを仕訳しているにすぎないのは明らかである。

この10月24日の仕訳からは、個々の取引の記入よりも、結果としての帳簿のバランスをより強く意識していたこともうかがえる。第一例示もそうであった。

#### 8. 独立した取引の仕訳日

では、前述した一連の取引以外の取引、すなわち一つ一つが独立している取引は、どの段階で仕訳したのであるか。取引発生のつど仕訳したのであるか、それとも一定期間の取引をまとめて、一時に仕訳したのであるか。

仕訳は、一個所を除いて、日付順になされている。したがって前述の一連の取引は最後の段階で仕訳したとしても、他の仕訳は取引が生ずるつど行われていたものと、一応は考えることができる。取引発生のつど記帳するときは、必ず日付順になるはずだからである。しかし、一個所とはいえ日付が逆転してい

ることから、断言はできない。そしてさらに、日付が前後逆に書かれることになる理由を考えると、一定期間の取引をまとめて一時に仕訳し、そのさい日付だけは取引発生日としたとも考えられなくはない。ただこの点は、本執筆という事情のため、実務では取引発生のつど仕訳したのであろう。

日付が前後逆に書かれているのは、50枚目裏頁(丁数38)の末尾の仕訳とつづく51枚目表頁(丁数39)の最上部の仕訳においてである。より具体的にいえば、丁数38の末尾には「E 8 detto」(12月8日の意)付の仕訳がなされており、つづく丁数39の最上部には、一日前の「Adi 7. Decembrio」(12月7日)付の仕訳がなされている<sup>(25)</sup>。

まず日付の逆転について、いずれかまたは双方が誤りであると考えてみよう。その場合は、取引が生ずるつど仕訳していたことを、積極的に否定する理由は見出せない。取引発生のつど仕訳するとき、日付の記入を間違えることはありうるからである。しかし双方の日付がともに正しいとすると、結論は異なることになる。取引を発生のつど仕訳するとき、日付は正しく、それにもかかわらず日付が逆転することがありうるであろうか。取引を発生のつど仕訳すれば、日付がともに正しくそれでいて逆転することは、絶対にありえない。日付が正しいかぎりには、取引発生のつど記入したとは考えられず、取引を一定期間ためて一時に仕訳したとしか考えられないのである。一定期間の取引をまとめて一時に仕訳するときは、日付の前後を取り違えることが十分にありうるであろう。

このように、仕訳が取引発生のつど行われていたか、それとも一定期間ごとにまとめて行われていたかは、日付が正しいか否かにかかっている。では双方の日付とも正しいのであろうか。またはいずれか一方または双方ともが間違っているのであろうか。この点を明らかにするには、上記二つの仕訳の転記日と前後の仕訳日を見て、そこから正否を判断するしかないであろう。

第二例示では、二通りの日付が付されている。一つは、仕訳帳の各頁が、それぞれ何日の仕訳からはじまっているかを示すものである。すなわち、仕訳帳の最初の頁を除いて、各頁の最上部中央に、その頁の最初の仕訳日を年月日を

もって示しているのがそれである<sup>(26)</sup>。例として仕訳帳2頁の場合を示すと、その頁になされている最初の仕訳が10月5日付であることから、最上部中央に「Adi 5. October 1516」と書かれている<sup>(27)</sup>。ただこの日付は、ここでの解明に手掛りを与えるものではない。

ここでの問題解明の手掛りとなるのは、もう一つの日付、すなわちそれぞれの仕訳に書かれている日付である。各仕訳の日付は、必ず文頭に書かれている。そしてこの日付の書き方は、各頁の最初の仕訳か否かによって違っており、2番目以降の仕訳であっても、直前の仕訳日と月だけが同じである場合と、直前の仕訳日と日まで同じ場合とで違っている。

各頁の最初の仕訳では、それが同日の何番目のものであるかに関係なく、日ばかりか月までが最上部中央の年月日とは別に、文頭に具体的に書かれている。仕訳帳2頁の最初の仕訳についてみると、そこでは「Adi 5. de October」と書かれている<sup>(28)</sup>。頁中途の仕訳であっても、月が改まった最初の仕訳では、文頭に月が具体的に示されている。

各頁の2番目の仕訳からは、それが直前の仕訳と同日であれば、単に「E detto」(同日)とだけ書いている<sup>(29)</sup>。直前の仕訳と日は違って月が同じであれば、日数と同月を示す detto が書かれている。たとえば直前の仕訳日が10月7日でその仕訳日が10月8日であると、「E 8. detto」(同月8日)と書くのである。各仕訳の文頭に書かれている日付には、例外なく年数(1516年)は付されていない。

このような日付の書き方をしているかぎりは、取引発生のつど仕訳して、日付を取引発生日としたとすると、12月8日と12月7日の双方が正しいことはありえないことになる。12月7日に、まだ生じていない次の日の仕訳を行うことは、ありえないからである。

では、いずれかが正しいとして、正しいのがどちらであるかを確定できるであろうか。それにはまず、転記日が手掛りを与えてくれるであろう。しかし、勘定口座への転記をみると、それぞれが仕訳日をもって転記されている。したがって、この面からの判断はできない。そこでつぎに、仕訳帳の前後の記入日を見ると、丁数38の末尾から2番目の仕訳日は12月7日であり、丁数39の上から

2番目の仕訳日は12月8日である。いわば丁数38の末尾の仕訳は、12月7日付の二つの仕訳にはさまれており、丁数39の最初の仕訳は、12月8日付の二つの仕訳にはさまれているのである。このためこの面からの判定もできず、他に判断する手掛りはもはやない。結局、いずれが正しいかは判断できないのである。

そうすると、取引発生のつど仕訳して、二つの日付をとともに間違えたのであろうか。しかしそれは考えにくい。12月7日付と12月8日付の仕訳にはさまれた仕訳の日付が、12月7日でもなく12月8日でもないとは考えられないからである。取引発生のつど仕訳したかぎりは、少なくともいずれか一方は正しいであろう。

このように取引発生のつど仕訳していたことを前提とすると、二つの日付がともに正しいことはありえず、それでいていずれか一方が正しいとしてもそれがどちらであるかはきめがたい。となると、もとにもどって二つの日付がともに正しいことも、無下には否定できないことになる。だとすると、取引発生のつど仕訳していたのではなく、一定期間ごとにまとめて仕訳していたと考えねばならないであろう。とはいえ、これも断言できるわけではない。

これらのことから、実務では仕訳は取引発生のつど行っていたと考えられるものの、本書の執筆にあたっては、一定期間ごとにまとめて行ったと考えたくなる。

- (1) 一つのパラグラフが一つの仕訳であるとする、第二例示の仕訳数は59ということになる。しかし実際には、61の仕訳がなされている。この点については、本章第6節参照。
- (2) この部分に勘定科目を示していない仕訳が四つある。10月1日の最初から3番目までと12月31日の2番目の各仕訳がそれである。10月1日の場合はいずれもヤコブ・フッガー氏勘定が、12月31日の場合はローマ支店勘定が省略されている。また仕訳の書き方には、つぎのような例外がある。11月4日の1番目と2番目および12月15日の各仕訳では、日付のつぎで勘定科目より前に仕訳金額を書いている。11月15日の最初と3番目および12月20日の最初の各仕訳では、第二の部分に仕訳金額を示している。11月30日、12月1日の2番目、12月4日、12月31日の3番目の各仕訳では、小書きの後だけに仕訳金額を書いている。
- (3) 本書185頁(第2図)参照。
- (4) ここでの Die が書かれていないこともある。10月1日の最初、11月4日の最初、11月28日の2番目、12月1日の2番目、12月7日の2番目、12月15日、12月16日、12月28日の2番目の各仕訳がそうである。逆に、11月15日の最初、11月30日、12月31日の3番目の各仕訳では、第一の部分に金

額を書いていないにもかかわらず、第二の部分は Die ではじまっている。

- (5) 11月15日の2番目の仕訳では、Die sollen wir a cassa と書くべきところを、Haben wir bar zalt Petro Anadeo と書いている。
- (6) フッガー一家他店との商品取引では、数量と重量が必ず書かれているのに対し、金額は全く書かれていない。
- (7) A. W., S. 238.
- (8) 文章の域を脱していないとはいえ、Vns soll を借方、Wir sollen を貸方と訳して支障のないまでに達している。
- (9) 俗称であるが、助動詞を含む文章ではその助動詞が、本動詞だけの場合はその本動詞が、前より2番目の語として置かれることをいう。
- (10) A. W., S. 233. 文章として訳したため「受入れについて」としたが、単に借方と訳しても支障ないであろう。
- (11) A. W., S. 234.
- (12) 商品取引の場合は、二つの要素に分けて仕訳していないことがある。
- (13) A. W., S. 234~235.
- (14) 債務帳は丁数42から丁数45に、Capus は丁数46から丁数49に設けられている。これら八つの見開きで一つの勘定口座しか設けられていないのは一つだけで、三つの見開きには二つの勘定口座が、四つの見開きでは三つの勘定口座が設けられている。
- (15) A. W., S. 233~234.
- (16) fur einnemen の代りに fur empfaehen と書いている場合が、3回ある。また fur ausgeben の代りに fur wegsenden, fur weggeben と書いている場合が、各一回ずつある。
- (17) A. W., S. 235.
- (18) この時点では、ヤコブ・フッガー氏に対して債務があった。
- (19) A. W., S. 236. 2番目の仕訳の Soll は、Sollen の誤りであろう。cassa の冠詞が der であるのも、問題のように思う。ただこの点は統一がとれておらず、12月1日の2番目の仕訳でも der cassa となっているが、多くは die cassa となっている。a cassa (11月4日2番目、11月10日最初)、また単に cassa (12月29日) と書かれていることもある。
- (20) A. W., S. 237. ここで樽数を50としているのは、66の誤りであろう。
- (21) A. W., S. 237. (22) A. W., S. 234. (23) A. W., S. 236~237.
- (24) A. W., S. 234. (25) A. W., S. 237~238.
- (26) 最初の頁だけ、なぜ年月日を書かないかは不明である。仕訳帳の最初に Zornal と書いたためとも考えられるが、第一例示では、Zornal と書き、行をかえて年月日を書いている。
- (27) A. W., S. 233. (28) A. W., S. 233.
- (29) 11月28日と12月1日の各2番目の仕訳では、E detto が書かれていない。

## 第10章 商品取引の処理

### 1. 商品勘定と金額

第二例示の仕訳の特徴のもう一つは、商品取引の処理にみられる。

会計期間を1516年10月1日から同年12月31日までとする第二例示では、財貨(現金を除く)を示す勘定として銅勘定と銀勘定が用いられている。取引としては、銅および銀との交換によってピロード等入手していることもあるが、それらピロード等の勘定は存在しない。それは、ピロード等が、取得後直ちに本店へ発送されているからである。第二例示の場合、一連の取引の結果だけを仕訳し、途中の経過を示さない方法を用いているのである<sup>(1)</sup>。したがって銅と銀との交換によってピロード等入手して本店へ発送した場合は、交換に供した銅および銀の減少とヤコブ・フッガー氏に対する債権の増加(または債務の減少)を仕訳しているにすぎない。

銅および銀に関する取引は、当然増加と減少に分けることができる。増加は、第一例示の9月30日の残高の繰越と期中の取得であるが、9月30日から繰越されているのは銅だけである。銀は、9月30日の時点で存在していない。期中の取得先は、銅がポッツェン支店からそして銀がハル支店からだけと限られており、ともに掛で行われている。減少はピロード等との交換、現金販売、第三者への掛売り、フッガー一家他支店への発送(掛)によって生じている。

第二例示では、多くの場合、取引を二つの要素に分けて複式に仕訳している<sup>(2)</sup>。しかし銅および銀に関する取引の場合は、すべてが必ずそのように処理されているとはかぎらない。取引を二つの要素に分けていることもあれば、二つの要素に分けない特殊な処理法の用いられていることもある。仕訳の数でいえば、取引を二つの要素に分けて処理している場合が十、二つの要素に分けないで処理している場合が六つである。

取引を二つの要素に分ける場合は、商品取引以外の取引と同様に、それぞれの勘定科目（うち一方は銅または銀）と貸借の別および仕訳金額（一方のみ）を別々の不完全な文章をもって示している。そして仕訳につづく小書きの後に改めて仕訳金額を示して、関連する各勘定口座へは金額をも転記している。取引を二つの要素に分けない場合は、一つの不完全な文章で書かれているが、その中には一つの勘定科目（銅または銀）とその貸借の別、個数および重量だけが書かれている。金額は示されていない。この場合は、当然、勘定口座への金額の転記は行われていない。この場合の小書きには、個数および重量が詳細に示されており、それだけ相対的に長くなっていることが目につく。

では同じ銅および銀に関する取引であっても、ときに二つの要素に分けて金額までを含む仕訳を行って勘定口座へ転記し、ときに一つの文章とはいえ仕訳しながら、金額を示さないのはなぜなのであろうか。

## 2. 銅受入れの処理

銅および銀の各勘定口座は、Capusの最初の見開きに設けられている。そのさい左側頁すなわち *fur einnemen*（借方）には増加が、右側頁すなわち *fur ausgeben*（貸方）には減少が記入されることになっている。この場合の貸借関係は、現在と同じである。したがって仕訳においても、増加の場合は *fur einnemen* をもって、減少するときは *fur ausgeben* をもって、その貸借を区別している<sup>(3)</sup>。

では、銅が増加した場合は、どのように仕訳されているのであろうか。銅は10月1日に第一例示の9月30日の残高を引継ぎ、その後10月18日と12月1日に受入れている。それらの仕訳は、つぎのとおりである。

(10月1日の2番目の仕訳)<sup>(4)</sup>

E detto fur einnemen duc. 141. g.2. p.15 vnd fur empfangen 9 faß in 225 ctr. Botzner gewicht Schwatzer kupffer; ist, vmb das ich im beschlus der nechsten rechnung fur außgeben gesetzt hab, vmb rechnung zubeschließen vnd saldo zumachen, souil kupffer vorhanden beliben ist vnd per tanto dinari per creditor gestanden. Setz ich hiemit das kupffer wider fur empfangen vnd das gelt nicht fur einnemen, dann ich das kupffer nicht mer per schuldner halten will, wie im alten Zornal steet an a carta 13 benent, duc.—. An a carta 46 steet per einnemen in zwo posten vmb die 225 ctr. duc. 680 ½.

Daruon obgemelt 141. Rest ist gwin, pleibt im einnemen.

同日（ヤコブ・フッガー氏の）受入れについて duc. 141. g.2. p.15. そして9樽ポツェンの重量で225ツェントナーの銅の受入れについて；それだけわたくしは前の計算を締切るときに、計算を締切り結末をつけるために払出し（貸方）に記入した。それだけの銅が残っており、それだけの債権が（われわれに）存在した。わたくしはここで再び銅を受入れ（借方）に記入するが、金額は受入れに記入しない。なぜならその銅については、旧仕訳帳の丁数13に示すとおり、もはや債務者を記録しておこうとは思わないからである。duc.—.丁数46において225ツェントナーの銅については、二つに分けて duc.680 ½を受入れに記入する。上記の141を上まわる残高は利益で、受入側に残っている。

(10月18日の仕訳)<sup>(5)</sup>

E 18. detto. Setz wir fur empfangen per Schwatzer kupffer faß 20 zu 25 ctr. Botzner gewicht. Haben wir von Botzenn empfangen in mer posten. Seind die faß mit N° 1 bis 20.

同月18日、われわれはポツェンの重量で25ツェントナーずつ入った20樽の銅の受入れについて記入する。われわれは何便かに分けてポツェン支店から受取った。それらの樽は No. 1から No. 20までである。

(12月1日の最初の仕訳)<sup>(6)</sup>

Adi primo Decembrio haben wir in 15 posten empfangen von Botzen 50 faß zu 25 ctr. Botzner gewicht, thut 1250 ctr. Seind die faß mit N° 10 bis 20, 28 bis 30, 40 bis 58, 100 bis 132 ; —. —. —.

12月1日、われわれは15便に分けてポツェンの重量で25ツェントナーずつ入った50樽、したがって1250ツェントナーをポツェン支店から受取った。それらの樽は No.10から No.20, No.28から No.30, No.40から No.58, No.100から No.132である；—.—.—.

一見することにより、10月1日の仕訳と他の二つの仕訳では、書き方に違いのあることがわかる。10月1日の仕訳は、Schwatzer kupfferまでが主要部分（勘定科目、貸借の別等を示す部分）であるが、中ほどの vnd を境に二つに分かれている。前の部分はヤコブ・フッガー氏に対する債務が増加したことを、後の部分は銅が増加したことを示している。したがってこの仕訳は、第二例示での一般的な書き方によって、二つの不完全な文章で記入されていることになる。それに対して10月18日の仕訳では *gewicht* までが、また12月1日の仕訳では1250 ctr.までがそれぞれの主要部分であるが、いずれも主要部分が一つの文章で書かれている。10月18日の場合は勘定科目すなわち銅が示されているが、12月1日の仕訳では、重量単位から銅であることがわかるものの、勘定科目としては示されていない<sup>(7)</sup>。

同じ銅の増加でありながら、なぜ10月1日の仕訳だけ、主要部分を二つに分けているのであろうか。

これら三つの仕訳は銅勘定口座の借方に転記されているが、そのさいいずれも金額は転記していない。10月18日と12月1日の場合は仕訳に金額が書かれていないのであるから当然としても、10月1日の場合は、仕訳の主要部分に金額を示しながら、勘定口座へは金額を転記していないのである。いずれの場合も銅勘定口座の借方には、仕入先、樽数、重量の順に左から一行で書き、その右から日付、短い摘要、仕訳帳の丁数を若干の行数をもって書いているにすぎない<sup>(8)</sup>。金額欄は以上の諸事項の記入位置から右に独立して設けられており、金額を記入するときは仕訳帳の丁数の並びの位置に書くことになっている。しかし銅勘定口座の借方の場合は、いずれもその位置に-.-.-と書かれているにすぎない。現代風に書くと0である。

銅勘定口座に仕入先、樽数、重量、日付、短い摘要、仕訳帳の丁数だけしか転記しないのであれば、仕訳には金額を示す必要はなかったであろう。転記される事項だけが明示されておれば、仕訳としては十分であったはずである。その意味では、10月18日には日付、樽数および重量だけを主要部分に示して仕入先は小書に示し、12月1日には日付、仕入先、樽数および重量のすべてを主要部分に記入しているという違いはあるものの、それで十分であったことになる。10月1日の場合は、主要部分を二つに分けてそれぞれの勘定科目(ヤコブ・フッガー氏と銅)、各貸借の別、金額、樽数および重量までを示しながら<sup>(9)</sup>、銅勘定口座の借方には金額を除いた事項だけを転記しているにすぎない。しかもヤコブ・フッガー氏勘定口座には、この仕訳からの転記が全くなされてはいない。

この10月1日の仕訳で、結局は転記しないヤコブ・フッガー氏勘定をも含むかたちで、取引を二つの要素に分けて金額までを示しているのには、同じ日になされている他の三つの仕訳の書き方が関係しているように思う。10月1日になされている他の三つの仕訳は、商品取引以外のものである。したがってそれらでは、二つの要素が分けられており、それぞれの勘定科目と貸借の別が明示され、仕訳金額までが示されている。そして各関連する勘定口座には、転記の

原則に従って金額の転記がなされている。このように他の仕訳が二つの要素に分かれているため、2番目の仕訳としては必要ななかったにもかかわらず、四つの期首仕訳全部の形をそろえるという意味で、強いて二つの要素に分けて金額をも書いたのであろう。10月1日2番目の仕訳は、一つの不完全な文章をもって金額を示さずに書いた場合と、同じものと考えればよいであろう。

### 3. 金額を記入しない理由 (I)

そこで改めて元の問題に注目することにしよう。銅が増加した取引を一つの不完全な文章で書いて金額を示さず、したがって銅勘定口座の借方に金額を記入しないのはなぜであろうか。そこで今一度10月1日の仕訳を見ることにする。その理由は、この仕訳が第二例示の初日のものであると同時に、その小書き中に理由と受取れる文言が示されているからである。「その銅については、旧仕訳帳の丁数13に示すとおり、もはや債務者を記録しておこうとは思わないからである」という部分がそれである。ここでいう「債務者を記録しておこうとは思わない」とはいかなる意味で、「債務者」とは誰なのであろうか。

丁数13と指示されていることから、まずその個所をみることになる。そこは第一例示の仕訳帳部分で、第一例示の期末(1516年9月30日)に存在した各勘定残高(現金勘定のそれを除く)をヤコブ・フッガー氏勘定へ振替えるための仕訳がなされている。丁数13は25枚目表頁と25枚目裏頁であるが、そこには八つの振替仕訳がなされている。そのうちここに関係するのは、25枚目表頁の3番目の仕訳と思われる。それは、9月30日に残っていた9樽、重量にして225ツェントナー、金額にして duc. 141. g. 2. p. 15の銅をヤコブ・フッガー氏勘定へ振替えるための仕訳である。その Vns soll の勘定科目はヤコブ・フッガー氏、Wir sollen のそれは銅で、小書にはつぎのことが書かれている<sup>(10)</sup>。

Ist, vmb souil pleibt vnns sollich kupffer auf datum schuldig. Vnd vmb ein rechnung zu beschliessen, so mach ich das gelt vnd gewicht dem kupffer gut per farsaldo vnnd schreib ich die zu herrn Jacob Fugger fur außgeben vnd setz die auf new rechnung primo de Octobro fur einnemen.

それだけ、それらの銅は本日われわれに債務が残っている。計算を締切るためにわたく



しは、その金額と重量を銅勘定の貸方に記入し、わたくしはその額をヤコブ・フッガー氏勘定に差引記入（借方記入）する。そして10月1日の新しい計算でそれを受入れに記入する。

この小書からは、「債務者」とは銅であって、それが残っていること、その残高をヤコブ・フッガー氏勘定に振替えて、新しい計算においてそれを引継がんとしていることを知ることができる。しかしそれだけである。「丁数13に示すとおり」と指示しているものの、そこには、10月1日の仕訳で金額までを示しながらそれを勘定口座に転記しない理由は、書かれていないのである。

9月30の各勘定残高をヤコブ・フッガー氏勘定に振替えたとしても、そのことによって各勘定残高が示す実体が、消滅するわけではない。10月1日に第三者勘定の各残高を引継いでいるのは、まさにそのためであろう。では、実体としては存在している銅勘定の残高だけを引継がないのはなぜであろうか。それは、10月1日の小書の文言でいえば「記録しようとは思わない」ためであろうが、この表現は第二例示の立場からの一方的な意思表示でしかない。期待をもって見たものの、現金勘定および第三者の勘定残高は繰越し、銅の勘定残高を繰越さない理由を、9月30日と10月1日の仕訳の小書きからは明らかにすることができないのである。

10月18日および12月1日の各仕訳には銅勘定口座に金額を示さない理由が書かれていないのであるから、つぎは、受入時にやはり金額を示していない銀の場合に望みをつなぐことになる。銀は10月20日と11月10日に受入れている。そしてそれぞれの仕訳は、つぎのように書かれている。

(10月20日の仕訳)<sup>(11)</sup>

E 20. detto. Setz wir fur empfahren per silber. Haben wir von Hall empfangen sider 4. de Octobrio 38 stuck N<sup>o</sup>.1 bis 38. Haben gewegen 4 stuck zu 80 ½ mark, 10 stuck zu 82 ½ mark, 5 stuck zu 90 mark, 10 stuck zu 100 mark vnd 9 stuck zu 101 ¼ mark. Alles wienisch gschmeidig gwicht; wegen in summa mark 3508 ¼, duc. —. —. —.

同月20日、われわれは銀の受入れについて記入する。われわれはハル支店から10月4日以降に No.1から No.38までの38個を受入れた。4個はそれぞれ80½マルク、10個はそれぞれ82½マルク、5個はそれぞれ90マルク、10個はそれぞれ100マルクそして9個はそれぞれ101¼マルク、合計で3508¼マルク、duc. —. —. —.

(11月10日の3番目の仕訳)<sup>(12)</sup>

E detto fur empfahren per silber stuck 10 zu 81 mark wienisch rauch gewicht, von Hall empfangen mit Jörg Schuster; thut mark 810 wienisch gschmeidig.

同日、それぞれにウィーンの重量で81マルクずつ入った10個の銀の受入れについて。ジョルグ・シュスターの手によってハル支店から受入れた：すなわちウィーン重量で810マルク。

10月20日の仕訳では per silber までが、11月10日の仕訳では gewicht までが、それぞれの主要部分である。これらは一つの文章をもって主要部分が書かれているわけであるが、そこからは、銀をハル支店から受入れたこと、その個数と重量がそれぞれどれほどであったかを知ることができる。しかし金額は書かれておらず、金額を示さない理由も知ることはできない。したがって銀の受入れに関する処理をみても、銅および銀を受入れたときに仕訳に金額を示さず、勘定口座にも金額を書かない理由は、未だ明らかとはならないのである。

#### 4. 金額を記入しない理由 (II)

受入時の仕訳から、金額を記入しない理由を明らかにすることができなくなると、残るは払出時の仕訳をみるしかない。

銅および銀の払出しに関する仕訳の書き方は、表面上二つに分かれている。一つは、主要部分を二つの不完全な文章で書く場合で、この場合は必ず金額が示され、関係する各勘定口座へ転記されている。他の一つは、主要部分を一つの文章で書く場合で、この場合は金額を示しておらず、したがって勘定口座にも金額は転記されていない。これら二つの場合の違いが明らかになれば、いかなる場合に金額を書かないかがわかるかもしれない。そこでまず、金額の示されていない場合からみることにする。

金額を示していないのは、12月28日の銅の払出しと、11月28日の銀の払出しの場合である。それらの仕訳は、つぎのとおりである<sup>(13)</sup>。

(12月28日の仕訳)

E 28. detto haben wir auf Florentz gesant 5 faß kupffer vnd auf Bologna 5 faß. Sollen sie gen Rom verrechnen, was daraus wirt vnd darnach den herren gen Augspurg; thund zu 25 ctr., ctr. 250; —. —. —.

同月28日、われわれはフローレンス支店へ5樽の銅を、ボローニャ支店へ5樽（の銅）

を送った。両支店ともそれらについてはローマ支店で精算し、その後はアウグスブルクの主人と決済しなければならない；それぞれに25ツェントナー、したがって250ツェントナー；—、—、—。

(11月28日の仕訳)

E 28. detto fur weggeben per silber, stuck 9. Haben wir auf Rom gesant, mit N<sup>o</sup>. 12 bis 20 gleich gewegen zu 101¼ mark; thut mark 911¼. Haben wir gsant mit Zuan Andrea de Ruquollo. duc.—, —, —.

同月28日、9個の銀の発送について。われわれはローマ支店へそれぞれに101¼(マルク)ずつ入ったNo. 12からNo. 20、すなわち911¼マルクを送った。われわれはルクオロのズワン・アンドレアに託して送った。duc.—, —, —。

12月28日の仕訳では一行目末のfaßまでが、11月28日の仕訳ではstuck 9までが、それぞれの主要部分である。ただ残念なことに、これらの仕訳からは発送先、個数、重量等を知ることはできるものの、金額を示さない理由を知ることにはできない。そこでつぎに、銅および銀の払出しに関する仕訳で、金額を示している場合をみることになる。そのような仕訳は、銅の場合10月24日、11月8日、12月3日、12月7日、12月28日の5回行われている。また銀については、11月9日、11月24日、12月22日の3回行われている。

まず、銅の場合からみることにする<sup>(14)</sup>。ただし10月24日の仕訳は特殊な問題を含んでいるように思えるので、ひとまずおく。

(11月8日の2番目の仕訳)<sup>(15)</sup>

E detto fur einnemen per kupffer duc. 630. Die solle vns al bancho Bisani; im verkaufft 6 faß zu 25 ctr., thut 150 ctr. vnd denn M<sup>o</sup>. per 42 duc., thut duc. 630.

同日、銅の受入れについてduc. 630。その額をビザニ銀行はわれわれに(与え)ねばならない；同銀行にそれぞれに25ツェントナーずつ入った6樽、したがって150ツェントナーをマイラー当りduc. 42で売却した。したがってduc. 630。

(12月3日の仕訳)

E 3. detto fur einnemen per kupffer duc. 2250. Die soll vns Aluix<sup>o</sup> Boscho; faß 20 zu 25 ctr. im geben vndd verkaufft, thut 500 ctr., zu 4½ duc.; zutzalen mit gold in drey wochenn; thut als vor duc. 2250.

同月3日、銅の受入れについてduc. 2250。その額をアレクソ・ボッシュ氏はわれわれに(与え)ねばならない；それぞれに25ツェントナーずつ入った20樽をかれに与え売却した。したがって500ツェントナー、単価duc. 4½；3週間以内に金をもって支払う；したがって上記のとおりduc. 2250。

(12月7日の仕訳)<sup>(16)</sup>

Adi 7. Decembrio fur einnemen per kupffer. Soll vns herr Jacob Fugger fur ein-

nemen. Haben wir barretado an samat 24 stuck zu 35 elen per 2½ duc. vnd 50 stuck damast zu 38 elen per 1½ duc. Thut duc. 4850. Daran geben 38⅞ faß, darin 970 ctr. zu 5 duc. den ctr., thut duc. 4850; vnd auf dato gen Augspurg gsant, duc. 4850.

12月7日、銅の受入れについて。ヤコブ・フッガー氏はわれわれにその受入れについて(与え)ねばならない。われわれは(銅を)それぞれが35エレンで1エレン当りduc. 2½のピロード24個、そしてそれぞれが38エレンで1エレン当りduc. 2½のダマスク織50個と交換した。したがってduc. 4850。それに対して970ツェントナー入った38⅞樽(の銅)を1ツェントナー当りduc. 5として、したがってduc. 4850を与えた；(ピロードとダマスク織は)本日アウグスブルクへ発送した。duc. 4850。

(12月28日の仕訳)

E detto fur einnemen per kupffer duc. 142½. Soll vns die cassa. Haben wir bar eingekommen vmb 30 ctr. in 1⅞ faß zu 25 ctr. zu 4¾ duc., duc. 142. 12.—.

同日、銅の受入れについてduc. 142½。現金はわれわれに(与え)ねばならない。われわれはそれぞれに25ツェントナーずつ入った1⅞樽すなわち30ツェントナーについて、1ツェントナー当りduc. 4¾を現金で受取った。duc. 142. 12.—。

11月8日の仕訳ではBisaniまでが主要部分で、中ほどのduc. 630までとそのあとの二つの部分に分かれている。12月3日の仕訳ではBoschoまでが主要部分で、duc. 2250を境に二つの部分に分かれている。12月7日の仕訳では二行目のfur einnemenまでが主要部分で、中ほどのper kupfferを境に二つの部分に分かれている。12月28日の仕訳はdie cassaまでが主要部分で、duc. 142½を境に二つの部分に分かれている。これらの仕訳では主要部分が二つの部分に分かれ、それぞれの勘定科目、各貸借の別、仕訳金額が示されているわけであるが、なぜ金額を書くかまでは知ることができない。

そこで一縷の望みをもって、最後に銀の払出しについての仕訳をみることになる。それらはつぎのとおりである<sup>(17)</sup>。

(11月9日の仕訳)

E 9. detto fur einnemen per silber duc. 7888. Die soll vns al bancho Bisani. Haben wir im verkaufft 2 stuck silber zu 80½ mark vnd 10 stuck zu 82½ mark; summa thut 986 mark; die mark per 8 duc., thut duc. 7888.

同月9日、銀の受入れについてduc. 7888。それだけの銀をビザニ銀行はわれわれに(与え)ねばならない。われわれは同銀行にそれぞれに80½マルクずつ入った2個の銀と82½マルクずつ入った10個(の銀)を売却した；合計はしたがって986マルク；1マルク当りduc. 8。したがってduc. 7888。

(11月24日の仕訳)

E 24. detto fur einnemen per silber duc. 13705.g.6. Die soll vns Roma. Haben wir auf Anchenor gesant fur die bap. he'. vnd verkaufft. Haben die vnsern zu Rom mit al detto papa Leo x. den kauff gemacht per stuck 18. Nemlich: 5 stuck zu 90 mark, 10 stuck zu 100 mark vnd 3 stuck zu 81 mark; thut in summa 1693 mark vnd die mark per 8 1/2 duc. de camera. Ist gschmeidig wienisch gwicht; thut 14390 1/2 duc. de camera; zuzalen in 2 monaten; thut a 2 1/2 percento duc.13705.6.

同月24日、銀の受入れについて duc.13705.g.6.それだけの額をローマ支店はわれわれに(与え)ねばならない。われわれはアンコナへ向けて教皇宛に送り売却した。ローマ支店はレオ10世に18個を売却した。すなわち: 5個はそれぞれに90マルク, 10個はそれぞれに100マルク, そして3個はそれぞれに81マルク; したがって合計で1693マルクで1マルク当り8 1/2ドッカテン・デ・カメラ。ウィーン重量; したがって14390 1/2ドッカテン・デ・カメラ; 2ヶ月以内に支払う; (duc. との換算率が) 2 1/2パーセントであるため duc.13705.6. (12月22日の仕訳) (18)

E 22. detto fur einnemen per silber duc. 4536. Die soll vns die cassa zalen. Haben wir bar eingengenomen vmb 7 stuck wienisch zu 81 mark, thut mark 567, geben per 8 duc. el marchio vnd verkauft domino Jo. Amorziza de la zechon, duc. 4536.

同月22日、銀の受入れについて duc.4536. それだけの額を現金はわれわれに支払わねばならない。われわれは81マルクずつ入った7個すなわち567マルク(の銀)を1マルク当りduc.8で提供し、造幣局のドミノ・ジョ・アモルジザに売却した, duc.4536.

11月9日の仕訳は Bisani までが主要部分で, duc.7888までとその後の二つの部分に分かれている。11月24日の仕訳は Roma までが主要部分で, duc.13705.g.6を境に二つの部分に分かれている。ここで「ローマ支店はレオ10世に18個を売却した」とは、状況からみて、12月28日の場合と同様に、精算をローマ支店で行うという意味であろう<sup>(19)</sup>。12月22日の仕訳は zalen までが主要部分で, duc.4536までとその後の二つに分かれている。これらの仕訳においても、取引を二つの部分に分けて金額までが示されているものの、なぜ金額を書くのかは知ることができない。

以上から、仕訳中のどこにも、銅および銀に関する取引に限って、金額を書くこともあり書かないこともある理由は示されていないことだけはわかった。説明文のどこにも、この点については述べられていない。となると、残るはわれわれ自身がその理由を推測するだけなのである。

### 5. 金額を記入しない理由 (III)

そこでまず、これまでに示した各仕訳を書き方(主要部分が一つの文章か二つの文章か)、取引相手、仕訳金額の有無の点から整理することにする。

その結果は、つぎのとおりである。

(第9表)

取引	日付	書き方	取引相手	金額の有無
銅の受入	10/1	二文	(前期繰越)	有
"	10/18	一文	ポッツェン支店	無
"	12/ 1	"	"	"
銀の受入	10/20	"	ハル支店	"
"	11/10	"	"	"
銅の払出	11/ 8	二文	ビザニ銀行	有
"	12/3	"	アレクソ・ボッショ氏	"
"	12/7	"	ヤコブ・フッガー氏	"
"	12/28	一文	フローレンス支店等	無
"	"	二文	(現金販売)	有
銀の払出	11/9	"	ビザニ銀行	"
"	11/24	"	ローマ支店	"
"	11/28	一文	ローマ支店	無
"	12/22	二文	(現金販売)	有

○取引相手欄でカッコを付した記入を行っている場合以外は、すべて掛取引である。

この表からは、つぎのことを知りうることになる(ただし10月1日の前期繰越は、前述の理由から、意識して二つの文章をもって書いたと考えられるので、ここでは除く。また11月24日と12月7日の取引も後述することとし、ここでは除く)。すなわち、第三者に対する現金販売および掛売りの場合は必ず仕訳金額を示し、かつ仕訳の主要部分が二つの文章で書かれている。それに対してフッガー一家の他店との掛取引の場合は仕訳に金額を示さず、仕訳の主要部分を一つの文章で書いている。

ここで金額を示すときに必ず二つの文章で書き、その逆に金額を示さないときは必ず一つの文章で書いていることは、第二例示の記帳法としてきわめて重

要な点であるように思える。第二例示でも、仕訳に金額を示したときは、それを必ず各関連する勘定口座に転記している（ただし10月1日の2番目の仕訳を除く）。とすると、金額を示すときは二つの文章で書くのであるから、二つの勘定口座に同額を転記することになる。このことの結果として、勘定口座全体をみると、取引を仕訳しても勘定口座に金額を転記しない場合があるため、状態の完全な表示はできないながら、常に貸借の金額的なバランスは確保できるかたちになっている。第二例示特有の仕訳原則を、現在の仕訳原則になおすことは容易だからである。

第二例示では、この勘定口座全体の貸借の金額的なバランスが意識されているのである。この点は、最後に行われている検算の仕方によって、確認できる。

第二例示では、一つの文章で書くために金額を示さず、二つの文章で書くから金額を示したとは考えられない。勘定口座に転記するために金額を示し、しかも勘定口座全体の金額的なバランスを保つために二つの文章で書き、勘定口座に転記しないために金額を示さず、そのさいは二つの文章で書くまでもないため一つの文章で書いているものと考えられる。文章の数が仕訳金額の有無を決定しているのではない。勘定口座に金額を転記するか否か、すなわち仕訳に金額を示すか否かが、文章の数を決定しているのである。

では、商品およびフッガー家の他店に対する債権と債務の増減取引に限って仕訳に金額を示さず、したがって期中のそれら諸勘定が金額的な状態を正しく示さない処理法を用いる理由は、どこにあるのであろうか。仕訳に取引金額を示さないことは、結果として期末の勘定残高が正しい有高を示すことを不可能にし、他店に対する債権または債務残高および実在する商品の次期繰越額は知りえないことになる。もし商品勘定およびフッガー家の他店勘定でも期末の正しい有高を示す金額で次期へ繰越すことを期待するのであれば、期中におけるフッガー家他店との商品掛取引についても、必ず金額を示す仕訳を行い、すなわち二つの不完全な文章による仕訳を行い、各勘定口座へ転記しなければならないであろう。このことを逆に考えると、期末の正しい有高を次期へ繰越すことを期待しないかぎり、期中の状態が把握できないという難点はあるものの、

取引ごとに金額を含まない仕訳、すなわち一つの文章による仕訳を行うことも一つの方法ではあったわけである。第二例示では、第一例示と同様にフッガー家他支店の勘定残高は次期へ繰越さず、商品はフッガー家全体として把握できれば十分とする処理法を用いていると考えるべきであろう。

取得価額をもって、他店に商品を引渡すとしよう。このような場合は、第三者との売買のときだけ金額を記録しておけば、フッガー家全体としての商品有高は確定できる。内部で商品を授受したときに金額を記録したとしても、フッガー家全体の集計をするときは、結局は相殺されることになる。しかも内部で商品を授受するときに金額を書かないことは、それだけ本店での集計処理の手数をはぶくことになる。授受するときに、その数量と重量さえ書いておけば、各店での管理は十分に可能であろう。商品の増減額と他店に対する債権および債務の増減額を記録しない場合でも、各店での記帳のバランスは確保できる。

このように第二例示で用いられている記帳法は、勘定口座全体の金額的なバランスを保ちつつ、結果としてのフッガー家全体の状態は把握しようとするものと考えられるべきであろう。結果としての全体の状態を把握することを念頭に置きつつ、期末における本店での処理を若干簡単にするために、期中においては各店での状態把握を一部犠牲にしているのである。

このように第二例示の記帳法を理解するとすれば、これまで例外として捉えてきた11月24日と12月7日の仕訳はどのように解釈することになるであろうか。

11月24日の取引は、銀を教皇に販売し、代金回収をローマ支店に依頼した場合である。また12月7日の取引は、第三者の絹布と自己の銅を交換し、入手した絹布を本店へ送ったときのものである。ともに結果としては、銀または銅の減少と他店に対する債権の増加（または債務の減少）であるが、これらの場合、金額を示さず、したがって一つの文章で仕訳することが出来るであろうか。これらの場合は、必ず二つの文章で仕訳し、金額をも示さねばならなかったであろう。

最終的にはフッガー家他店との商品掛取引であっても、これら二つの場合は

過程に違いがある。二つを除く各取引はすべて勘定科目が示す他店との直接の取引であるのに対し、これら二つの場合は第三者が介在し、勘定科目が示す他店との直接的な取引ではない。

すでに述べたごとく、シュバルツの場合は一連の取引の結果だけを仕訳し、途中の過程を示すことは行っていない<sup>(20)</sup>。とはいえ、仕訳するさいに途中の過程を意識するか否かによって、結果は異なることになる。第三者が介在する場合に途中の過程を意識すると、つぎのような理由で金額を示すことが必要になり、必然的に二つの文章をもって仕訳しなければならなくなる。

11月24日の場合は、教皇に銀を送ったときに、数量と重量だけを示して金額を示さないとすると、フッガー家の銀が減少しているにもかかわらず、その金額が示されないことになる。また12月7日の場合は、金額を示さないと、交換に供したことにより減少したフッガー家の銅の金額が明示されないことになる。その結果として、双方の場合ともフッガー家全体として有する商品の額が把握できなくなる。したがってこれらの場合は、たとえ結果的には他店に対する債権の増加(または債務の減少)であっても、必ず金額を付す仕訳を行わねばならないのである。そのため仕訳は二つの文章で書くことになり、取引の結果を示すために、他店勘定が必要となるわけである。金額を付さず一つの文章で仕訳して、全体のバランスを崩さずかつ結果としての状態表示に支障がないのは、フッガー家内部で商品が移動したときだけなのである。

このように考えると、勘定科目が示す他店との直接取引でない場合、すなわち12月28日のフローレンス支店とボローニャ支店に銅を送り、その精算をローマ支店に依頼したときに一つの文章をもって仕訳し金額を示していないことも、理解できることになる。

ではこのような記帳法における商品勘定は、いかなる役割を担っているのだろうか。それはすでに明らかであろう。商品勘定は、管理のために数量および重量を示すことに重点があり、同時に勘定口座全体の金額的なバランスを保つための一翼を担っているのである。現在でいう商品有高帳の機能を兼ね備えるものとして、商品勘定口座は用いられているのである。

## 6. 10月24日の仕訳

つぎに、これまで全くふれなかった10月24日の仕訳をみることにする。それはつぎのとおりである<sup>(21)</sup>。

E 24. detto fur wegksenden per herr Jacob Fugger 3 stuck samat e 14 stuck atlas, alles schwartz. Die sollen wir dem garkupffer von Schwatz vnd silber; haben wir gestochen vnd den samat genomen per 2½ duc.; halten 150 elen; thut duc. 357. E den atlas zu 1½ duc.; halten in summa elenn 800; thut duc. 1200. Haben wir auf Augspurg sant. Daran geben 2 stuck wienisch zu 80½ mark, thut 161 mark; zu 8 duc. angeschlagen, thut 1288 duc. Mer 3 faß kupffer, darin 75 ctr., zu 4½ duc., thut 337½ duc. Sollt darfur geben haben allain per 287 duc. kupffer; rest 50½ zalt vns Alexio de Nerlin bar. Schreib ich fur einnemen per kupffer vns die cassa soll, duc. 50. 12.-.

同月24日、すべて黒色の3個のピロードと14個の繻子のヤコブ・フッガー氏への発送について。その額をわれわれは、銅と銀に(与え)ねばならない。われわれは(銅と銀との)交換によって、1エレン当り duc.2½のピロードを150エレン、すなわち duc.357のピロードを入手した。1エレン当り duc.1½の全部で800エレン、したがって duc.1200の繻子を取得した。われわれは(それらを)アウグスブルクへ送った。それに対してウィーンの重量でそれぞれに80½マルクずつ入った2個、したがって161マルク(の銀)を与えた;(1マルク当り)duc.8で評価するため、duc.1288. さらに75ツェントナーずつの3樽の銅、(1ツェントナー当り)duc.4½, したがって duc.337½. そのためには duc.287だけの銅を与えれば十分であったはずである; 超過する duc.50½はアレクソ・デ・ネルリ氏がわれわれに現金で支払う。わたくしは銅の受入れに記入し、現金はわれわれに(与え)ねばならない。duc. 50.12.-.

小書きから、この仕訳は、duc.337½の銅および duc.1288の銀をもってアレクソ・デ・ネルリ氏のピロード duc.375および繻子 duc.1200と交換し、本店へ送ったときのものであることがわかる。ただその交換において提供した銅と銀の合計額が受入れたピロードと繻子の合計額を上まわったため、差額 duc.50½を現金で受取ったのである。仕訳は、その現金受取額 duc.50½について、借方現金、貸方銅として処理しているのである。

では、なぜ差額 duc.50½についてだけ処理するのであろうか。またこれで、フッガー家全体としてみたときの、正しい状態を表示しうるのであろうか。これは、交換条件が詳細にきめられていないことによるものであろうか、苦肉の策で、十分な処理法ではないように思われる。

この取引では、ネルリ氏という第三者が介在している。その点は、11月24日および12月7日の場合と同じである。だとすると、われわれの理解によれば、結果だけを示す処理を行うとしても、取引額全部をもって仕訳せねばならないことになる。また取引額を示すかぎりは、二つの文章をもって書くのが第二例示のやり方である。

この取引額全部を示すとすれば、仕訳はどのようになるであろうか。現在であれば、借方をヤコブ・フッガー氏 duc.1575と現金 duc.50½とし、貸方を銅 duc.337½と銀 duc.1288とするであろう。しかし第二例示では、ヤコブ・フッガー氏に対する債権の発生は貸方に書くのであるから、仕訳は借方勘定科目が現金だけで、貸方の勘定科目はヤコブ・フッガー氏、銅、銀の三つになるであろう。

このように、貸借の一方でも勘定科目が複数になるときは、意識して貸借ともに一つずつの勘定科目となるように処理するのが、第二例示のやり方である。そこでこの場合を、貸借の勘定科目が一つずつになるように分けるとすると、どうなるであろうか。しかしそれは不可能である。なぜなら、小書きからは、銅と銀全体をピロードと縞子と交換し、そのさい生じた差額を現金で受取ったことまではわかる。しかしそれ以上は明らかではないのであるから、取引を細分することが出来ないからである。そこでわれわれは、ここでの処理法の適否を判断するために、一つの仮定を加えることにする。すなわち①銀 duc.1200と縞子 duc.1200を、②残りの銀 duc.88とピロード duc.88を、そして③銅 duc.287とピロード duc.287を交換し、④残りの銅 duc.50½は現金で販売したとする。

これを第二例示の仕訳原則に従い、かつ結果だけを示すこととすると、つぎのような四つの仕訳となるであろう。(ただし形式は、現在のものとする)

①		(貸) 銀	1200	
		(貸) ヤコブ・フッガー氏	1200	
②		(貸) 銀	88	
		(貸) ヤコブ・フッガー氏	88	
③		(貸) 銅	287	
		(貸) ヤコブ・フッガー氏	287	
④	(借) 現金	50½	(貸) 銅	50½

このように四つの仕訳をもって処理すると、銅および銀の減少額と、現金の増加およびヤコブ・フッガー氏に対する債権の発生すべてを示すことが可能になる。しかし、実際には④の仕訳のみを行っているのであるから、①、②、③が示す銅および銀の減少とヤコブ・フッガー氏に対する債権の発生は示されないことになる。したがってフッガー家全体としての状態を正しく示すことはできていない。この意味で、10月24日の仕訳は、不完全なものなのである。たとえ取引の内容が明らかでないとしても、つぎの仕訳を行うよう工夫すべきであったはずである。

(借) 現金	50½	(貸) ヤコブ・フッガー氏	1575
		銀	1288
		銅	337½

ただ、④の仕訳を行うことによって、現金の増加と銅の減少の一部は示され、帳簿全体のバランスは維持されている。したがって状態を正しく示すことよりも、帳簿のバランスを維持することが、ここでも優先されていることになる。

ここでの仕訳には、さらにもう一つの問題がある。それは、なぜ貸方勘定科目を銅としたかという点である。記帳全体のバランスを維持するために貸方に duc.50½を記入するとしても、それが銅でなければならぬ積極的な理由はないはずなのである。この場合は、銀勘定の貸方に記入しても、全体のバランスは維持できる。それにもかかわらず、なぜ貸方を銅勘定としたのであろうか。それは、Capusにおいて銅勘定が銀勘定よりも前に、しかも見開きの上部に設けられていたためであろう。

### 7. fur einnemen と fur ausgeben の混乱

最後に、これまで全く無視してきた一つの点にふれねばならない。それは仕訳で Capus の貸借を示すために用いられている fur einnemen と fur ausgeben の使い方、一見するかぎりは誤りと思える点である。これまでわれわれは、その点を、取引の内容および勘定口座への転記にしたがって、訂正した上で議論してきた。

第二例示ではフッガー一家の他店に対する債務の増加、債権の減少および商品の増加は、Capus に設けられている各勘定口座の fur einnemen (借方) に記入している。またフッガー一家の他店に対する債務の減少、債権の増加および商品の減少は、各勘定口座の fur ausgeben (貸方) に記入している。しかも、勘定口座への転記は、仕訳と同じ側に行うのであるから、勘定口座の fur einnemen に転記する場合は仕訳で fur einnemen と、勘定口座の fur ausgeben に転記する場合は仕訳に fur ausgeben が書かれていなければならないはずである。しかし、すべての場合にそうになっているとはかぎらない。

勘定口座の fur ausgeben に転記されているにもかかわらず、また小書きからしてその転記が正しいと考えられるにもかかわらず、仕訳には fur einnemen と書かれていることがある。このような一見仕訳が間違っていると思える記入が、商品の払出しの場合に限って、8 回行われている。具体的には10月24日、11月8日、12月3日、12月7日、12月28日(以上銅の払出)、11月9日、11月24日、12月22日(以上銀の払出)の各仕訳においてであるが<sup>(22)</sup>、それは銅か銀の払出取引でかつ金額を示す二つの文章で仕訳している場合のすべてである。

これは、単なる誤りなのであろうか。しかし、商品の払出取引で金額を示し二つの文章で書いている仕訳のすべてで行われていること、また回数の多いことからして、単なる誤りと簡単に片付けることはできない。

この一見誤りと思える書き方は、意識的に、しかも正しいと信じて行われているように思う。

銅および銀の勘定口座の借方では、そのタイトルがそれぞれ Einnemen zoe empfangung kupffer (受入れたすなわち受取った銅)、Silber empfangen (受取った銀) と書かれている<sup>(23)</sup>。銅と銀の受入れを意味する文言だけが、書かれているのである。それに対してそれらの勘定口座の貸方では、そのタイトルがそれぞれ Ausgeben zoe wegksendet kupffer vnd einnemen des geltz (払出したすなわち発送した銅と現金の受入れ)、Silber enthalb wegkgeben vnd einnemen dess geltz (発送した銀と現金の受入れ) と付されている<sup>(24)</sup>。貸方のタイトルには、銅または銀を送ったこととそれによる現金の受入れという二つのことが書かれているので

ある。したがって、たとえば12月28日の銅の現金販売の場合の fur einnemen per kupffer という記入は、Ausgeben kupffer vnd einnemen des geltz (銅の払出しと現金の受入れについて) という意味で書かれたと解釈することができないわけではない。ただ掛売りの場合となると、どうみてもこの解釈は成り立たない。商品払出の仕訳で転記する貸借の別を指示するにあたり、取引の内容を考えずに、ともかく勘定口座のタイトルの中の一つの語を付したのかもしれない。その結果が、内容的には逆になる「受入れ」という語になったものと思われる。

- (1) 本書202~204頁参照。
- (2) (第4図)(185頁)参照。
- (3) fur einnemen と fur ausgeben の使い方には混乱がある。(本章7節参照)
- (4) A.W.,S.233.10月1日の2番目の仕訳末尾の An a carta 46以下に含まれている二つの einnemen は、ともに ausgeben のはずである。
- (5) A.W.,S.233.このパラグラフには、つづけてもう一つ仕訳が書かれているが省略した。
- (6) A.W.,S.237.樽の No.には誤りがある。ただ、いずれが誤りかは確定できない。
- (7) Decembrio のつぎに、fur einnemen per kupffer と書くべきであるように思う。haben 以下は、小書きである。
- (8) たとえば10月18日の場合は、つぎのように書かれている。  
Botzen. Faß 20. ctr.500. Botzner gewicht, adi 18. de October von Botzen empfangen mit 3 M<sup>o</sup>. re. fl. Seind die faß mit N<sup>o</sup>.1 bis 20, thut  
Zornal ac. 36 .....-,-,-.  
Botzen が仕入先, Faß 20が樽数, ctr.500 Botzner gewicht が重量, adi 18. de October が月日, 以下 bis 20までが摘要, thut Zornal ac. 36が仕丁である。
- (9) duc.141.g.2.p.15の前に per Jacob Fugger が入るはずである。
- (10) A.W.,S.205. (11) A.W.,S.234.
- (12) A.W.,S.234.このパラグラフには、つづけて別の取引が仕訳されているが省略した。
- (13) A.W.,S.236 und 239. (14) A.W.,S.235, 237, 238 und 239.
- (15) fur einnemen は、fur ausgeben が適当のように思う。同じことは、つづく12月3日、12月7日、12月28日、11月9日、11月24日および12月22日の各仕訳についてもいえるであろう。
- (16) 計算違いがある。(24×35×2.5) + (50×38×1.5) は4950である。これに対して4850 (970×5) を与えたのであるから、duc.100儲けている。この計算違いには、気付かなかったようである。
- (17) A.W.,S.235, 236 und 239.
- (18) 主要部分後半の末尾に zalen(zahlen) とあるのは異例である。書くとしても geben がふつうであるが、省略されていることが多い。

- (19) さもないと、ヴェニス支店とローマ支店がともに販売したことになり、矛盾する。  
 (20) 本書202～204頁参照。  
 (21) A.W., S.234. 中途に書かれている357は、375の誤りであろう。  
 (22) 10月1日の2番目の仕訳(前掲)の末尾近くにある per einnemen と im einnemen も, per ausgeben, im ausgeben が適当のように思う。  
 (23) A.W., S.246. (24) A.W., S.249 und 250.

## 第11章 第二例示の勘定口座

### 1. 債務帳と Capus

第二例示の勘定口座は、債務帳と Capus に分けて開設されている。債務帳に設けられているのは現金、ローマ支店および第三者の各勘定口座で、Capus には銅、銀、ヤコブ・フッガー氏およびローマ支店を除くフッガー家他支店の各勘定口座が設けられている。そしてそれらには、仕訳に書かれている Vns soll, Wir sollen または fur einnemen, fur ausgeben に従って転記されている。

仕訳帳は52枚目表頁(丁数40)でおわっている。そしてその末尾には、「仕訳帳の終り, Capus へつづく」(End des Zornals zum Capus)と書かれている。しかし、直ちに Capus が示されているわけではない。52枚目裏頁(丁数40)は白紙で、つづく53枚目表頁(丁数41)には「勘定科目一覧表」(Alphabeth)とタイトルを付して、つぎのことが書かれている<sup>(1)</sup>。

Cassa ac. 42—Roma sc. 42—Francisco Ciuena ac. 43—Bancho Bisani ac. 43—  
 Danielo de Souicho ac. 43—Zuan Zacharia ac. 44—Piero de Grimaldi ac. 44—Bancho  
 Capello—Alux<sup>o</sup> Boscho ac. 45—Alexio de Nerli ac. 45.

そしてその下には、「このあとは債務帳」(Hernach das Schuldbuch)と書かれている。すなわち仕訳帳につづいては Capus ではなく、まず債務帳が示されているのである。

勘定科目一覧表に書かれているのは、固有名詞と ac. を付した数字それと区切りを示す横線—だけであるが、固有名詞は債務帳に設けられている勘定口座の勘定科目であり、ac. と数字はそれら勘定口座が設けられている丁数である。カペロ銀行の場合だけ丁数がないが、債務帳をみることにより ac. 44 の欠落していることがわかる。なお丁数43に設けられている三つの勘定口座の開設順は、勘定科目一覧表の記載順とは異なり、ビザニ銀行勘定、ダニエル・デ・ソウイ



ツチュ氏勘定、フランコ・チウエナ氏勘定の順に設けられている。債務帳での勘定口座の開設順は、現金とローマ支店をまず設けたのは意識されてのことと考えられるが、その他がどのような順で設けられたのかは、判断できない。

勘定科目一覧表から明らかなおと、エルピング写本では、債務帳の各勘定口座は53枚目裏頁(丁数42)から57枚目表頁(丁数45)にわたって示されている。そのさい各勘定口座とも、Vns soll(借方)は裏頁すなわち見開きの左側頁に、Wir sollen(貸方)は表頁すなわち同一見開きの右側頁に設けられている。ただ翻刻版では、前述のとおり、まず各勘定口座のVns soll部分のすべてを示し、つづいてそのWir sollen部分を示している。したがって翻刻版ではエルピング写本での各勘定口座のVns sollとWir sollenの位置関係は明確ではないが、おそらくは同一勘定口座のVns sollとWir sollenは左右対照の位置に設けられていたものと思われる。

なお52枚目裏頁を白紙とし、53枚目表頁に勘定科目一覧表を示したのは、52枚目表頁で仕訳帳がおわっている状態で、勘定科目一覧表を一頁をもって示したためと考えられる。もし仕訳帳が見開きの左側頁でおわっていたとすると、その右側頁に勘定科目一覧表を示して、つぎの見開きから債務帳を示したであろう。Capusでの勘定口座の開設順をみると、余白を利用して紙の節約を計っていることがうかがえる<sup>(2)</sup>。そのように紙の節約を意識するとき、どうしても避けえないときを除いては、無駄に白紙を残すことはなかったはずなのである。

57枚目表頁でおわる債務帳の末尾には、「このあとは丁数29に示した一つの記録と同じCapus」(Hernach der Capus wie ac. 29 ein recordo daruon)と書かれており<sup>(3)</sup>、つづく57枚目裏頁(丁数46)から61枚目表頁(丁数49)にわたって、Capusの各勘定口座が示されている。ここで債務帳のつぎの見開きからCapusの諸勘定口座が示されているのは、債務帳が右側頁でおわっているためであろう。Capusの各勘定口座も、einnemen(借方)を見開きの左側頁に、ausgeben(貸方)をその右側頁と左右対照の位置に設けられていたと考えられる。

Capusの勘定科目一覧表は示されていない。ただ、もし勘定科目一覧表を示したとすると、債務帳の場合と同様に、一頁の白紙が生じたであろう。この無

駄を避けるために、意識して勘定科目一覧表を示さなかったのかもしれない。いまCapusの勘定科目一覧表をわれわれなりに作成すると、つぎのようになる。

Kupffer ac. 46—Silber ac. 46—Jacob Fugger ac. 47—Ofen ac. 48—Mailand ac. 48—  
Botzen ac. 48—Anttorff ac. 48—Nürnberg ac. 49—LiBbona ac. 49—Lion ac. 49—Rom  
ac. 49—InBbrugk ac. 49

では、債務帳とCapusの各勘定口座には、どのような事項がどのようにいつ記入されているのであろうか。

## 2. 勘定口座の記載事項(債務帳)

勘定科目一覧表から明らかごとく、債務帳に開設されているのは、現金、ローマ支店および第三者の各勘定口座である。フッガー一家の他店のうちローマ支店の勘定口座だけを債務帳に設けているのは、後に行っている手続からみて誤りであったと考えられるが、ここではその点にはふれないことにする<sup>(4)</sup>。

貸借いずれであるかに関係なく、債務帳の各記入では日付、摘要、丁数、金額が、左からこの順に書かれている。そのさい日付は摘要および丁数の左側に、金額は単位を示すduc.だけを摘要記入枠の右はしに書いてその右に、離して書いている。金額は、縦に合計するさい都合のよい位置に書かれているわけである。

日付は日を前に月を後に書いているが、直前の記入と同月のときは短い横棒一でそれを示して日のみを書き、直前の記入と同月同日の場合は二つの一をもってそれを示している。各勘定口座の貸借の2番目以降の日付の前には、イタリア語で「そして」を意味する「E」が付されている。なお各勘定口座の貸借の最初の記入だけは、1516と年数をまず書いて、つぎにa die(日)を意味するAdiを付している。

摘要の書き方は、大きく二つに分かれている。一つはFur einnemenまたはFur ausgebenではじまるものであり、他の一つはperにつづけて勘定科目を示すものである。前者は、ここに転記された仕訳のもう一方が、Capusに設けら

れている勘定口座に転記されている場合の書き方である。それに対して後者は、ここに転記された仕訳のもう一方も、債務帳に設けられている勘定口座に転記されている場合の書き方である。

Fur einnemen または Fur ausgeben ではじまるときは、つづいて per (ときに vmb), 勘定科目の順に書かれているのがふつうである。ここでの勘定科目が, Capus に設けられている勘定口座のそれである。つづけて「為替手形」(ein wexel), 「受取り」(empfangen) 等と取引内容を示す言葉の書かれていることもある。摘要のあとには、一つの丁数と短い横棒一本が書かれているが、ここでの丁数は転記された仕訳がなされている仕訳帳の丁数を示している。短い横棒一本は、その転記のもとになる仕訳の相手方が債務帳には転記されていないことを示す。すなわち、相手方が Capus の勘定口座に転記されていることを示す。

per につづいて勘定科目という語順ではじまる場合は、それにつづけてさらに「為替手形」(ein wexel), 「われわれに現金で支払う」(zalt vns bar) または「同地へ発送」(dahin gesant) 等と、短い取引内容の説明が付されていることが多い。そしてこの場合は、つづけて二つの丁数が書かれている。前の丁数は転記された仕訳がなされている仕訳帳の丁数を示し、後の丁数は同一仕訳の相手方が転記されている債務帳の丁数を示すものである。したがって、二つの丁数が書かれている場合は、仕訳の二つの要素双方が債務帳の勘定口座に転記されているのである。

書かれている丁数が一つか二つかに関係なく、摘要につづけて書かれている。そしてその丁数が行の途中で終わっても、金額単位を示す duc. は、その行の摘要記入枠の右はしに書かれ、金額はさらにその右に離して書かれている。もし丁数が摘要記入枠の右はしでおわるときは、次の行の右はしに duc. を書いている。丁数(または短い横棒)と duc. の間は、点線でうめられていることもある<sup>(5)</sup>。

Capus の場合と比べると、債務帳での摘要は相対的に短い。完全な文章で書かれているのは稀である。それだけ債務帳での摘要の書き方は形式化がすすんでいるといえよう。

以上の点を具体的にみるために、10月5日の仕訳をみよう。この仕訳の一方

の勘定科目はオフエン支店(借方)で他方の勘定科目は現金(借方)であるが、その小書きはつぎのとおりである<sup>(6)</sup>。

Vmb souil hat vns hie zalt Jobst Ludwig, der Poner diener. Sollen im die vnsern zu Ofen betzalen fl. 3861 ¼ C.; thut duc. 3900.

それだけの金額を当地でポナー氏の従者ヨブスト・ルドビッヒがわれわれに支払った。オフエン支店はかれに3861¼フローリンすなわち duc. 3900を支払わねばならない。duc. 3900.

これはルドビッヒからヴェニス支店が現金を受取り、かれに対してオフエン支店支払いの為替手形を振出した場合と考えられるが、この仕訳からの現金勘定への転記は、つぎのように書かれているにすぎない。すなわち日付、相手方勘定とその貸借、為替手形、丁数、金額だけである<sup>(7)</sup>。

E 5.— Fur einnemen per Ofen ein wexel ac. 35.— .....duc. 3900.—  
同月5日オフエン支店勘定借方、為替手形、丁数35.— .....duc. 3900.—

また12月29日の仕訳は、一方の勘定科目が現金(借方)で他方の勘定科目はカペロ銀行(貸方)であるが、その小書きはつぎのとおりである<sup>(8)</sup>。

Haben wir inen bar zalt, zoe das sie vns zalt haben.  
われわれはかれらに現金を支払った。それをかれらはわれわれに支払った。

これは、かつて本店がカペロ銀行の関係者であるアドラーとグランダーの二人に duc. 1500 ずつ現金を支払い、それに関して本店がヴェニス支店受取りの為替手形を12月15日に振出していたが、それを12月29日に両人がヴェニス支店へ現金で返済したときのものである。この仕訳からの現金勘定への転記は、つぎのように書かれている<sup>(9)</sup>。

E 29.—per Capello, zalt vns bar ac. 39. 44 .....duc. 3000.—  
同月29日カペロ銀行勘定に、われわれに現金で支払う、ac.39.44. ....duc. 3000.—

このように金額は摘要記入枠から右に離して書かれているため、合計することが容易である。事実合計は、記入回数一回の場合を除いて、最後にすべての勘定口座において借方・貸方別に求められ、相互に同額であることが示されている<sup>(10)</sup>。ただ同一勘定口座の借方と貸方の各合計額が、横一線の位置に示されているわけではない。合計額は、最後の記入額の下に合計線を引いて書かれているのがふつうであるが、借方と貸方で記入行数に違いのある場合は、双方

の各合計額の位置が上下している。合計額の前には「合計」(Summa)と書かれているが、締切線は引かれていない。

### 3. 転記のタイミング

では以上のような債務帳への転記は、いつ行ったのでしょうか。すなわち仕訳のつど直ちに行ったのであろうか。それとも、一定期間になされたいくつかの仕訳をまとめて、定期的に転記したのであろうか。この点については、実務では、仕訳のつど転記したと考えられる<sup>(11)</sup>。しかし本書の執筆の場合は、第一例示の場合と同様に、一定期間の仕訳をまとめて転記したと考えられなくはない。それは、現金勘定の記入で仕訳日順には転記されていない個所が、一つあるからである。それは同勘定借方の最後の、つぎの記入である<sup>(12)</sup>。

E 28.— Fur einnemen per kupffer a 39 .....duc. 142.12.—  
同月28日、銅勘定借方に ac. 39 .....duc. 142.12.—

この転記は、12月28日に30ツェントナーの銅を1ツェントナー当り duc. 4¾で現金販売したときのものであるが、仕訳は確かに12月28日付でなされている。ただ勘定口座にはこの転記の前に、前掲の12月29日付の転記とさらにつぎの転記がすでになされているのである<sup>(13)</sup>。

E 30.— per Bisani, zalt vns bar ac. 39. 43 .....duc. 249. 2. 8  
同月30日ビザニ銀行勘定へ、われわれに現金で支払う ac.39. 43 .....duc. 249. 2. 8

これら29日と30日の二つの転記のもとになる仕訳は、確かに仕訳帳の丁数39に、12月28日の仕訳につづいてなされている<sup>(14)</sup>。したがって、もし仕訳のつど勘定口座へ転記していたとすると、現金勘定へのこれらの転記は、12月28日の転記のあとになされていたはずなのである。

このような日付に逆転が生ずる理由として、まず考えられるのは、一定期間(この場合は少なくとも12月28日から30日まで)の仕訳をまとめて転記し、そのさい転記順を間違えたとするものであろう。そしてこの考え方には、積極的に反対する理由は見出せない。だとすると、どのような期間であったかは別として、転記は一定期間ごとにまとめて行っていたと結論せねばならないことになる。た

だこの日付の逆転については、つぎのようなもう一つの考え方ができないわけではない。

それは、この転記が現金勘定借方の末尾であることに注目するものである。仕訳のつど転記していたにもかかわらず28日付の転記だけを忘れ、あとから気付いて追加したと考えるのである。もし28日付の転記が29日および30日の転記のあとになされていたとしても、それが勘定口座の末尾になされたものでなかったとすると、この考え方は成立しにくい。

第二例示でも取引を二つの要素に分けて同額ずつで仕訳したときは、それを仕訳の貸借関係を保ちつつ勘定口座へ転記しているのであるから、勘定口座全体の記入額は貸借が一致しなければならない。確かに第二例示では、取引を二つの要素に分けて仕訳するとはいえ、その貸借関係が部分的に現在とは異なっている。ときには二つの要素ともが貸借の一方だけになることさえある。しかし現在からみて変則的な部分は明らかなのであるから、その部分を修正することで、勘定口座全体の貸借記入額の一致を確かめることは可能である。事実第二例示でも、最後にすべての勘定口座の貸借記入額の一致を確かめる考え方によって、検算を行っている<sup>(15)</sup>。

この最後の検算において誤りのあることに気付き、仕訳帳と各勘定口座の記入を個別に突合せた結果として28日の転記落ちを見出して、追加記入するかたちで修正したとすると、勘定口座の最後に記入されることになるであろう。

12月28日の転記については、このような二つの解釈ができるわけであるが、いずれが正しいかは断定できない。

ただそれにもかかわらず、なお一定期間の仕訳をまとめて転記したのではないかという考え方を、どちらかといえば支持したい。なぜなら、一個所であるがCapusにも仕訳をまとめて転記したのではないかと感じさせる部分があるからである。Capusに設けられた勘定口座へではあっても、債務帳とは別の仕方で転記したとは考えられない。問題となるのは、ヤコブ・フッガー氏勘定の貸方になされている3番目と4番目の転記である。勘定口座では3番目が10月24日(Adi 24. Octobrio)付で、また4番目も同日(Adi detto.)付で記入されてい

る。4番目の転記日も10月24日なのである。しかし仕訳帳では3番目が10月24日付、4番目が10月30日付で、これら二つの仕訳はつづけてなされている。したがって仕訳の日付が正しいものとする、ヤコブ・フッガー氏勘定貸方の4番目の転記日は誤りであることになる。では、なぜこのような誤りが生じたのであろうか。その原因を考えると、どうしても二つの転記が同時になされたことも否定できないのである。つづけてなされている二つの仕訳を、10月30日にまとめて転記したとしよう。その場合、10月24日の日付は正しく転記しても、10月30日を誤って同日とすることはありうるからである。少なくとも仕訳のつど転記して、10月30日を10月24日と取りちがえて「同日」とするより、ありうることのように思われる。

#### 4. Capus の勘定口座開設順

Capus に開設されているのは、銅と銀すなわち商品の勘定とローマ支店を除くフッガー家の他店勘定だけである。開設順は前掲の勘定科目一覧表のとおりであるが、開設にあたっては意識して銅と銀の勘定口座をまず設け、ついでヤコブ・フッガー氏勘定を設けたものと思われる。これらの勘定口座は、仕訳順に設けられたものではない<sup>(16)</sup>。他支店の勘定口座は、はじめは仕訳で新たに各他支店勘定が用いられた順に上から設け、あとになると既設の勘定口座の間の空いている個所に設けている。

銅と銀の勘定口座をはじめに設けたのは、Capus が商品帳と訳されることもあるように、当時は商品勘定のみを開設する帳簿として用いるのがふつうであったためであろう。ヤコブ・フッガー氏勘定を銅と銀の直後に設けているのは、それが本店勘定のためであろう。

他支店の勘定口座を、はじめ仕訳順に設け、あとになって余白を活用するかたちで既設の勘定口座の間に設けたことは、そこへの転記日(すなわち仕訳日)を見ることにより明らかである。

たとえばローマ支店勘定を除く他支店勘定のうち、最も早く仕訳で用いられたのは、10月5日のオフエン支店勘定(借方)である<sup>(17)</sup>。つづいて10月8日にボ

ッツェン支店勘定(借方)が、11月10日にアントワープ支店勘定(借方)が用いられた。これら三つの勘定口座が丁数48の上中下の位置に日付順に開設されていることから、これらの勘定口座は転記のために必要となったときに、そのつど設けられたものと思われる。これで丁数48は、一応うまったことになる。しかし丁数48には、さらに見開きの右側頁にミラノ支店勘定貸方が設けられている。これは何故であろうか。

ミラノ支店勘定が仕訳ではじめて用いられたのは貸方で、11月15日のことである。この勘定口座はボッツェン支店勘定の借方に見合う右の位置あたりに設けられているのであるが、アントワープ支店勘定開設後、新規に他支店勘定が設けられたのは、これが最初である。ではなぜこの位置にミラノ支店勘定を設けたのであろうか。それは、つぎのいずれかの理由からであったと考えられる。

一つは、ボッツェン支店との間で、同支店勘定口座の貸方に転記することになる取引が将来生じないと考えられ、同時にミラノ支店との間では、同支店勘定口座の借方に転記することになる取引が将来生じないと予測された場合である。もし将来も白紙のままであることが予測されるときは、別の勘定口座を設けることは紙節約のため十分に考えることで、支障はない。この場合のミラノ支店勘定貸方は、ボッツェン支店勘定借方と左右対照となる位置に設けられたであろう。つぎは、ボッツェン支店勘定については貸方にミラノ支店勘定については借方に、いずれも転記することとなる取引が将来生じるとは考えられても、その取引数が少ないと判断された場合である(結果的には、そのような取引は行われなかった)。この場合は、ミラノ支店勘定をボッツェン支店勘定の真横より若干上下にずらして設けておけば、支障はないことになる。ただミラノ支店勘定の位置が上下いずれにずらされていたかは、判断できない。

余白を活用しようとする意識が強く働いていたことは、丁数49をみてもわかる。そこにはリスボン支店勘定が12月4日に(貸方)、ニュールンベルク支店勘定が12月5日に(借方)、インスブルック支店勘定が12月6日に(貸方)、リオン支店勘定が12月8日に(借方)、そして12月31日にローマ支店勘定の貸方が開設されている。これらの日に、それぞれの勘定口座を開設することが必要となっただ

ある。しかし、借方は上からニュールンベルク支店、リオン支店、インスブルック支店の順に、貸方は上からリスボン支店、ローマ支店、インスブルック支店の順に各勘定口座が設けられている。これははじめ、上からリスボン支店勘定の貸方、ニュールンベルク支店勘定の借方、インスブルック支店勘定の貸方の順に、反対側に余白を残して勘定口座を開設し、そのあとリオン支店勘定の借方をニュールンベルク支店勘定借方の下に、ローマ支店勘定の貸方をインスブルック支店勘定貸方の上に設けたためであろう。この場合も、リオン支店勘定の場合は、将来発生する取引を予測し、ニュールンベルク支店勘定の借方へは転記することがないか少ないものと判断したうえで設けたのであろう。ローマ支店勘定貸方の場合は、12月31日の期末日に、その位置に余白があったため新設したものである<sup>(18)</sup>。ローマ支店勘定の位置がリスボン支店勘定とインスブルック支店勘定の中間であったことは確かであるが、それが借方のニュールンベルク支店勘定またはリオン支店勘定に対してどのような位置であったかは不明である。ただし期末日でその後の勘定口座への転記のないことが確定した段階のことであるから、借方側には関係なく、貸方側の余白に設けさえすれば十分であったわけである。

このように勘定口座の開設では、紙を節約しようとする意識が働いていたことは明らかである。と同時に勘定口座の開設は、転記に必要なときとその勘定口座の転記に必要な側だけを、逆の側に白紙を残して設けていたことがわかる。勘定口座の他方の側は、転記に必要なときに設けたのである。もし貸借の一方を開設したときに、他方も勘定科目と貸借の別だけを書いたとすると、結果としてその側に転記されなかった場合でも、勘定科目と貸借の別だけは残ることになる。しかし、そのように勘定科目と貸借の別だけが書かれている場合はない。

### 5. 勘定口座の記載事項 (Capus)

Capusの各勘定口座に記入されている事項は、銅勘定と銀勘定、ヤコブ・フッガー氏勘定またはフッガー一家他支店勘定のいずれであるかによって、若干の

違いがある。

フッガー一家他支店勘定の場合は、債務帳の場合と同じく、日付、摘要、丁数、金額だけが書かれている<sup>(19)</sup>。ただし摘要には、仕訳の相手方の勘定科目は示されていない。それに代るものとして、勘定口座の借方の場合には「借方に」(fur einnemen)とまた貸方の場合には「貸方に」(fur ausgeben)と、さほど意味のない記入のなされていることが多い。ヤコブ・フッガー氏勘定の場合は、日付、摘要、丁数、金額のほかに、日付の下で摘要記入枠の左の位置に、Venedig(ヴェニス)、Augspurg(アウグスブルク)といった都市名またはSamat(ピロード)、Atlas(縞子)、Silber(銀)等の商品名の書かれていることが多い。銅勘定および銀勘定の場合は、月日の前に、個数と重量が書かれ、さらにその左に、ヤコブ・フッガー氏勘定の場合と同じくBotzen(ボッツェン)、Hall(ハル)等の都市名または「verkauft」(販売)と書かれている。

摘要には、それが勘定口座の貸借いずれの記入であるかから書かれているのがふつうであるが、債務帳と比較するとCapusの場合が相対的に長い。債務帳での摘要は翻刻版で一行のことが多いが、Capusの場合は2行で納められていることさえない<sup>(20)</sup>。ではCapusの摘要は、仕訳の小書きをどの程度要約しているであろうか。

例として10月8日の場合をみよう。その仕訳はつぎのとおりである<sup>(21)</sup>。

E 8. detto fur außgeben per herr Jacob Fugger duc. 1100. Die sollen wir dem Franc<sup>o</sup> Ciuena. Vmb souil schrib vnns herr Jacob in vier wochen zuzalen gemeltem Ciuena nach disem datum. Ist von wegen der Grander, duc. 1100.

同月8日。ヤコブ・フッガー氏勘定の貸方に duc. 1100. われわれはフランコ・チウエナ氏に(与え)ねばならない。それだけの金額を本日以降4週間以内に上記チウエナ氏に支払うべく、ヤコブ様はわれわれ宛に手形を振出した。太公の命である、duc. 1100.

これは、ヤコブ・フッガー氏がフランコ・チウエナ氏受取り、ヴェニス支店支払の為替手形を振出したことを、ヴェニス支店が知らされたときの仕訳である。

この仕訳からの債務帳のフランコ・チウエナ氏勘定貸方への転記は、わずかにつぎのことだけが書かれているにすぎない<sup>(22)</sup>。

1516. Adi 8. October. Fur außgeben per herr Jacob Fugger, ain wexel ac.  
 36.— .....duc. 1100.—  
 1516年10月8日。ヤコブ・フッガー氏勘定の貸方に、為替手形、 ac. 36.—  
 .....duc. 1100.—

これに対して Capus のヤコブ・フッガー氏勘定貸方には、つぎの記入がなされている<sup>(23)</sup>。

Augs- Adi 8. October. Fur außgeben. Sollen wir herrn Franc<sup>o</sup> Ciuna ;  
 purg. macht wir im gut auf schreiben herren Jacob Fuggers von wegen  
 Endris Granders, zuzalen in vier wochen ; ac. 36.....duc. 1100.—  
 アウグス10月8日、貸方、われわれはフランコ・チウエナ氏に(与え)ねばな  
 ブルク、らない。われわれはエンドリス太公の命によるヤコブ・フッガー氏の  
 手形にしたがってそれを貸方に記入する。4週間以内に支払わねばな  
 らない ; ac. 36.....duc. 1100.—

また12月22日の仕訳をみると、それはつぎのとおりである<sup>(24)</sup>。

E 22. detto fur einnemen per silber duc. 4536. Die soll vns die cassa zalen. Haben wir  
 bar eingemen vmb 7 stuck wienisch zu 81 mark, thut mark 567, geben per 8 duc. el  
 marchio vnd verkauft domino Jo. Amorziza de la zechon, duc. 4536.

同月22日、銀勘定の借方に duc.4536. それだけの額を現金はわれわれに支払わねばなら  
 ない。われわれはウィーンの重量で81マルクずつ入った7個、したがって567マルクについ  
 て、(1マルク当り) duc. 8 と計算して現金を受取った。そして造幣局の Jo. アマルジザ  
 氏に販売した、 duc. 4536.

この仕訳からの現金勘定借方への転記は、つぎのようになされている<sup>(25)</sup>。

E 22.—Fur einnemen per silber ac. 39.— .....duc. 4536.—  
 同月22日、銀勘定の借方に ac. 39 .....duc. 4536.—

それに対して銀勘定の貸方には、つぎの転記がなされている<sup>(26)</sup>。

verkauft Stuck 7, mark 657 lot.—Adi 22. December. Verkauft a la zecha zu  
 8 duc., zu 81 mark, thut ac. 39.....duc. 4536.—  
 販売 7個657マルク—ロット、12月22日、造幣局へ81マルクずつ入ったものを  
 単価 duc. 8 で販売した、 ac. 39 .....duc. 4536.—

以上から明らかなように、債務帳の摘要は勘定科目と精々内容を要約した数  
 語だけである。それに対して Capus では、相手方の勘定科目を示さないにもか  
 かわらず、相対的に長くなっている。ただなぜ債務帳と Capus とで摘要の書き  
 方を違えているのか、また Capus だけなぜ長目に摘要をつけたかはわからな

い。

## 6. 取引内容の表示

銅および銀勘定に個数と重量を記入するのは、取引内容を詳しく示すためと  
 考えられるが、結果としては商品有高帳の機能を持たせることになっている。  
 勘定口座の記入をより簡素化・形式化して金額を中心とする記録にすると、自  
 ずと個数および重量は分離され、別の帳簿に記入されることになるのであろう。  
 ここにわれわれは、商品有商帳の原形を認めるべきなのかもしれない。

ではつぎに、銅勘定、銀勘定およびヤコブ・フッガー氏勘定の摘要記入枠の  
 左側に多くの場合書かれている都市名、商品名(ヤコブ・フッガー氏勘定の貸方のみ)  
 および「販売」(銅勘定および銀勘定の貸方のみ)は、何を意味するのであろうか。  
 この点を明らかにするには、いくつかの転記を仕訳とともに検討することが必  
 要であらう。

都市名が書かれている場合として、銅勘定の借方をみよう。そこにはつぎの  
 転記がなされている<sup>(27)</sup>。

1516. Faß 9. ctr. 225. Botzner gewicht, adi primo Octobrio. Setz ich fur  
 Venetia. empfaen, so in nechster rechnung im beschlus  
 derselbigen adi ultimo Settember uberpliben  
 seind, thut Zornal ac. 38.....duc. —.—  
 Botzen. Faß 20. ctr. 500. Botzner gewicht, adi 18. de October von Botzen  
 empfangen mit 3M<sup>o</sup>. re. fl. Seind die faß mit N<sup>o</sup>.1  
 bis 20, thut Zornal ac. 36..... —.—  
 Botzen. Faß 50. ctr. 1250. Botzner gewicht, adi primo December von Botzen  
 empfangen N<sup>o</sup>.10 bis 20, 28 bis 30, 40 bis 58, 100 bis  
 132, thut Zornal ac. 38, ..... —.—  
 Summa Faß 79. ctr. 1975.  
 1516年9樽、ボツェンの重量で225ツェントナー、10月1日。わたくしは借方  
 ヴェニス、 に記入する。それだけ9月末の前期の締切時に存在  
 した。仕訳帳 ac. 38 .....duc. —.—  
 ボツェン、20樽、ボツェンの重量で500ツェントナー、10月18日にボツェ  
 ン支店から3000フローリン(の現金)と一緒に受取  
 った。樽はNo.1からNo.20である。仕訳帳 ac.36

.....duc.	—.—
ボツツェン, 50樽, ボツツェンの重量で1250ツェントナー, 12月1日にボツツェン支店から受取った。No.1からNo.20, No.28からNo.30, No.40からNo.58, No.100からNo.132, 仕訳帳 ac.38 .....	duc. —.—

合計79樽1975ツェントナー

10月1日の転記は、前期より繰越された銅についての記入である。これはヴェニス支店自体の帳簿上での繰越であるから、他店および第三者とは関係ない。10月18日と12月1日の転記は、ともにボツツェン支店から銅を受入れたことの記入である。したがって左欄外に書かれている「ボツツェン」は、この転記された取引に関係した支店のある都市名ということになる。銀勘定の借方になされている2回のハル支店からの受入れについての転記においても、左側に「ハル」とだけ書かれている。これらのことから、左側に書かれている都市名は、取引に関係した支店のある都市名であると推測できる。

つぎに商品名が書かれている場合として、ヤコブ・フッガー氏勘定貸方の3番目から5番目の記入をみる。それはつぎのとおりである<sup>(28)</sup>。

Samat Adi 24. Octobrio. Haben wir auf Augspurg gsant 3 stuck samat, halten 150 elen, 14 stuck atlas, halten 800 elen; zalt wir täglich mit silber vnd kupffer; thut ac. 36 .....	duc. —.—
Atlas Adi detto. Haben wir hier vnkost vnd anders ausgeben auf obgemelte seidin gwand hie im offic; thut ac. 37 .....	duc. 39.—
Silber Adi 10. Nouember zalt wir per nolo von 10 stuck wienisch von Hallgen Venedig; thut ac.37 .....	duc. 15.—
ビロード 10月24日, われわれは, 3個150エレンのビロードと14個800エレンの繻子を, アウグスブルクへ送った; われわれは (ビロードと繻子を受入れるつど) 銀と銅で支払った。ac.36. ....	duc. —.—
繻子 同日, われわれは上記絹織物に関して, 当地で費用等を役所に対して支払った。ac.37 .....	duc. 39.—
銀 11月10日, われわれはハルからヴェニスへ10個を運んだ運賃を支払う。ac.37 .....	duc. 15.—

10月24日の記入は銅と銀をアリクソ・デ・ネルリ氏の所有するビロードおよび繻子と交換し、本店へ送ったことの転記である。そのため取引内容を示すために、左側に「ビロード」と書いたのであろう。取引内容を示す言葉を一つ書

くとすると、「繻子」でもよかったことになる。それを「ビロード」と書いたのは、仕訳の小書きでビロードについての記入を先に行っているためなのかもしれない。つぎの記入は、前述のとおり、仕訳帳には10月30日付でなされている。これは24日の交換・発送に関して生じた費用等についての記入である。ビロードと繻子に関して生じたのであるから、「繻子」と書いたのであろう。この場合も、「ビロード」と書いてよかったはずである。11月10日の記入は、銀に関する運賃であるから、「銀」と書いたのであろう。

銅勘定の貸方には6回、銀勘定の貸方には5回の記入がなされている。これらが、銅または銀の減少を示すことはいうまでもない。それらのうち、双方の勘定とも1回ずつ「ローマ」と書かれている場合を除くと、他はすべて左側に「販売」と書かれている。ただ「販売」と書かれていても、そのすべてが金銭による販売というわけではない。ヴェニス支店の所有する銅または銀をもって他者の商品と交換し、その商品を本店へ送った場合にも、「販売」と書かれている。銅勘定で左側に「ローマ」と書かれているのは12月28日の転記においてであるが、その取引はフィレンツェ支店とボローニャ支店にそれぞれ5樽ずつを発送し、決済をローマ支店に依頼した場合である。また銀勘定で左側に「ローマ」と書かれているのは11月28日の記入においてであるが、その取引はローマ支店に直接9個を送ったというものである。

以上のことから、先に行った推測は正しいものと判断できる。すなわち銅勘定、銀勘定およびヤコブ・フッガー氏勘定の左側に離して書かれている都市名、商品名または「販売」は、転記された取引の内容を一語で示す見出しなのである。

(1) A.W., S.240. (2) 本書237頁参照。

(3) ac.29は第一例示の計算書の部分である。その計算書とCapusを同一視する理由は不明である。

(4) 本書248頁参照。 (5) 点線の有無は、特に意味があるとは思えない。

(6) A.W., S.233. (7) A.W., S.240. (8) A.W., S.239.

(9) A.W., S.241.

- (10) 1回しか記入されていない場合は、その金額の下に合計線を引き、その下の左よりに「合計」(Summa)とだけ書いている。
- (11) シュバルツ自身、転記は仕訳のつど行くと繰返し述べている。A.W., S.177~178.
- (12) A.W., S.241. Fur einnemen は Fur ausgeben の誤りであろう。したがって訳も、貸方とすべきところである。また丁数39のあとに、横棒が欠落している。
- (13) A.W., S.241. (14) A.W., S.239. (15) 本書257頁参照。
- (16) もし仕訳で勘定科目が用いられた順に勘定口座を開設したとすると、銀勘定はもっと後に開設されていたはずである。最初の銀取引は、10月20日に行われている。
- (17) ローマ支店勘定を除くのは、それが債務帳に設けられているからである。
- (18) 債務帳に設けたローマ支店勘定の残高を、12月31日に移記したのが、この記入である。はじめからローマ支店勘定は Capus に設けておくべきであったのである。債務帳にローマ支店勘定を設けたのが、意識的であったか否かは不明であるが、期中にその勘定口座を Capus へ移すと、紙面が無駄になる。それを避けるために、12月31日に、残高だけに移記したのであろう。
- (19) ただ日付の書き方は、債務帳の場合と異なる。一つの例外を除いて、日付の前に Adi を付している。また直前の転記と同月の場合は、それを detto で示し、直前の転記と同日の場合は、Adi detto と書いている。
- (20) Capus での摘要は、最も短くても3行である。
- (21) A.W., S.233. (22) A.W., S.244. (23) A.W., S.251.
- (24) A.W., S.239. 文頭の fur einnemen は、fur ausgeben が適当であろう。
- (25) A.W., S.241. (26) A.W., S.251. 657は567の誤りであろう。
- (27) A.W., S.246. 10月1日の末尾の丁数は、38ではなく36のはずである。
- (28) A.W., S.252. 1番目と2番目の記入では、Venedig, Augspurg と都市名が書かれている。

## 第12章 勘定口座の締切り

### 1. 締切直前の勘定口座

第二例示においても、現在と比べると一部変則的とはいえ、仕訳は複式に行われている。ただ主要部分の書き方は、文章の域を完全には脱していない。語順は文法に従っており、本動詞だけが省略されている。仕訳は、債務帳または Capus に設けられた勘定口座に必ず転記されている。

各勘定口座の貸借は、見開きの左右の頁の対照する位置に設けられていたと考えられる<sup>(1)</sup>。そこへの転記は、仕訳と同じ勘定科目の付された勘定口座の、仕訳と同じ貸借の側に、仕訳と同じ金額を記入する方法で行われている。一部貸借関係が変則的ではあるが、いったん仕訳したあとの勘定口座への転記は、その転記する貸借の側と金額が仕訳と同じである点において、現在と変わりはない。

(第10表)

#### 債 務 帳

Vns soll		勘 定 科 目	Wir sollen	
記入合計	回数		回数	記入合計
47299. 12. 21	13	現 金	13	45688. 6. —
56085. 6. —	6	ロ — マ 支 店	2	12000. —. —
21349. 2. 8	5	ビ ザ ニ 銀 行	6	21349. 2. 8
400. —. —	1	ダニエル・デ・ソウイッチョ氏	3	400. —. —
1100. —. —	2	フランコ・チウエナ氏	1	1100. —. —
4800. —. —	2	ズワン・ザチャリア氏	1	4800. —. —
2900. —. —	1	ピエロ・デ・グリマルディ氏	1	2900. —. —
5000. —. —	2	カ ベ ロ 銀 行	2	5000. —. —
2250. —. —	1	アルイクソ・ボッジョ氏	2	2250. —. —
3000. —. —	2	アレクソ・デ・ネルリ氏	1	3000. —. —



(第11表)  
Capus<sup>(2)</sup>

einnemen		勘定科目	ausgeben	
記入合計	回数		回数	記入合計
-.-.-	3	銅	6	7923.-.-
-.-.-	2	銀	5	26129.6.-
14323.13.16	4	ヤコブ・フッガー氏	10	11298.6.-
4700.-.-	2	オフェン支店	2	15000.-.-
2068.23.5	1	ボッツェン支店	0	-.-.-
-.-.-	0	ミラノ支店	2	6000.-.-
2400.-.-	2	アントワープ支店	1	1000.-.-
(14000.-.-)	1	ニュールンベルク支店	0	-.-.-
-.-.-	0	リスボン支店	1	2900.-.-
3800.-.-	2	リオン支店	0	-.-.-
8000.-.-	1	インスブルック支店	2	1450.-.-

このようにして期首の前期繰越と期中取引を記入した結果、1516年12月31日に会計期間はおわるのであるが、締切手続開始直前の各勘定口座の貸借別の記入回数とその記入合計額は、それぞれ(第10表)と(第11表)のとおりである。(翻刻版での勘定口座開設順、金額単位 duc.)

期末の締切が、帳簿に区切りをつける意味をもつことは明らかである。では、その手続はどのようになされており、また他に何かを目的としたものなのだろうか。

## 2. 現金およびローマ支店勘定の残高振替

第二例示では、仕訳日、二つの要素の勘定科目とその貸借の別、金額(通常一方のみ)、小書き、改めて示す金額という仕訳全体を、一つのパラグラフに書いているのがふつうである。そのように書かれた仕訳帳のパラグラフは、59である。したがって第二例示での仕訳数は、表面的には59ということになる。しかし、

実は仕訳数は61である。この点はすでに明らかにしたところであるが<sup>(3)</sup>、10月18日と11月10日の3番目のパラグラフには、二つの仕訳が含まれている。

これら61の仕訳は、それがどのような時点でどのような目的でなされているかにより、三つに区分することができる。一つは、第一例示の期末残高を引継ぐためのもので、その数は四つである。つぎは期中(1516年10月1日~同年12月31日)に行った取引の仕訳で、その数は55である。三つ目は、12月末に残高を有した債務帳の勘定口座を締切るためになされた二つの仕訳である。

12月末に残高を有した債務帳の勘定口座を締切るためになされている二つの仕訳は、つぎのとおりである。

一つは、12月30日付の3番目の仕訳として、51枚目裏頁(丁数39)の最後になされている。他の一つは、12月31日付の2番目の仕訳として、52枚目表頁(丁数40)の二つ目のパラグラフに書かれている。したがってこれら二つの仕訳は、つづけて書かれているわけではない。二つの仕訳にはさまれて、52枚目表頁の最初のパラグラフに書かれている仕訳の日付は、12月31日であるが、それは期中取引についてのものである。具体的にいえば、10月1日から12月31日までの3ヶ月間にヴェニス支店が第三者に対して販売した銅の売上高 duc. 7923.-.-と、銀の売上高 duc. 26129.6.-のそれぞれ1パーセントすなわち合計で duc. 340.-.-を、ヴェニスの役所に現金で納付したことを、現金の減少とヤコブ・フッガー氏に対する債権の増加(または債務の減少)として仕訳したものである。つぎのとおりである<sup>(4)</sup>。

Adi ultimo Decembrio soll vns herr Jacob Fugger, zoe fur außgeben per el detto domino Jacobo. Die sollen wir a cassa. Haben wir außgeben vnnd zalt im officii von 7923 duc. aus silber gelöst, zoe aus kupffer, vnnd duc. 26129 ¼ vmb silber a uno percento; monta de aramo duc. 79, de argento duc. 261; thut in summa duc. 340.

12月末日。ヤコブ・フッガー氏はわれわれに(与え)ねばならない。すなわち主人ヤコブについて貸方に記入する。その金額をわれわれは、現金に(与え)ねばならない。われわれは銀すなわち銅の販売からえた(売上高) duc. 7923と、銀の(売上高) duc. 26129 ¼ の1パーセント；銅について duc. 79, 銀について duc. 261を役所に払出し、そして支払った；したがって合計で duc. 340.

このように締切りのための二つの仕訳が別々の日に行われ、それらにはさま

れて期中取引の仕訳がなされていることから、第二例示でも、勘定口座の締切りを期末日にまとめて行ったわけではないことがわかる。もしすべての期中取引を仕訳したあとに締切手続を開始したとすると、12月30日付で締切りのための仕訳がなされることはありえない。上掲の12月31日の期中取引を仕訳したあとに、二つの締切りのための仕訳が書かれていなければならない。第二例示でも、期末が近づくと、以後記入することがないと考えられる勘定口座については、前もって締切りを行ったのであろう。

12月末に残高を有した債務帳の勘定口座は、現金とローマ支店の二つの勘定口座だけである。それらを締切るためになされている仕訳は、つぎのとおりである<sup>(5)</sup>。

(12月30日の3番目の仕訳)

E detto fur außgeben duc. 44085 ¼. Die sollen wir Rom. Ist vmb das wir fur Rom ein conto gehalten haben einnemens vnd außgebens sider primo de Octobro. Vnd vmb ein rechnung auf datum zubeschließen, mach ich den rest Rom gut vnd fur ausgeben per saldo rechnung, duc. 44085.6.-

同日、(Capusに設けたローマ支店勘定の)貸方に duc. 44085 ¼。われわれはローマ支店に(与え)ねばならない。われわれは10月1日以降ローマ支店勘定口座を(債務帳に)設けて受入れと払出しを記入してきた。そして本日計算を締切るにあたり、わたくしはそのローマ支店勘定の貸方に残高を記入し、そして残高を計算するために(Capusに設けたローマ支店勘定の)貸方に記入する、duc. 44085.6.-

(12月31日の2番目の仕訳)

E detto fur außgeben per herr Jacob Fugger duc. 1611. g. 6. p. 21. Die sollen wir der cassa; hat Matheus Schwartz mit im auf dato gen Augspurg gefuert per resto ains jars handlungen in summa duc. 1611.6.21.

同日、ヤコブ・フッガー氏勘定の貸方に duc. 1611.6.21。われわれは現金に(与え)ねばならない。マトホイス・シュバルツ自身が本日アウグスブルク(の本店)へ1年間の現金の取引残高を報告した。合計 duc. 1611.6.21.

12月30日付の仕訳は、振替仕訳である。すなわち、それまで記入してきた債務帳のローマ支店勘定の残高を、新たに Capus に設けたローマ支店勘定へ振替えるためのものである。この振替えによって、それまで他支店勘定のうちただ一つだけ債務帳に設けていたという異常な状態が、解消されることになる。とはいえ、この時点で開設場所の異常にはじめて気づき、直ちに訂正処理したと

は考えられない。小書きに、「本日計算を締切るにあたり」と書かれているとおり、この振替えは、あくまでも計算を締切ることを目的とするものである。(第10表)に示すとおり、債務帳に設けられたローマ支店勘定には、この時まで借方に6回、貸方に2回の記入を行っている。このように、全部で59の期中記入のうちの8回を記入しながら、期末までその開設場所の異常に気付かなかったとは考えられない。

開設場所が異常であることには、時点は確定できないものの、もっと以前の段階で気付いてはいたであろう。ただ気付いた時点で直ちに訂正すると、いったん債務帳に設けてしまった勘定口座が無駄になる。Capusでの他支店勘定の開設位置から、第二例示では紙の節約が意識されていることがうかがえる<sup>(6)</sup>。紙の節約を意識したため、誤りに気付いても直ぐには訂正せず、ローマ支店との取引が以後行われなことが確認できた12月30日になって、はじめて正常な開設場所に残高だけに移記するために行ったのが、この仕訳であったのであろう。

したがってこの仕訳は、はじめから Capus にローマ支店勘定を設けておれば、必要なかったものである。その意味で、勘定口座を締切るためになされているとはいえ、本来の締切りのための仕訳ではない。つぎに述べる現金勘定の場合のように、ヤコブ・フッガー氏勘定の記入額と相殺しなかったのはなぜか。それは、最後に作成する集計表の目的と関係あるものと考えられるが、その点は後述する<sup>(7)</sup>。

12月31日付の仕訳が、本店に報告するその日の現金残高を、ヤコブ・フッガー氏勘定の記入額と相殺するためのものであることは明らかである。ただこの処理を行ったことにより、最終的なヴェニス支店の帳簿残高すべては表示しない結果となっている。また、現金と銅および銀との間に取扱いの違いがあることになるが、この点についても、後述する<sup>(8)</sup>。

ともかく、これら二つの仕訳はともに振替仕訳である。債務帳に設けられていた十の勘定口座のうち、期末に残高を有したのは現金勘定とローマ支店勘定だけであるから、これら二つの振替仕訳を転記することにより、それら二つの勘定口座にも残高はなくなった。債務帳のすべての勘定口座が、この段階で貸

借バランスしたのである。

### 3. 債務帳の各勘定口座の締切り

仕訳帳は、上記の現金勘定残高をヤコブ・フッガー氏勘定へ振替える仕訳でおわっている。この段階では Capus の勘定口座は未だ締切られていないわけであるが、それらを締切るための仕訳は行われていない。

上記の仕訳の下には、パラグラフを改めて「同日、本日ヴェニス支店には債務、財貨および現金のいずれも存在しないことがわかる」(E detto, zuwissen, das auf datum zu Venedig Weder an schulden, gueter noch barschaft beleibt.) と書き、さらに改行して中央に「仕訳帳のおわり、Capus へつづく」(End des Zornals zum Capus) と書かれている<sup>(9)</sup>。ただここで、「債務、財貨および現金のいずれも存在しない」と書いたことは、納得できない。現金勘定の残高をヤコブ・フッガー氏勘定へ、ローマ支店勘定の残高を新設したローマ支店勘定に振替えたとはいえ、それらは帳簿上でのことである。現金およびローマ支店への債権は、依然としてヴェニス支店に存在している。これらの他、後にみるごとく他店に対する債権および債務も存在している。したがってここでは、「これで債務帳のすべての勘定口座に、残高がなくなった」とでも書くべきであったであろう。

残高がなくなり貸借の記入額が等しくなった債務帳の各勘定口座を、この段階で締切ったのか、それとも後に述べる Capus の勘定口座の締切りと同時に行ったのかは、はっきりしない。ただ締切り方およびその書き方が債務帳と Capus とで違っていることから、この段階で債務帳の各勘定口座だけをまず締切ったことは、十分に考えうるところである。

債務帳の各勘定口座は、つぎのようにして締切られている。まず借方か貸方かに関係なく、その側に複数回の記入がなされている場合は、最後の記入額の下に合計線(横棒一本)を引き、その下に合計額を示す。その合計額の左で摘要記入枠の右はしには、「合計」(Summa)と金額単位 duc. を書いている。合計額の下に、締切線(横線二本)は引かれていない。つぎに貸借に関係なくその側の記入が1回の場合は、その記入額の下に合計線を引き、そのすぐ下の摘要記入枠

の右はしに「合計」だけを書いている<sup>(10)</sup>。金額は示していない。

いま複数回の記入がなされている場合の例として現金勘定借方を、1回だけの記入がなされている場合の例としてダニエル・デ・ソウイッチョ氏勘定借方を、それぞれ示しておこう<sup>(11)</sup>。(直前の一行をも示す。)

(現金勘定借方)

E 28. - Fur einnemen per kupffer ac. 39 .....	duc.	142.12.-
	Summa duc.	47299.12.21

(ダニエル・デ・ソウイッチョ氏勘定借方)

1516. Adi 15. Nouember. Fur einnemen per Anttorff, vmb ain wexel ac.		
37.....	duc.	400.-.-
	Summa	

### 4. Capus の各勘定口座の締切り

債務帳のすべての勘定口座に残高が存在しなくなった段階での、Capus の各勘定口座の貸借別の記入回数およびその記入合計は、(第12表)のとおりである。

Capus に設けられた各勘定口座を締切るにあたっては、前述のごとく仕訳はなされていない。いわば、仕訳を通して他へ振替えることはしていないわけである。直接各勘定口座の貸借を締切っているにすぎない。したがって同一勘定の貸借の各合計額が、相互に一致するかたちにはなっていない。

締切り方を、個数と重量の場合と、金額の場合に分けてみることにする。

個数と重量を示しているのは銅勘定と銀勘定だけであるが、第一例示の期末(1516年9月30日)から繰越されたのか10月以降に取得したのかに関係なく、銅と銀のすべてが第三者に販売するかフッガー家の他店に発送されており、12月31日には全く手もとに残っていない。したがって両勘定口座とも、増加を記入する借方と減少を記入する貸方の個数と重量は、期中の記入だけですでに相互に一致している。銅勘定口座に記入されている貸借の個数と重量は、ともに79樽、1975ツェントナー、銀勘定口座のそれらは貸借とも48個、4318マルク4ロットである。

(第12表)  
Capus

einnemen		勘定科目	ausgeben	
記入合計	回数		回数	記入合計
-. -. -	3	銅	6	7923. -. -
-. -. -	2	銀	5	26129. 6. -
14323. 13. 16	4	ヤコブ・フッガー氏	11	12909. 12. 21
4700. -. -	2	オフエン支店	2	15000. -. -
2068. 23. 5	1	ボッツェン支店	0	-. -. -
-. -. -	0	ミラノ支店	2	6000. -. -
2400. -. -	2	アントワープ支店	1	1000. -. -
(14000. -. -)	1	ニュールンベルク支店	0	-. -. -
-. -. -	0	リスボン支店	1	2900. -. -
3800. -. -	2	リオン支店	0	-. -. -
-. -. -	0	ローマ支店	1	44085. 6. -
8000. -. -	1	インスブルック支店	2	1450. -. -

これらの合計数が、貸借とも、勘定面の最も左よりに書かれている地名等の右で、最後の記入のすぐ下に、合計線を引き「合計」を付して書かれている。例として銅勘定借方の場合を示すと、つぎのとおりである<sup>(12)</sup>。(直前の一行をも示す。)

} ac. 38,..... -. -. -

---

Summa Faß 79. ctr. 1975.

銅勘定の場合だけはさらに、摘要記入枠の下あたりに、つぎの記入を行っている<sup>(13)</sup>。

(借方)  
Summa Faß 79. ctr. 1975 Botzner.  
(貸方)  
Faß 79. ctr. 1975  
Summa  
duc. 7923 g-. p-.

これらが、個数および重量と金額(貸方のみ)を改めて示したものであることはいうまでもないが、なぜ銅勘定の場合だけに書き、銀勘定の場合に同様の記入をしないかは不明である。この記入を行ったことに特に意味があるとは思えないところから、締切の仕方が未だ統一されていなかったことを示すものといえよう。

金額欄の締切り方は、貸借いずれであるかに関係なく、三つに分けることができる。一つは合計額を具体的に示す場合で、つぎは具体的には合計額を示していない場合である。そして三つ目は合計線だけを引くか合計線さえ引かず、引いたとしてもそれ以上何の記入も行っていない場合である。

合計額を具体的に示す書き方は、さらに二つに別れている。一つはヤコブ・フッガー氏勘定の貸借、オフエン支店勘定の借方、銅勘定および銀勘定の貸方でなされている書き方である。これらの場合には、すべて2回以上の記入がなされている。たとえばヤコブ・フッガー氏勘定の借方には4回、合計で duc. 14323.13.16の転記がなされている。その合計額を4回目の記入額 duc. 3000. -. -のすぐ下に合計線を引き、その下に「合計」と duc.を付して書いている。ただし、その下に締切線は引かれていない。この場合は、債務帳の場合と同じなのである。もう一つの書き方は、アントワープ支店勘定の借方、オフエン支店、ミラノ支店、アントワープ支店およびインスブルック支店の各勘定の貸方でなされている。これらの場合は、摘要記入枠の下すなわち左右中央あたりに、「合計」と duc.を付して合計額を示している。たとえばアントワープ支店勘定借方の場合は、「合計 duc. 2400.」(Summa duc. 2400.)と書いている。期中の最後の記入額の下には合計額を示めさず、合計線さえ引かれていない。

具体的に合計額を示さない書き方は、ボッツェン支店、ニュールンベルク支店、リオン支店、インスブルック支店の各勘定借方と、リスボン支店とローマ支店勘定の各貸方でなされている。これらの場合はすべて1回の記入だけであるが、書き方は上記アントワープ支店勘定借方の場合と基本的には同じである。すなわち、期中最後の記入額の下には合計線も合計額も書かず、摘要記入枠のすぐ下に「合計上記のとおり」(Summa ut supra)とだけ書くのである。

合計線だけを引くか合計線さえ引かない書き方は、銅勘定と銀勘定の借方でみられる。これらの場合は、転記において金額は書かれていない。零を示す「-.-」が書かれているにすぎない。銅勘定借方の場合は、それら期中に行われた記入のほかは何も書かれていないのである。銀勘定借方の場合は、左はしで個数と重量を合計するときに引かれた合計線が、摘要記入枠の下を通過して、金額欄の下まで延ばされている。しかし、それだけである。このことは、個数と重量の合計が金額の合計より前に求められ、そのさい合計線をうっかり長目に引いてしまった結果なのかもしれない。

以上のようにして、Capusに設けられた各勘定口座の締切りもおわり、これですべての勘定口座が締切られたことになるが、債務帳とCapusで締切りの書き方に若干の違いのあることがわかる。とくに目につくのは、CapusにおいてSumma ut supraという書き方のされている点である。先に、債務帳とCapusの各勘定口座が同時に締切られたのではないかもしれないと述べた第一の理由は、この点にある。二つの帳簿の各勘定口座を同時に締切るとき、その書き方を違える理由はとくには見出せないであろう。

全体を通していえることは、二つの帳簿とも、各勘定口座の貸借の合計額が横一線の位置には書かれていないこと、また同一勘定の貸借であっても、締切るときに書き方に違いがあることである。いわば、締切ったあとの体裁が、現在のように未だ整ってはいない。

### 5. 二つの集計表

仕訳帳が、二つの振替仕訳と若干の文言のあとに、「仕訳帳のおわり、Capusへつづく」と書かれて終っていることは、すでに述べた。仕訳帳は記帳の順序からして、Capusの締切手続前に締切られていたものと考えられる。したがってCapusの各勘定口座の締切りが終ったこの段階で、第二例示で用いられているすべての帳簿すなわち仕訳帳、債務帳、Capusに結末がついたことになる。しかし第二例示はここで終っているわけではない。さらにつづけて、一つのことが行われている。それは61枚目裏頁(丁数50)と62枚目表頁(丁数50)にそれぞれ

れ一つずつ示されている、一見すると集計表ととれるものの作成である。

これらの集計表が、債務帳の現金勘定とローマ支店勘定の各残高をCapusへ振替えたあと、すなわち債務帳の各勘定口座を締切ることができる状態になったあとに作成されたものであることは、その記載内容から明らかである。集計表では、現金勘定の残高を振替えたあとのヤコブ・フッガー氏勘定の金額が示されており、ローマ支店勘定の残高が貸方に示されている。またこの集計表への集計は、仕訳をせずに行われている。

ではこれらの集計表は、Capusの各勘定口座を締切る前に作成されたものであろうか。それともCapusの各勘定口座を締切ったあとに作成されたものであろうか。また何を目的として作成したのであろうか。これらの点を明らかにするには、まず二つの集計表にどのような金額が集計されているかをみなければならぬであろう。

61枚目裏頁の集計表には「借方の合計」(Summa einnemen)とタイトルが付されているが、そこにはつぎのような記載がなされている<sup>(14)</sup>。

Summa einnemen.

Duc. 7923. g -. p -. , Kupffer  
 Duc. 26129. g 6. p -. , Silber  
 Duc. 14323. g 13. p 16., Herr Jacob Fugger  
 Duc. 4700. g -. p -. , Ofen  
 Duc. 2068. g 23. p 5., Botzen  
 Duc. 2400. g -. p -. , Anttorff  
 Duc. 14000. g -. p -. , Nurmberg  
 Duc. 3800. g -. p -. , Lion  
 Duc. 8000. g -. p -. , InBbrugk

---

Duc. 83344. g 18. p 21.

また62枚目表頁の集計表には「貸方の合計」(Summa ausgeben)とタイトルが付されており、つぎのような記載がなされている<sup>(15)</sup>。

Summa ausgeben

Duc. 12909. g 12. p 21., per herr Jacob Fugger  
 Duc. 15000. g -. p -. , per Ofen  
 Duc. 6000. g -. p -. , per Mailand

Duc. 1000. g. —. p. —., per Anttorff  
 Duc. 2900. g. —. p. —., per LiBbona  
 Duc. 44085. g. 6. p. —., per Roma  
 Duc. 1450. g. —. p. —., per InBbrugk  
 Duc. 83344. g. 18. p. 21.

これら二つの集計表を一見すると、まず双方の合計額が一致していることが目につく。また金額は(第12表)のそれである。しかし、(第12表)の各金額を、貸借そのまま集計しているわけではない。そのまま集計したのでは、合計額が一致するはずがない。なぜなら、確かに第二例示でも、現在と同様に取引を二つに分けて処理しているが、Capusに設けられている勘定口座の場合は、その一部ではあるが貸借関係が現在とは逆になっているからである。

具体的にいえば、フッガ一家の他店に対する債権の消滅と債務の発生は借方に、債権の発生と債務の消滅は貸方に記入している。したがって複式に処理しているとはいえ、ときに取引を二つの要素に分けたときの双方が、ともに貸借の一方だけとなることがある。このように現在では異常と考えられる処理を行っている場合は、記帳されている金額をそのまま貸借別に集計したのでは、合計額が相互に一致するはずがない。それにもかかわらず、二つの集計表の合計額が一致しているのは、なぜであろうか。

そこでさらに見ると、銅勘定と銀勘定の場合だけ、(第12表)に示されている貸借とは逆に、各合計額が集計表に記載されていることがわかる。すなわち二つの集計表では、貸借関係が現在と逆であるフッガ一家他店の場合は(第12表)に示されている側そのままに、それに対して貸借関係が現在と同じ銅と銀の場合は、(第12表)に示されているのとは逆に集計しているのである。この銅勘定と銀勘定だけを(第12表)とは貸借逆に集計することが、仕訳の二つの要素がともに貸借の一方だけとなる状態を解消し、一方の要素が借方に他の要素が貸方になるよう修正する意味をもつことは、いうまでもない。しかし貸借が現在と逆である部分ではなく現在と同じである部分に手を加えたことから、二つの集計表では、現在であれば「借方の合計」に記載されることになる金額が「貸方の合

計」に、「貸方の合計」に記載されることになる金額が「借方の合計」に含まれる結果となっている。

このように現在とは全く逆であっても、取引を貸借二つの側に分けて同額ずつ仕訳したのと同じ結果になるかたちに修正して集計したのであるから、二つの集計表の合計は、相互に当然一致しなければならないのである。

ではなぜ、二つの集計表の合計額が相互に一致するように手を加えたのであろうか。またそのさい、現在とは貸借が逆であるフッガ一家他店の勘定をそのままにして、貸借が現在と同じである銅勘定と銀勘定に手を加えたのであろうか。

## 6. 検算表としての集計表

ここでの処理は、取引を二つの要素しかもそれらが貸借に分かれるように記入するかぎりには、合計額が貸借で一致すること、逆にいえば一部でも二つの要素が貸借の一方だけとなる処理を行っているかぎりには、そのまま集計したとき二つの合計が相互に一致しないこと、これらの点を十分に知った上で行われていると考えねばならない。ただ合計額を一致させるとしても、現在とは貸借関係が逆になっている部分を現在のようになおすか、現在と同じ貸借関係である部分を逆にするという、二つのやり方があったはずである。そのうちここでは後者を選んでいるのであるが、それは勘定科目数の関係であろう。貸借関係が現在とは逆なのは十の勘定科目である。それに対して貸借関係が現在と同じなのは二つの勘定科目である。このうち勘定科目数の少ない方の貸借を逆転させ、全体として取引をはじめから貸借に分けて処理したのと同じ結果になるよう修正したのが、ここでの処理であったのであろう。

このように二つの集計表の合計が、相互に一致するよう意識して作成されているとすれば、その作成目的は、本来一致すべきものがそうなるかを確認するためであったことになる。だとすると二つの集計表は、検算を目的として作成されているといわねばならない。二つの集計表全体が、現在でいう試算表なのである。

では、二つの集計表はどの範囲の検算をするものなのであろうか。それが、債務帳と Capus すなわち勘定口座すべての記入額についての検算であることは、明らかである。確かに、債務帳に記載されている勘定口座の金額は、ローマ支店勘定のそれを除いて、集計表には含まれてはいない。しかし第三者の勘定には残高がなく、現金勘定の残高はヤコブ・フッガー氏勘定の記入額と相殺されている。したがって第三者勘定および現金勘定が集計表に含まれていないこと自体は、勘定口座全体のバランスに影響しない。しかしもしこれらの記入に誤りがあると、二つの集計表の合計は相互に一致しないことになる。したがって、たとえ集計表に第三者勘定と現金勘定の金額が含まれていないとしても、ここでは債務帳を含むすべての勘定口座の記入について検算が行われていることになる。

ただ、Capus に設けられている諸勘定については貸借別の記入合計が用いられているのに対し、現金勘定の場合はその残高をヤコブ・フッガー氏勘定の記入額と相殺し、また貸借の記入額が一致している第三者の勘定の記入額は除外していることから、これら集計表は勘定口座全体の合計試算表とはいえない。一部が残高試算表的で、一部が合計試算表的な検算表である。

二つの集計表全体で一つの試算表であるとすれば、Capus の諸勘定口座の締切りは、これらの集計表を作成したあとに行われたと考えるのも一つではある。しかし、諸勘定口座を締切ったあとにこれらの集計表を作成したと考ええないわけではない。したがって仕訳帳と債務帳の各勘定口座を締切り、ついでこれら二つの集計表を作成したあと、Capus の各勘定口座は締切られたと断言はできない。さらにいえば、債務帳の各勘定口座さえ、この集計表の作成後に締切られたとも考えられる。

61枚目裏頁の「借方の合計」の下には、「神に栄光あれ」(Laus Deo) と書かれている<sup>(16)</sup>。また62枚目表頁の「貸方の合計」の下には、「丁数42から丁数49に示す本日まで3ヶ月間の全計算の合計。そしてCapus がどのようになっているかを最も簡潔に示す」(Hievor die summa der gantzen rechnung drey monatlang, als von ac. 42 bis 49. Vnnd auff das kurtzest wie ein Capus sein soll, aufs kurtzest angezeigt)

と書かれ、そしてさらに改行して、「Capus のおわり」(End des Capus) と書かれている<sup>(17)</sup>。

これらの記入の位置関係は、翻語版でははっきりしない。しかし「神に栄光あれ」と「Capus のおわり」は、左右対照の位置に書かれていたと考えられる。それらが、帳簿の最後を示す文言だからである。

第二例示は、これですべておわりである。

### 7. 検算方法の吟味

二つの集計が債務帳をも含む範囲の検算を行うものでありながら、なぜ債務帳の各勘定口座記入額をも記載する完全な合計試算表を作成しなかったのであろうか。また二つの集計表は、検算だけを目的とするものであろうか。

完全な合計試算表としなかったことには、仕訳における金額の示し方が、大いに関係したものと考えられる。

前述のごとく、仕訳は不完全な文章で書かれており、一つの仕訳が一つのパラグラフにおさめられていることが多い。そのさい金額は、主要部分で二つの要素の各勘定科目とその貸借を別々の不完全な文章で示すときの、前の文章の末尾と、小書きのあとにだけ書かれている。後の文章では、文頭の文法上は目的語である Die をもって、前の文章中の金額を示しているにすぎない。しかも小書きの後の金額を、金額欄を独立させて合計しやすいかたちでは書いていない。したがって仕訳帳の記入額は、合計することが不可能というわけではないが、合計するさいに誤りをおかす可能性があり、合計したとしても一つの合計しか求め得ないのであるから、その正否を判断する拠所はない。

ともかく、仕訳帳の合計額は求められていない。このように仕訳帳の合計額を求めないとすると、勘定口座の範囲内でのみ検算するしかないことになる。

仕訳帳を検算の対象および活用の外に置き、勘定口座の記入額だけについて正否を判断するとすれば、その拠所は借方と貸方の各合計額の一致、すなわち記入額のバランスに求めるしかない。しかしそのさい記入全体のバランスの有無を判定する方法は、記入額の相殺を全く行わない合計試算表による方法だけ

というわけではない。たとえば第一例示では、諸勘定口座のうち現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定の二つを別にして、他の諸勘定の残高をヤコブ・フッガー氏勘定に加減して、最後に現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定の残高が貸借逆でありながら同額となることを確認する方法で検算している。この第一例示の検算方法をさらに簡潔にした極端な方法としては、最後に残った二つの勘定口座の残高を相殺して、それが零になることを示す方法さえありうるのである。いわば、勘定全体の貸借記入額のバランスを拠所とする検算方法としては、相殺を全く行わず記入額をそのまま用いる合計試算表による方法から、勘定記入額をすべて相殺して結果が零になることを示す方法までの、種々の方法があるわけである。そのうちのひとつとして第二例示では、期末時点で残高を有しない第三者勘定を、全体のバランスに関係ないという理由で除外し、かつ現金勘定残高をヤコブ・フッガー氏勘定と相殺し、その後に残ったCapusの記入額だけを用いるという、一部が残高試算表的で残りが合計試算表的な集計表による検算を行っているのである。

## 8. 集計表の目的

二つの集計表は検算だけを目的とするものなのであろうか。結論をいえば、そうではない。

まず、現金勘定とローマ支店勘定の取扱上の違いに注目しよう。現金勘定の残高はヤコブ・フッガー氏勘定の記入額と相殺されているわけであるが、このことの当然の結果として、現金勘定には残高が無くなり、同時にヴェニス支店の本店に対する債務がそれだけ減少する。このときは現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定のともに貸方に、同額ずつを記入するのであるから、勘定口座全体の(貸借関係を修正したあとの)バランスは維持されている。もし検算のみを目的とするのであれば、ローマ支店勘定の残高についても、これと同様の処理を行えばよかつたはずである。それをローマ支店勘定の残高については、Capusに勘定口座を新設してまで移記している。これはローマ支店勘定の残高を消滅させず、明らかにしておこうとしたためと考えねばならない。すなわちローマ支店

との関係を集計表に記載するためであったと考えねばならない。Capusに設けられている他支店の勘定口座の金額をヤコブ・フッガー氏勘定に加減していないことを考え合わせると、ヤコブ・フッガー氏勘定および他支店勘定の金額は、集計表に記載することが意図されていることになる。

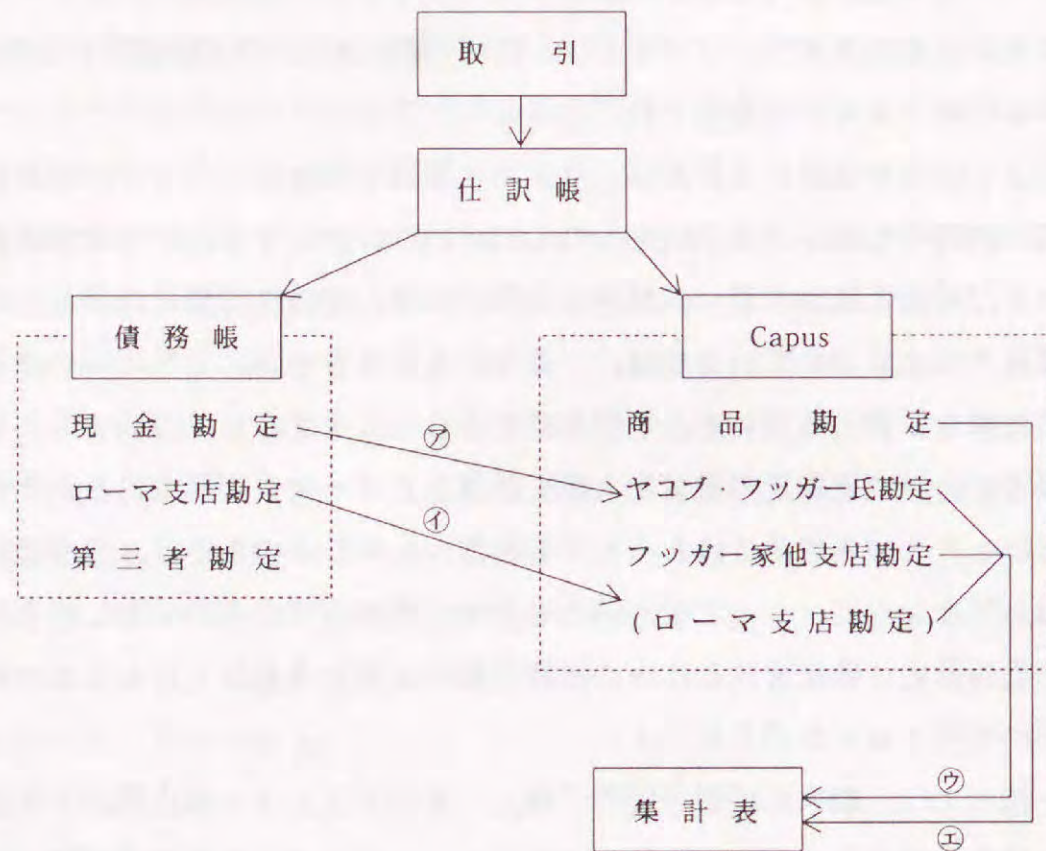
このように考えると、集計表は、ヴェニス支店とヤコブ・フッガー氏および他支店との関係を表示する目的をもつものということになる。ローマ支店勘定についてだけ勘定残高を用い、他の支店勘定口座の場合に貸借それぞれの各記入総額をそのまま用いている点は、一貫性に欠けるものの、これはローマ支店勘定の金額を振替えるさいの、仕訳の数を少なくしようとしたためであろう。債務帳のローマ支店勘定の貸借記入額を新設したローマ支店勘定にそれぞれ振替えるのも、一つの方法ではあつたであろう。しかしそのさいは、二つの仕訳を行わねばならない。ここでも、紙の節約が意識されているのかもしれない。ローマ支店勘定の残高を示し、かつ帳簿全体のバランスを保とうとしたのが、ここでの処理であつたのであろう。

第一例示では、期末の締切手続終了後に、本店でフッガー家内部の各店間の債権と債務が相殺されている。第二例示でも、このような本店での相殺が予定され、集計表はそのために利用されたのであろう。だとすると、集計表の記載額すべてが、勘定残高となっていることが望ましかつたことになる。

つぎに、集計表が勘定口座の検算を行い、かつ期末の各店に対する債権と債務を表示するという二つの目的をもってだけ作成されたのであれば、銅勘定および銀勘定の金額は、現金勘定の場合と同様に、ヤコブ・フッガー氏勘定に振替えて相殺することもできたはずである。これら二つの勘定の金額は、本店に対するヴェニス支店の債権を示すものである。これらの金額をヤコブ・フッガー氏勘定に振替えて相殺しても、勘定口座全体のバランスが崩れるわけではなく、本店に対する最終的な債務額が変わるわけでもない。それにもかかわらずヤコブ・フッガー氏勘定への振替えを行わず集計表に記載したからには、そこになんらかの意味があるものと考えねばならない。ではその意味とは、何であらうか。それは、フッガー家全体の商品販売益を本店で計算せんとしていたた



(第3図)  
第二例示記帳関係図



(注)

- ・仕訳原則については、185頁(第2図)参照。
- ・仕訳帳から債務帳およびCapusへの転記は、仕訳と同じ側に、仕訳のつど。
- ・⑦は、勘定残高相殺(12/31)
- ・①は、勘定残高振替(12/31)
- ・⑩は、貸借同じ側(12/31)
- ・⑨は、貸借逆の側(12/31)

めと考えられる。

第二例示では、銅の受入れをボッツェン支店から、また銀の受入れはハル支店からだけ行っている。そしてそれらの受入時には、前期からの銅の繰越を含めて、ヴェニス支店ではいずれも金額の記入を行っていない。一方払出については、フッガー家の他店に対する場合は金額を示さず、第三者に対する場合

にだけ販売価額を記入している。すなわちフッガー家の各店でも、外部から購入したときに個数、重量と買入価額を記入し、内部的な銅および銀の移動の場合は個数と重量だけを示して金額を示さない処理を行っていたと考えられる。第三者に対する販売時にのみ、個数、重量とともに金額をも記入しているのである。したがってフッガー家全体としては、外部から商品を購入した店が記入した買入価額と、外部へ販売した店が記入した販売価額を比べることで、総記法による商品販売益の計算が可能である。この商品販売益の計算を本店で行うために、銅勘定と銀勘定の金額は、そのまま集計表に記載することが必要であったのであろう。

だとすると、集計表における検算機能は、第二義的なものと考えねばならない。集計表を作成する第一の目的は、本店で行う会計処理、すなわち各店間の債権・債務の相殺と、フッガー家全体の商品販売益の計算に必要な資料を明らかにすることであつたのであろう。そのさい資料の正しいことを、「借方の合計」と「貸方の合計」の各合計額が一致することで示したのであろう。集計表は、本店へ送るべき報告書であつたと考えられる。

最後に、第二例示の記帳関係図(前頁)を示すことにしよう。

- (1) 翻刻版では、まず借方のすべてが、ついで貸方のすべてが示されているため、勘定口座の位置関係は断定はできない。
- (2) ニュールンベルク支店勘定借方の記入合計だけにカッコを付したのは、転記において金額が書かれていないためである。この転記落ちが、いずれの段階で生じたかは不明であるが、誤りであることは確かである。
- (3) 本書199~200頁参照。
- (4) A. W., S. 239. aus silber gelöst, zoe aus kupffer は、aus kupffer gelöst と書くべきであつたと思われる。
- (5) A. W., S. 239. (6) 本書236~238頁参照。(7) 本書260~261頁参照。
- (8) 本書261頁参照。(9) A. W., S. 239.
- (10) アレクソ・デ・ネルリ氏勘定貸方の場合だけは、合計線も「合計」も書かれていない。(A. W., S. 245.)
- (11) A. W., S. 241 und 242. (12) A. W., S. 246. (13) A. W., S. 246 und 250.
- (14) A. W., S. 249. 「借方の合計」および「貸方の合計」では、gおよびpのあとにプントが書かれていない。
- (15) A. W., S. 254. (16) A. W., S. 249. (17) A. W., S. 254.

### 第13章 第三例示——主要簿の No. 1

#### 1. 主要簿の構成

第二例示は、62枚目表頁(丁数50)で終わっている。それにつづく62枚目裏頁(丁数51)から1518年執筆部分の最後である76枚目表頁(丁数なし)にかけては、はじめに若干の説明文があり、つづいて24の勘定口座からなる主要簿(Hauptbuch)と名付けられたものが示されている。これらの部分をシュバルツは、第一例示および第二例示につづく第三の部分として位置づけている。

そのことは、62枚目裏頁の最初に書かれている「これから後は一つの主要簿で、そこにはこれまでに示した二つの計算を記入する」(Hernach ein Hauptbuch, wie man die hieueren zwo rechnungen einschreiben soll)<sup>(1)</sup>という文章と、76枚目表頁に書かれている「三種の簿記のおわり。マトホイス・シュバルツ。神に栄光あれ。1518年。」(End der dreierlay buchhalten. Matheus Schwartz. Laus Deo. MDXVIII.)<sup>(2)</sup>という文言とから推測できる。三種すなわち三つに区分される簿記のうち、これまでに示したのが二つの計算すなわち二つの簿記であって、これ以後が第三の簿記だというわけである。この部分を、われわれは第三例示と呼ぶことにする。

第三例示全体の構成は、前掲(第1表)のとおりである。

本章の意図は、第三例示の中心である主要簿について、まずその記入の手順および仕組みを明らかにし、ついでその目的を解明せんとする点にある。そのためには、書かれている順序からして、はじめの説明文中に何らかの手掛りのあることを期待したいが、後述のごとく、実はその説明文では記入内容および目的について全くふれられていない。そこでは記入の手順についてだけ、若干のことが述べられているにすぎない。したがってわれわれは、まず最初の説明文から記入手順をつかみ、それに従って各勘定口座を見ることによって記入内

容と記入関係を明らかにして、最後に主要簿の作成目的を明らかにしてゆくことになる。

## 2. 説明文と勘定科目一覧表

62枚目裏頁の説明文の最上部中央には「神に栄光あれ」(Laus Deo)と書かれ、つづいて二つのパラグラフが書かれている<sup>(3)</sup>。

最初のパラグラフは、前掲の「これから後は一つの主要簿で、そこにはこれまでに示した二つの計算を記入する」という文章ではじまっている。つづいてここでいう計算の一つが、ac.30からac.35にかけて示されている第一例示の計算書の部分を指し、他の一つの計算が、ac.46からac.50にかけて示されている第二例示のCapus部分を指すことを明らかにする。そして「この主要簿は仕訳帳を必要としない。なぜなら、すでに示した二つの計算で仕訳が行われているからである。」(dises Hauptbuch bedarff kaines Zornals, dann die rechnungen seind das Zornal per auixo.)という。主要簿の記帳に関して述べられているのは、わずかにこれだけなのである。したがってここでの記述からは、主要簿が第一例示および第二例示から独立したものではなく、それらをもとに作成されたものであることがわかるにすぎない。

第二のパラグラフは、主としてアルファベットの大文字と小文字の使い方を説明するもので、第一のパラグラフとは内容的に直接の関係はない。まずアルファベットには24文字があり<sup>(4)</sup>、それぞれに大文字と小文字のあることを述べる。そしてシュバルツ自身のヴェニス滞在時には、ヴェニスをVenedigと大文字ではじめる書き方をし、銀はsilberと小文字ではじめる書き方をしたが、この手書き本の執筆当時には、銀も大文字で書きはじめるのがふつうになっていること等を述べている。さらに最後に、これから後の主要簿の記述においては、勘定科目をすべて大文字ではじめることを断っている。

このように最初の説明文からは、主要簿の内容を理解する手掛りを得ることはできない。そこで直接主要簿にあたるしかないわけであるが、主要簿の記入では、幸い関係するそれぞれの第一例示または第二例示の丁数が示されている。

われわれの作業は、その丁数を手掛りとして行うことになる。

なお、主要簿の各勘定口座を具体的に示す直前の63枚目表頁には、「主要簿の勘定科目一覧表」(Das Alphabeth uber das Hauptbuch)とタイトルを付してつぎの表を掲げている<sup>(5)</sup>。ただ翻刻版に示されている勘定口座は、下線を付したものである。(下線は筆者)

Venedig auf rechnung ac. 52—Augspurg per Venedig ac. 53—Silber zu Venedig ac. 58—Kupffer zu Venedig ac. 59—Botzen per Venedig ac. 54—Rom per Venedig ac. 56—Mailand per Venedig ac. 55—Lion per Venedig ac. 54—Ofen per Venedig ac. 55—Anttorff per Venedig ac. 53—Nürnberg per Venedig ac. 55—Kupffer zu Hall ac. 59—Kupffer zu Botzen ac. 59—Silber zu Hall ac. 58—LiBbona per Venedig ac. 54—Tantzge per Venedig ac. 56—Vnkost zu Venedig ac. 57—Bottenlon zu Venedig ac. 57—Vortail zu Venedig ac. 57—InBbrugk per Venedig ac. 56—Kupffer zu Rom ac. 60—Silber zu Rom ac. 58—Seidin gwand zu Augspurg ac. 60—Clainat zu Augspurg ac. 60.

この勘定科目一覧表は、必ずしも丁数順には書かれていない。なぜそのような順に示したかは不明である。

## 3. ヴェニス支店勘定

主要簿の各勘定口座は、第一例示および第二例示の場合と同様に、左右二つの側に分かれており、それらが同一見開きの左右の頁の対照する位置に設けられている。そのさい第三例示では、左頁をVns soll(借方)、また右頁をWir sollen(貸方)と呼んでいる。

翻刻版に示されている九つの勘定口座は、それらに書かれている丁数を見ることにより、二つに区分できることがわかる。一つは、他の勘定口座の各記入額合計を集計しているもので、最初に設けられているヴェニス支店(Venedig auf rechnung)勘定がそれである。したがって他の一つは、当然ヴェニス支店勘定を除く諸勘定(以下では他の諸勘定という)となるわけであるが、それらではヴェニス支店勘定に記載されている各合計額の内訳が示されている。

まず、ヴェニス支店勘定を掲げておこう。それは、つぎのとおりである<sup>(6)</sup>。

Venetia auf rechnung No.1 Soll vns.

No. 1.

1516.	Adi ultimo Settember. Sider primo Zenner per Augspurg eingenomen, ac. 53 .....	duc. 96472.12. 9
	E in detto tempo per Anttorf eingenomen, in mer posten, ac. 53 .....	duc. 93690. 8.—
	E detto per Botzen eingenomen, thut ac. 54, .....	duc. 1200.—.—
	E detto per kupffer zu Botzen eingenomen per 4700 ctr. 188 faß, ac. 59 .....	duc. 18204.18.15
	E detto per kupffer zu Hall fur einnemen per 820 ctr. 33 faß, ac. 59 .....	duc. 3325. 6.12
	E detto per silber zu Hall fur einnemen per mark 11532, ac. 58 .....	duc. 83617.21.24
	E detto per Lion eingenomen, thut ac. 54 .....	duc. 12200.—.—
	E detto per Mailand eingenomen, thut ac. 55, .....	duc. 3000.—.—
	E detto per Nürnberg eingenomen, thut ac. 55, .....	duc. 5000.—.—
	E detto per vortail eingenomen, thut ac. 57 .....	duc. 3900. 5.19
	E detto per Rom eingenomen, thut ac. 56 .....	duc. 8432. 6.13
	E ultimo Settember. Pleiben wir im beschlus diser rechnung No. 1 schuldig Daniel de Souicho, laut der rechnung ac. 35; trag ich hinab an dise ac. 52, .....	duc. 240.—.—
		Summa duc. 329283. 6.28

Summa summarum alles einnemen diser rechnung No. 1 neun monatlang, trifft duc. C<sup>l</sup>. 329283. g.6.p.28.

No.2 No.2

1516.	Adi primo Settember. Trag ich herab von diser ac. 52 duc. 972. 4.23, so man vns im Schuldbuch schuldig pleibt, vnd die Cassa 2412.g.11.p.8, ac. 52, .....	duc. 3384.15.31
	E ultimo December. per Augspurg eingenomen in mer posten, thut ac. 53 .....	duc. 11080.—.—
	E detto per Anttorf eingenomen, thut ac. 53, .....	duc. 2400.—.—
	E detto per Botzen eingenomen, thut ac. 54 .....	duc. 2068.23. 5
	E detto per Inßbrugg eingenomen, thut ac. 56, .....	duc. 8000.—.—
	E detto per Lion eingenomen, thut ac. 54 .....	duc. 3800.—.—
	E detto per Nürnberg eingenomen, thut ac. 55, .....	duc. 14000.—.—
	E detto per Ofen eingenomen, thut ac. 55 .....	duc. 4700.—.—
	E detto per silber vmb mark 3246 mer eingenomen dann außgeben; rest als ac. 58 .....	duc. 25841. 6.—
	E detto per kupffer mer eingenomen dann außgebenn, ain rest, als ac. 59 .....	duc. 7646.—.—

Summa duc. 82920.21. 4

Summa summarum alles einnemen diser rechnung No. 2 von primo de Octobrio bis auf ultimo December 1516 trifft duc. 82920. g. 21. p.4.

.....  
Venetia auf rechnung No. 1 Sollen wir.

No. 1.

1516.	Adi ultimo Settember. Bis primo Jenner per Augspurg ausgeben in summa ac. 53 .....	duc. 85211. 6.—
	E detto per Anttorf außgeben, thut in summa ac. 53 .....	duc. 9900. 6.—
	E detto per Botzen außgeben, thut ac. 54 .....	duc. 900.—.—
	E detto per Lißbona außgeben, thut ac. 54 .....	duc. 300.—.—
	E detto per Mailand außgeben, thut ac. 55 .....	duc. 34130.12.13
	E detto per Lion außgeben, thut ac. 54 .....	duc. 7740.—.—
	E detto per Nürnberg außgeben, thut in summa ac. 55 .....	duc. 328.—.—
	E detto per Ofen außgeben, thut ac. 55 .....	duc. 13738.14.27
	E detto per Rom außgeben, thut ac. 56 .....	duc. 89988.—.13
	E detto per silber zu Rom per mark 4525 ausgeben, thut ac. 58 .....	duc. 32822.10. 4
	E detto per clainat zu Augspurg außgeben per 7 stuck thut ac. 60 .....	duc. 32360.—.—
	E detto per seidin gwand zu Augspurg ausgeben, thut ac. 60 .....	duc. 18178.23.24
	E detto per Tantzge ausgeben, thut ac. 56, .....	duc. 95.—.—
	E detto per vnkost ausgeben, thut ac. 57 .....	duc. 196.12.—
	E detto per potenlon ausgeben, thut ac. 57 .....	duc. 8.—.—
	E detto per vortail ausgeben, thut ac. 57 .....	duc. 1. 1.12
	E ultimo Settember pleiben wir im beschlus diser rechnung No. 1 schuldig; die trag ich hinab ac. 52 auf No.2, lautt der rechnung, in summa ac. 35 .....	duc. 972. 4.23
	Mer an barem gelt beliben; trag ich auch hinab ac. 52 .....	duc. 2412.11. 8
		Summa duc. 329283. 6.28

Summa summarum alles ausgeben diser rechnung No. 1 neun monatlang, trifft duc. C<sup>l</sup>. 329283. g. 6. p.28.

No. 2.

1516.	Adi ultimo Settember seyen wir im beschlus No.1 schuldig pliben. Trag ich herab von diser ac. 52 auf new rechnung
-------	---

No. 2, weitter zuerrechnen, ac. 52 .....	duc. 240.—.—
Bis ultimo December per Augspurg außgeben, thut ac. 52 duc.	2711. 6.21
E detto per Augspurg ausgeben, thut ac. 53, .....	duc. 1000.—.—
E detto per Inßbrugk ausgeben, thut ac. 56, .....	duc. 200.—.—
E detto per Lißbona außgeben, thut ac. 54, .....	duc. 2900.—.—
E detto per Mailand ausgeben, thut ac. 55, .....	duc. 6000.—.—
E detto per Nürnberg ausgeben, thut ac. 55, .....	duc. 1250.—.—
E detto per Rom außgeben, ist ein rest, thut ac. 56, .....	duc. 44085. 6.—
E detto per seidin gwand ausgeben, thut ac. 60, .....	duc. 9393. 6.—
E detto per Ofen ausgeben, thut ac. 55 .....	duc. 15000.—.—
E detto geet ab duc. 141.2.15, vmb souil steet das kupffer ent- gegen in den duc. 3384.15.31 per debitor, dann man zu Venedig das kupffer fur debitor gehalten hat bis ultimo Settember ; vnd so die weiter nit verrechnet werden, so schreib ichs hieob fur ausgeben vnd dem kupffer das gewicht zu ac.59 per faß 9, ctr.225, das dann bis primo Octobrio also fur schuldner ge- halten was vnd nun nicht weiter, laut auch der rechnung No. 2 ac. 46 ; vnd dises ac. 59 .....	duc. 141. 2.15
Summa duc.	82920.21. 4
Summa summarum alles ausgeben diser rechnung No. 2 drey monatlang, trifft duc. 82920.g. 21.p.2.	

#### 4. ヴェニス支店勘定と他の諸勘定の関係

ヴェニス支店勘定と他の諸勘定との関係を明らかにするために、翻刻版に示されている他支店勘定の一つであるアントワープ支店 (Anttorff per Venedig) 勘定をみることにする。アントワープ支店勘定の貸方には、つぎの記入がなされている<sup>(7)</sup>。

1516. Adi ultimo Settember. Sider primo Zenner zu Venetia in No.1 fur einnemen in 3 posten, laut derselbigen a. 30, 34. Nemlich : duc. 3590 ⅓ Cornelius Schatz, duc. 4200 L' Freschgoualdi, mer duc. 85900 Jhero. e L <sup>do</sup> Freschgoualdi, laut der rechnung ; vnd dises ac. 52. Wirt Anttorff verrechnen ac. 52 .....	duc. 93690. 8.—
Bis ultimo December per Venedig daselbst in 2 posten fur einnemen, laut der rechnung ac. 48. Nemlich: duc. 2 M <sup>o</sup> . Jo. Bogo, duc. 400 Jhero. Freschgoualdi ; wirt vns Anttorff also	

verrechnen werden; thut ac. 52 .....	duc. 2400.—.—
1516年9月末日、1月1日以降No.1については、ヴェニス支店において(計 算書の) ac. 30とac.34. に示す3回の受入れを行った。すなわち コルネリウス・シヤッツduc. 3590 ⅓, Lt. フレッシュゴワルディ duc. 4200, さらにJhero. e Ldo. フレッシュゴワルディ duc. 85900, 計算書のとおりに;そしてこの(帳簿の) ac. 52. アントワープ支店 は記入するであろう, ac. 52 .....	duc. 93690. 8.—
12月末日までに、ヴェニス支店は計算書のac. 48に示す2回の受入 れを行った。すなわち: Jo. ボゴ duc. 2000, Thero フレッシュゴ ワルディ duc. 400;したがってアントワープ支店はわれわれにつ いて記入するであろう; ac. 52 .....	duc. 2400.—.—

ここでの duc. 93690.8.—は、ヴェニス支店勘定借方の No.1に「同日、アントワープ支店について受入れ、複数回で、丁数53」(E in detto tempo per Anttorff eingnomen, in mer posten, ac. 53) として、また duc. 2400は、その No. 2に「同日、アントワープ支店について受入れ、丁数53」(E detto per Anttorff eingnomen, thut ac. 53) として書かれている金額と同じである。このように他の諸勘定の記入合計額が、ヴェニス支店勘定の貸借逆の側に記入されていることについては、翻刻版に示されている勘定に関する限り例外はない。したがって翻刻版に示されていない勘定を含めた主要簿全体についても、同様の記入がなされているものと考えられる。

ヴェニス支店勘定では No. 1と No. 2がはっきりと書かれ、二つに区分されている。しかし他の諸勘定では No. 1および No. 2を明示せず、単に二つのパラグラフをもって書かれているだけである。そのさいは前のパラグラフが No. 1で、後のパラグラフが No. 2であるが、それらに書かれている丁数をみることから、No. 1が第一例示の計算書と、No. 2が第二例示の Capus と結びついていることがわかる。

他の諸勘定では、ときに一つのパラグラフしか書かれていないこともある<sup>(8)</sup>。その場合は、書かれている丁数から、それが No. 1についての記入であることが確定できる。また勘定によっては、貸借の一方だけしか金額が記入されていないこともあるが、そのさいも他方の側の勘定科目とその貸借の別だけは、反対頁の対照する位置に書かれている<sup>(9)</sup>。上記アントワープ支店勘定貸方の摘要末

尾の ac. 52は、主要簿におけるヴェニス支店勘定口座の丁数である。

これらのことからして主要簿は、まず他の諸勘定に第一例示および第二例示の関連個所をもとに記入し、ついでそれら記入額の合計をヴェニス支店勘定の貸借逆の側に記入する、という順で作成されていることがわかる。

では他の諸勘定に記入され、ついでヴェニス支店勘定の貸借逆の側に記入されている金額は、どのような内容のものであろうか。その解明を、ここではまず No. 1からはじめる。それは、主要簿の各勘定口座が No. 1から記入されており、No. 2の記入を行う前に、ヴェニス支店勘定の No. 1だけが、他の諸勘定に記入されていない金額をも記載して、貸借の合計額が一致するかたちで締切られているからである<sup>(10)</sup>。このように主要簿は、まず No. 1を完成してついで No. 2を完成する順で作成されていることから、No. 1を記入したあとの下部に、各勘定口座とも、いくらかの余白が残されていたことになる。

### 5. 他の諸勘定の記載内容 (I)

前掲のアントワープ支店勘定貸方の No. 1をみよう。はじめにこの勘定を取り上げるのは、そこまでの処理に、一貫した規則性があるように思えるからである。

摘要に示されている ac. 30と ac. 34を手掛りに、それらの個所をみると、それらはともに第一例示の計算書(以下では単に計算書という)の消極的(Passivaすなわち貸方)部分である。このことからまた、計算書が仕訳帳および債務帳の記入をもとに作成されていることから、主要簿が仕訳帳にはじまる一連の記入の最終段階に位置することがわかる。ac. 30には duc. 3590.8.-と duc. 4200について、また ac. 34には duc. 85900.-.-について、それぞれつぎの記入がなされている<sup>(11)</sup>。

Anttorf. E9. Febrer. Eingenomen von den Bisani auf schreiben von Anttorf; daselbst eingenomen Cornelius Schatz zu 40 stiber zoe 80 g flemmisch, thut .....duc. 3590. 8.-  
アント 2月9日. アントワープ支店からの手紙に従った, ビザニ銀行  
ワープ. からの受入れ: 同支店はコルネリウス・シヤッツから40スティバ

—すなわち80フランドル・グルデン(の現金)を受取る……duc. 3590. 8.-  
Anttorf. E —.—Haben wir eingenomen von el bancho Bisani von wegen der Signoria de Venetia. Haben die vnsern zu Anttorff zal t alLdo Freschgowaldi zu 72 g. per duc. C<sup>l</sup>, thut .....duc. 4200.—.-  
アント 同日(4月9日)われわれはビザニ銀行からヴェニス政府分を  
ワープ. 受取る. アントワープ支店はL.フレッシュゴワルディーにduc. C<sup>l</sup> 当り72g.を支払った .....duc. 4200.—.-  
Anttorf. E —.—Eingenomen auf schreiben von Anttorf de adi ultimo Zungno von wegen Jhero. e L<sup>do</sup> ff<sup>l</sup> de Freschgoualdi. Nemlich: Alex<sup>o</sup> de Nerlin 4 M<sup>o</sup>., Signoria de Venetia 15 M<sup>o</sup>., Andrea Gritti 20 M<sup>o</sup>., Galeazo de Vole 24 M<sup>o</sup>., Ant<sup>o</sup> M<sup>o</sup> Sporgo 22900 duc., alles C<sup>l</sup>. Haben die vnsern zu Anttorff zalt li detti Fr<sup>di</sup> .....duc. 85900.—.-  
アント 同日(7月24日)6月末日付のアントワープ支店の手紙に従っ  
ワープ. て, フレッシュゴワルディー兄弟ジェロニモとリオナルド分を受取る. すなわちアレクソ・デ・ネルリから(duc.) 4000, ヴェニス政府から(duc.) 15000, アンドレア・グリッティから(duc.) 20000, ガレアゾ・デ・ボレから(duc.) 24000, アント・マ・シユボルゴから(duc.) 22900, すべてC<sup>l</sup>, アントワープ支店はフレッシュゴワルディーに支払った .....duc. 85900.—.-

関連する各仕訳をもみることにより、2月9日の取引は、かつてアントワープ支店がシヤッツ氏に貸付けた現金の回収を、ビザニ銀行を通してヴェニス支店が行わんとしている場合であることがわかる。具体的には、支払人ビザニ銀行、受取人ヴェニス支店、振出人アントワープ支店である為替手形を、ヴェニス支店が入手したときのものである。4月9日の取引は、かつてアントワープ支店がヴェニス政府と関係のあるフレッシュゴワルディー氏に貸付けた金額を、ビザニ銀行を通してヴェニス支店に回収させようとしている場合である。具体的には、これまた支払人ビザニ銀行、受取人ヴェニス支店、振出人アントワープ支店である為替手形を、ヴェニス支店が入手したときのものである。そして7月24日の取引は、かつてアントワープ支店がフレッシュゴワルディー氏兄弟に支払った現金を、ヴェニス支店が代って、複数の同兄弟の代理人から現金で受取ったときのものである。

これら計算書の記入では、左はしにすべて「アントワープ」と書かれている。

計算書の各記入では、このように原則として左はしに地名等が書かれているが、アントワープと書かれているのは、消極側の記入に関するかぎりはこれら三つの記入においてだけである。またこれらの記入のもとになる仕訳では、すべて貸方勘定科目が当然アントワープ支店である。そして第一例示の仕訳で貸方勘定科目がアントワープ支店であるのは、これら三つの場合だけである。債務帳のアントワープ支店勘定口座の貸方には、これら三つの仕訳からだけ転記がなされている。

このことから、ヴェニス支店からみてアントワープ支店に対して債務が発生（または債権が消滅）すると、まず貸方勘定科目を同支店とする仕訳を行い、ついで債務帳の同支店勘定の貸方に転記し、同時に計算書の消極側にも左はしに「アントワープ」と書いて記入して、それを主要簿のアントワープ支店勘定の貸方に書いていることがわかる。先に、「一貫した規則性がある」と述べたのは、この仕訳の勘定科目とその貸借に従って、仕訳帳から主要簿までを一貫して処理している点を指すものである。翻刻版の主要簿に示されている他支店勘定の一つにニュールンベルク支店 (Nürnberg per Venedig) 勘定があるが、その貸方までの記入もまた、このような一貫性のある処理がなされている。

このような一貫性のある処理は、翻刻版で省略されているリオン支店 (Lion per Venedig) 勘定およびミラノ支店 (Mailand per Venedig) 勘定の貸方までの場合にも、同様に行われているものと推測できる。期中取引の仕訳で貸方勘定科目がリオン支店であるのは4回、ミラノ支店であるのは2回である。それらは、当然債務帳のそれらの勘定口座に転記されている。そしてそれらと平行してなされている計算書消極側の記入では、すべて左はしにそれらの所在地が書かれている。債務帳のこれらの勘定口座貸方には期中に他の記入はなされておらず、計算書消極側の記入で左はしにそれらの所在地が書かれているのもほかにはない。これらの記入額の合計は、リオン支店の場合が duc. 12200 でミラノ支店の場合が duc. 3000 であるが、主要簿のヴェニス支店勘定借方には、「リオン支店についての受入れ」(per Lion eingenomen) として duc. 12200 が、「ミラノ支店についての受入れ」(per Mailand eingenomen) として duc. 3000 が、それぞれ記入

されている。したがって主要簿のリオン支店勘定貸方には4回分合計で duc. 12200 の記入が、ミラノ支店勘定貸方には2回分合計で duc. 3000 の記入が、それぞれなされているはずなのである。

## 6. 他の諸勘定の記載内容 (II)

これまでのアントワープ支店勘定貸方を中心とする検討から、主要簿の各支店勘定の借方には、それぞれの支店勘定をもって仕訳の借方に書かれた金額が、債務帳の各勘定口座の借方に転記され、同時に計算書の積極側 (Aktiva すなわち借方) に左はしにその支店所在地を書いて記入したうえで、記入されているであろうことが容易に予測できる。その取引の内容は、当然それらの支店に対するヴェニス支店からみた債権の発生（または債務の消滅）であろう。このことをニュールンベルク支店勘定の場合について、念のため確認しておこう。

主要簿のニュールンベルク支店勘定借方の No.1 には、次の記入がなされている<sup>(12)</sup>。

1516. Adi 15. April verrechnet Venedig No. 1 für außgeben in 2 posten duc. 28 Vlrich Pfintzing, duc. 300 von ainem E. rat zu Nürnberg, dem banco Preulli gut gemacht laut der rechnung ac. 31; thut ac. 52.....duc.	328.—
1516年4月15日、第一例示においてヴェニス支店は二つの払出しを計算した。 すなわちV.フィンツィングに対するduc. 28と、ニュールンベルク 市参事会からニュールンベルク支店が受取るduc. 300をプロイリ 銀行に対するものとして計算した。計算書のac. 31に示すとおり、 ac. 52 .....	duc. 328.—

ac. 31 を手掛りに計算書の積極側をみると、duc. 28 と duc. 300 について、一つの別の記入をはさんでそれぞれつぎの記入がなされている<sup>(13)</sup>。

Nurmberg. E.—Zalt wir bar auf schreiben von Nürnberg dem Vlrich Pfintzing von wegen Endris Kaltenhofer .....	duc. 28.—
ニュールン ベルク. 同日(4月15日)、われわれはニュールンベルク支店の手紙に従っ て、エンドリス・カルテンホッフアー分をブルリッヒ・フィンツ ィングに現金で支払う .....	duc. 28.—
Nurmberg. E.—Zalt wir bar al bancho Preulli. Jst vmb 420 fl. re. Haben die Gadi zu Bologna für vns außgericht auf schreiben von	

Nürnberg de adi ultimo Marzo; daselbst eingenomen von  
ainem E. Rat, C' .....duc. 300.—  
 ニュールン 同日 (4月15日), われわれはプロイリ銀行に対して420ライン・グ  
 ベルク. ルデンを現金で支払わねばならない。ポローニャのカディ銀行は  
 3月末日付のニュールンベルク支店の手紙に従って, われわれに  
 代って支払った。同支店は参事会から受取る .....duc. 300.—

前者は、かつてニュールンベルク支店がカルテンホッフアー氏から受取った金額を、同支店の指示に従ってヴェニス支店が、代って現金でフィンツィング氏に支払ったときの記入である。後者は、仕訳の小書きと計算書の摘要で内容が逆になっている。そのため確定はできないが<sup>(14)</sup>、記帳順からして仕訳が正しいものとする、本来はニュールンベルク支店が同市の参事会から受取って直接カディ銀行に支払うべきであった duc. 300を、同支店振出しの手形に従ってプロイリ銀行が代って支払い、その返済を同銀行からヴェニス支店が求められたときのものである。したがってこれら二つの取引では、ともにヴェニス支店にはニュールンベルク支店に対して債権が生じ(または債務が消滅)している。

計算書の積極側の記入で左はしにニュールンベルクと書かれているのは、上記の2回だけである。また期中の仕訳において借方勘定科目がニュールンベルク支店で、債務帳のニュールンベルク支店勘定借方に転記されているのも、これらの取引だけである。このことから、主要簿のニュールンベル支店勘定借方に書かれている duc. 328は、仕訳の借方勘定科目をもとに、一貫した規則性をもってそこまで処理されてきたものであることがわかる。

翻刻版の主要簿で省略されている勘定口座のうちボツツェン支店、リオン支店、ミラノ支店、オフエン支店の各借方の場合も、そこまで一貫性のある処理がなされているものと考えられる。なぜなら、ヴェニス支店勘定の貸方にそれらの支店名を付して記載されている金額は、仕訳の借方勘定科目がそれらの支店勘定で、それを債務帳の各勘定口座の借方に転記して、同時に計算書の積極側にそれらの支店所在地を付して記入した金額だけの合計だからである。主要簿のそれら支店勘定においてだけ、異なった内容の記入がなされているとは考えられないのである。

借方勘定科目がアントワープ支店であるのは三つの仕訳においてであるが、そのうちの二つの場合は、主要簿のアントワープ支店勘定借方まで一貫して処理されている。残る一つは、6月18日付の借方がアントワープ支店で貸方がローマ支店である仕訳であるが、これについては後で検討することとする。

### 7. 一貫した処理のなされていない場合

これまでにみた他支店勘定の場合は、主要簿の各勘定口座までの記入が、仕訳の勘定科目およびその貸借をもとに、一貫して処理されていた。しかし主要簿の他の諸勘定すべてにおいて、そこまでが仕訳の勘定科目と貸借をもとに一貫性をもって記入されているわけではない。

そのことは、債務帳の勘定科目一覧表に示されている勘定科目<sup>(15)</sup>(すなわち仕訳で用いられている勘定科目)と主要簿の勘定科目一覧表に書かれている勘定科目を比べれば気付くであろう。仕訳では、現金、銅、銀、絹布、フッガー一家の他店および第三者の勘定だけが用いられている。それに対して主要簿には、現金および第三者の勘定口座は存在しない。それに代って、費用、利益、宝石等の勘定口座のほか、仕訳では用いられていないフッガー一家他支店の勘定口座が設けられている。

結論からいえば、仕訳から主要簿の各勘定口座(ヴェニス支店勘定を除く)までの記入が、仕訳の勘定科目およびその貸借を手掛りに一貫して処理されていない場合があり、それらはつぎの三つに分けることができる。

- ① 仕訳の勘定科目とその貸借に従って債務帳の各勘定口座の同じ側に記入し、かつ計算書の記入でも左はしにその勘定科目(ときに他の文言とともに)が書かれているが、主要簿ではそれを勘定科目とする勘定口座には記入されおらず、別の勘定口座に記入されている場合。
- ② 仕訳の勘定科目とその貸借に従って債務帳の各勘定口座の同じ側に記入しているが、計算書の記入では左はしにその勘定科目を付さず、そこには別の文言だけが書かれており、主要簿ではその別の文言を勘定科目とする勘定口座に記入されている場合。



③ 仕訳の勘定科目とその貸借に従って債務帳の各勘定口座の同じ側に記入し、かつ計算書の記入でも左はしにその勘定科目(ときに+印)が書かれているが、主要簿のどの勘定口座にも記入されていない場合。

以上のような、主要簿における各勘定口座(ヴェニス支店勘定を除く)までの記入が、仕訳の勘定科目とその貸借をもとに一貫して処理されていないのは、仕訳で勘定科目がヤコブ・フッガー氏(すなわちアウグスブルク本店)、ポッツェン支店、ハル支店およびローマ支店である場合に限られている。これらの場合だけ、仕訳でその勘定科目が用いられている回数(したがって債務帳のその勘定口座へ転記されている回数)、計算書の記入でその勘定科目が左はしに書かれている回数および主要簿のその勘定口座に記入されている回数の間に、違いがあるのである。

個々にみると、仕訳で勘定科目がヤコブ・フッガー氏であるのは、借方が21回、貸方が8回である。それに対して計算書の記入で左はしに「アウグスブルク」とだけ書かれているのは、積極側9回、消極側5回で、主要簿のアウグスブルク勘定には借方に9回分、貸方には6回分の記入がなされている。ポッツェン支店勘定をもって仕訳されているのは借方1回、貸方3回で、計算書の記入で左はしに「ポッツェン」と書かれているのも積極側1回、消極側3回である。しかし主要簿のポッツェン支店勘定には、貸借とも1回分ずつの記入しかなされていない。ハル支店勘定をもって仕訳されているのは貸方だけ3回で、計算書でも3回だけ消極側の記入で左はしに「ハル」と書かれている。しかし主要簿には、ハル支店勘定は存在しない。ローマ支店勘定をもって仕訳されているのは、借方14回、貸方7回で、計算書の記入で左はしに「ローマ」と書かれているのは積極側10回、消極側5回である。主要簿のローマ支店勘定には、借方11回分、貸方6回分の記入がなされている。

これらのうち、仕訳で借方勘定科目がポッツェン支店の場合だけ、主要簿までの記入がすべて一回ずつである。この場合は、主要簿までの処理が前述の一貫性をもって処理されているのである。

では仕訳の勘定科目がヤコブ・フッガー氏、ポッツェン支店、ハル支店またはローマ支店で、債務帳の各勘定口座にも転記しながら、計算書および(または)

主要簿でそれらの勘定科目をもって処理されていないのは、どのような場合であろうか。

## 8. アウグスブルク勘定借方

まず借方側から検討することとし、主要簿のアウグスブルク(Augsburg per Venedig)勘定借方 No. 1からみることにする。そこには、つぎの記入がなされている<sup>(16)</sup>。

1516. Adi ultimo Settembre. Sider primo Zenner verrechnet Venedig fur außgeben in der rechnung No. 1 in 9 posten, laut derselbigen ac. 30, 31 vnnd ac. 32,33,35. Nemlich fl. 500 zalt, zunemen von Endris Grander, fl. 22 hertzog Wilhelm von Bairn, fl. 1304 Jo. Angelo, fl. 12 kay. mt., duc. 11 ½ Petro Amadeo, duc. 900 vmb vastenspeis, duc. 376 ¾ vmd perlen, duc. 82 M<sup>o</sup>. römischer kay. mt., duc. 85 Matheus Schwartz ; thut alles in summa nach lautt der rechnung nach lengs, vnd dises ac. 52 .....duc. 85211. 6.—

1516年9月末日、1月1日以降ヴェニス支店は第一例示において9回の払出し計算を行った。計算書のac. 30, 31およびac. 32, 33, 35に示すとおりである。すなわちエンドリス・グランダーに対する(金額の一部として)500グルデンを支払う。バイルンのヴィルヘルム大公に22グルデン、Jo. アンジェロに1304グルデン、ローマ法王に12グルデン、ペトロ・アマデオにduc. 11 ½、精製前のシッケイに対してduc. 900、真珠に対してduc. 376 ¾、ローマ法王に対してduc. 82000、マトホイス・シュバルツに対してduc. 85；したがって合計は計算書に詳細に示すとおり、そしてこの計算書のac. 52 .....duc. 85211. 6—

これら9回分の記入についてそれぞれの計算書の記入をみると、それらはつぎのとおりである。

Augsburg.	E 25.—Zalt wir bar dem Endris Grander auf schreiben herr Jacob detto, de adi 3. detto per 700 fl. re., thut duc.	500.—
アウグスブルク.	同月25日(1月25日). われわれは今月3日付のヤコブ・フッガー氏からの手紙に従って、エンドリス・グランダーに現金700ライン・グルデンを支払う .....	duc. 500.—
Augsburg.	E 28.—Haben wir gelihen Hans Bambst, hertzog Wilhelms von Bairn diener. Soll sein F. Ge. zu Augspurg wider zalen, .....	duc. 22.—
アウグス	同月28日(3月28日). われわれはバイルンのヴィルヘルム太	

ブルク.	公の使用人ハンス・パンブストに貸した。殿下はアウグスブルクで返済しなければならない ……duc.	22.一。
1516.	Adi 15. April. Zalt wir bar auf schreiben herrn Jacob Fuggers a domino Zuan Anzelo, dauß, zalt, genomen zu 45 percento, thut ……duc.	1304.一。
1516年	4月15日。われわれはヤコブ・フッガー氏の手紙に従ってズワン・アンゼロ様に、換算率45%増で現金を支払う …duc.	1304.一。
Aug <sup>n</sup> .	E 一。Mer bar zalt von ainer post gen Rom, von wegen der kay. mt. an päbstliche ht. ……duc.	12.一。
アウグスブルク.	同日(4月15日)さらにローマ法王のために、ローマへ向う郵便夫に現金を支払う ……duc.	12.一。
Augspurg.	E 一。Zalt wir auf schreiben herrn Jacob Fuggers de adi 28. April Petro Amadeo, ……duc.	11.12.一
アウグスブルク.	同日(5月10日)。われわれは4月28日付のヤコブ・フッガー氏の手紙に従ってペトロ・アマデオに支払う ……duc.	11.12.一
Augspurg.	E 23.一。Vmb merlay specerey gen Augspurg gesandt, zoe vastenspeis mit allem vnkost gen Inßbrugk per 900 duc. fur herr Jorg Turzo, herr Jacob, Raymundo, Vlrich Fugger, laut ains aussendens darmit gesant, thut ……duc.	900.一。
アウグスブルク.	同月23日(6月23日)。いろいろのシッキイをアウグスブルクへ送る。すなわちインスブルック支店に対して全部でduc. 900を支払った精製前のシッキイ、ヨルグ・トゥルゾ氏、ヤコブ・レイモンド氏、ウルリッヒ・フッガー氏分、1人の使者に持たせた ……duc.	900.一。
Augspurg.	E. 20.一。Mer außgeben vmb 2 sort perlen gen Augspurg gesant fur frau Jacob Fuggerin. Nemlich die ain sort hat gewegen 2094 karat, e duc. 9 el vntz. Vnd die ander sort netto karat 4426, e duc. 8 per vntza; komen von Andrea Gritti, thut ……duc.	376.18.一
アウグスブルク.	同月20日(7月20日)。さらにヤコブ夫人のためアウグスブルクへ送った2個の真珠についての支払い。すなわち一つは2094カラットで、1オンス当りduc.9。もう一つは、正味4426カラットで、1オンス当りduc.8。アンドレア・グリッティから入手 ……duc.	376.18.一
Augspurg.	E 21.一。Zalt wir der Signoria de Venetia, auf schreiben herren Jacob Fuggers de adi 2. Settembrio von wegen etlicher gefangnen; der kay. mt. zuzeschreiben zu 50 percento, ……duc.	82000.一。
アウグス	同月21日(9月21日)。われわれは9月2日付のヤコブ・フッ	

ブルク.	ガー氏の手紙に従って若干の捕虜についてヴェニス政府に支払う;ローマ皇帝は50パーセント増で要返済 ……duc.	82000.一。
Augspurg.	E ultimo Settbr. Vmb duc. 85. Ist auf den Matheus Schwartz gangen; soll man im zuschreiben zu Augspurg; geschehen sider primo Zenner detto az <sup>o</sup> ……duc.	85.一。
アウグスブルク.	9月末日。duc.85, マトホイス・シュバルツに要した;それをアウグスブルクへ手紙で知らせる:1月1日以降に生じた duc.	85.一。

計算書の積極側に記入し、かつ主要簿でアウグスブルク勘定の借方に記載されている上記9回は、仕訳で借方勘定科目がヤコブ・フッガー氏で、債務帳でもヤコブ・フッガー氏勘定の借方に転記されている。これらの内容は、大きくつぎの三つに分けることができる。

- ① 本店の指示による支払い(1月25日、3月28日、4月15日の2回、5月10日、9月21日)。
- ② 本店へ発送した物品の購入代金の支払い(6月23日、7月20日)。
- ③ ヴェニス支店の9ヶ月間の費用(9月30日)。

これらすべてが、ヴェニス支店からみた本店に対する債権の発生(または債務の消滅)であることは、いうまでもない。

したがってもし、仕訳で借方勘定科目がヤコブ・フッガー氏であるのが9回だけだとすると、アントワープ支店勘定貸方およびニュールンベル支店勘定借方等についてみたのと同様に、仕訳帳から主要簿までが、仕訳の勘定科目およびその貸借をもとに一貫して処理されていることになる。しかし仕訳で借方勘定科目がヤコブ・フッガー氏であるのは、すでに述べたごとく21回である。そのため仕訳の借方勘定科目がヤコブ・フッガー氏であっても、そのうちの12回については、一貫した処理がなされていないことになる。

#### 9. ヤコブ・フッガー氏勘定借方——①の場合

では、仕訳の借方勘定科目がヤコブ・フッガー氏であるもののうち、どのような場合が、主要簿でアウグスブルク勘定の借方に記入されていないのであろうか。

そこでまず、前述した①の場合をみることにする。そのように処理されている場合は計算書の記入回数としては3回であるが、それらはつぎのとおりである<sup>(17)</sup>。

Augspurg.	E 9. April. Haben wir bar zalt Simon Pagathini vmb ain diemant, auf Augspurg gsant, .....duc.	400.—
アウグスブルク.	4月9日、われわれはアウグスブルクへ送った1個のダイヤモンドについて、ジモン・バガチーニに現金を支払った	duc. 400.—
1516. Augspurg. Clainat.	Adi 8. Zungno. Vmb ein grossen diemant, wigt ½ vntz, den Bisani abkauft; werden wir inen mit kupffer vnd silber zalen; kombt vom Alkayro vnd in kauft per 29800 duc. e 100 duc. per sansaria per die 29800 duc. Werden wir zalen 3247 mark 5 lot silber zu 8 duc. vnd mit 909 ctr. 86 ¾ pfund kupffer zu 42 duc. el M°. Gemelten diemantbund haben wir auf Augspurg gesant, thut .....duc.	29900.—
アウグスブルク. 宝石.	6月8日、½オンスの大きなダイヤモンド1個をビザニ銀行から買う：われわれはそれに対して銅と銀を支払う。アルカイロから受取り、それをduc.29800で買い、さらに手数料duc.100、したがってduc.29900。われわれは3247マルク5ロットの銀を1マルクduc.8と計算、また909ツェントナー86¾ポンドの銅を1マイラー当りduc.42と計算して支払う。上記のダイヤモンドをわれわれはアウグスブルクへ送った	.....duc. 29900.—
Augspurg. Seidin gwand.	E 15.—Auf Augspurg gsant merlay damast, samat, schamlott, vorlangest hie kauft, mit silber gestochen vnd kupffer, per 17799½ duc. C <sup>1</sup> ; vnnd darauf gangen vnkost 379.11. 24; laut ains aussendens auf Augspurg gsant, was fur seidin ist, als Zornal ac. 9. ....duc.	18178.23.24
アウグスブルク. 絹布.	同月15日(8月15日)、われわれは当地でduc. 17799½の銀と銅とをもって交換した種々のどんす、ピロード、耐火粘土をアウグスブルクへ送った。それに関してduc. 379.11.24の費用を要した。1人の使用人に持たせて送った。絹布で仕訳帳ac. 9のとおり	.....duc. 18178.23.24

これら三つの記入が、本店に送った物品の取得・発送に関するものであることは明らかである。これらのうち6月8日と8月15日の記入は、ともに同日付の二つの仕訳をまとめたものであるが、計算書の記入では、左はしにアウグスブルクとともに「宝石」または「絹布」と書かれている。この宝石または絹布

という記入のあることが、アウグスブルク勘定に記入しないことと、関係があるのであろうか。関係あるものと思われるが、それだけで定められているわけでないのは明らかである。4月9日の記入では、左はしにアウグスブルクとだけ書かれており、購入した物品を本店に送ったという点では、アウグスブルク勘定に記入されている前述の6月23日および7月20日の場合と同じである。それにもかかわらず、この場合はアウグスブルク勘定に記入されていないからである。

これら三つのうち、4月9日と6月8日の合計duc. 30300は主要簿の「アウグスブルクへの宝石」(Clainat zu Augspurg)勘定借方に、8月15日のduc. 18178.23.24は「アウグスブルクへの絹布」(Seidin gwand zu Augapurg)勘定借方に記入され、それぞれヴェニス支店勘定貸方に「アウグスブルクへの宝石について、7個分」(per clainat zu Augspurg außgeben per 7 Stuck) および「アウグスブルクへの絹布について」(per seidin gwand zu Augspurg)と摘要を付して記入されている。これら三つの場合は、仕訳の勘定科目がヤコブ・フッガー氏で、債務帳でもヤコブ・フッガー氏勘定借方に転記されている。したがってこれらの場合は、①の方法で処理されているのである。

#### 10. ヤコブ・フッガー氏勘定借方——②の場合

つぎに②で処理されている場合をみることにする。

仕訳の借方勘定科目がヤコブ・フッガー氏であるもののうち、②で処理されているのは仕訳数にして七つである。それらの計算書の記入は、つぎのとおりである<sup>(18)</sup>。

Clainat.	E —.—Auf Augspurg gsant 5 ledig robin zu 412 duc., dem Simon Pagathini zalt, thut .....duc.	2060.—
宝石.	同日(4月9日)、アウグスブルクへ1羽duc. 412の駒鳥5羽を送った。ジモン・バガチーニに支払う	.....duc. 2060.—
Boten. 8.+ 4.	E —.—Zalt wir bar bottenlon dem Negelin vnd Ferber, von Botzen vns bracht 6 M°. vngar .....duc.	12.—
運搬人. 8.+ 4.	同日(4月15日)われわれはポツツェン支店から6000ハンガリー・フローリンを運んできたネゲリンとフェルバーに運賃	

	を支払う	.....duc.	12.-.-
LiBbona.	E 12.-.Außgeben duc. 300 C <sup>1</sup> ; zalt zwen munch aus Grecia, so Matheus e Marcho Forto ff <sup>11</sup> gehaissen haben, auf schreiben herr Jacob Fuggers de adi 29. Mazo. duc.	300.-.-	
リスボン.	同日12日(6月12日), duc. 300の支払い。5月29日付のヤコブ・フッガー氏からの手紙に従って, グレシャから来た2人の僧侶マテウス・フォルトとマルコ・フォルト兄弟に支払う	.....duc.	300.-.-
Anttorf.	1516. E 16. Luio. Außgeben duc. 80 per sansaria, als wir silber vnd kupffer an seidin gwand gestochen haben, die wir hernach auf Augspurg vnd Ofen gesant haben, duc.	80.-.-	
アントワープ.	1516年7月16日, われわれがアウグスブルクとオフエンへ送った絹布を, 銀と銅をもって交換したときの手数料 duc. 80の支払い	.....duc.	80.-.-
Tantzge.	E.-.-Mer ausgeben duc. 95, auf schreiben von Augspurg de adi 2. Luio, Jo. Bochs auf ein brieflin per 250 duc. de camera de adi primo Zungno gen Rom lautend. Die in Tantzge daselbst eingenomen in souil vng. gulden zu 44g. polnisch; seind zu Augspurg darauff zalt 50 fl. re.; rest schrib wir gen Rom zuzalen; thut	.....duc.	95.-.-
ダンチッヒ.	同日(7月16日), 7月2日付のアウグスブルクからの手紙に従って, さらに duc. 95を支払う。6月1日付のローマ支店宛の手紙に書いた250ドゥカテン・デ・カメラを Jo. ボッヒスに。その金額をダンチッヒで44ハンガリー・グルデンだけ受取った: それについてアウグスブルクで50fl. re. 支払い, 残りはローマで支払うようわれわれは手紙を書いた	.....duc.	95.-.-
Vortail.	E 18.-.Haben wir vorlangest zalt vnkost auf die seidin gwand, so wir gen Augspurg, Ofen gsant haben, als wir sie kaufft vnd zuwegen bracht, vnd das seidin gwand fur schuldner gestanden gewest,	.....duc.	1. 1.12
利益.	同日18日(9月18日), われわれは可成り以前に, アウグスブルクとオフエンに絹布を購入して送ったときに, 費用を支払った。絹布勘定では借方に残高があった。	.....duc.	1. 1.12
Vnkost.	E.-.-Ist vnkost gangen auf haußhaben sider primo Zenner detto az <sup>o</sup> , als holtz, öl, wein, brot etc. laut ains aussendens auf Augspurg gsant,	.....duc.	156.12.-
費用.	同日(9月30日), 1月1日以降に, 家事のために木材, 油, ワイン, パン等の費用を要した。一人の使者に持たせて(計算書を)アウグスブルクへ送った	.....duc.	156.12.-

これらのうち4月9日の duc. 2060 は, ヴェニス支店勘定の記入からみて, 前述の左はしに「アウグスブルク」とだけ書かれている duc. 400 および「アウグスブルク・宝石」と書かれている duc. 29900 とともに, 主要簿では「アウグスブルクへの宝石」勘定借方に記入されているものと考えられる。4月15日の duc. 12 の一部 duc. 8 は「ヴェニスにおける運賃」(Bottenlon zu Venedig) 勘定の, 7月16日の duc. 80 の一部 duc. 40 と9月30日の duc. 156.12. は「ヴェニスにおける費用」(Vnkost zu Venedig) 勘定の, そして9月18日の duc. 1.1.12 は「ヴェニスにおける利益」(Vortail zu Venedig) 勘定の, それぞれ借方に記入されている<sup>(19)</sup>。また6月12日の duc. 300 は「リスボン支店」(LiBbona per Venedig) 勘定の, 7月16日の duc. 95 は「ダンチッヒ支店」(Tantzge per Venedig) 勘定の, 共に借方に記入されていたはずである。

そしてこれらすべてが, ヴェニス支店勘定の貸方に, 「アウグスブルクへの宝石についての払出し, 7個分」, 「運賃の払出しについて」(per botenlon ausgeben), 「費用の払出しについて」(per vnkost ausgeben), 「利益の払出しについて」(per vortail ausgeben), 「リスボン支店への払出しについて」(per LiBbona außgeben), 「ダンチッヒ支店への払出しについて」(per Tantzge ausgeben) と摘要を付して, それぞれ記載されている。

### 11. ボツツェン等各支店勘定借方

仕訳で借方勘定科目がボツツェン支店である場合は, 前述のごとく, 主要簿までの処理が一貫していると考えられる。仕訳の借方勘定科目がハル支店の場合はない。したがって債務帳のハル支店勘定借方への転記はなく, 計算書の積極側の記入で「ハル」と書かれていることもない。そして主要簿には, ハル支店勘定自体が存在しない。

仕訳で借方勘定科目がローマ支店であるのは14回であるが, それらはすべて債務帳のローマ支店勘定借方に転記されている。そのうち10回は, 計算書の積極側の記入で左はしに「ローマ」とだけ書かれている。また2回は, 「ローマ・銀」(Rom. Silber) と書かれ, 1回はなにも書かれていない<sup>(20)</sup>。

「ローマ」とだけ書かれている10回と何も書かれていない1回の合計は duc. 89988.-.13 であるが、その額が主要簿では「ローマ支店」(Rom zu Venedig) 勘定の借方に記入され、ヴェニス支店勘定の貸方には、「ローマへの払出しについて」(per Rom ausgeben)として書かれている。これらは、一貫した処理がなされているのである。

また「ローマ、銀」と書かれている2回の合計は duc. 32822.10.4 であるが、ヴェニス支店勘定の貸方に「ローマへ送った4525マルクの銀に関する払出しについて」(per silber zu Rom per mark 4525 ausgeben)として、その金額が記載されている。このことから、主要簿の「ローマへの銀」(Silber zu Rom) 勘定の借方にも、その金額が記入されていたであろうことが推測できる。①の処理がなされているのである。

これまでの検討によって、主要簿のヴェニス支店勘定貸方 No.1 に記載されている金額のうち、末尾の duc. 972. 4.23 と duc. 2412.11.8 を除くすべてについて、そこに記載されるまでの過程がほぼ明らかになったことになる。

第一例示の期中取引の仕訳数は107であるが、そのうち借方の勘定科目がフッガー他家他店であるのは55の仕訳においてである。これまでの検討で、そのうちの54仕訳については、主要簿までの処理とその内容が解明できたことになる。残る一つは前述の③の場合であるが、それについては後述する。

債務帳の各勘定口座に転記して以降の処理法には、一貫しているものの他に前述の①、②、③もあるわけであるが、そのいずれを用いるかを何によって決定しているかについては、この段階では未だ確定することはできない。

## 12. ヤコブ・フッガー氏勘定貸方——一貫した処理の場合

第一例示の仕訳で貸方勘定科目として用いられているフッガー他家他店の勘定は、ヤコブ・フッガー氏(すなわちアウグスブルク本店)、アントワープ支店、ミラノ支店、リオン支店、ニュールンベルク支店、ローマ支店、ポッツェン支店、ハル支店の八つである。

これらのうちアントワープ支店(ただし例外③で処理されている一つを除く)およ

びニュールンベルク支店の場合、すでに明らかにしたごとく、ヴェニス支店勘定借方までが、仕訳の勘定科目とその貸借に従って一貫して処理されている。また主要簿のリオン支店勘定とミラノ支店勘定は、翻刻版に示されていないが、ヴェニス支店勘定借方までが一貫して処理されていると考えられる。なぜなら、仕訳で貸方勘定科目がそれらの支店である場合だけが、債務帳のそれぞれの勘定口座の貸方に転記され、計算書消極側の記入でも左はしにその勘定科目が書かれている。そしてヴェニス支店勘定借方 No.1 に「リオン支店の受入れについて」(per Lion eingenomen), 「ミラノ支店の受入れについて」(per Mailand eingenomen)として、計算書の記入で左はしにそれらの支店名の書かれている金額の合計だけが、記載されているからである<sup>(21)</sup>。

そこで残る四つ、すなわち仕訳の貸方勘定科目がヤコブ・フッガー氏、ポッツェン支店、ローマ支店、ハル支店である場合について検討することになるが、まずヤコブ・フッガー氏勘定の場合をみることにする。

貸方勘定科目がヤコブ・フッガー氏である仕訳は、九つある。そしてこれらすべてが、債務帳のヤコブ・フッガー氏勘定貸方に転記されている。ここまでの処理に、例外はない。しかし、主要簿のアウグスブルク本店勘定貸方に記入されているのは、そのうち六つだけである。いま同勘定貸方 No.1 をみると、つぎのとおりである<sup>(22)</sup>。

1516.      Adi ultimo Settembrio. per Venetia in No.1 fur einnemen sider primo Zenner in 6 posten, laut derselbigen rechnung, ac. 30, 31, 34, 35. Nemlich: fl. 3 M<sup>o</sup>. bar empfangen, duc. 212. g. 12. p.9. L<sup>1</sup> Sultzer, duc. 6060 per 6 M<sup>o</sup>. vngar. bar empfangen; duc. 5400 zutzalen, nemlich den Manlich 2 M<sup>o</sup>., den Höchstettern 1400, den Welsern 2 M<sup>o</sup>.; duc. 80800 per 80 M<sup>o</sup>. vngar. in mer posten empfangenn. Mer duc. 1 M<sup>o</sup>. Vlrich Rehlinger; thut alles nach laut der rechnung. Soll Augspurg fur außgeben verrechnen; thut ac. 52 duc. 96472.12. 9
- 1516年      9月30日、1月1日以降 No.1でのヴェニス支店受入れ、計算書 ac.30, 31, 34, 35に示す6項目。すなわち3000フローリンの現金受取り、Lt シェルツァーから duc. 212. 12. 9, 6000ハンガリー・ゴールドすなわち duc. 6060の現金受取り、duc. 5400

を支払わねばならない。すなわち、マンリッヒに duc. 2000、ホヒステッターに duc. 1400、ヴェルザーに duc. 2000、何回かに分けて80000ハンガリー・ゴールドすなわち duc. 80800の受取り、さらにブルリッヒ・レーリンガーに duc. 1000；すべて計算書に詳細に示すとおり、アウグスブルクでは払出しとして記入するはずである。ac.52 .....duc. 96472.12. 9

ここに書かれている六つについての計算書消極側の記入は、それぞれつぎのとおりである<sup>(23)</sup>。

Augspurg.	1516. Adi primo Zenner. Haben wir bar empfangen von Augspurg in drey flecken mit Hans Negelin, thut C' duc.	3000.—
アウグスブルク.	1516年1月1日、われわれはハンス・ネゲリンがアウグスブルクから運んできた3袋の現金を受取る、コレンティ .....duc.	3000.—
	E 15. detto. Mer eingenomen von Leonhart Sultzer. Soll man im zu Augspurg zalen zu 45 percento, thut .....duc.	212.12. 9
	同月15日(4月15日)さらに Lt シェルツァーから(現金を)受取る、それをアウグスブルクで45%増で支払わねばならない。 .....duc.	212.12. 9
Augspurg.	E—.Haben wir bar empfangen von Augspurg mit Negelin vnd Ferber, die potten, in sechs flecken zu 1 M <sup>o</sup> . vngar. gold, thut a 1 percento, .....duc.	6060.—
アウグスブルク.	同日(4月15日)、われわれは運搬人ネゲリンとフェルバーがアウグスブルクから運んできた、それぞれに現金1000ハンガリー・ゴールドずつ入った6袋を受取った、1%増、 .....duc.	6060.—
Augspurg.	E primo Mazo. Eingenomen von Franc <sup>o</sup> Ciuenta. Soll man zu Augspurg zalen zu 45 percento den Manlich 2 M <sup>o</sup> . duc., zu 44 percento duc. 1400 den Höchstettern, vnd duc. 2 M <sup>o</sup> . den Welsern zu 43 percento ; thut in summa duc. largi .....duc.	5400.—
アウグスブルク.	5月1日、フランコ・チウエナ氏から受取る、アウグスブルクでマンリッヒに duc. 2000を45%増で支払わねばならない。ホヒステッターに duc. 1400を44%増で、ヴェルザーに duc. 2000を43%増で(支払わねばならない)、すべて duc. largi で、 .....duc.	5400.—
Augspurg.	E 28.—Von Augspurg in mer posten empfangen 80 M <sup>o</sup> . vngar., laut aines aussendens, thut zu 1 percento .....duc.	80800.—
アウグスブルク.	同月28日(7月28日)、アウグスブルクから何便かに分けて80000ハンガリー・ゴールドを受取る、使者一人、1%増、 .....duc.	80800.—

Augspurg.	E 20.—Eingenomen von Jo. de Moda ; zuzalen zu Augspurg zu 45 percento Vlrich Rehlinger, .....duc.	1000.—
アウグスブルク	同月20日(9月20日)、ヨ・デ・モダから(現金を)受取る、アウグスブルクで45%増をブルリッヒ・レーリンガーに支払わねばならない。 .....duc.	1000.—

4月15日の記入においてだけ、左はしに「アウグスブルク」と書かれていない。このことが意識的なものか否かは判断できないが、もし単なる書き忘れであるとすると、以上六つの場合は、仕訳帳から主要簿のアウグスブルク本店勘定貸方までが、仕訳の勘定科目とその貸借に従って一貫して処理されていることになる。このアウグスブルク本店勘定貸方の記入額合計は、ヴェニス支店勘定借方の最上部に、「1月1日以降のアウグスブルク本店の受入れについて」(Sider primo Zenner per Augspurg eingenomen)として記載されている<sup>(24)</sup>。

### 13. ヤコブ・フッガー氏勘定貸方——②の場合

仕訳の貸方勘定科目がヤコブ・フッガー氏でありながら、主要簿のアウグスブルク本店勘定貸方に記載されていないのは、8月3日、8月18日および9月27日の三つの取引の場合である。これらに関する計算書の記入は、それぞれつぎのとおりである<sup>(25)</sup>。

	+ E—.E3. Augusto. Fur einnemen duc.40. Ist, vmb das ich auf 16. Luio fur außgeben gesetzt hab duc. 80 sansaria vnd herrn Jacob Fugger zugeschriben ; mach ich den halbtail wider gutt vnd den andern halben tail Ofen zu entgegen in den 11038. Soll man zu Ofen zalt nemen .....duc.	40.—
	+ 8月3日、duc. 40の受入れについて、わたくしは7月16日に仲介手数料 duc. 80を払出しに記入し、ヤコブ・フッガー氏勘定に借記した：わたくしはその半分はそのままにして、残り半分をオフエン支店に対する duc.11038に含めた、オフエン支店が支払うべきである、 .....duc.	40.—
Vortail.	E 18.—Fur einnemen ist vns zugangen an Franc <sup>o</sup> Verzelins conto ; vns geschenckt vnd nachgelassen laut seins conto .....duc.	2.12.—
利益.	同月18日(8月18日)、フランコ・フェルツェリン氏勘定を締切するための受入れについて；われわれに寄贈し免除した、同	

	勘定のとおり、……………duc.	2.12.—
Vortail.	E 27.—Fur einnemen mach wir den herren gut. Ist vns mer worden aus 100 stuck silber, von Hall empfangen, dann wir sie angeschlagen haben, laut desselbigen conto, als im Schuldbuch ac. 25. Ain copi auff Augspurg gsant,……………duc.	3897.17.19
利益.	同月27日(9月27日), われわれは主人に振替える, われわれには, ハル支店より受取った100個の銀について計算するときを生じた。債務帳の ac. 25 の同勘定のとおり, 写しをアウグスブルクへ送った,……………duc.	3897.17.19

8月3日の duc.40は主要簿のどこにも記載されてはいない。すなわちこの場合は、③の処理が行われているのであるが、これについては後述する。

8月18日の取引は、フェルツェリン氏勘定の貸方残高(すなわち債務残高)を、手形処理にあたって同氏に便宜を与えたとの理由で、免除されたときのものである。これは、本店であれば同氏への債務の消滅、持分の増加と処理するところであるが、支店であるため同氏への債務の消滅、本店への債務の発生として処理したのである。取引の内容を考えて、左はしに「利益」と書いたのであろう。

9月27日の記入は、銀勘定を、表面上は現在でいう総記法によって記入したことから求められた販売益の計上である。銀は4月5日と5月28日にハル支店から、合計で duc.84966.4.17 (付随費用を含む)を受取り、その全部を6月4日以降8月20日までの間に5回に分けて合計 duc.88863.22.4で販売(もしくは交換・他店へ発送)した。これらについては、受取時に銀勘定の借方に合計 duc.84966.4.17を、販売等の時点で貸方に合計 duc.88863.22.4を記入したが、その差(貸方残高)が duc.3897.17.19であったわけである。これを販売益勘定を用いずしかも支店であるため、本店への債務の発生として処理したのである。これまた内容が儲けであるため、左はしに「利益」と書いたのであろう。

8月18日と9月27日の合計 duc.3900.5.19は、9月27日付で主要簿の「ヴェニス支店での利益」(Vortail zu Venedig)勘定貸方に記入され、ヴェニス支店勘定借方 No. 1には9月30日付で、「受入れた利益について」(per vortail eingemen)

として記入されている<sup>(26)</sup>。したがってこれらの場合は、②の処理がなされているわけである。

#### 14. ローマ支店勘定貸方

つぎに主要簿のローマ支店勘定貸方をみることにする。仕訳において貸方勘定科目がローマ支店であるのは7回であるが、ローマ支店勘定貸方 No. 1になされている記入は、つぎのとおりである<sup>(27)</sup>。

1516.	Adi 20. Mazo. Sider primo Zenner zu Venedig in No. 1 fur einnemen : duc. 520½ zuzalen Bernardo Bini, duc. 2900 Jo. Lupi, duc. 2 M <sup>o</sup> . Ambrosio de Spinachi, duc. 2 M <sup>o</sup> . Simon Paxatini, duc. 12½ Andre Gritt, dic. 999. g. 12. p. 13 Franc <sup>o</sup> Ciueno, laut der rechnung ac. 30, 31, 32. Thut in summa, soll Rom verrechnen ac. 52……………duc.	8432.6.13
1516年.	5月20日, 1月1日以降のヴェニス支店での No. 1の受入れ: ベルナルド・ビニに duc. 520 ½ を支払わねばならない。ヨールビに duc. 2900, アンブロッシ・デ・スピナッチに duc. 2000, ジモン・バガチーニに duc. 2000, アンドレ・グリットに duc. 12 ½, フランコ・チウエナに duc. 999.12.13 (を支払わねばならない), 計算書の ac.30, 31, 32のとおり, したがって合計額で(duc.8432.6.13), ローマ支店は記入する, ac.52……………duc.	8432.6.13

このように六つの取引だけがローマ支店勘定の貸方に記載されているのであるが、それに先立つ計算書消極側の各記入は、つぎのとおりである<sup>(28)</sup>。

Rom.	E.—.Haben wir eingemen vnd gen Rom geschriben zuzalen den Grimaldi a 2 ½ percento; haben wir gehabt von Franc <sup>o</sup> Ciueno, thut C <sup>l</sup> .……………duc.	520.12.—
ローマ.	同日(1月1日), われわれは受入れ, ローマ支店に対してグリマルディーに 2 ½%増(の換算率をもって)支払うよう手紙を書いた; われわれはフランコ・チウエナ氏に対して(債権を)有した。……………duc.	520.12.—
Rom.	E 20.—Eingenomen von den Capelli von wegen Jo. Lupi auf schreiben von Rom……………duc.	2900.—.—
ローマ.	同月20日(5月20日), ローマ支店の手紙に従ってヨールビに代ってカペロ銀行から受取る,……………duc.	2900.—.—
Rom.	E 4. detto. Eingenomen von Daniel de Souicho vmb ain	

	wexel gen Rom. Sollen die vnsern daselbst zalen in zwen monaten Ambrosio de Spinochi zu 1 ½ percento, …duc.	2000.—.—
ローマ,	同月4日(5月4日). ローマ支店宛の為替手形分としてダニエル・デ・ソウイッチョ氏から受取る. 同支店は2ヶ月以内に, 1 ½増をアンブロッシ・デ・スピノッチに支払わねばならない. …duc.	2000.—.—
Rom.	E —.—Haben wir eingenomen von Simon de Pagatini; zu Rom zuzalen 2 ½ percento; im selbst geben prima secunda lettera de cambio per …duc.	2000.—.—
ローマ,	同日(4月20日). われわれはジモン・デ・バガチーニから受取る. ローマで2 ½% (の換算率で) 支払う: かれに為替手形を渡す. …duc.	2000.—.—
Rom.	E —.—Haben wir eingenomen auf schreiben de adi 29. Marzo von Rom von Andrea Gritt, …duc.	12. 6.—
ローマ,	同日(4月9日). われわれは3月29日付のローマ支店の手紙に従って, アンドレア・グリッティから(現金を)受取った. …duc.	12. 6.—
	E 20.—Eingenomen von Franc <sup>o</sup> Verzelin auf schreiben von Rom von wegen Bernardo Bini, …duc.	999.12.13
	同月20日(5月20日). ローマ支店の手紙に従ってベルナルド・ピニに代ってフランコ・フェルツェリンから受取る. …duc.	999.12.13

仕訳によると, 4月9日の取引はローマ支店振出し, グリマルディ氏支払い, ヴェニス支店受取りの為替手形の代金を, アンドレア・グリッティから現金で受取ったときのものである。1月1日, 4月20日および5月4日の取引は, ローマ支店支払いの為替手形をヴェニス支店が振出したときのもので, 5月20日の二つの取引は, とともにローマ支店からの回収依頼の引受けである。したがってこれらのすべてにおいて, ローマ支店に対する債務が生じている。5月20日付の一つの記入で, 左はしに「ローマ」と書かれていない理由は不明であるが, それが単なる記入漏れであるとする, これら六つの場合は, 主要簿のローマ支店勘定貸方までが, 仕訳の勘定科目とその貸借に従って一貫して処理されていることになる。これらの合計額が, ヴェニス支店勘定借方 No. 1に, 「ローマ支店の受入れについて」(per Rom eingenomen) として記載されている<sup>(29)</sup>。

仕訳の貸方勘定科目がローマ支店でありながら, 主要簿のローマ支店勘定貸

方 No. 1に記入されていないのは, 6月18日付の duc.15900だけである。これについては, ③の処理がなされているのであるが, 後述する。

### 15. ボッツェン支店・ハル支店各勘定貸方

仕訳の貸方勘定科目がボッツェン支店であるのは, 3回である。そしてそれらだけが債務帳の同支店勘定貸方に転記され, 計算書消極側にも左はしに「ボッツェン」と書いて記入されている。それら計算書の記入はつぎのとおりである<sup>(30)</sup>。

Botzen.	E 28. Marzo. Haben wir empfangen von Botzen in 13 posten 140 faß, darin 3500 ctr. Botzner gewicht; vnd den ctr. zu 5 ¼ fl. re.; thut zu 38 percento C <sup>l</sup> . …duc.	13170. 6.30
ボッツェン.	3月28日. われわれはボッツェン支店から13便に分けて140樽, 3500ツェントナー (の銅) を受取った. 1ツェントナー当り 5 ¼ fl. re.; 38%増. …duc.	13170. 6.30
Botzen.	E —.—Eingenomen von Piero Contarin auf schreiben von Botzen de ultimo April …duc.	1200.—.—
ボッツェン.	同日(5月4日). 4月末日付のボッツェン支店からの手紙に従って, ピエロ・コンタリンから受取る. …duc.	1200.—.—
Botzen.	E 2. Zungno. Fur einnemen von Botzen empfangen 48 faß No. 1 bis 48 zu 25 ctr. Botzner gewicht; thut 1200 ctr.; angeschlagen zu 5 ¼ fl. re., vnnd zu zu 45 percento duc.	5034.11.17
ボッツェン.	6月2日. ボッツェン支店から, それぞれに25ツェントナーずつ入った No. 1から48までの48樽の(銅の)受入れについて. したがって, 1200ツェントナー: 1ツェントナー当り 5 ¼ fl. re. で評価する. 45%増. …duc.	5034.11.17

しかしこれら三つの記入のうち, 主要簿のボッツェン支店勘定貸方 No. 1に記載されているのは, 5月4日分だけである。翻刻版に主要簿のボッツェン支店勘定は示されていないが, ヴェニス支店勘定借方 No. 1に「ボッツェン支店の受入れについて」(per Botzen eingenomen) として記入されているのが, duc.1200だけだからである<sup>(31)</sup>。

他の二つの場合は, その合計額がヴェニス支店勘定借方 No. 1に「4700ツェントナー, 188樽のボッツェン支店からの銅の受入れについて」(per kupffer zu



Botzen eingenomen per 4700 ctr. 188 faß) として記載されている<sup>(32)</sup>。したがって主要簿の「ボツツェンの銅」(Kupffer zu Botzen) 勘定貸方に記入されているものと考えられる。5月4日については一貫した処理が、他の二つについては①の処理がなされているわけである。

つぎに、仕訳の貸方勘定科目がハル支店である場合をみると、それは3回である。そしてそれらだけが、債務帳の同支店勘定貸方に転記されて、計算書消極側に「ハル」と書いて記入されている。それら計算書の記入は、つぎのとおりである<sup>(33)</sup>。

Hall.	E 5. April. Haben wir von Hall empfangen 80 stuck silber mit No. 1 bis 80. In summa gewegen gschmeidig wienisch gewicht mark 9892 lot 2. Vnd die mark angeschlagen per 7 ¼ duc., thut C <sup>l</sup> . .....	duc. 71727.21.24
ハル.	4月5日、われわれはハル支店から No. 1から80までの銀80個を受取った。合計重量はウィーン単位で9892マルク2ロット、1マルク当り duc.7¼で評価する。 .....	duc. 71727.21.24
Hall.	E 20.—Haben wir von Hall empfangen 32 faß zu 25 ctr. vnd 1 zu 20 ztr. mit No. 81 bis 113 wienisch gewicht; thut a 12 percento Botzner gewicht 91840 vnd el c <sup>o</sup> . per 5 ¼ fl. re. angeschlagen vnd zu 45 percento, thut C <sup>l</sup> .....	duc. 3325. 6.12
ハル.	同月20日(4月20日)、われわれはハル支店から、No. 81~113の、ウィーン単位で25ツェントナーずつ入った32樽と20ツェントナーの1樽(の銅)を受取った:12%増のボツツェン単位で91840ツェントナー、1ツェントナー当り 5 ¼ fl.reで評価する。duc. と fl. reの換算率は1:1.45のため。 .....	duc. 3325. 6.12
Hall.	E 28.—Fur einnemen vmb 20 stuck silber No. 81bis 100; gewegen mark 1640 wienisch geschmeidig; von Hall empfangen; angeschlagen per 7 ¼ duc. C <sup>l</sup> , laut ains conto gsant .....	duc. 11890.—
ハル.	同月28日(5月28日)、No. 81から100までの20個の銀の受入れについて;ウィーン単位で1640マルク;ハルから受取る:1マルク当り duc.7¼で評価、送付した計算書のとおり。 .....	duc. 11890.—

これら三つの記入のうち、4月20日の duc.3325.6.12 は、翻刻版では示されていない「ハルの銅」(Kupffer zu Hall) 勘定の貸方 No. 1 に記載されているもの

と考えられる。ヴェニス支店勘定借方 No. 1 に、「33樽820ツェントナーのハルからの銅の受入れについて」(per kupffer zu Hall fur einnemen per 820 ctr.33 faß) としてその金額が書かれているからである<sup>(34)</sup>。また他の二つの合計 duc.83617.21.24 は「ハルの銀」(Silber zu Hall) 勘定貸方 No. 1 に記載され、ヴェニス支店勘定借方 No. 1 に、「11532マルクのハルの銀の受入れについて」(per silber zu Hall fur einnemen per mark 11532) として記入されている<sup>(35)</sup>。

したがってこれら三つの場合は、ともに ①の処理がなされていることになる。

## 16. 仕訳帳と主要簿の関係

以上の検討で、第一例示の仕訳で勘定科目がフッガー一家他店である場合の仕訳帳から主要簿までの記帳関係が、4月15日、6月18日および8月3日の一つずつを除いて、明らかになったことになる。その結果を要約すると、主要簿のヴェニス支店勘定 No. 1には、貸方にヴェニス支店からみたフッガー一家他店に対する債権発生額または債務消滅額の合計を、その借方にはフッガー一家他店に対する債務発生額または債権消滅額の合計を集計しようとしていることがわかる。第一例示においては、債権の発生と債務の消滅を借方に、債務の発生と債権の消滅を貸方にそれぞれに仕訳し、債務帳から主要簿の他の諸勘定までは、仕訳の貸借関係を維持しつつ同額の記帳を行って、最後に他の諸勘定の記入合計を、ヴェニス支店勘定の貸借逆の側に記入しているのである。

しかしヴェニス支店勘定 No. 1の記載は、単に仕訳で勘定科目がフッガー一家他店である場合をその勘定科目別に、すなわち他店に対する債権と債務の各増減額を集計したものとはなっていない。主要簿の他の諸勘定までの処理が、仕訳の勘定科目とその貸借に従って一貫して処理されているとはかぎらず、ヴェニス支店勘定の記載が仕訳の勘定科目ごとにはなっていないのである。しかも主要簿には、たとえフッガー一家他店勘定ではあっても、リスボン支店およびダンチヒ支店勘定のように、仕訳では用いられていない勘定科目の勘定口座までが存在する。その一方でハル支店勘定のように、仕訳で用いられている勘定

科目の勘定口座が存在しない。また後述する4月15日、6月18日および8月3日の場合のように、フッガー家他店に関する計算書の記入でありながら、他の諸勘定には記載されておらず、したがってヴェニス支店勘定にも記載されていないことがある。

そのため、主要簿の目的とくにヴェニス支店勘定の目的を明らかにするには、さらに検討が必要になる。そのさい問題となるのは二点であろう。一つは、同じ勘定科目をもって仕訳したものが、どのような観点から区別されて、主要簿ではいかなる勘定に記載されているかを明らかにすることである。他の一つは、仕訳を行い計算書までは記入しながら、主要簿に記載していない③等の場合について、その理由を明らかにすることである。

仕訳の勘定科目をもとに他の諸勘定までが一貫して処理されていないこともあるのは、勘定科目がヤコブ・フッガー氏、ポッツェン支店(貸方のみ)、ハル支店(貸方のみ)、ローマ支店の場合だけであることは、たびたび指摘した。そこでまず、これらの勘定科目をもって仕訳された取引の内容と、記載されている主要簿での勘定口座の関係を整理してみよう。その結果は、つぎのとおりである。

(第13表)  
(仕訳で勘定科目が借方の場合)

○ヤコブ・フッガー氏勘定			
日付	取引内容	貸方勘定科目	主要簿の勘定口座
1/25	本店に代る現金支払い	現金	アウグスブルク本店
3/28	本店に代る現金支払い	現金	アウグスブルク本店
4/9	掛購入した物品の本店への発送	バガチーニ氏	本店への宝石
〃	掛購入した物品の本店への発送	バガチーニ氏	本店への宝石
4/15	本店に代る現金支払い	現金	アウグスブルク本店
〃	現金による運賃支払い	現金	運賃
〃	本店に代る現金支払い	現金	アウグスブルク本店
5/10	本店に代る現金支払い	現金	アウグスブルク本店
6/8	掛購入した物品の本店への発送	ビザニ銀行	本店への宝石
〃	現金による仲介手数料支払い	現金	本店への宝石
6/12	本店に代る現金支払い	現金	リスボン支店
6/23	現金購入した物品の本店への発送	現金	アウグスブルク本店
7/16	現金による仲介手数料支払い	現金	費用
〃	本店に代る現金支払い	現金	ダンチッヒ支店
7/20	現金購入した物品の本店への発送	現金	アウグスブルク本店

8/15	絹布の本店への発送	絹布	本店への絹布
〃	発送費用の支払い依頼	ビザニ銀行	本店への絹布
9/18	絹布勘定残高の本店への振替	絹布	利益
9/21	本店に代る現金支払い	現金	アウグスブルク本店
9/30	ヴェニス支店家計費の計上	現金	アウグスブルク本店
〃	ヴェニス支店家計費の計上	現金	費用
○ローマ支店勘定			
1/1	ヴェニス支店に代る同支店での現金受取り	フェルツェリン氏	ローマ支店
1/25	同支店に代る現金支払い	現金	ローマ支店
3/1	同支店に代る現金支払い	現金	ローマ支店
4/15	同支店への送金	現金	ローマ支店
4/27	同支店受取りの手形振出し	チウエナ氏	ローマ支店
5/8	同支店支払いの手形入手	ビザニ銀行	ローマ支店
5/20	同支店受取りの連絡入手	フェルツェリン氏	ローマ支店
6/4	同支店への銀発送	銀	ローマへの銀
〃	現金による運賃支払い	現金	ローマ支店
7/15	同支店への銀発送	銀	ローマ支店
7/30	同支店への送金	現金	ローマ支店
8/20	同支店への銀発送	銀	ローマへの銀
〃	現金による運賃支払い	現金	ローマへの銀
9/10	同支店に代る現金支払い	現金	ローマ支店

(仕訳で勘定科目が貸方の場合)

○ヤコブ・フッガー氏勘定			
日付	取引内容	借方勘定科目	主要簿の勘定口座
1/1	本店からの現金受取り	現金	アウグスブルク本店
4/15	本店に代る現金受取り	現金	アウグスブルク本店
〃	本店に代る現金受取り	現金	アウグスブルク本店
5/1	ヴェニス支店に代る本店での支払い	チウエナ氏	アウグスブルク本店
7/28	本店からの現金受取り	現金	アウグスブルク本店
8/3	仲介手数料のオフエン支店への振替	オフエン支店	記載ナシ
8/18	フェルツェリン氏からの債務免除	フェルツェリン氏	利益
9/20	本店からの現金受取り	現金	アウグスブルク本店
9/27	銀販売益の本店への振替	銀	利益
○ポッツェン支店勘定			
3/28	同支店からの銅受入れ	銅	ポッツェンの銅
5/20	同支店に代る現金受取り	現金	ポッツェン支店
6/2	同支店からの銅受入れ	銅	ポッツェンの銅
○ハル支店勘定			
4/5	同支店からの銀受入れ	銀	ハルの銀
4/20	同支店からの銅受入れ	銅	ハルの銅
5/28	同支店からの銀受入れ	銀	ハルの銀
○ローマ支店勘定			
1/1	同支店支払いの手形振出し	チウエナ氏	ローマ支店

4/9	同支店に代る現金受取り	現金	ローマ支店
4/20	同支店支払いの手形振出し	バガチーニ氏	ローマ支店
5/4	同支店支払いの手形振出し	ソウイッチョ氏	ローマ支店
5/20	ヴェニス支店に代る同支店の支払い	カペロ銀行	ローマ支店
"	ヴェニス支店に代る同支店の支払い	フェルツェリン氏	ローマ支店
6/18	同支店支払いの手形振出し	アントワーブ支店	記載ナシ

以上からは、他店との間のまたは他店の指示による第三者との現金授受によって生じた債権・債務の増減、および手形上の債権・債務の発生は、主要簿で当該他店勘定に記載されていることの多いことがわかる。また他店との間での物品の授受は、他店勘定とは別の他店ごとの物品勘定に記載しようとしていることがうかがえる。しかし同種取引すべてについて、同一の処理を行っているとはいえない。

たとえば、6月12日と7月16日の本店に代る現金の支払いは、主要簿では「アウグスブルク本店」勘定に記載するのが当然と考えられるにもかかわらず、「リスボン支店」勘定および「ダンチッヒ支店」勘定に記載されている。また7月15日と8月20日のローマ支店への銀の発送については、前者を「ローマ支店」勘定に後者を「ローマへの銀」勘定に記載している。そしてとくに費用の処理については、場当り的な処理のなされていることが目につく。

4月15日には、現金を運んできた運搬夫への支払いを、「運賃」勘定に記載している。それに対して6月8日には、本店に送ったダイヤモンドを取得したさいの仲介手数料を「本店への宝石」勘定に含めている。そして6月4日には、ローマ支店へ銀を送ったときの運賃を、「ローマ支店」勘定に記載している。このようなわけで、同種取引は主要簿で同一勘定に記載されていることが多いとはいえ、全体が整然と処理されているとはいえないのである。

したがって主要簿は、取引内容に従って区分整理された勘定科目別の集計とはいえない。仮りに、勘定科目別に集計して9月30日の帳簿の内容を示さんとする意図があったとしても、その目的は達成されていないことになる。

## 17. 計算書での+印の意味

計算書には記載しながら、主要簿には記載されていない場合、すなわち③またはそれに類する方法で処理されている場合は、繰り返えし述べたごとく、計算書の4月15日、6月18日および8月3日付の記入にみられる。

4月15日の取引は、本店から現金を運んできた二人の運搬人に、現金 duc.8を支払った場合であるが、仕訳は当然借方勘定科目をヤコブ・フッガー氏、貸方のそれを現金として、金額 duc.8で行われている。そして債務帳の両勘定口座にその額が転記されている。ここまでの処理に誤りはない。しかもこのうち借方は、勘定科目がヤコブ・フッガー氏であるから当然計算書に記入されている。しかし計算書に記載するさい、金額を duc.12と記入しているのである<sup>(36)</sup>。この誤りには、すぐ気付いている。そして同日付で、計算書の反対側（消極側）につぎの訂正記入を行っている<sup>(37)</sup>。

+	E.—Fur einnemen, vmb das ich gesetzt hab auff datum fur ausgeben 12 duc. potenlon. Soll allain sein 8 duc.; nicht mer zalt; thut .....	duc.	4.—
+	同日(4月15日)受入れ、わたくしは本日運賃として払出しに duc.12 を記入した。duc.8でなければならない; それほどは支払っていない。 .....	duc.	4.—

これは、減額しようとする金額が記入されている側の反対に、減額すべき金額を記入して、結果的に相殺する方法である。誤記した duc.12 を消して、duc.8 に改める方法を用いなかったのである。この訂正記入は、仕訳を行わずになされている。そして主要簿の「ヴェニス支店の運賃」(Botenlon zu Venedig) 勘定借方には、duc.12 と duc.4 を相殺したあとの duc.8 だけを記入している<sup>(38)</sup>。すなわち消極側の duc.4 については、計算書に記入しながら主要簿には記入しないという点で、③に類似した方法で処理しているのである。

8月3日の取引は、7月8日に銀 duc.15656 と銅 duc.11745 をもってネルリ氏の所有する絹布 duc.27401 と交換したさいの仲介手数料 duc.80 の半分を、オフエン支店勘定へ振替えたものである。仲介手数料を支払ったのは7月16日であったが、そのさいは借方をヤコブ・フッガー氏、貸方を現金として仕訳した。費用勘定を用いず、しかも支店の立場であるから、仲介手数料の支払いを

本店への債権の発生として処理したのである。そして貸借とも債務帳の各勘定口座に転記し、借方はフッガー一家他店勘定であるから、さらに計算書の積極側に記入している。この7月8日に取得した絹布の一部 duc.10756を、8月3日にオフエン支店に発送したため、同日付で仲介手数料の半分をオフエン支店に振替えたのである。

8月3日に借方をオフエン支店、貸方をヤコブ・フッガー氏として仕訳していることは、いうまでもない。そして貸借双方とも債務帳の各勘定口座に転記し、計算書の積極側および消極側にそれぞれ記入している。このうち積極側の記入では左はしに「オフエン」と書かれており、その金額 duc.40は主要簿のオフエン支店勘定借方に記載されていると考えられる<sup>(39)</sup>。これに対して消極側に書かれている金額 duc.40には、左はしに+印だけが書かれており、7月16日に積極側に記載された duc.80と相殺されて、残った duc.40だけが、主要簿の「ヴェニス支店の費用」(Vnkost zu Venedig) 勘定の借方に記載されている<sup>(40)</sup>。

以上二つの場合は、計算書に記入された二つの金額を相殺し、残った金額だけを主要簿に記載しているわけである。とはいえ、4月15日の場合が誤記を訂正するものであるのに対して、8月3日の場合は、取引として実際に生じた金額を相殺している点に違いがある。したがって4月15日の場合は、主要簿に取引額を正しく示す結果となっているのに対して、8月3日の場合は取引総額を示さない結果となっている。

6月18日の取引は、ヴェニス支店がローマ支店に支払いを依頼し、その回収をアントワープ支店で行うこととしたときのものである。したがって仕訳の借方勘定科目はアントワープ支店、貸方のそれはローマ支店である。これらとともに、債務帳の各勘定口座に転記されて、計算書にはつぎのように記載されている<sup>(41)</sup>。

(積極側)

+ E 18.—Per Anttorf außgeben 15900 duc. C<sup>t</sup>. von wegen der Bisani.  
Sollen vns zu Anttorf bezalt werden im kalten marckt zoe 40 stiber  
zoe 80 g flemmisch durch Ldo Freschgoualdi e Franc<sup>o</sup> Spinola tt<sup>o</sup>  
.....duc. 15900.—

+ 同月18日(6月18日)、ビザニ銀行に代る duc.15900のアントワープへの払出しについて、アントワープの冬期市でフレッシュゴアルディとフランコ・スピノラを通して、40 stiber すなわち80 g flemmisch (の換算率で) われわれに支払わねばならない。.....duc. 15900.—  
(消極側)

+ E.18.—Per Rom fur einnemen. Ist vmb das wir auff detto fur ausgeben gesetzt haben 15900C<sup>t</sup>. Die setzen wir wider fur einnemen, vmd willen die zu Rom bezalt seind auf vnser commission de adi 9. Mazo; zu Rom bezalt von wegen der Bisani el s<sup>mo</sup> cardinal Siluino de Chartone. Vnnd den vertrag hie zu Venetia mit Aluixo Bisani; vmb die zalt sollen werden durch die Freschgoualdi halb vnd durch die Spinol halb, zu 80 g flemmisch. Darfur seind zu Rom zalt duc. 16218 de camera; auch also gen Anttorf die quittantz del cardinal gsant, thut .....duc. 15900.—

+ 同月18日(6月18日)、ローマ支店の受入れについて、本日われわれは15900C<sup>t</sup>を払出しとして記入した。それをわれわれは再び受入れとする。5月9日の依頼によってローマ支店で支払うためである。ビザニ銀行に代ってローマ支店がシャルトン枢機卿に支払う。そして当地ヴェニスでビザニ氏と契約した。フレッシュゴアルディとスピノラが半分ずつ80g. flemmisch 換算で支払う。ローマ支店で支払うのは duc. 16218 de camera; またアントワープ支店に対して枢機卿の受領証を送った。.....duc. 15900.—

これらの計算書の記入にしたがった記載は、主要簿のどこにも行われていない。ではなぜこの場合だけ、主要簿に記載しないのであろうか。

主要簿の他の諸勘定の No.1 は、すべてが9月30日にまとめて記入されたものとは考えられない。多くは9月30日に記入されているが、ときにはそれ以前に記入されていることもある。たとえばローマ支店勘定貸方をみると、その書き出しは「1516年5月20日、1月1日以降のヴェニス支店における No.1 の受入れについて」(1516. Adi 20 Mazo. Sider primo Zenner zu Venedig in No. 1 fur einnemen)となっている<sup>(42)</sup>。これは、5月20日に1月1日以降分をまとめて記入したことを示すものであるが、このことから他の諸勘定の貸借いずれであっても、そこへの記入が将来ないと予想された時点で、まとめて記入していたのであろうことがわかる。そのさい、いかなる勘定口座の貸借いずれであっても、主要簿のその部分の記入すべてが、一時になされたことは確実である。No.1 の

すべての記入が一つのパラグラフに納められており、そこに何回かの取引が内訳として含まれているからである。

このような手順で記載されたとする、主要簿のアントワープ支店勘定借方とローマ支店勘定貸方は、別々に記入されたことになる。もし双方を相殺したのだとする、先に行う一方の主要簿の記入時に、すでに相殺することがきまっていなければならない。では、この場合に限って相殺する理由はなんだったのだろうか。一方を不注意で記入しなかったことに気付いて、他方も記入しなかったことが考えられなくはないが、記入漏れに気付いたときに、なぜ追加記入を行わなかったのだろうか。

このように、6月18日の処理については、その理由がはっきりしない。しかしこれは、意識してなされたものようである。単なる同一仕訳の貸借双方の、偶然の記入漏れではない。なぜなら、双方の計算書の記入とも、左はしに+印が付されているからである。

計算書の記入全体をとおして、左はしに+印が付されているのは、積極側で2ヶ所、消極側で3ヶ所だけである。具体的にいえば、それらは前述した4月15日の誤記およびその訂正、ここで検討中の6月18日の貸借の記入、それと7月16日の積極側記入額と相殺している8月3日の消極側記入においてだけである。このように、③またはそれに類する処理がなされている場合にかぎって+印を付していることから、6月18日の取引を主要簿に記入しないことは、意識的になされたものと考えられるのである。

## 18. ヴェニス支店勘定の役割

仕訳帳から主要簿の他の諸勘定までは、仕訳の勘定科目をもとに一貫して処理されているとはかぎらず、また仕訳を行い計算書までは記入しながら、主要簿には記載されていないことがある。そのため、主要簿とくに他の諸勘定を集計したヴェニス支店勘定が、9月30日現在の帳簿の内容を示すとはいえないことは、すでに指摘したとおりである。では主要簿とくにヴェニス支店勘定は、何を意図して記帳されているのであろうか。この点を明らかにするには、ヴェ

ニス支店勘定 No. 1の貸借が、合計で相互に一致していることが、一つのヒントとなるように思う。

これまでみたように、ヴェニス支店勘定 No. 1には、仕訳で勘定科目がフッガ一家他店である場合の金額が、債務帳と計算書を経由して主要簿の他の諸勘定の仕訳と同じ側に記帳されたうえで、貸借逆の側に集計されている。ヴェニス支店勘定に記載されている多くは、このような金額である。しかし同勘定に記載されているのは、それらだけではない。もしフッガ一家他店勘定をもって仕訳された金額だけが集計されているのであれば、ヴェニス支店勘定 No. 1の貸借は、合計で相互に一致するはずがない。なぜなら、複式に仕訳された金額を集計してその貸借の合計が相互に一致するのは、すべての仕訳金額を集計するか、同一仕訳の貸借をとともに除外して残りを集計するか、または別々の仕訳であっても貸借を相殺して集計した場合にかぎられるからである。第一例示の仕訳で用いられている勘定科目としては、フッガ一家他店勘定以外のものもある。なお前述した結果的に主要簿に記載されていない③の三つの場合は、貸借が相殺されているのであるから、ヴェニス支店勘定の貸借のバランスには影響しない。

ヴェニス支店勘定 No. 1の貸借が、合計で相互に一致しているのは、借方末尾に duc.240が、貸方末尾に duc.927.4.23と duc.2412.11.8が記載されているからである<sup>(43)</sup>。これらは、第一例示で用いられている勘定科目のうちの、フッガ一家他店のそれを除く諸勘定の9月30日における残高である。duc.240はダニエル・デ・ソウイッチョ氏勘定の貸方残高で、duc.972.4.23は銅勘定借方残高 duc.141.2.15とビザニ銀行借方残高 duc.831.2.8の合計である。そして duc.2412.11.8は現金勘定の借方残高である。フッガ一家他店勘定以外の諸勘定で、9月30日に残高を有したのはこれらだけである。これらの勘定残高が、ヴェニス支店勘定の貸借逆の側に記載されているのである。

したがってヴェニス支店勘定 No. 1の内容は、前述した6月18日の場合を除くと、まず第一例示の全仕訳金額を貸借逆に集計し、そのうえでフッガ一家他店勘定以外の諸勘定の貸借を個別に相殺したものと、同じなのである。換言す

ると、フッガー一家他店勘定だけについて作成した合計試算表的集計表と、その他の勘定について作成した残高試算表的集計表とを合体したものが、ヴェニス支店勘定 No. 1の内容なのである。

ここでフッガー一家他店以外の勘定残高を記載するにあたり、一部とはいえ二つの金額を合計で示していることは、記帳内容の表示を意図せず、合計の一致だけを確認しようとしているためと考えられる。このように、本来一致すべき金額の一致を確認していることから、ヴェニス支店勘定 No. 1が検算を目的としていることは確かであろう。では、他にも作成目的があるのであろうか。仮りに記帳内容を示すことが意図されていたとしても、その目的が十分には達成されていないことは、すでに述べたとおりである。他には目的と考えられるものはない。

もし主要簿とくにヴェニス支店勘定 No. 1が検算だけを目的とするものとするれば、第一例示については、全部で三つの検算が行われていることになる。ここでの検算を除く他の一つは、債務帳の末尾で行われている、現金勘定とヤコブ・フッガー氏勘定の残高が貸借逆でありながら一致することを確認したものである<sup>(44)</sup>。二つ目は、計算書の積極側と消極側の各合計が相互に一致することを確認したものである<sup>(45)</sup>。

これでは、あまりにも検算をしすぎていることになる。それにもかかわらずヴェニス支店勘定 No. 1で検算を行っていることには、つづく同勘定 No. 2の存在が関係あるものと考えられる。

(1) A. W., S. 255. (2) A. W., S. 272. (3) A. W., S. 255.

(4) 現在のアルファベットは26文字であるが、それが完成したのが、丁度この時代である。ただしシュバルツは、26文字すべてを用いて書いている。

(5) A. W., S. 255.

(6) A. W., S. 256~257, 259~261. 貸方末尾の duc. 82920. g. 21. p. 2 は、duc. 82920. g. 21. p. 4 の誤りであろう。

(7) A. W., S. 262.

(8) 翻刻版に示されている九勘定についていえば、費用、運賃、利益の各勘定借方、およびハルへの銀勘定貸方において、そのような記入がなされている。

(9) 費用、運賃の各勘定貸方で、このことが見られる。

(10) 合計額 duc. 329283. 6. 28 を示すまでが、No. 1 である。

(11) A. W., S. 227 und 230. (12) A. W., S. 258. (13) A. W., S. 220.

(14) 仕訳の小書きには、gemelter bancho zu Bologne für vns außgericht den Gadi と書かれている。(A. W., S. 191)

(15) 本書114頁参照。(16) A. W., S. 257. (17) A. W., S. 219, 222 und 224.

(18) A. W., S. 219, 220, 223, 225 und 226. 4月15日の記入で、左はしに8. 4. とあるのは、duc. 12 は誤りで、正しくは duc. 4 少ない duc. 8 であることを示す。7月16日の記入で左はしに Antorf とあるのは理解できない。Augspurg と書くべきであろう。

(19) 7月16日の duc. 80 について duc. 40 だけを処理しているのは、残り duc. 40 を8月3日にオフエン支店へ振替えたためである。ヴェニス支店勘定に per Ofer außgeben として示されている duc. 13738. 14. 27 には、この残り duc. 40 も含まれている。

(20) 仕訳が14であるのに対して計算書の記入が13であるのは、計算書で「ローマ、銀」と書かれているうちの1回(8月20日)が、二つの仕訳をまとめたものだからである。

(21) A. W., S. 256. (22) A. W., S. 261. (23) A. W., S. 226, 227, 228, 230 und 231.

(24) A. W., S. 256. (25) A. W., S. 230 und 231. (26) A. W., S. 256 und 263.

(27) A. W., S. 262. (28) A. W., S. 226, 227, 228 und 229. (29) A. W., S. 256.

(30) A. W., S. 227 und 229. 二番目の日付は5月10日のはずであるが、直前の記入日と同じとして、同日と書かれている。

(31) A. W., S. 256. (32) A. W., S. 256. (33) A. W., S. 227, 228 und 229.

(34) A. W., S. 256. (35) A. W., S. 256 und 263.

(36) A. W., S. 220. (37) A. W., S. 228. (38) A. W., S. 259.

(39) ヴェニス支店勘定貸方 No. 1に「オフエン支店の払出しについて」として書かれている duc. 13738. 14. 27 は、計算書の積極側で「オフエン」と書かれている duc. 1000, duc. 1700, duc. 11038. 14. 27 の合計である。積極側の記入で「オフエン」と書かれているのは、他にない。

(40) ヴェニス支店の費用勘定借方の合計 duc. 196. 12.-は、duc. 40 と duc. 156. 12.-を加えたものである。

(41) A. W., S. 222, 229 und 230.

(42) A. W., S. 262. このほか、ニュールンベル支店勘定借方は4月15日に、ヴェニス支店の利益勘定借方は9月18日に、ヴェニス支店の運賃勘定借方は4月15日に、ニュールンベルク支店勘定貸方は4月20日に、そしてヴェニス支店の利益勘定貸方は9月27日に記入されている。

(43) A. W., S. 256 und 260. (44) 本書139頁参照。(45) 本書168頁参照。

## 第14章 第三例示——主要簿の No. 2

### 1. No. 1との関係

ヴェニス支店勘定 No. 1の借方末尾に記載されたフッガー一家他店以外の勘定残高は、ダニエル・デ・ソウイッチョ氏勘定の貸方残高 duc. 240だけである。それに対して同勘定 No. 1の貸方末尾に記載されているのは、現金、銅およびビザニ銀行の借方残高合計 duc. 3384. 15. 31である。同勘定 No. 2は、これらを引継ぐところからはじまっている。すなわち、これらの金額が No. 2の最上部の No. 1とは逆の側に引継がれている<sup>(1)</sup>。それ以降のヴェニス支店勘定 No. 2の記入は、いったん他の諸勘定に記入したうえで、貸借逆の側に記載されている。では、他の諸勘定に記入されているのは、どのような金額であろうか。

第三例示最初の説明文によれば、各勘定 No. 2の記載は、第二例示の Capus からなされることになっている<sup>(2)</sup>。Capus には、銅、銀、フッガー一家他店の勘定口座だけが設けられているのであるから、No. 2にも、銅、銀、フッガー一家他店の勘定口座だけが設けられている。第二例示では、債務帳に設けられた勘定の残高を期末に Capus の勘定と相殺またはそこへ振替えているため、No. 2は第二例示の最終段階に位置することとなる。

他の諸勘定 No. 2への記入の多くは、12月31日付で行われている。ただ翻刻版で示されている他の諸勘定の一つであるニュールンベルク支店勘定では、借方が12月17日に、貸方が12月5日に記入されている<sup>(3)</sup>。このことは、他の諸勘定の記入が、12月31日以前でも、その勘定のその側に記入すべき取引が将来生じないと判断された時、またはそれ以降になされたことを示すものといえよう。その他の諸勘定からヴェニス支店勘定 No. 2への記入は、すべて12月31日付でなされている。

Capus から記入するとはいえ、Capus と他の諸勘定(銅勘定および銀勘定を除く)

とでは、その記入が貸借逆になっている。これは第二例示での仕訳において、フッガー一家他店勘定の場合だけその貸借関係が第一例示(したがって現行)のそれと逆になっている点を、矯正しようとするものと考えられる。ここから、No. 1との連続性を保ち、主要簿全体としてなんらかの目的を達成しようとしていることがうかがえる。

では Capus から他の諸勘定への記入は、どのようになされているのであろうか。翻刻版に示されている他の諸勘定は、アウグスブルク本店、アントワープ支店、ニュールンベルク支店、ローマ支店の各勘定だけであるが<sup>(4)</sup>、まずこれらの借方からみることにする。ここで4つの勘定すべてに目を通すと、重複するのではないかと考えられるかもしれない。しかし、決してそうではない。これらの勘定の借方までは、それぞれ違った過程をへて記入されているのである。

## 2. 他の諸勘定の借方 (I)

まずアントワープ支店勘定借方からみよう。この場合が、最も一般的と思える手順で処理されているからである。

第二例示では、貸方勘定科目がアントワープ支店である仕訳は、一つだけである。その取引(11月10日)は、小書きによると、10月20日付のアントワープ支店からの依頼に従って、フンドビス氏に代ってマルテリー氏に現金 duc. 1000を支払ったというものである<sup>(5)</sup>。これについては、同支店に対する債権の発生および現金の減少として、アントワープ支店勘定と現金勘定をともに貸方とする仕訳がなされている。そして債務帳の現金勘定と Capus のアントワープ支店勘定に転記されている。この Capus のアントワープ支店勘定貸方をもとにする主要簿のアントワープ支店勘定借方の記入は、つぎのとおりである<sup>(6)</sup>。

Bis ultimo December. per Venedig daselbst in N<sup>o</sup>. 2 fur außgeben laut derselbigen ac. 48 von wegen Cunrad Hundbiß e companis, Soll vns Anttorff also verrechnen, thut ac. 52 .....duc. 1000.—  
 12月末日迄に、ヴェニス支店が No. 2 で行った払出しについて、フンドビスに代って、ac. 48 に示す人物に対して。アントワープ支店はわれわれに対して決済しなければならない。ac. 52 .....duc. 1000.—

そしてこの duc. 1000は、ヴェニス支店勘定貸方に「アウグスブルクへの払出しについて」(per Augspurg ausgeben)と書いて記入されている<sup>(7)</sup>。

この場合は、ヴェニス支店勘定貸方までが、Capus と主要簿で貸借が逆になっている点を除けば、仕訳の勘定科目とその貸借に従って一貫して処理されていることになる。先に「最も一般的と思える」と述べたのは、この点を指すものである。しかし残る三つの場合は、その中途において、ここでいう一貫性が保たれていない。

主要簿のローマ支店勘定借方の記入は、つぎのとおりである<sup>(8)</sup>。

Bis ultimo December auch zu Venedig verrechnet in N<sup>o</sup>. 2 ac. 49 fur außgeben mer dann eingenomen in mer posten. Soll Rom also disen rest den herrn fur einnemen verrechnen. Venedig hat allain den rest in die rechnung; gesetzt; den schreib ich also hie Rom zu; thut C<sup>l</sup>. ac. 52 duc. 44085. 6. —  
 12月末日迄に、ヴェニス支店は何回かに分けて、ac. 49に示すとおり、No. 2で受入れよりも多い払出しを記入した。ローマ支店はこの残高を主人に対する受入れとして記入しなければならない。ヴェニス支店はその残高だけを計算に含める：わたくしはそのことをローマ支店勘定に記入する ac. 52 duc. 44085. 6. —

この金額は、確かに Capus のローマ支店勘定貸方に記載されている。しかしそこへは、仕訳から直接転記されているのではない。前述のごとく第二例示では、フッガー一家他店勘定の場合だけ仕訳の貸借が第一例示とは逆になっている。そしてそれらの勘定口座は、Capus に設けられている。しかしローマ支店勘定の場合だけは、その例外なのである。すなわちローマ支店勘定の場合は、第一例示と同じ貸借をもって仕訳し、勘定口座を債務帳に設けている。

そのローマ支店勘定口座には、借方に6回計 duc. 56085. 6. —、貸方に2回計 duc. 12000の記入が期中になされている。その借方残高を12月31日にいったん Capus の同勘定貸方に仕訳を行って移記し、そこからさらに主要簿のローマ支店勘定借方に行ったのが、上記の記入なのである。ローマ支店勘定の場合だけ、なぜ仕訳と勘定口座の記入を他のフッガー一家他店勘定とは異なる方法で処理しているかは不明であるが、残高である点を除けば、主要簿までがアントワープ支店勘定の場合と同様に、一貫して処理されていることになる。ヴェニス支店勘定貸方には、「ローマ支店の払出しについて、残高」(per Rom außgeben,



ist ein rest) として、この額が記入されている。

主要簿のニュールンベルク支店勘定借方の記入は、つぎのとおりである<sup>(9)</sup>。

Adi 17. December. verrechnet Venedig in N<sup>o</sup>. 2 für ausgeben ac. 49 von Melchior Libler duc. 1 M<sup>o</sup>. vnd Wolf Saurman duc. 250; zalt zunemen laut der rechnung, thut ac. 52 .....duc. 1250. —. —  
12月17日。ヴェニス支店は No. 2 において、ac. 49 に示すリブラーに対する duc. 1000 とザウルマンに対する duc. 250 の払出しを記入した。計算書のとおり支払う。ac. 52 .....duc. 1250. —. —

仕訳によれば、これは12月5日にニュールンベルク支店から受取った現金 duc. 1400 の一部を、ボッシュ氏宛に手紙を書いて二人の人物に現金で支払うよう依頼したときの記入である。したがってニュールンベルク支店に対してはそれだけ債務が消滅し、ボッシュ氏に対しては債務が発生している。これについては、ニュールンベルク支店勘定とボッシュ氏勘定をともに貸方とする仕訳を行っている。

しかし Capus のニュールンベルク支店勘定貸方には、この仕訳からの転記はなされていない。インスブルック支店勘定の貸方になされている。これが誤りであることには、主要簿に記入するまでに気付いたのであろう。このインスブルック支店勘定の記入では、左欄外に「ニュールンベルク支店」と書かれている<sup>(10)</sup>。この記入は、主要簿の正しい記入場所を指示するものと考えられるが、主要簿のニュールンベルク支店勘定借方の記入は、このインスブルック支店勘定からなされているのである。この場合は、Capus での誤りを、主要簿で正しい位置にもどしているわけである。ヴェニス支店勘定貸方には、「ニュールンベルク支店の払出しについて」(per Nürnberg ausgeben) として、この額が記入されている。

### 3. 他の諸勘定の借方 (II)

主要簿のアウグスブルク本店勘定借方の記入は、つぎのとおりである<sup>(11)</sup>。

Bis ultimo December verrechnet Venetia in N<sup>o</sup>. 2 ac. 47 für außgeben in 2 posten, zoe fl. 1100, zusalenn Endris Grander e compania; vnnd mer duc. 1611. g. 6. p. 21, hat Matheus Schwartz per resto seiner rechnung

gen Augspurg gefuert. Soll vnns Augspurg für einnemen verrechnen; thut Venetia gut gemacht ac. 52 .....duc. 2711. 6. 21  
12月末日迄に、ヴェニス支店は ac. 47 に示すとおり、No. 2 で二回の払出しを記入した。すなわち、グランダーとその会社に支払うべき1100フローリン、そしてさらにマトホイス・シュバルツが自分で行った計算の残高をアウグスブルク本店勘定へ振替えた duc. 1611. 6. 21. アウグスブルク本店ではわれわれに対する受入れとして記入すべきである。したがってヴェニス支店では貸記した。ac. 52 .....duc. 2711. 6. 21

この記入は、10月8日と12月31日の取引に関するものであるが、それらの仕訳の貸方はともにヤコブ・フッガー氏勘定である。そして Capus のヤコブ・フッガー氏勘定の貸方に、それぞれの仕訳日に転記されている。この額はヴェニス支店勘定貸方に、「12月末日迄のアウグスブルク本店についての払出し」(Bis ultimo December per Augspurg ausgeben) として記入されている。したがってこれらに関しては、アントワープ支店勘定の場合と同様に、仕訳の勘定科目とその貸借に従って、主要簿までが一貫して処理されていることになる。

しかし、仕訳で貸方勘定科目がヤコブ・フッガー氏でかつ Capus の同勘定の貸方に転記されている場合が、ほかに7回ある。その合計額は duc. 9958. 6. — である。これらは、どのように処理されているのであろうか。

この点の解明には、Capus の記入で左欄外に書かれている語が手掛りとなるものと思われる。Capus の記入では、銅、銀、ヤコブ・フッガー氏勘定の各貸借と前述のインスブルック勘定の貸方においてだけ、左欄外に地名、商品名、「販売」等の語が書かれている。

前記10月8日の仕訳を転記した Capus のヤコブ・フッガー氏勘定貸方の記入では「アウグスブルク」、12月31日の場合は「銀」と書かれている。このように左欄外の語が主要簿での記入場所を正しく指示しているとはかぎらないが、絹布の種類が書かれかつ金額欄に金額が記入されている場合の合計、すなわち10月24日の duc. 39, 11月30日の duc. 4504. 6. —, それに12月7日の duc. 4850 の合計 duc. 9393. 6. — は、ヴェニス支店勘定貸方に「絹布の払出しについて」(per seidin gwand ausgeben) として書かれている。このことから、翻刻版には示されていない主要簿の「アウグスブルクへの絹布」勘定借方には、duc. 9393. 6. —

についての記入がなされていたものと考えられる。

しかし Capus のヤコブ・フッカー氏勘定貸方に記入されている残り 4 回、合計で duc. 565 は、ヴェニス支店勘定の借方には記入されていない。他の諸勘定のどこにも記入されていないのである。

主要簿の勘定科目一覧表に書かれているインスブルック、リスボン、ミラノ、オフエンの各支店勘定は、翻刻版には示されていない。しかしそれら各勘定の借方には、仕訳で貸方勘定科目がそれらの場合だけを、Capus の各勘定口座貸方に転記したうえで、記入しているものと考えられる。ヴェニス支店勘定貸方に、それらの支店ごとに記入されている金額が、仕訳金額および Capus の各勘定口座の記入額と一致しているからである<sup>(12)</sup>。

ヴェニス支店勘定貸方の末尾には、さらにつぎの記入がなされている<sup>(13)</sup>。

E detto geet ab duc. 141. 2. 15, vmb souil steet das kupffer entgegen in den duc. 3384. 15. 31 per debitor, dann man zu Venedig das kupffer fur debitor gehalten hat bis ultimo Settember; vnd so die weiter nit verrechnet werden, so schreib ichs hieob fur ausgeben vnd dem kupffer das gewicht zu ac. 59 per faß 9, ctr. 225, das dann bis primo Octobrio also fur schuldner gehalten was vnd nun nicht weiter, laut auch der rechnung N<sup>o</sup>. 2 ac. 46; vnd dises ac. 59 .....duc. 141. 2. 15  
同日 (12月31日)。duc. 141. 2. 15 を控除。反対側借方の duc. 3384. 15. 31 の中に、この額が含まれている。9 月末迄はヴェニス支店に銀が借方に存在した；そしてそれらについては、その後 (金額を) 記入していない。そのためここでわたくしは ac. 59 に示すとおり、9 樽、重量にして 225 ツェントナーの銅を払出しに記入する。銅を 10 月 1 日迄は債務者とみなしたが、その後はそれをやめた。ac. 46 の計算書 No. 2 のとおり、この帳簿の ac. 59 .....duc. 141. 2. 15

これは主要簿の「ヴェニス支店の銅」(Kupffer zu Venedig) 勘定の記入に見合うものと考えられるが、そこへの記入が Capus をもとになされたとは考えられない。確かに Capus の銅勘定借方最上部には、第一例示から 9 樽の銅が繰越されている。しかしそこには、金額の記入はない。しかしヴェニス支店勘定 No. 1 では、その貸借の合計を一致させるために、銅勘定の残高 duc. 141. 2. 15 も債務帳の貸借とは逆の側に記入され、それを No. 2 では 10 月 1 日付で再度貸借を逆にして引継いでいる。この Capus には記入されていないにもかかわらず、ウ

ェニス支店勘定 No. 2 に記載された金額を消去するためになされているのが、この記入なのであろう。このことから、No. 2 においても、Capus に記入された金額を集計して、貸借の一致を確認せんとしていることがうかがえる<sup>(14)</sup>。

ヴェニス支店勘定貸方 No. 2 の記入は、以上ですべてである。その合計額は、duc. 82920. 21. 4 になる。

#### 4. 他の諸勘定の貸方 (I)

つぎに、他の諸勘定の貸方 No. 2 に記入され、ヴェニス支店勘定借方 No. 2 に記入されている金額をみよう。

翻刻版に示されている他の諸勘定貸方は、アウグスブルク本店、アントワープ支店、ニュールンベルク支店各勘定のそれだけである。これらのうち後者二つの場合は、それらの勘定科目をもって借方に仕訳された金額だけが、Capus の各勘定口座の借方に転記されたうえで記入されている。

たとえばアントワープ支店勘定の場合についてみると、同支店がボゴ氏に貸付けた duc. 2000 を、11 月 10 日にカペロ銀行を通して回収するようヴェニス支店が依頼されたときに、アントワープ支店に対する債務の発生、カペロ銀行に対する債権の発生として、それぞれをともに借方とする仕訳を行っている。また 11 月 15 日には、10 月 10 日付のヴェニス支店の依頼に従って、アントワープ支店がダニエル・デ・ソウイッチョ氏に代るフレッシュゴアルディ氏に duc. 400 を支払った取引を、アントワープ支店に対する債務の発生、ソウイッチョ氏に対する債権の発生として、それらをともに借方とする仕訳を行っている。そして、それぞれの仕訳日に Capus のアントワープ支店勘定借方に転記し、主要簿のアントワープ支店勘定貸方には、つぎの記入を行っている<sup>(15)</sup>。

Bis ultimo December per Venedig daselbst in 2 posten fur einnemen, laut der rechnung ac. 48. Nemlich: duc. 2 M<sup>o</sup>. Jo. Bogo, duc. 400 Jhero. Freschgoualdi; wirt vns Anttorff also verrechnen werden; thut ac. 52  
.....duc. 2400. —. —  
12 月末日迄に同支店はヴェニス支店のために、計算書 ac. 48 のとおり、2 回の受入れを行った。すなわちボゴに duc. 2000, フレッシュゴアルディに duc.

400: アントワープ支店はわれわれについて記入するであろう; ac. 52...duc. 2400. —

そしてこの金額が、ヴェニス支店勘定借方に「アントワープ支店の受入れについて」(per Anttorff eingenomen) として記入されている。このようにアントワープ支店およびニュールンベルク支店勘定の場合、ヴェニス支店勘定借方までが、仕訳の勘定科目とその貸借に従って一貫して処理されているわけである。

これに対して主要簿のアウグスブルク本店勘定貸方には、ヤコブ・フッガー氏勘定をもって借方に仕訳し、Capus の同勘定借方に転記された金額すべてが記入されているわけではない。第一例示の現金勘定およびビザニ銀行勘定の各残高を10月1日に繰越するさいに、それらの勘定とヤコブ・フッガー氏勘定とともに借方とする仕訳を行い、各勘定口座に転記している。しかしここでCapus のヤコブ・フッガー氏勘定借方に記入された合計 duc. 3243. 13. 16は、主要簿のアウグスブルク本店勘定貸方には記入されていない。それは10月1日に、ヴェニス支店勘定 No. 1の貸方末尾に記入した現金勘定とビザニ銀行勘定の各残高を引継ぐかたちで、すでに No. 2の借方に記載しているためであろう。この金額については、ヴェニス支店勘定の上で直接 No. 1から引継がず、つぎの duc. 11080とともに、いったんアウグスブルク本店勘定に記入したうえで、ヴェニス支店勘定へ記入する方法もあったはずであるが、その処理を行っていないのである。

アウグスブルク本店勘定貸方の記入は、つぎのとおりである<sup>(16)</sup>。

Bis ultimo December per Venedig verrechnet in N<sup>o</sup>. 2 für einnemen in 2 posten, laut der rechnung a. 47, duc. 8080 vmb 8 M<sup>o</sup>. vngar. bar empfangen; duc. 3000, zuzalen den Philip Adler vnd Endris Grander. Soll Augspurg also für außgeben verrechnen. Thut in summa Venedig zugeschriben ac. 52 .....duc. 11080. —  
12月末日迄に、No. 2ではヴェニス支店について2つの受入れを記入した。計算書の ac. 47のとおりで、8000ハンガリー・グルデンすなわち duc. 8080の現金受取り。(本店が) アドラーとグランダーに支払った duc. 3000の回収引受け。アウグスブルク本店では払出しを記入すべきである。合計額でヴェニス支店は記入する。ac. 52 .....duc. 11080. —

この額がヴェニス支店勘定借方に、「何回かのアウグスブルクの受入れについ

て」(per Augspurg eingenomen in mer posten) として記入されている。

翻刻版に示されていないボツツェン、インスブルック、リオン、オフエン各支店勘定貸方の場合、ヴェニス支店勘定借方までが、仕訳の勘定科目に従って、一貫して処理されているものと考えられる。それらの勘定科目をもって借方に仕訳された金額だけがCapusの各勘定口座借方に転記され、それぞれの記入合計額がヴェニス支店勘定 No. 2の借方に記載されているからである。

### 5. 主要簿の目的

ただこれだけだとすると、ヴェニス支店勘定借方 No. 2の合計は duc. 49433. 15. 4であり、貸方合計には達しない。それが結果として貸借で一致しているのは、借方末尾にさらに二つの金額が記載されているからである。「払出しより多く受け入れた3246マルクの銀について、残高」(per silber vmb mark 3246 mer eingenomen dann außgeben; rest) として書かれている duc. 25841. 6. —と、「払出しより多く受け入れた銅について、残高」(per kupffer mer eingenomen dann außgeben, ain rest) として書かれている duc. 7646がそれである。

しかし第二例示では、銀および銅の受入時に金額を示していない。金額を示すのは、それらを第三者に販売したときだけである。しかもこれら二つの金額は、Capusにおける銀および銅勘定の貸方記入額でもない<sup>(17)</sup>。では、それにもかかわらず「残高」として示されている二つの金額は、いかなる意味をもつ金額なのであろうか。結論をいえば、ヴェニス支店勘定 No. 2の合計を貸借で一致させるための目的で、この段階での貸借の差額を追加したものと考えられない。

第二例示の債務帳において、12月31日に残高を有したのは、現金勘定とローマ支店勘定だけである。第三者の勘定には、残高はなかった。そのうち現金勘定借方残高 duc. 1611. 6. 21はヤコブ・フッガー氏勘定と相殺されている。またローマ支店勘定借方残高 duc. 44085. 6. —は、前述のとおり、Capusに同名の勘定を新設して、その貸方に移記されている。したがって現金勘定および第三者勘定の金額を含まないとしても、Capusにおける貸借関係を修正して合計す

ると、貸借の各合計は相互に一致するはずなのである。

しかしヴェニス支店勘定に記入されているのは、Capusの記入額すべてではない。すでにみたように、ヤコブ・フッガー氏勘定貸方記入額の中のduc. 565は、ヴェニス支店勘定のどこにも記載されていない。これだけでも、ヴェニス支店勘定の貸借は合計で一致しないことになるが、Capusに書かれながらヴェニス支店勘定に記載されていない金額が他にもある。それは、Capusの銅勘定貸方記入額duc. 7923と銀勘定貸方記入額duc. 26129. 6. -である。

もしduc. 565を記載するとすれば、ヴェニス支店勘定では貸方に記入されることになる。またduc. 7923とduc. 26129. 6. -は、その借方に記入されることになる。これらが除外されているのであるから、この段階では、それらの差duc. 33487. 6. -だけ借方が少ないことになる。duc. 25841. 6. -とduc. 7646を加えると丁度duc. 33487. 6. -になるが、これは偶然とは考えにくい。われわれはこれらを、duc. 33487. 6. -をなんらかの基準で二つに分けて、ヴェニス支店勘定の貸借を一致させる目的で、その借方末尾に記入したものと考えるのである。しかし何を基準にこれらの金額を決定したのかは、明らかではない。

ヴェニス支店勘定に記載されている金額すべてが、仕訳の勘定科目とその貸借に従って一貫して処理されたものであれば、Capus全体が集計されたことになり、同勘定が12月31日のヴェニス支店の状態を示すものと考えられなくはない。しかしヴェニス支店勘定には現金勘定の残高が示されておらず、Capusに記入された金額であってもヤコブ・フッガー氏勘定貸方記入額の一部は記入されていない。さらに銅および銀勘定の記入額も、そのままでは記入されていない。したがってヴェニス支店勘定No. 2は、状態を示すものではないといわざるをえない。

だとするとヴェニス支店勘定No. 2は、何を目的としているのであろうか。ヴェニス支店勘定No. 2には、いったん記入されながら、Capusに記入されていないことを理由に消去されている金額がある。また借方末尾に、貸借を合計で一致させるための金額が記入されている。これらの点から、第二例示の記帳が貸借で一致するか否かを確認する、一種の検算表であるとわれわれは考える。

したがって第三例示は、すでに個別には検算されている第一例示および第二例示全体について、改めて検算することを目的とするものと考えたい。

- (1) 借方の日付は9月1日(Adi primo Settembre)、貸方のそれは9月末日(Adi ultimo Settembre)となっている。9月1日は9月末日の誤りであろう。貸借とも、10月1日付けがより適当と思う。
- (2) A. W., S. 255. (3) A. W., S. 258 und 262.
- (4) ただしローマ支店勘定の借方は存在しない。原本でもなかったのかもしれない。
- (5) A. W., S. 235. (6) A. W., S. 258. 「人物」はソウイッチョ氏を指す。
- (7) アウグスブルクは、アントワープの誤りであろう。(8) A. W., S. 258.
- (9) A. W., S. 258. (10) A. W., S. 254. (11) A. W., S. 257.
- (12) Capusでインスブルック勘定に記入され、主要簿でニュールンベルク勘定に記入されているduc. 1250は除く。
- (13) A. W., S. 261. 丁数59には、三つの勘定が設けられている。それぞれにどのように記入されているかは、翻刻版でそれらが省略されているため判断できない。
- (14) ただし前述のごとく、duc. 565はどこにも記載されていない。
- (15) A. W., S. 262. (16) A. W., S. 262.
- (17) Capusの貸方記入額は、銀勘定がduc. 26129. 6. -, 銅勘定がduc. 7923である。

## 第15章 主要簿の要約

### 1. 総括表

第三例示には、24の勘定口座からなる主要簿につづいて、一頁(72枚目裏頁, ac. 60)の「注解」(Nota)がある。それは主要簿の概略を明らかにするものであるが、五つのパラグラフに分かれている<sup>(1)</sup>。

最初のパラグラフは、主要簿に設けられている勘定口座が25であること<sup>(2)</sup>、それぞれの勘定口座では貸借と No. 1, No. 2が区分されていること、そして No. 1が第一例示の計算書から、No. 2が第二例示の Capus から作成されるものであることを明らかにしている。

中間の三つのパラグラフは、より具体的に主要簿の記入について述べるもので(とはいえ十分とは思えない)、主要簿に設けられているのが、アウグスブルク本店 (Augsburg per Venedig) 勘定のようなヴェニス支店が取引を行ったフッガー他家店の勘定口座等であること<sup>(3)</sup>、それらの貸借には(いかなる内容のものであるかは示していないが)金額を記入し、その各勘定口座の記入額をヴェニス支店 (Venetia auf rechnung) 勘定に集計すること、そのさいヴェニス支店勘定と各勘定とでは、記入が貸借逆になされるべきこと等を明らかにしている。前章で検討したとおりである。

最後のパラグラフは、第三例示の本文を締めくくるための文章で、ac. 51から ac. 60にわたって主要簿の概要を示したので、これ以上は各自の勉強にまかせるという意味のことを述べている。そして行を改めて、「主要簿のおわり」(End des Hauptbuch) と書いている。

これで第三例示の主要部分である主要簿はおわるわけであるが、第三例示のすべてがおわっているわけではない。つづく73枚目表頁 (ac. 61) に、その頁全部を使って、「付録」(Appendix)として「全体の計算をもとに作成した主要簿の

要約」(Beschluß des Hauptbuchs auf ein general rechnung)と名付けられたものが示されている<sup>(4)</sup>。それはつぎのようなものであるが、われわれは以下において、これを「総括表」と呼ぶことにする。

Carta	Soll vns.	Sollen wir.
53. Augspurg per Venedig .....duc.	87922. 12. 21 duc.	107552. 12. 19
53. Anttorf per Venedig .....duc.	10906. 6. - duc.	96090. 8. -
54. Botzen per Venedig ..... duc.	900. - . - duc.	3260. - . -
54. Lion per Venedig ..... duc.	7740. - . - duc.	16000. - . -
54. LiBbona per Venedig ..... duc.	3200. - . - duc.	- . - . -
55. Mailand per Venedig.....duc.	40130. 12. 3 duc.	3000. - . -
55. Ofen per Venedig .....duc.	28738. 14. 27 duc.	4700. - . -
55. Nürnberg per Venedig ..... duc.	1578. - . - duc.	19000. - . -
56. Inßbrugg per Venedig .....duc.	200. - . - duc.	8000. - . -
56. Rom per Venedig .....duc.	134073. 6. 13 duc.	8432. 6. 13
56. Tantzge per Venedig.....duc.	95. - . - duc.	- . - . -
57. Stat in cred. vnd debit., so nichts geltenduc.	- . - . - duc.	- . - . -
58. m. 4525 $\frac{7}{16}$ silber zu Rom .....duc.	32822. 10. 4 duc.	- . - . -
58. m. 911 $\frac{1}{4}$ silber zu Rom. angschlagen ...duc.	6610. - . - duc.	- . - . -
58. m. 11532 $\frac{1}{8}$ silber zu Hall. ....duc.	- . - . - duc.	83617. 21. 4
58. m. 4138 $\frac{1}{4}$ silber zu Hall, angschlagen ...duc.	- . - . - duc.	31310. - . -
59. ctr. 4700 kupffer zu Botzen .....duc.	- . - . - duc.	18204. 18. 15
59. ctr. 1750 auch kupffer zu Botzen .....duc.	- . - . - duc.	6774. - . -
59. ctr. 820 kupffer zu Hall .....duc.	- . - . - duc.	3325. - . -
60. ctr. 250 kupffer zu Rom .....duc.	900. - . - duc.	- . - . -
60. elen 8563 $\frac{1}{2}$ allerlay seidin gewand zu Augspurg .....duc.	27572. 5. 24 duc.	- . - . -
60. Edelgstein, zoyen etc. zu Augspurg .....duc.	32360. - . - duc.	- . - . -
	Summa duc. 415748. 19. 28; duc. 409268. - . 31	
Rest hat der gmain handel aus Venedig mer einzunemen weder zuzaln .....duc.		6479. 18. 29
	Summa duc. 415748. 19. 28	

この総括表には、どのような意味をもつ金額が、どこからどのようにして記載されているのであろうか。また総括表は何を目的としたもので、その目的がどれほど満たされているのであろうか。

## 2. 主要簿から求めうる金額(I)

タイトルに「主要簿の要約」とあることから、総括表が主要簿をもとに作成されたものであることは、容易に推測できる。そしてこの推測が一応妥当であろうことは、総括表の左はしに示されている丁数53から丁数60が、われわれが他の諸勘定と呼ぶ、主要簿中のヴェニス支店勘定を除く諸勘定のそれであること、それら各丁数の右に書かれている文言が、一部は他の諸勘定の科目名と全く同じで、他の多くもほぼ同じであること、またさらにそれぞれの借方(Soll vns)および貸方(Sollen wir)に記載されている金額の多くが、主要簿でそれぞれの他の諸勘定の貸借同じ側に記載されている No. 1と No. 2の金額の合計であること、これらから確信できる。

しかし、このように総括表が主要簿と密接な関係をもつものであるとはいえ、主要簿からだけ作成されたものでないことも明らかである。総括表に記載されている金額の一部は、主要簿からは求めることができないからである。換言すると、主要簿に記載されていない金額が、総括表には記載されていることがある。それらの金額を理解するには、第一例示および第二例示の勘定口座、さらには仕訳にまで溯らねばならない。これとは逆に、たとえ主要簿に記載されている金額であっても、総括表には記載されていないこともある。

なお、主要簿から求めうる金額を総括表に記載するにあたっては、仕訳はなされていない。

そこでまず、総括表に記載されている各金額について、それらがどこから求められたものであるかを、丁数順にみることにする。

総括表の最上部から、ac. 56 Tantzge per Venedig までに書かれている、貸借合わせて20の金額のうちの16は、主要簿の他の諸勘定から求めることができる。たとえば最上部に書かれている Augspurg per Venedig の借方記入額 duc. 87922. 12. 21は、主要簿の同名の勘定借方 No. 1に記載されている duc. 85211. 6. -とその No. 2に記載されている duc. 2711. 6. 21の合計である。そしてそれらの額は、ヴェニス支店勘定と他の諸勘定との関係から、当然ヴェニス支店勘

定貸方の No. 1と No. 2にも書かれている。ヴェニス支店勘定貸方の No. 1と No. 2に per Augspurg ausgeben として書かれているのが、それである<sup>(5)</sup>。

このように総括表の金額が、主要簿の他の諸勘定の No. 1と No. 2の合計として求めうるとすると、主要簿の No. 1は第一例示の計算書から、No. 2は第二例示の Capus から記入されているのであるから、計算書および Capus から直接総括表の金額が求められているのではないかとも考えたくなる。しかし、それは無理である。なぜなら、計算書および Capus から主要簿の他の諸勘定の No. 1および No. 2に記入する過程では、同種の取引すべてを同一勘定に記載しているとはかぎらないからである<sup>(6)</sup>。計算書および Capus から直接作成すると、総括表は別のものになる。

ac. 56までに書かれている20の金額のうちに残る四つは、他の諸勘定の No. 1と No. 2の記入額合計とは若干違っている。具体的に丁数順に言えば、Augspurg per Venedig 貸方の duc. 107552. 12. 19, Anttorf per Venedig 借方の duc. 10906. 6. —, Botzen per Venedig 貸方の duc. 3260. —. — および Mailand per Venedig 借方の duc. 40130. 12. 3がそれである。

主要簿の Augspurg per Venedig 勘定貸方と、ヴェニス支店勘定借方に per Augspurg eingenomen として書かれているのは、ともに No. 1が duc. 96472. 12. 9で No. 2は duc. 11080. —. —である。しかしこれらを合計しても、総括表の金額より p. 10だけ少なく、duc. 107552. 12. 9にしかない。つぎに主要簿の Anttorf per Venedig 勘定借方に書かれているのは、No. 1が duc. 9900. 6. —で No. 2が duc. 1000である。そしてそれらと同額が、ヴェニス支店勘定貸方の No. 1と No. 2に、それぞれ per Anttorf ausgeben として書かれている<sup>(7)</sup>。しかしこれらの合計は duc. 10900. 6. —で、総括表の金額より duc. 6だけ少ない<sup>(8)</sup>。

翻刻版には、主要簿の Botzen per Venedig 勘定は示されていない。したがってヴェニス支店勘定借方の No. 1と No. 2に per Botzen eingenomen として書かれている金額に依存するしかないが、それらは duc. 1200と duc. 2068. 23. 5である。これらの合計は duc. 3268. 23. 5であり、総括表に Botzen per Venedig

として書かれている金額より duc. 8. 23. 5だけ多い。主要簿の Mailand per Venedig 勘定も翻刻版にはないが、ヴェニス支店勘定貸方に per Mailand ausgeben として記入されているのは、No. 1が duc. 34130. 12. 13で No. 2が duc. 6000である。これらを合計すると duc. 40130. 12. 13であり、総括表に書かれている金額より p. 10だけ多くなる。

われわれは、これら総括表の四つの金額を、誤記されたものとする<sup>(9)</sup>。主要簿の金額を正しいものとする。なぜなら、これらの金額だけ他から求められたと考える理由はなく、主要簿から求められたものとする、そこまでの処理には誤りがないからである。もしこの判断が正しいものとする、1516年1月1日から同年12月31日までの間に生じた取引で、フッガー一家他店の各勘定をもって仕訳され、勘定口座に転記されて、かつ主要簿でもそれら他店勘定をもって記載されている金額のすべてが、総括表に記載されていることになる。

ac. 57の「借方と貸方の場所、それには価値がない」(Stat in cred. vnd debit., so nichts gelten)には金額が書かれていないわけであるが<sup>(10)</sup>、主要簿の ac. 57にはつぎの三つの勘定口座が設けられており、金額も記入されている。Vortail zu Venedig duc. 1. 1. 12 (借方), duc. 3900. 5. 19 (貸方), Vnkost zu Venedig duc. 196. 12. — (借方) および Bottenlon zu Venedig duc. 8 (借方) がそれである。ではこれは、何を示そうとしているのであろうか。おそらく「借方と貸方の場所」は、ac. 57に勘定口座が設けられていて金額も記入されていることを、「それには価値がない」は、それにもかかわらず総括表にはその金額を記載しないことを、それぞれ示そうとしているのであろう。

ここで金額を記載しない理由については、73枚目裏頁で<sup>(11)</sup>、まず「利益、損失および費用。それらを明らかにする必要はない。なぜなら、それは動産ではなく、einnemen および ausgeben 全体の中に含まれているからである」(vortail vnd nachtail, auch vnkost, das darff man nicht außziehen, dann es ist nit mobile, sonder pleibt in im selbst also steen fur gemain einnemen vnd außgeben) と述べている。そしてさらに「将来受入れるか支払わねばならない動産については、後刻処理することになるため、総括表にまとめておかねばならない」(Was aber mobile ist,

als das ich noch soll einnemen oder zalen muesse, das muß man außziehen, wie in obgemeltem außzug steet in ainer general rechnung dienen, außzogen, wie weiter hernach volgen wirt) と述べている。これは、将来決済すべきものを総括表に記載する一方で、将来決済する必要のないものは総括表に記載しないことを述べたものと受取れるが、ヤコブ・フッガー氏勘定をもって仕訳された金額すなわち同氏に対する債権または債務の増減の一部が、総括表に記載されていないことになる。

### 3. 主要簿から求めうる金額(II)

総括表に ac. 58から ac. 60までとして書かれている十の金額は、主要簿との関係から、二つに分けることができる。一つは、すでに見た Tantzge per Venedig までの金額と同様に、主要簿から求めうるかまたは求めたと考えられるものである。他の一つは、主要簿からは求めることができないものである。

まず主要簿から求めうるものをみると、それは m. 4525  $\frac{7}{6}$  silber zu Rom の借方記入額 duc. 32822. 10. 4, ctr. 4700 kupffer zu Botzen の貸方記入額 duc. 18204. 18. 15, elen 8563  $\frac{1}{2}$  allerlay seidin gewand zu Augspurg の借方記入額 duc. 27572. 5. 24 および Edelgstain, zoyen etc. zu Augspurg の借方記入額 duc. 32360. —. — の四つである。これらの金額は、ヴェニス支店勘定で貸借逆の側の No. 1 および No. 2 に記入されている金額の合計と同じである<sup>(12)</sup>。

主要簿から求めたと考えられるものの、主要簿の金額と若干異なるのは、m. 11532  $\frac{1}{8}$  silber zu Hall の貸方記入額 duc. 83617. 21. 4 と ctr. 820 kupffer zu Hall の貸方記入額 duc. 3325 の二つである。

m. 11532  $\frac{1}{8}$  silber zu Hall の貸方記入額 duc. 83617. 21. 4 は、主要簿でヴェニス支店勘定借方 No. 1 に per silber zu Hall fur einnemen として記入されている金額、および Silber zu Hall 勘定貸方 No. 1 に記入されている金額に見合うものはずである。しかしそれら主要簿の二箇所の記事額は、ともに duc. 83617. 21. 24 である。総括表の金額より、p. 20 だけ多い。ctr. 820 kupffer zu Hall の貸方記入額 duc. 3325 は、ヴェニス支店勘定借方 No. 1 に per kupffer zu

Hall fur einnemen として記入されている金額に見合うものはずであるが、その額は duc. 3325. 6. 12 である<sup>(13)</sup>。g. 6. p. 12 だけ総括表の金額より多い。これらの場合も、当然総括表の金額が誤りであると考えねばならない<sup>(14)</sup>。

なぜなら、これらはともに主要簿の No. 1 に関するものであるから、第一例示を見ればよいことになるが、第一例示で記載されている金額は主要簿の金額と同じだからである。すなわち、第一例示でハル支店から銀を受入れたのは4月5日と5月28日の2回で、仕訳の重量合計は11532マルク2ロット、金額合計は duc. 83617. 21. 24 である。また第一例示で同支店から銅を受入れたのは4月20日の1回だけで、仕訳には重量820ツェントナー、金額 duc. 3325. 6. 12 と記入されている。

ただこれらの誤りは、Tantzge per Venedig までに存在した四つの誤りとともに、意識的なもので、原本の段階ですでにそうになっていたのかもしれない。なぜなら73枚目裏頁の末尾近くの総括表に関する記述の中に、「そして一つの実験を行い、正しいことばかりでなく多くの誤りを書いた。それはそうすることで、学習させ、事実と事実を相互に明らかにさせるためである。」(vnd machet ainem nur ain laborint vnd mer irr dann richtig. Es were dann, das ainer im thun were, so gienge das zaigen, lernen, das facit vnd das factum miteinander) と書かれているからである<sup>(15)</sup>。

### 4. 主要簿から求めえない金額

m. 4525  $\frac{7}{6}$  silber zu Rom 以下に書かれている金額のうち、主要簿から求めることができないのは、つぎの四つである。m. 911  $\frac{1}{4}$  silber zu Rom, angeschlagen の借方記入額 duc. 6610, m. 4138  $\frac{1}{4}$  silber zu Hall, angeschlagen の貸方記入額 duc. 31310. —. —, ctr. 1750 auch kupffer zu Botzen の貸方記入額 duc. 6774 および ctr. 250 kupffer zu Rom の借方記入額 duc. 900. —. —。先に「一部の金額は、主要簿からは求めることができない」と述べたのは、これらの存在を指している。

確かにヴェニス支店勘定の貸方をみると、No. 1 だけに per silber zu Rom と



いう記入がある。しかしその重量は 4525  $\frac{7}{16}$  マルクで、金額は duc. 32822. 10. 4 であり、すでに見たごとく別に総括表に記載されている。しかもここでの重量が 911  $\frac{1}{4}$  マルクであることから、duc. 6610 は 4525  $\frac{7}{16}$  マルクの銀とは関係ないものと考えねばならない。だとすると、ヴェニス支店勘定には他に per silber zu Rom という記載がないのであるから、主要簿からは求めることができないのである。ではこの金額は、どのようにして求められたもので、どのような内容のものなのであろうか。

実は、第二例示においては11月28日に1回だけ、ローマ支店に銀を送っている。その重量が 911  $\frac{1}{4}$  マルクである<sup>(16)</sup>。したがって duc. 6610 は、第二例示のこの銀の金額と考えることができる。ではなぜ、主要簿にこの金額が記入されていないのであろうか。それは、Capus に記入されていないため、さらに言えば第二例示の仕訳の仕方のせいである。

第二例示では、フッガー家内部で銅および銀を直接受渡したときに、重量と個数だけを仕訳に記入することとしている<sup>(17)</sup>。仕訳に金額は記入しない。そのため11月28日にローマ支店へ銀を送ったときに、仕訳には重量と個数だけを書き、Capus の銀勘定にもその重量と個数だけを転記している<sup>(18)</sup>。主要簿の No. 2 は Capus をもとに記入されているのであるから、silber zu Rom の No. 2 には記入すべき金額がなかったのである。

この、これまで第二例示では示されていなかった金額を、総括表を作成する段階で示したのが duc. 6610 と考えられるわけであるが、ではどのようにして求められたものなのであろうか。この点については、いっさい説明されていないため推測するしかないが、いま総括表で直前に書かれている第一例示でローマ支店に送った銀の重量約 4525 マルクと金額 duc. 32822. 10. 4 をもとに計算すると、1 マルクが約 duc. 7  $\frac{1}{4}$  になる。この単価をもって計算すると、丁度ではないが、911  $\frac{1}{4}$  マルクはほぼ duc. 6610 になる (duc. 7  $\frac{1}{4}$  × 911  $\frac{1}{4}$  マルク = duc. 6606  $\frac{1}{2}$ )。おそらく duc. 6610 は、このように第一例示の数値をもとに求められたものなのであろう。「評価」(angschlagen)は、この段階ではじめて金額を付したことを示すものと考えられる。

per silber zu Hall という記入は、ヴェニス支店勘定借方の No. 1 でだけ行われている。その額は duc. 83617. 21. 24 であるが、それとほぼ同額が、すでに見たとおり別に総括表には記載されている。したがって duc. 31310 は、それとは別と考えねばならず、とするとヴェニス支店勘定には他に per silber zu Hall という記載がないのであるから、ヴェニス支店勘定から求められたものではないことになる<sup>(19)</sup>。

そこで「ハル支店」と「4138  $\frac{1}{4}$  マルク」を手掛りとして第一例示および第二例示をみると、これまた第二例示中に一つの数値を見出すことができる。それは、10月20日と11月10日の2回に分けてハル支店から受入れた銀、すなわち第二例示で他から受入れた銀の全重量で、Capus の銀勘定借方末尾に記載されている 4318  $\frac{1}{4}$  マルクである。4138  $\frac{1}{4}$  マルクとは異なるが、これ以外に「ハル支店」と関係ある数値が見出せないため、われわれは 4138  $\frac{1}{4}$  を 4318  $\frac{1}{4}$  の誤記と考えるのである<sup>(20)</sup>。

第二例示での他店からの銀の受入れだとすると、第二例示の仕訳の仕方からして、主要簿まではどこにも金額が書かれていないことになる。それをこの段階で示すために「評価」したのが、duc. 31310 なのであろう。では、どのように「評価」したのであろうか。そこで上記のローマ支店へ送った銀の場合と同様に、1 マルクを約 duc. 7  $\frac{1}{4}$  として計算すると、ほぼ duc. 31310 がえられる (duc. 7  $\frac{1}{4}$  × 4318  $\frac{1}{4}$  マルク = duc. 31307)。

ヴェニス支店勘定に per kupffer zu Botzen として記入されているのは、借方 No. 1 の duc. 18204. 18. 15 だけであるが、これもまた総括表に別に記載されている。そこでここでもまた「ボツツェン支店」と「1750 ツェントナー」を手掛りとして第一例示および第二例示をみると、Capus の銅勘定借方に 500 ツェントナーと 1250 ツェントナーという合計で 1750 ツェントナーになる二つの記入を見出すことができる。それらは10月18日と12月1日にボツツェン支店から受入れた銅の各重量であるが、第二例示で他店から受入れた銅はこれですべてである。

これらの記入にも、第二例示部分であるから金額は付されていないわけであ

るが、われわれは duc. 6774がこの銅の評価額であると考え。そこで、上記二つの場合に倣って第一例示の数値を見ると、第一例示ではボツツェン支店から重量にして4700ツェントナー、金額にして duc. 18204. 18. 5の銅を受入れている。これをもとに計算すると1ツェントナーは約 duc. 3%<sub>0</sub>になり、1,750倍すると duc. 6774に近い金額がえられる (duc. 3%<sub>0</sub>×1,750ツェントナー=duc. 6825)。ここでも、末尾に「評価」と書くべきであったであろう。

主要簿の勘定科目一覧表には、Kupffer zu Rom という勘定科目が含まれている。しかしヴェニス支店勘定には、No. 1と No. 2の双方とも per kupffer zu Rom という記入はない。主要簿に Kupffer zu Rom 勘定を設けたものの、そこにはなんの記入もなされなかったのである。それは、No. 1についていえば、第一例示でローマ支店に銅を送ったことがないためである。また No. 2の場合は、たとえ同支店へ銅を送ったとしても、第二例示の仕訳の仕方のために、主要簿までは金額が記入されないわけである。

そこで、第二例示でローマ支店へ銅を送ったことの有無を調べると、12月28日に1回だけ送っている。その重量が250ツェントナーで、総括表の重量と一致する。したがって上述のボツツェン支店への銅の場合と同様に、1ツェントナーを duc. 3%<sub>0</sub>として計算すると、250ツェントナーでは duc. 975になる。duc. 900と可成り異なるものではあるが、前記三つの場合と同様に、第二例示で付されなかった金額を、第一例示の数値をもとにこの段階で評価したものと考えると、この金額はこのようにして計算されたものと考えしかるべきでない。duc. 975と大きく違うのは、総括表記入時に誤記したためなのかもしれない。

### 5. 総括表に記載されていない金額(I)

もし以上の推論が妥当なもので、四つの金額が第二例示で示されていない金額を、総括表を作成するにあたって第一例示のデータを参考にして「評価」したものとすると、総括表は第一例示および第二例示全体を、第一例示の仕訳原則に従って示そうとしていることになる。しかしだとすると、一つの問題が生ずる。この段階で第二例示で示されていない金額を評価して、第二例示全体を

も示さんとするのであれば、第二例示の同種の事柄すべてについて評価すべきであったであろう。しかし第二例示でなされたフッガー一家他店との間の銅または銀の増減取引のうち、結局総括表に金額が記載されないままになっている場合が、二つある。このことによって総括表は、第一例示および第二例示全体を、第一例示の仕訳の仕方に従って集計しようとしたものであったとしても、結果はそうとはなっていないのである。

一つは、10月24日に本店へ送った絹布 duc. 1575を入手するさいに交換に供した、銀 duc. 1288と銅 duc. 337½中の duc. 1575の部分である。この交換においては、払出した銀と銅の合計額 duc. 1625½と受入れた絹布 duc. 1575との差 duc. 50½を、現金で受取っている。このことについては、第二例示では一連の取引の結果だけを示めす処理を行っているため、duc. 50½についてだけ借方を現金勘定、貸方を銅勘定として仕訳し、貸借のバランスだけは保っている。duc. 1575については、duc. 50½で仕訳する理由として、小書きに書かれているにすぎない。そして Capus の銅勘定の貸方には減少した個数、重量および duc. 50. 12. - を、銀勘定の貸方には減少した個数と重量、そしてヤコブ・フッガー氏勘定の貸方には交換により入手した絹布を送ったという事実だけを記入しているにすぎない<sup>(21)</sup>。結局 duc. 1575については、勘定口座に記入されていないため主要簿に記入せず、総括表の段階でもそれを評価・記載することは行われていない<sup>(22)</sup>。

他の一つは、第一例示から第二例示に繰越された銅 duc. 141. 2. 15の場合である。第二例示では、10月1日にこの繰越について仕訳を行ってはいる。しかしその末尾に金額を記入せず、Capus の銅勘定にも金額を記入していない。そのため、主要簿のどこにもこの金額は記入されていない。確かにヴェニス支店勘定 No. 2の借方最上部に記入されている第一例示の期末におけるフッガー一家他店勘定以外の諸勘定の借方残高合計 duc. 3384. 15. 31の中には、この金額が含まれてはいる。しかしそれら諸勘定の借方残高合計は、ヴェニス支店勘定 No. 1の貸方末尾にも記入されている。したがってヴェニス支店勘定の No. 1および No. 2全体としては、結果的に相殺されていることになる。しかも、duc. 141. 2.

15については、ヴェニス支店勘定 No. 2の貸借合計を一致させるためであろう。その貸方末尾にも記入して相殺している<sup>(23)</sup>。

## 6. 総括表に記載されていない金額(II)

総括表と主要簿の関係でみると、さらにもう一つの場合がある。それは当然、主要簿に記載されながら、総括表には記載されていない金額の存在である。

そのような場合は、三つに分けることができる。一つは、主要簿の他の諸勘定には記載されておらず、ヴェニス支店勘定にだけ No. 1の貸借を合計で一致させるために末尾に記載し、No. 2の最上部の貸借逆の側に引継いでいる金額である。具体的には、No. 1借方と No. 2貸方に記載されている duc. 240 (9月30日現在のダニエル・デ・ソウィッチョ氏に対する債務残高)、および No. 1貸方と No. 2借方に記載されている duc. 3384. 15. 31 (9月30日現在のビザニ銀行に対する債権残高、現金有高、銅有高の合計) がそれである<sup>(24)</sup>。

つぎは、前述のヴェニス支店勘定 No. 2の貸方末尾に記載されている duc. 141. 2. 15 (9月30日現在の銅有高) である。これは、第一例示では銅に金額を付し、第二例示ではそれに金額を付さないため、一度は No. 1から No. 2に引継いだものの、No. 2だけの貸借合計を一致させる目的で相殺するために記載されたものである。もしこれを総括表に記載すると、銅が増加しているにもかかわらず減少したことを示す結果になる。

以上二つの場合は、総括表をヴェニス支店勘定をもとに作成したとしても、結局は相殺されることになるか、記載すると逆の状態を示すことになるため、総括表に記載しないとしても特に問題はない。またもし、総括表を主要簿の他の諸勘定から作成したとすると、もともとどこにも記載されていないのであるから、総括表には記載されないことになる。

残る一つは、第一例示または第二例示で仕訳されて勘定口座に転記され、かつ主要簿の他の諸勘定に記載されてヴェニス支店勘定にも記載されながら、総括表には記載されていない金額である。ヴェニス支店勘定の貸借に従って具体的にいえば、借方 No. 1の per vortail eingemen duc. 3900. 5. 19, 借方 No.

2の per silber duc. 25841. 6. ーおよび per kupffer duc. 7646と、貸方 No. 1の per vnkost ausgeben duc. 196. 12. ー, per potenlon ausgeben duc. 8および per vortail ausgeben duc. 1. 1. 12の六つである<sup>(25)</sup>。これらのうち、利益および費用を集計表に記載しない理由については、「それは動産ではない」(es ist nit mobile)からと述べられているのであるが、銅および銀を記載しない理由については、なんの説明もない。

以上のように、総括表には、フッガー一家他店との取引が発生時に仕訳されて勘定口座に転記され、かつ主要簿にも記載されたうえで記載されていることが多い。しかし主要簿に記載されている金額であっても総括表に記載されていないことがあり、他方では取引発生時に仕訳されなかった金額が総括表の段階ではじめて記載されていることがある。

このうち後者は、第二例示の記帳法を第一例示のそれになおす意味をもつのであるから、結果的には、総括表が第一例示および第二例示全体を一つの記帳法によって処理したものの集計となることに役立っている。しかし前者は、取引として生じたものを除外することであるから、総括表を第一例示および第二例示の全体を示さないものとしている。

もともと主要簿での記載自体が、フッガー一家他店との取引内容によって、整然と区分処理されているわけではなく、その主要簿の記載額を総括表に含めるか否かも、「動産」か否かによって区分しているとはいえ、動産の意味が明確ではない。このような理由から、総括表がたとえフッガー一家他店との取引金額だけを集計しようとするものであるとしても、一つの体系的で意味のある内容は示していないといわざるをえない。

## 7. 総括表の目的

われわれが、たとえ意味のある内容を十分には示していないと考えるとしても、シュバルツが総括表を作成しているのは事実である。したがってかれにとっては、総括表を作成することに、なんらかの目的があったと考えねばならないことになる。では、その目的とは一体何であろうか。

この点についてかれは、73枚目裏頁から74枚目表頁にかけての説明で、つぎのような意味のことを記述している<sup>(26)</sup>。

フッガー一家の各店は、「それぞれ同じ日に計算を締切っている」(ein jeder factor für sich selbst, alle auf ain tag rechnung beschließen)。ただ「各店の所在地がどこであるかによって、計算に用いる貨幣・尺度・重量の単位は異なっている」(so wirt ein jeder sein rechnung geben mit der werung, maß vnd gwicht, nach ains jeden lands art)。貨幣単位についていえば、所在地により flemmisch gelt, frantzösisch cronon, lionisch pfund, mailendisch pfund imperiale, duc. de camera 等が用いられているわけである。

各店がこのような処理を行っているとして、ヴェニス支店が主要簿のAugspurger本店勘定借方に、何回かに分けて合計で duc. 87922. 12. 21の記入を行ったのに対して、Augspurger本店は主要簿のヴェニス支店勘定貸方に、120000 fl. を記入したとする。そしてこの120000 fl. を、本店は duc. 87000と換算したとしよう。この場合は、ヴェニス支店の主要簿のAugspurger本店勘定貸方に duc. 87000を記入し、Augspurger本店の主要簿のヴェニス支店勘定借方に120000 fl. を記入する。その結果としては、本店のヴェニス支店勘定には残高が無くなるものの、ヴェニス支店のAugspurger本店勘定借方には「duc. 922. 12. 21の残高が残ることになる。その残高はAugspurgerでのつぎの計算へ繰越す」(Den rest soll man steen lassen, wie dann im Vns die 922 duc. 12 g. 21p. still pleiben ston auf die kunfftige Augspurger rechnung No. 2 weiter zuuerrechnen)。

シュバルツが述べているのは、おおよそこのような内容のものであるが、各店が同一の仕訳原則および同一の帳簿をもって処理しているのは、当然の前提であろう。

ここで述べられているのは、二つの店の記帳額を相殺することであるが、そのような相殺処理を行うには、各店の主要簿が手もとにあることが必要になる。相互に連絡しつつ、それぞれの店で相手のデータを入手して処理したと考えるのは、当時の通信事情からすると非現実的である。とするとこの処理は、各店

の主要簿が集められる店で行われたと考えねばならない。そのような店はフッガー一家の場合、当然Augspurger本店であったであろう。

このように、Augspurger本店においてフッガー一家各店の記帳額を相互に相殺していたであろうことは、第一例示から第二例示への繰越手続をみた時点で、すぐに予測できたところであった。第二例示は、第一例示の期末残高を引継ぐところからはじまっているが、そのさい第一例示の期末残高のうち、フッガー一家他支店の勘定残高だけは繰越されていないのである<sup>(27)</sup>。

では、本店での相殺処理に各店の主要簿が必要であったとして、そのさい総括表はどのような役割をはたしたのであるか。

第一例示から第二例示に移行する過程で、本店において相殺処理が行われているのであるから、そのさいは第一例示についてだけの主要簿が作成され、本店に送付されたと考えねばならない。そのさいヴェニス支店が送付したのは、すでにみた主要簿のNo. 1であったはずである。第二例示の締切後には、主要簿のNo. 2が作成・送付されたであろう。少なくとも第一例示から第二例示への移行過程をみるかぎり、第二例示締切後に第一例示と第二例示全体の主要簿を作成・送付したとは考えられない。そのような主要簿だと、第一例示締切後に本店で相殺処理を行うことは不可能であったはずである。

ではなぜシュバルツは、第二例示締切後に、第一例示をも含む主要簿を作成しているのだろうか。それは、シュバルツ簿記書が教科書としての性格をもって書かれたためであろう<sup>(28)</sup>。本来は第一例示および第二例示をそれぞれ締切った後に、そのつど各主要簿を作成すべきところを、教科書としての説明の都合で、実際とは異なる時点で作成し、その作成手順だけを示そうとしたのであろう。

第一例示および第二例示をそれぞれ締切った後に各主要簿が作成されたとすると、総括表もそのつど作成されたと考えねばならない。そのさい総括表は、主要簿の要約表としての役割を担ったであろう。しかしすでに述べたごとく、総括表が十分にその役割をはたしたとは考えにくい。

各店が作成した総括表をもとに本店で相殺処理を行って、その結果が満足の

ゆくものとなるには、いくつかの条件が満たされることが必要であったであろう。

主要簿と総括表の一方だけに記載して他方に記載しない場合は、その取引に関係した二つの店が同様の処理を行っていないなければならない。また主要簿と総括表の双方に記載するとしても、総括表と主要簿での記載項目が、二つの店で同一となっていないなければならない。さらに各店それぞれに異なった貨幣単位で記帳している場合は、本店での換算額が、各支店の記帳額と一致しなければ、相殺後に残高が生ずることになる。これらの諸条件が、十分に満たされていたであろうか。すでに見たところから、われわれは十分には満たされていなかったものとする。

#### 8. 総括表での計算の誤り

最後に総括表末尾の「ヴェニス支店の通常の取引から生じた受入れべき金額が支払うべき金額を上まわる超過額」(Rest hat der gmain handel aus Venedig mer einzunemen weder zuzaln) duc. 6479. 18. 29に注目すると、これが求められるまでの過程には、いくつかの誤りがある。

総括表がヴェニス支店勘定をもとに作成されているとする。同勘定は、No. 1 および No. 2とも貸借の合計が一致しており、そこでの計算には誤りはない。だとすると、ヴェニス支店勘定の No. 1 および No. 2の記載額すべてを集計した場合は、貸借の合計は相互に一致することになる。しかしすでに見たごとく、ヴェニス支店勘定に記載されているにもかかわらず総括表に記載されていない金額がある一方で、ヴェニス支店勘定に記載されていないにもかかわらず総括表には記載されている金額がある。しかもそれらの金額は、同額ではない。そのため総括表の貸借を合計しても、相互に一致することははじめからありえないのである。当然、ヴェニス支店勘定に記載されているにもかかわらず総括表に記載されていない金額と、ヴェニス支店勘定に記載されていないにもかかわらず総括表に記載されている金額を相殺しただけの、差が生じることになる。

そこでそれらの金額を確定するために、まずヴェニス支店勘定に記載されて

いるにもかかわらず総括表には記載されていない金額を、ヴェニス支店勘定での貸借に従って見ることにする。ただし、ヴェニス支店勘定 No. 1の末尾と同勘定 No. 2の貸借逆の側の最上部に書かれている同額の金額は、相殺されて貸借の合計のバランスに関係しないことになるため、はじめから除外する。

ヴェニス支店勘定に記載されながら総括表には記載されていない借方の金額は、duc. 3900. 5. 19, duc. 25841. 6. — および duc. 7646の三つで、その合計は duc. 37387. 11. 19である。それに対してそのような貸方の金額は、duc. 196. 12. —, duc. 8, duc. 1. 1. 12 および duc. 141. 2. 15の四つで、合計は duc. 346. 15. 27である。したがって総括表に記載されていない金額は、ヴェニス支店勘定の貸借に従っていえば、借方がそれらの差 duc. 37040. 19. 24だけ多く、合計では借方がそれだけ少ないことになる。しかし総括表とヴェニス支店勘定では貸借が逆なのであるから、総括表の合計は、貸方がそれだけ少ないことになる。

つぎに、ヴェニス支店勘定に記載されていないにもかかわらず総括表に記載されている金額をみると、借方は duc. 6610と duc. 900の合計 duc. 7510で、貸方は duc. 31310と duc. 6774の合計 duc. 38084である。したがってその差 duc. 30574だけ、この面では総括表の貸方に多く記入されていることになる。そのため、ここまでを集計すると、上記の duc. 37040. 19. 24が duc. 30574だけ減じられ、その残り duc. 6466. 19. 24だけ総括表の貸方が少ないことになる。これが、本来の「超過額」のはずである。

しかしこの額は、総括表末尾に書かれている「超過額」duc. 6479. 18. 29と比べると、duc. 12. 23. 5だけ少ない。この差は、どこから生じたものであろうか。

その原因は、大きく二つに分けることができる。一つは、総括表における計算の誤りで、他の一つは、ヴェニス支店勘定から総括表へ記入するさいの誤記である。

総括表における計算には、二つの誤りがある。一つは、貸借の合計の差として「超過額 duc. 6479. 18. 29」自体を計算する面においてで、総括表で求められている貸借の各合計をもって計算すると、差は duc. 6480. 18. 29になる。他の一つは、この duc. 6479. 18. 29を求めるときの貸方合計の計算においてで、

総括表に記載されている貸方の各金額の合計は、duc. 409266. 18. 19のはずである。この額をもって計算するとすれば、前述の超過額自体を計算するさいの誤りは度外視しうることになるが、正しい貸方合計額をもって計算したときの超過額は、duc. 6482. 1. 9になる。ただしこれでは、われわれが正しいと信ずる duc. 6466. 19. 24との差が、duc. 15. 5. 17に拡大することになる。

そこでもう一つの原因、すなわちヴェニス支店勘定から総括表を作成するさいの誤記をみると、すでに見たごとく、総括表の借方に書かれている Anttorf per Venedig の記入額は duc. 10900. 6. - で duc. 6だけ少なく、Mailand per Venedig の記入額は duc. 40130. 12. 13で p. 10だけ多くなければならない。したがってこれらの差 duc. 5. 23. 22だけ総括表の借方合計は少なくなるわけで、貸借の差は duc. 9. 5. 27にちぢまる。

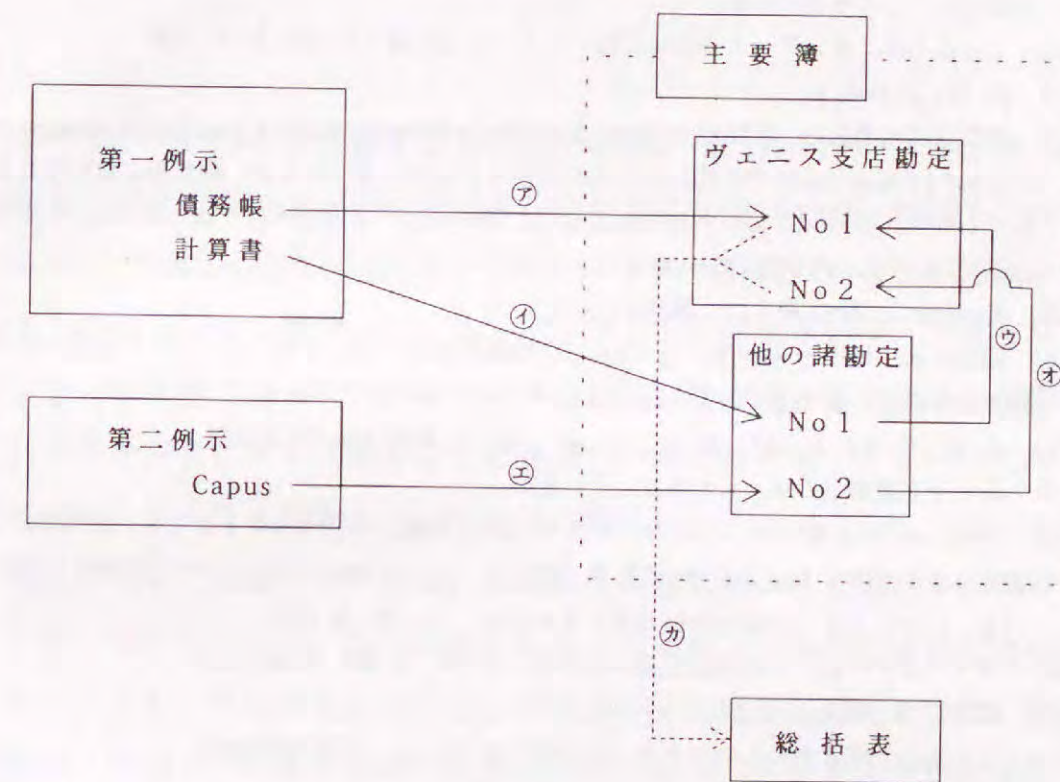
またヴェニス支店勘定と総括表を比べると、総括表の Augspurg per Venedig の貸方記入額は duc. 107552. 12. 9で、p. 10だけ少ないはずであり、それに対して Botzen per Venedig の貸方記入額は duc. 3268. 23. 5で duc. 8. 23. 5だけ、m. 11532 $\frac{1}{8}$  silber zu Hall の貸方記入額は duc. 83617. 21. 24で p. 20だけ、そして ctr. 820 kupffer zu Hall の貸方記入額は duc. 3325. 6. 12で g. 6 p. 12だけ、ともに多いはずである。したがって総括表の貸方合計は、これらの過不足を調整したあとの duc. 9. 5. 27だけ多いことになる。これは借方合計との差をちぢめるものであるから、上記の差 duc. 9. 5. 27は説明つくことになる。

もしヴェニス支店勘定の記載額と総括表の記載額が異なる場合は、処理手順からして前者が正しいものと仮定し、ヴェニス支店勘定に記載されていないにもかかわらず総括表に記載されている金額は、それを正しいものとみなすと、総括表の借方合計は duc. 415742. 20. 6、貸方合計は duc. 409276. -. 14であり、その差はわれわれが別の角度から求めた「超過額」duc. 6466. 19. 24と一致することになる。

ただこの金額が、「ヴェニス支店の通常の取引から生じた受入れるべき金額が支払うべき金額を上まわる超過額」を正しく示しているかとなると、主要簿および総括表の作成過程からみて、疑問が残る。

最後に、第三例示の記帳関係図を示すことにしよう。

(第4図)  
第三例示記帳関係図



(注)

- ㉞は、フッカー一家他店勘定を除く各勘定残高を、貸借逆に (9/30)
- ㉟は、勘定別、貸借別に (主として9/30)
- ㊱は、貸借逆に (9/30)
- ㊲は、勘定別、貸借別に (貸借逆に、主として12/31)
- ㊳は、貸借逆に (12/31)
- ㊴は、勘定別、貸借逆に (12/31)

- (1) A. W., S. 264.
- (2) das Hauptbuch von ac. 51 bis ac. 60 in 25 conto と書かれているが、Das Alphabeth uber das Hauptbuch には、24の勘定しか示されていない。(A. W., S. 255 und 264)
- (3) 主要簿の勘定科目は Augspurg per Venedig となっている。このような地名の綴りの違いは、簿記書全体を通して、可成りみられる。
- (4) ダンチッヒ写本では、「注解」の前、すなわち主要簿の直後に書かれているという。(A. W., S. 265. Anm. 197)
- (5) 本書269~270頁参照。(6) 本書277~278, 312頁参照。
- (7) ただし No. 2では、per Augspurg ausgeben と書かれている。これは明らかに誤りであろう。

- (8) duc. 10906. 6. - が誤りであることは、ヴァイトナーも指摘している。ウィーンおよびダンチッヒの各写本には、duc. 10900. 6. - と書かれているという。(A. W., S. 265. Anm. 198)
- (9) Anttorf の場合を除く三つの誤りについては、ヴァイトナーは全くふれていない。したがってウィーンおよびダンチッヒの各写本でも同様の誤りがあったとも考えられるが、ヴァイトナーが見落したとも考えられる。
- (10) この記入は、ダンチッヒ写本にはないという。(A. W., S. 265. Anm. 199)
- (11) A. W., S. 266.
- (12) これらは主要簿の、Silber zu Rom, Kupffer zu Botzen, Seidin gwand zu Augspurg および Clainat zu Augspurg の各勘定記入額に見合うものはずであるが、翻刻版にはいずれも示されていない。なお、ヴェニス支店勘定借方に書かれている Kupffer zu Botzen の金額 duc. 18204. 18. 15 は、仕訳帳の記入額より p. 10 多い。
- (13) Kupffer zu Hall 勘定は、翻刻版にはない。
- (14) Silber zu Hall と Kupffer zu Hall は、内容を正しく示してはいない。ハル支店からは銀と銅を受入れているだけである。zu ではなく von とすべきであろう。
- (15) A. W., S. 267. (16) A. W., S. 236. (17) 本書220~221頁参照。
- (18) ローマ支店勘定には、全く転記していない。
- (19) Silber zu Hall 貸方の二つ目のパラグラフに、「48個、4318マルク4ロット、11月10日と10月20日にヴェニスでNo. 2について計算。受入れ: ac. 58 duc. 31310について評価」と書かれている。しかし duc. 31310の根拠は示していない。(A. W., S. 263)
- (20) ヴァイトナーも、この誤記を認めている (A. W., S. 265. Anm. 200)
- (21) A. W., S. 250 und 252.
- (22) この処理が不適当なものであることは明らかである。本書225頁参照。
- (23) 本書270頁参照。
- (24) No. 1では duc. 141. 2. 15 と duc. 831. 2. 8 の合計と duc. 2412. 11. 8 を分けて示しているが、No. 2ではそれらを合計額で示している。
- (25) duc. 25841. 6. - と duc. 7646 が、どのようにして求められたかは不明である。本書316頁参照。
- (26) A. W., S. 267. (27) 本書173頁参照。
- (28) 教科書として利用されることを意図したことは、説明文中の「商売を行い自分で簿記をつけている商人は、この簿記書またはひな型から多くを学ぶことができ…」という記述から推測できる。(本書37頁参照)

## おわりに

シュバルツが1518年に手書きした簿記書の検討は、以上でひとまず終わることになる。そこで最後に、いつのころからか気になりはじめ、時間とともにふくらんで、ついには頭から離れなくなった一つの疑問について述べ、本書を閉じることにする。その疑問とは、シュバルツがこの手書き本を、どのように書いたかという問題である。かれはこの本を、十分な下書きをしたうえで書いたのであろうか。それとも下書きなしに直接に、または下書きをしたとしても十分には推敲しないまま清書したのであろうか。

この点について結論を下すには、写本および翻刻版の作成過程をも勘案しなければならないであろう。ただわれわれは、写本および翻刻版はほぼ忠実に作成されているものと信ずる。エルピング写本を中心にした翻刻版には、他の二冊の写本との違いが可成り詳細に注記されているが、それをみるかぎりには、三冊の写本相互に大きな違いはない。このことを踏まえた上でわれわれは、この手書き本は、下書きをせず何日かをかけて、ただ書くたびに一応それ以前の部分を読みかえすかたちで書かれたものと考え、そしてさらに例示部分についていえば、実務で行うのとは違った順、すなわち簿記書を書くための便宜的な順で書かれたものとする。

その理由は、つぎのような点が存在するからである。この本には、記述の不整合、スペルの不統一、誤記および計算違いといった、十分に推敲すれば当然防げたであろうことがあまりにも多い。それぞれの例をみよう。

記述の不整合の最たるものは、説明部分にみられる。そこでは、転記先勘定口座の丁数を仕訳の左余白に分数形式で示すと、幾度も書かれている。しかし1518年に手書きされた部分に限っていえば、そのような分数形式による元丁の表示は全くなされていない。別の方法による元丁の表示も、いっさいなされて

はない。また第一例示の仕訳帳で、日付のつけ方が最初の頁だけ違うこと、第二例示の仕訳帳の末尾に「仕訳帳のおわり、Capusにつづく」と書きながら、実際には債務帳を示していること、これらも不整合といえるであろう。

スペルの不統一は、とくに人名、地名の場合に目につく。たとえば最も回数多く使われている本店を示す勘定科目すなわち多くは Jacob Fugger と書かれている勘定科目を、ときに Jacoben Fugger, Jakob Fugger または Jacobo Fugger とも書いている。第一例示の取引先勘定の一つである Pagathini についていえば、全部で四回行われている同店との取引のうちの二回の仕訳では、勘定科目をそのように書いているが、残り二回の仕訳では勘定科目を Pagatini または Pasatini と書いている。また他支店の一つであるローマ支店は Roma または Rom と、同じく他支店の一つであるアントワープ支店は Anttorf または Anttorff と書いており、それぞれでいずれのスペルを多く用いようとしているかは判断できない。

誤記は、第二例示にとくに多い。そこでの勘定口座の記入では、仕訳の二つの要素がともに債務帳に転記される場合に限り、仕丁と同一仕訳のもう一方の転記先元丁とが書かれている。そのように、二つの要素がともに債務帳の勘定口座に転記されているのは48回（仕訳数は24）であるが、そのうち五回の転記で丁数が誤記されている。第二例示ではほかに、日付および重量の誤記もある。

計算違いは、残高の計算で多くみられるが、その原因としては、グロッシェンが24進法、ピゾーリが32進法であることが考えられる。第一例示で開設されているのは24の勘定口座（期末に新設した勘定口座を含む）であるが、それらのうち銅勘定とポッツェン支店勘定の残高計算で、ピゾーリのレベルに誤りがある。また第三例示の総括表では、貸方合計と貸借差額の各計算に誤りがある。

以上で示した不整合、不統一、誤記および計算違いは、単なる例にすぎない。それらは、訂正されないままにおわっている。例として示したものだけでもこれほどの不整合等のあることをみれば、下書きをして十分に推敲したとは到底いえないであろう。われわれはさらに進んで、一応下書きをしたこと自体を否定するわけであるが、そう考える根拠は、誤記および計算違いに気付いて訂正

している場合の、その訂正の仕方である。

第一例示の計算書借方で、4月15日の運搬夫への現金 duc. 8の支払いを、はじめ duc. 12と誤記している。そしてその訂正を、同日付で貸方に duc. 4を記入することで行っている。これは、誤記に直ぐ気付いたことを示めすと同時に、貸借記入額のバランスを崩さない方法で訂正したものであるが、一応下書きをしたのであれば、duc. 12を消して、直接 duc. 8と訂正したであろう。ここでの訂正は、一旦書いたものは消さないという方法である。

このように、誤りに直ぐ気付いて訂正した場合のほかに、しばらくして誤りに気づき、その時点で訂正している場合もある。同じ計算書貸方末尾に9月30日付で記入されている duc. 800がそれである。これは、計算書の丁数34で8月20日に貸借差額を求めたさいに、貸方合計 duc. 221493. 16. 8を duc. 800少なく計算した誤りの訂正である。この訂正は、少なく計算した額をあとから加えるというものであるが、この場合も、下書きをしたのであれば丁数34の計算を直接訂正することができたであろう。

以上の理由によってわれわれは、シュバルツがこの本を下書きなしに直接書いたものと考えたいわけであるが、この結論には若干の躊躇もある。なぜなら第三例示のあとに、「一つの実験を行い、正しいことばかりでなく多くの誤りを書いた。それはそうすることで学習させ、事実と事実を相互に明らかにするためである」と書かれているからである。この記述が第三例示だけのものか、説明部分を含む手書き本全体についてのものかは明らかではない。しかし上記二つの誤りとその訂正が、仮りにここでいう実験であって意識的なものであったとすると、われわれの結論こそ訂正しなければならないことになる。

つぎに執筆順についていえば、現在のわれわれもときにそうするように、この本の第一例示および第二例示とも、まずすべての仕訳を行い、ついで勘定口座への転記をまとめて行うという順に書かれたものと考えられる。

第一例示では6月23日と8月28日の各仕訳の貸方を、9月21日に現金勘定に転記している。また第二例示では12月28日の仕訳の借方を、12月30日に現金勘定に転記している。これらの転記の前には、それらの仕訳日以降になされた仕



訳からの転記が各仕訳日付ですでになされている。

6月23日と8月28日の仕訳はともにそれぞれの日の唯一のもので、12月28日には二つの仕訳しかなくない。このように一つまたは二つしかなくない仕訳からの転記を、説明文で繰返し書かれているように仕訳のつど転記するとき、見落すことがありうるであろうか。一定期間の仕訳をまとめて転記するときのみ起りうることを考えねばならないであろう。

実際とは違う順に執筆したであろうことは、第三例示の総括表からも推測できる。われわれは総括表を、本店で決算後に行う、本支店間の債権・債務の相殺およびフッガー一家全体の商品販売益計算のために各店が作成したものと考えられるわけであるが、だとすると総括表は第一例示および第二例示の各締切後にそれぞれ作成されていなければ意味がない。第二例示締切後に第一例示を含む全体についての総括表を作成したのは、実際での手順を無視し、総括表の作成手続だけを説明せんとしたためと考えねばならないであろう。

なお、執筆に都合の良い順に書くことができた背景としては、記帳例示で用いられている取引が、予めきまっていたという事実を見逃すことができない。シュバルツが用いたのは、フッガー一家のヴェニス支店で1516年に行われた実際の取引、ほぼそのままである。

## 参 考 文 献

(洋書)

(ABC順)

- Ball, J. N.; *Merchants and Merchandise, The Expansion of Trade in Europe 1500~1630*, London, 1977.
- Bechtel, Heinrich; *Wirtschaftsgeschichte Deutschlands von der Vorzeit bis zum Ende des Mittelalters*, München, 1951.
- Beigel, R.; *Rechnungswesen und Buchführung der Römer*, Wiesbaden, 1968.
- Berliner, Manfred; Valentin Mennher de Kempten, in *Zeitschrift für Buchhaltung, Fachblatt für das gesamte Rechnungswesen*, Vierter Jahrgang, 1895.
- Brown, Richard; *A History of Accounting and Accountants*, London, 1968.
- Bywater, M. F. and Yamey, B. S.; *Historic Accounting Literature: a companion guide*, London and Tokyo, 1982.
- Chatfield, Michael; *A History of Accounting Thought*, Illinois, 1974. (津田正晃, 加藤順介訳, チャットフィールド会計思想史, 文眞堂, 昭和53年)
- Ehrenberg, Richard; *Das Zeitalter der Fugger, Geldkapital und Creditverkehr im 16. Jahrhundert*, Erster Band, Zweiter Band, Jena, 1963.
- *Grosse Vermögen, Ihre Entstehung und Bedeutung*, Erster Band, Jena, 1925.
- *Die Fugger Rothschild-Krupp*, Jena, 1925.
- Fink, August; *Die schwarzschen Trachtenbücher*, Berlin, 1963.
- Grosse, Hugo; *Historische Rechenbücher des 16. und 17. Jahrhunderts*, Wiesbaden, 1965.
- Häbler, Konrad; *Die Geschichte der Fugger'schen Handlung in Spanien*, Weimar, 1897.
- Hartsough, Mildred L.; A New Treatise on Bookkeeping under the Fuggers, in *Journal of Economic and Business History*, 4, 1932.
- Have, O. ten; *The History of Accountancy*, California, 1976. (三代川正秀訳, 会計史, 税務経理協会, 昭和62年)
- Hering, Ernst; *Die Fugger*, Leipzig, 1944.
- Hildebrandt, Reinhard; *Die "Georg Fuggerischen Erben", Kaufmännische Tätigkeit und sozialer Status 1555~1600*, Berlin, 1966.
- Jäger, Ernst Ludwig; *Beiträge zur Geschichte der Doppelbuchhaltung*, Stuttgart, 1874.
- Jansen, Max; *Jacob Fugger der Reiche, Studien und Quellen I*, Leipzig, 1910.
- Kats, P.; Early History of Bookkeeping by Double Entry, in *The Journal of Accountancy*, March, April, 1929.

- A Surmise regarding the Origin of Bookkeeping by Double Entry, in *The Accounting Review*, Dec. 1930.
- Kellenbenz, Hermann; Der Stand der Buchhaltung in Oberdeutschland zur Zeit der Fugger und Welser, in *Die Wirtschaftsprüfung*, Heft 22, 1970.
- Nürnberger Handel um 1540, in *Mitteilungen des Vereins für Geschichte der Stadt Nürnberg*, 1960.
- Kirshner, Julius (ed.); *Business, Banking, and Economic Thought in Late Medieval and Early Modern Europe* (Selected Studies of Raymond de Roover), Chicago and London, 1974.
- Kulischer, Josef; Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters und der Neuzeit, München, 1958. (松田智雄監修, 諸田実他訳, ヨーロッパ近世経済史 I, 東洋経済新報社, 昭和57年)
- Leitherer, Eugen; *Geschichte der handels- und absatzwirtschaftlichen Literatur, Köln und Opladen*, 1961.
- Leisering, Walter; *Putzger Historischer Weltatlas*, Berlin, 1979.
- Littleton, A. C. and Yamey, B. S.; *Studies in the History of Accounting*, London, 1956.
- Littleton, A. C.; *Accounting Evolution to 1900*, New York, 1966. (片野一郎訳, 清水宗一助訳, リトルトン会計発達史, 同文館, 昭和45年)
- Linhardt, Hanns; *Die historische Komponente der funktionalen Betriebswirtschaftslehre, Betriebsfunktionen—historisch betrachtet, Betriebswirtschaftliche Schriften, Heft 14*, Berlin, 1964.
- Löffelholz, Josef; *Geschichte der Betriebswirtschaft und der Betriebswirtschaftslehre. Altertum—Mittelalter—Neuzeit bis zu Beginn des 19. Jahrhunderts, Betriebswirtschaftliche Abhandlungen*, Bd. 23, Stuttgart, 1935.
- Nebinger, Gerhart und Rieber, Albrecht; *Genealogie des Hauses Fugger von der Lilie, Stammtafeln, Studien zur Fuggergeschichte*, Tübingen, 1978.
- Norden, Albert; *Herrscher ohne Krone*, Frankfurt am Main, 1974.
- Ogger, Günter; *Kauf dir einen Kaiser, Die Geschichte der Fugger*, München und Zürich, 1978.
- Ortner, Eugen; *Glück und Macht der Fugger*, München, 1978.
- Penndorf, Balduin; The Relation of Taxation to the History of the Balance sheet, in *The Accounting Review*, Vol. 5, 1930.
- Matthäus Schwarz, der „Fürneme“, Hauptbuchhalter der Fugger, in *Der*

- Kaufmann und Das Leben, Beiblatt zur Zeitschrift für Handelswissenschaft und Handelspraxis*, Nov. 1912.
- *Geschichte der Buchhaltung in Deutschland*, Leipzig, 1913.
- Peragallo, Edward; *Origin and Evolution of Double Entry Bookkeeping, A Study of Italian Practice from the fourteenth century*, New York, 1938.
- Pölnitz, Götz Freiherrn; *Jakob Fugger, Kaiser, Kirche und Kapital in der oberdeutschen Renaissance*, Tübingen, 1949.
- *Jakob Fugger, Quellen und Erläuterungen*, Tübingen, 1951.
- *Anton Fugger*, 2. Band, Tübingen, 1963.
- Rieger, Wilhelm; *Einführung in die Privatwirtschaftslehre*, Nürnberg, 1959.
- Roover, Raymond; Early Accounting Problems of Foreign Exchange, in; *The Accounting Review*, Vol. 19, 1944.
- The Lingerin Influence of Medieval Practices, in *The Accounting Review*, Vol. 18, 1943.
- Characteristics of Bookkeeping before Paciolo, in *The Accounting Review*, Vol. 13, 1938.
- Rörig, Fritz; *Das Einkaufsbüchlein der Nürnberg-Lübecker Mulich's auf der Frankfurter Fastenmesse des Jahres 1495*, Breslau, 1931.
- Scheuermann, Ludwig; *Die Fugger als Montanindustrielle in Tirol und Kärnten, Ein Beitrag zur Wirtschaftsgeschichte des 16. und 17. Jahrhunderts*, München und Leipzig, 1929.
- Schiele, Hartmut und Ricker, Manfred; *Betriebswirtschaftliche Aufschlüsse aus der Fuggerzeit*, in *Nürnberger Abhandlungen zu den Wirtschafts- und Sozialwissenschaften*, Heft 25, 1967.
- Schulte, Aloys; *Geschichte des mittelalterlichen Handels und Verkehrs zwischen Westdeutschland und Italien mit Ausschluß von Venedig*, I. Band. Darstellung, Berlin, 1966.
- Sieveking, Heinrich; *Wirtschaftsgeschichte*, Berlin, 1935.
- Simonsfeld, Henry; *Der Fondaco dei Tedeschi in Venedig und die deutsch-venetianischen Handelsbeziehungen*, 2. Band, Stuttgart, 1887.
- Sombart, Werner; *Der moderne Kapitalismus*, 1. und 2. Band, München und Leipzig, 1919.
- Strieder, Jacob; *Die Inventur der Firma Fugger aus dem Jahre 1527*, in *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft, Ergänzungsheft XVII*, 1905.

- *Jacob Fugger the rich, Merchant and Banker of Augsburg 1459~1525*, (translated by Hartsough, M. L.) Westport, 1966.
- Sykora, Gustav; *Systeme, Methoden und Formen der Buchhaltung von ihren Anfängen bis zur Gegenwart*, Wien, 1952.
- Weber, Eduard; *Literaturgeschichte der Handelsbetriebslehre*, in, *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft, Ergänzungsheft XLIX*, 1914.
- Weitnauer, Alfred; *Venezianischer Handel der Fugger Nach der Musterbuchhaltung des Matthäus Schwarz*, München und Leipzig, 1931.
- Woolf, Arthur H.; *A Short History of Accountants and Accountancy*, London, 1912. (片岡義雄, 片岡泰彦訳, ウルフ会計史, 法政大学出版局, 昭和52年)
- Yamey, Basil S.; *The Functional Development of Double-entry Bookkeeping*, in, *The Accountant*, Nov. 1940.
- *Notes on the Origin of Double-entry Bookkeeping*, in, *The Accounting Review*, Vol. 22, 1947.
- *Fifteenth and Sixteenth Century Manuscripts on the Art of Bookkeeping*, in, *Journal of Accounting Research*, Spring, 1967.

## (和書)

(アイウエオ順)

- 泉谷勝美著；中世イタリア簿記史論（森山書店，昭和39年）
- 井上 清著；ヨーロッパ会計史（森山書店，昭和43年）
- 著；ドイツ簿記会計史（有斐閣，昭和55年）
- 稿；シュヴァルツの簿記法（会計，第109巻，第6号，第7号）
- 稿；ドイツ簿記小史（社会科学論集，第29号）
- 稿；シュヴァルツの二重帳簿（産業経理，Vol. 38, No. 10）
- 稿；シュヴァルツの「3種の簿記」（社会科学論集，第42号，第43号）
- 上原専祿著；独逸中世史研究（弘文堂書房，昭和17年）
- 著；独逸中世の社会と経済（弘文堂，昭和25年）
- 江村 稔著；複式簿記生成発達史論（中央経済社，昭和28年）
- 大塚久雄著；株式会社発生史論（大塚久雄著作集，第1巻）（岩波書店，昭和44年）
- 岡下 敏著；シュバルツ簿記書の研究—ドイツ会計史—（同文館，昭和55年）
- 片岡泰彦著；ドイツ簿記史論（森山書店，1994年）
- 稿；シュヴァルツの損益計算法（産業経理，Vol. 39, No. 4）

- 稿；フッガー家の決算諸表概観（大月短大論集，第8号）
- 稿；フッガー家の会計諸表（会計，第115巻，第6号）
- 片岡義雄著；パチョーリ「簿記論」の研究（森山書店，昭和32年）
- 岸 悦三著；会計生成史（同文館，昭和50年）
- 著；会計前史（同文館，昭和58年）
- 黒澤 清著；改訂簿記原理（森山書店，昭和31年）
- 小島男佐夫著；簿記史論考（森山書店，昭和39年）
- 著；複式簿記発生史の研究（改訂版）（森山書店，昭和40年）
- 白井佐敏著；複式簿記の史的考察（森山書店，昭和36年）
- 稿；フッガー家の簿記技術について（経済学雑誌，第77巻，第4・5号）
- 稿；ドイツ会計史—16世紀における複式簿記の展開—小島男佐夫責任編集，会計史および会計学史（体系近代会计学 VI，中央経済社，昭和54年）
- 田中藤一郎稿；マテウス・シュワルツの吟味（経営学論集，第14輯）
- 戸田義郎先生退官記念事業会編；簿記・会計の理論と歴史（千倉書房，昭和51年）
- 林健太郎編；ドイツ史（世界各国史 III）（山川出版社，昭和41年）
- まつだ・あきら稿；ヤコブ・フガー（産業経済研究，第5号，第6号，第7号，第9号，第10号，第18号）
- 茂木虎雄著；近代会計成立史論（未来社，昭和44年）
- 諸田 実著；ドイツ初期資本主義研究（有斐閣，昭和42年）
- 著；フッガー家の遺産（有斐閣，1989年）

